

佛領印度支那... 錫業

生産會社別生産高表(含有金屬量)

會社別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
鐵山調査及探掘會社	六〇〇	四八五	四八八	六〇〇	五九八	五九八	五九八
極東錫請負會社	—	—	—	—	—	—	—
東京錫及リオルサム會社	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
高地老錫錫山會社	五	五	五	五	五	五	五
ビア・ウアク錫會社	—	—	—	—	—	—	—
セギユイ・カオン錫山	—	—	—	—	—	—	—
計	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三	九三三

輸出量—輸出は殆ど總て新嘉坡に向けられ、同地の精煉工場に於て精煉の上再び各地に輸出される。

錫鑛輸出高表

鐵石	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
含有金屬量	一、七七一	一、六〇二	一、六〇二	一、九三六	一、九三六	二、三三九

新嘉坡向輸出量は毎年九九%餘を占め、殊に一九三五年に於ける新嘉坡向輸出量は九九.七%であつた。殘餘は佛國及香港向である。金屬錫生産、輸出及輸入量—金屬錫の精煉所はカオバンに工場及海防にシユピラ工場があつたが、前者は一九三二年以後生産皆無となつて居り、後者は専ら雲南産鐵石の精煉に従事してゐる。従つて領内産錫の精煉は現在行はれてゐない。

金屬錫生産・輸出及輸入量表

單位：噸
出所：同前表

年次	カオバン工場生産量	輸出(塊)	(銀錫及延錫)	(雲南錫)
一九三〇	二八九	—	—	—
一九三一	—	—	—	—
一九三二	—	—	—	—
一九三三	—	—	—	—
一九三四	—	—	—	—
一九三五	—	—	—	—

市價—錫の倫敦市價は一九二九年一英噸(一、〇一六磅)に付年平均二〇三磅餘より漸次下落し、一九三四年一時的に急騰を見たが再び下向し此の傾向は一九三六年下半年初期迄続いた。併し九月より更に急激に高騰し、一九三七年に入り近年にない高値を呼んでゐる。

年平均錫市價表

年次	倫敦市價	倫敦市價	倫敦市價	倫敦市價	倫敦市價
一九三〇	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六
一九三一	—	—	—	—	—
一九三二	—	—	—	—	—
一九三三	—	—	—	—	—
一九三四	—	—	—	—	—
一九三五	—	—	—	—	—

亞鉛—一九三〇年以後市價の急激なる下落に依り事業不振に陥り生産量も甚だしく減少した。而して從來數會社に依て採掘されてゐたが、一九二八年エンリン錫山が先づ事業を中止し、其後一九三〇及三一年の不況にチアンダ錫山が閉鎖される等今日に於ては僅に印度支那錫業治金會社のみが残り生

金屬錫生産、輸出及輸入量—前記カンエン冶金工場は一九三五年領内の鐵石全生産量より三、八三七噸を生産し、同時に一八噸の鉛を副産した。

金屬錫生産・輸出及輸入高表

年次	印支生産量	輸出	輸入
一九三〇	三、八三七	—	—
一九三一	—	—	—
一九三二	—	—	—
一九三三	—	—	—
一九三四	—	—	—
一九三五	—	—	—

尙一九三五年の輸出量四、二三七噸の中、三、八八七噸が佛國向、三五〇噸が日本向けであつた。

市價—一九三〇年以後急激なる下落を示した市價は一九三六年末まで持續されたが、同年一月より漸次好轉し、一九三七年に入り急激に騰貴し三月の如きは近年に無い高値を呼んでゐる。

年平均亞鉛市價表

年次	倫敦市價	倫敦市價	倫敦市價	倫敦市價	倫敦市價
一九三〇	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六	一、〇一六
一九三一	—	—	—	—	—
一九三二	—	—	—	—	—
一九三三	—	—	—	—	—
一九三四	—	—	—	—	—
一九三五	—	—	—	—	—

錫—印度支那に於ける鉛の生産高は極めて微々たるもので、寧ろ亞鉛精煉の副産物といふ程度である。殊に一九三〇年以後は亞鉛の生産減少に依り減少益々甚しく今日報告にも現はれない状態となつてゐる。會社は印度支那錫業治金會社の外安南ホアンマイにカルダ會社の小經營がある。尙近年最高

産を續けてゐるに過ぎない。現在知られてゐる鐵床は總て東京に所在し東京老開鐵道の間中に横たはる石灰層地に在るチアンダ、ランヒト、シヨドイエ、ン及エンリンの四山がある。鐵石は異種鐵、方亞鉛鐵、亞鉛、鉛混合鐵の三種で、その中異種鐵の産出最も外九〇%以上を占めてゐる。尙印度支那錫業治金會社は亞鉛及鉛の生産保護に關する一九三五年七月二四日附法律(施行細則は同年一〇月三日規定)に依り一九三五年下半年以後獎勵金を下附されてゐるが、同年下半年の右額は約六七、〇〇〇比弗で、鐵石一噸に付約一三〇法に相當してゐる。生産量—最近の鐵石最高生産量は一九二六年の六一、九三三噸(含有金屬量二五、二〇〇噸)であつたが、一九三六年の如きはその一八.三%に減少してゐる。一九三六年の生産額の増加は市價の騰貴に依る。

亞鉛生産高及價額表

摘要	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
異種鐵及方亞鉛鐵	二八	一四六	三〇	一五	二一六	一一三
含有金屬量	—	—	—	—	—	—
生産價額	—	—	—	—	—	—

輸出量—

仕向地別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
佛國及同植民地	一五	一三四	二	—	—	—
白耳義	—	—	—	—	—	—
日本	—	—	—	—	—	—
計	一五	一三四	二	—	—	—

佛領印度支那... 錫業

佛領印度支那... 鑛業

生産量を示したのは一九二六年の四〇七噸であつた。而して鉛鑛としては方鉛鑛及白鉛鑛で之等の中には少量の銀を含有してゐる。以下本鑛物の生産量價額及市價を示す。

鉛生産高、價額及市價表

項目	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六
生産高 (噸)	1,933	1,931	1,933	1,933	1,933	1,933	1,933
價額 (千比弗)	1,933	1,931	1,933	1,933	1,933	1,933	1,933
市價 (比弗/噸)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

年平均金屬鉛市價表

項目	一九二〇	一九二一	一九二二	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六
倫敦市價	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
巴黎市價	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

タンクステン

本鑛は含錫沖積層中より探掘せられるもので前記ピアラクにウオルフラム鑛層が埋まされてゐる。近年その生産量は逐年順調に増加つゝある。又印度支那の市價は一九三四年非常に高騰したが、此の高騰は一九三五年迄は大體維持されてゐた。併し倫敦市場市價には相當の變動があつた。此の印度支那に於ける市價が比較的強固な基礎の上に立つてゐたことは、隣邦支那の廣東、廣西及湖南各省政府に依て規定せられ且一九三五年總部軍糧處の一手掌握せらるゝ處となつたタンクステン輸出專賣權の實施せられたことに一因をおいてゐるものである。尙倫敦年平均市價は一九三三年—一四志、一九三四年—三六志八片、一九三五年—三五志五片であつた。

タンクステン鑛生産高表

項目	一九二〇	一九二一	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六
生産高 (噸)	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011
價額 (千比弗)	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011

會社別タンクステン生産高表 (金屬量)

項目	一九二〇	一九二一	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六
東京錫及ウオルフラム會社	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011
高地東京錫鑛山會社	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011
ビアウアク錫會社	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011
セグニイ・カオンン鑛山	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011

タンクステン鑛輸出高表

項目	一九二〇	一九二一	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六
輸出量 (噸)	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011
價額 (千比弗)	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011

産金地は領内到處に所在し佛國の侵入後土人に代り多數の佛國探金會社が設立されたが、殆ど探算を取り得ず或は倒産し或は事業閉鎖の止むなきに到り今日未だ見るべき状態に到つてゐない。産地の主なるものは東京のバクラン、バクカン州のナン川、老羅の瀾公河流域即ちルアンパバン及ヴィエンチアン兩市の各々下流地方、ヴィエンチアン州ナムサム地方、此の外サヴァナケト、サラバトメ、アトツプ州、安南に於てはヴィンより北々西一五〇軒のタンイ及コンナム州内及本世紀初當迄安南帝國政府の採取に

純銀生産高及價額表

項目	一九二〇	一九二一	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六
生産高 (噸)	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011
價額 (千比弗)	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011

印度支那には重要な鐵鑛山が多數存在してゐると傳へられ事實生産量も漸次増加の兆にはあるが尙十分開發の状態には至つてゐない。但し此處一、二年來大いに著目せられ調査に努力せられてゐる爲今後の發展は注目せられる。鑛床の主なるものは東埔寨コンボントンのブノンデック、東京タイゲン地方、安南のゲアン州方面である。又東京のハイジョン及キエンア州内に土人經營の二鑛山があるが、之は海防セメント製造所用の鐵石を産出してゐる。尙東京のケバオ島の鑛床は著々探掘中である。

生産量—一九三四年迄の生産は主として土人の手に依て居たが近年漸次歐人が著手し始めその生産量も増加してゐる。尙一九三三年迄の生産量は年々四〇〇噸程度であつた。

會社別産金高表

項目	一九二〇	一九二一	一九二三	一九二四	一九二五	一九二六
東京錫及ウオルフラム會社	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011
印度支那鑛山及農業會社	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011	1,011

前記鉛鑛の銀含有率は可なり高い。生産高として統計に現はれたのは極く最近で、一九二五年以降の事に屬するが、一九二七年以後は漸次減少した。現在印度支那鑛山及農業會社の外に鑛業治金會社に依て探掘されてゐる。

その生産量を見るに一九二六年の三八〇噸が最高で、最近は年々二〇〇噸餘を生産してゐる。尙一九三五及三六兩年に於ける純銀生産量は左の如くである。

佛領印度支那... 鑛業

其他の鑛産物

滿傳、アンチモニー、磷酸鹽、砒砂を主とし其他凍石、天然硫酸バリウム、石棉、寶石等がある。滿傳—ヴィン地方の滿傳含有鐵鑛床より産出せられ、一九三五年九月より經營されたエンター鑛山は含有量四三・七%の鐵石一、四二二噸を日本に輸出

佛領印度支那……鐵業

した。右輸出の取扱は岸本商會社である。
アンチモニー一九三四年カンエン州内で土人の經營に依り試掘が行はれ一九三五年に約五〇%の鐵石三噸が産出された。尙一九三五年市價の恢復に依り東京モンカイ、カオベン州及ウイン地方の産出が活發となつて來た。全生産量は不明であるが一九三五年のナムウイエン鐵山(カオベン州)は三〇噸を生産したが、一九三六年には著しく増加の期待が持たれてゐる。尙東京では一九三五年廣西省より來た酸化アンチモン鐵約二千噸を處理したが之は白耳義に輸出されるものである。

燐酸鹽一本領にて發見せられ又は採掘せられる燐酸鹽鐵脈は何れも鐵床が狭少であるが、其の數多き爲印度支那農業上重大なる關係を有する。今日迄に發見せられた總ての鐵脈は何れも石灰山の裂目又は洞穴中にて燐酸化したもので形態は同一である。粉末天然燐酸鹽は肥料として農業に用ひられ、稻に對する效果に就ては督府農務關係に於て數年に亘る試験の結果、燐酸カルシウムを含有する石灰分に依て作用するのみならず燐酸に依ても作用するもので、燐酸を施したる稻田の陌當り收穫は、單に若干量の石灰を施したる稻田に比し遙かに多く、且其の收穫の多寡は燐酸鹽中に含まる燐酸の量に比例することが立證せられてゐる。現在主要産地は東京のタンモイ(ランソン州)、安南のタンホア(タンホア州)である。

生産量は一九三二年以降急激に減少し僅かに餘喘を保つてゐるに過ぎなかつたが、一九三六年初頭より若干ながら恢復し始めた。尙一九三五年の粉末燐酸鹽は海防に工場を有する東京新設燐酸鹽會社の生産に依るものである。

燐酸及粉末燐酸鹽生産高及價額表

單位：數量一千噸、價額一千比弗
出所：印度支那經濟時報鐵業報告

摘要	一九三〇	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
燐酸	1,200	1,211	1,213	1,215	1,217	1,219
粉末燐酸鹽	11,000	11,100	11,200	11,300	11,400	11,500

○噸(四百比弗)、石綿五噸(二百比弗)であつた。

黒玉は一九三五及三六年共二四・三噸を採掘したがその價額も殆ど不變で一七千比弗であつた。寶石の産出價額は一九三五年三、六三〇比弗、内パイラン産は三、一三〇比弗で、残部がボケオ産である。一九三六年は之より減少し、總額一・九千比弗である。

此の外石炭は一九二九年迄印度支那石炭會社に依て産出を見てゐたが、本社は同年相場暴落の爲閉鎖され、タロム鐵も印度支那タロム會社の其大なる投資の下に採掘されてゐたが、今日工場の管理は印度支那鐵造會社の手に移り目下放棄の状態にある。

又岩鹽が老練のウイエンチアン及サヴァナケト地方で僅かに産出される。現在何れも土人の經營に依り、年生産量は約二〇〇噸である。

セメント―海防に工場を有する印度支那ポートランドセメント會社の手に依て獨占的に製造されてゐる。本社は政府の保護を受け寧ろ半民半官會社と稱すべきで、日本のセメント製造工業の競争的立場にある。

セメント生産輸出及消費高表

單位：千噸
出所：印度支那經濟時報鐵業報告

年次	生産量	輸入量	輸出量	國內消費量
一九三〇	1,200	110	25	1,065
一九三一	1,210	110	25	1,075
一九三二	1,210	110	25	1,075
一九三三	1,210	110	25	1,075
一九三四	1,210	110	25	1,075
一九三五	1,210	110	25	1,075
一九三六	1,210	110	25	1,075

(註) ストックの數量を含む

尙一九三五年の輸入量内譯は佛國より五、四千噸、丁抹より二、五千噸、ユーゴスラビアより一、五千噸及其他の歐洲諸國より〇、九千噸であつた。

佛領印度支那……鐵業

生産價額

三八〇 六〇 一五三 八

砂一印度支那沿岸の砂に依て構成された砂濱の面積は甚だ廣汎に亘つてゐるが、多くは附近に良港なき爲採取不能の状態にあり現在採取されてゐるのは主として東京アロン灣に近いカオラン島、ニヤチャン及カムラン灣附近の三鐵區より採取積出されてゐる。尙此の採取權は本邦三井及三菱兩社に委託されてゐる。

本領の砂の質は甚だ良好で鐵の含有分少く高級硝子製造に適し且つ微細なる細粒をなす直ちに溶解し得るものである。

本産物はその採取量の大部分が輸出せられ、一九三六年にはその總輸出量の七八・四%が本邦に輸入されてゐる。

仕向地別砂輸出高及價額表

單位：數量一噸、價額一千比弗
出所：印度支那經濟時報鐵業報告

摘要	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
支那	1,200	1,211	1,213	1,215
香港	1,210	1,211	1,212	1,213
日本	1,210	1,211	1,212	1,213
計	1,210	1,211	1,212	1,213

其他―凍石は東京のホアピン及フト州より、天然硫酸バリウムは安南のカンエン州、石綿は東京ソクタイ州、寶石は東埔寨のパイラン及ボケオ地方より、紅玉、青玉(サファイア)及ジルコン又黒玉はコンボントン州より産出される。嘗て寶石は相當大なる産出を見著名であつたが、一九三〇年以降主として市價の暴落の爲不振となつた。

一九三六年凍石の生産量は六三〇噸(一二千比弗)、天然硫酸バリウムは四

又輸出を仕向地別に見れば

仕向地別セメント輸出高表

單位：千噸
出所：印度支那經濟時報鐵業報告

仕向地別	一九三〇	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
支那(香港を含む)	1,200	1,211	1,213	1,215	1,217
新嘉坡	1,210	1,211	1,212	1,213	1,214
佛國及同植民地	1,210	1,211	1,212	1,213	1,214
計	1,210	1,211	1,212	1,213	1,214

五 勞働者

勞働狀態 近年鐵山企業の縮少と共に勞働者數も漸次減少を來した。即ち各會社共に財政困窮の對策として人件費の減少を計畫し、爲に土人に比較し高給な佛人の淘汰を行つた結果その減少の割合は佛人に於て殊に甚だし。又賃銀も各年遞減し、會社に依ては一九三五年に於て一九三〇年の賃銀の五割に削減されてゐるものがある。以下勞働者數、勞働比率、賃銀及事故に付示す。

勞働者數―左に勞働者數に關する統計を示すが、之には老練の錫鐵山、ボンミニ―金山又は老練、安南等の試掘に關係せるもの、數約二、五〇〇人並にパイラン及ボケオの緬甸人勞働者數を含んでゐない。尙印度支那の鐵山勞働者の大部分は紅河の三角洲地方の安南人が占めてゐる。

人種別鐵山勞働者數表

出所：同前表

年次	一九三〇	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
亞細亞人	1,200	1,211	1,213	1,215	1,217
歐人	1,210	1,211	1,212	1,213	1,214
計	1,210	1,211	1,212	1,213	1,214

佛領印度支那……礦業

人の減少率は二三・九%である。尙一九三五年の歐人數は同じく四五・七%減を示したに比し出入は前年より一二・一%の増加を示してゐる。

礦山別亞細亞人勞働者數

年次	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
燃料礦山	三六〇〇〇	三三〇〇〇	三〇〇〇〇	二九七〇〇	三〇〇〇〇	三〇〇〇〇
金屬礦山	七、一〇〇	四、八〇〇	三、〇〇〇	五、六〇〇	四、五〇〇	四、七〇〇
其他(磷酸鹽鐵山等)	三〇〇	一〇〇	—	—	—	—
計	三六七、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇二、〇〇〇	三〇四、〇〇〇	三〇四、〇〇〇

勞働能率 安南人は一般に勞働能率に於て極めて低い。併し印度支那殊に東京に於ける炭礦は露天掘に依るものが多く他國のものとは採掘條件が異なつてゐる。一體に露天掘は極めて有利であるが、若し被覆物が厚い場合は地下掘の方が遙かに有利である。従て露天掘の採掘費及勞働能率は無益な被覆物の厚さに依つて著しい變動があり又施設の程度にも影響されることを注意すべきである。左に燃料礦山に於ける能率を示す。

燃料礦山勞働者能率表

種別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
坑内及露天掘勞働者	三三三	二七九	二八二	二九六	二八六	三三三

右印度支那礦山勞働者の日當り能率を佛國及其他の外國と比較するに、佛國八七一疋、和蘭一、七四五疋、ルール一、六八七疋である。
實録 安南人は一般に生地を離るゝことを希望しない、傾向があり、従つて三角洲出身の鐵山勞働者に對して遠隔の地に在る鐵山、例之 Pia-oua、錫山、Choulin、亞鉛山等に於ける賃銀は近接地の鐵山よりも高く、之を鴻基地方の鐵山と比較すれば二割乃至三割方は高い。左に賃銀の狀況を示す。但し一般の狀況を知ることには甚だ困難であるが爲、主要なる教會社の狀況を示し代表せしむ。

主要燃料礦山會社別賃銀表

年次	東京炭礦社會			ウチンソド社會			カンエウチ社會		
	採	支	運	採	支	運	採	支	運
一九三一	五九	六〇	一〇〇	三三	三三	三八	三〇	三〇	三〇
一九三二	四九	五二	八四	三三	三三	三八	三〇	三〇	三〇
一九三三	四九	五二	八四	三三	三三	三八	三〇	三〇	三〇
一九三四	五二	五三	八四	三三	三三	三八	三〇	三〇	三〇
一九三五	五二	五三	八四	三三	三三	三八	三〇	三〇	三〇

金蘭礦山會社勞働者賃銀表

年次	ウチンボ(錫老)			ンエチーヨシ(京東)		
	採	支	運	採	支	運
一九三一	四〇	四〇	四〇	三三	三三	三三
一九三二	三六	三六	三六	三三	三三	三三
一九三三	三六	三六	三六	三三	三三	三三
一九三四	三六	三六	三六	三三	三三	三三
一九三五	三六	三六	三六	三三	三三	三三

原因別事故數及死傷者數表 (一九三五年)

原因	燃料礦山		其他の鐵山	
	死亡	負傷	死亡	負傷
崩落	一七	三〇	—	—
架空線	一〇	二	—	—
井架	三	八	—	—
鐵道	七	三	—	—
爆炸	—	—	—	—
炭化水素瓦斯	—	—	—	—
窒息	—	—	—	—
機械	—	—	—	—
其他	一	二	—	—
計	三六	七二	—	—

而して各年の勞働者一萬人に對する死亡率を見れば次の通りである。

年次	燃料礦山	其他の鐵山
一九三〇	三三	一〇
一九三一	三〇	一〇
一九三二	三〇	一〇
一九三三	三三	一〇
一九三四	三三	一〇
一九三五	三三	一〇

尙一九三五年に於ける炭礦山の一萬人に對する死亡率一一・八人で、其他の鐵山は二〇人となつてゐる。

チン支那人勞働者は土人よりも約四〇%の高給を受け、女子は一般に男子より一〇%低額である。
大體以上表示の如く一九三〇年に比し一九三五年は一般に略々二〇%の減給を來してゐる。
尙一九三四年に於ける佛人職員數は二〇〇人であるが、その給與總額は八一九、六〇〇比弗で内譯燃料鐵山に於て七〇六、〇〇〇比弗、金屬及其他の鐵山に於て一一三、六〇〇比弗で、一人當り年平均給與額は四、〇九八比弗となり土人とは雲泥の差がある。

事故發生及死傷者數表 (一九三五年)

人員	事故		死傷	
	坑外	坑内	死亡	負傷
燃料礦山	三、〇〇〇	八	一〇	六三
金屬及其他の鐵山	三、〇〇〇	八	一〇	六三
計	六、〇〇〇	一六	二〇	一二六

(附) 主要鐵山會社一覽表

會社名	設立年月日	資本金	一九三五年生産高	主要鐵區	本店及取引事務所	備考
一、石炭						
(イ) 無煙炭						
Société Française des Charbonnages du Tonkin	一九二〇	五、〇〇〇、〇〇〇 (法)	一〇、〇〇、〇〇〇 (噸)	Ha-lam, Ha-lou, Kého, Cam-pha-pines, Raymond Ferrand, Nagoua, Huang-nga-hai, Mondoung, Mao-khé	本店 Paris, 64, rue de la Chaussée d'Antin 取扱所 Haiphong, 2, rue Francis-Carnier	代表者名 H. Theiler.
東京炭礦會社						

佛領印度支那……礦業

佛領印度支那………鑛業

Société des Charbonnages du Dong-trieu ドンチウー炭礦會社	1414	114,000,000 (法)	1414	鐵	1414	Chodde-Louise, François, Expoir	本店及取扱所 Haiphong, 10, Boulevard Bonnal.	代表者 L. Martin
Mine "Tamboug" (Nguyen van Nhan-Ky-Sao) ヌンヌール礦山	1414	—	1414	鐵	1414	Chairou, Tanbour	本店及取扱所 Haiphong.	代表者 Comte L. Haussmann. de la Noe
Société française des Charbonnages d'Along et Dongtang フロン・オ・タン・カ・ン炭礦會社	1414	11,000,000	1414	鐵	1414	Antonin, Francis, Hien, Monsson	本店 Paris, 150, Boulevard Haussmann. 事務所 Haanh-son (Province de Quang-Yen, Tonkin)	代表者 Bach-thai-Tong.
Charbonnages de Tichio チシオ炭礦	1414	—	1414	鐵	1414	Fabien, Alexandre	本店 Haiphong, 61-63, Boulevard Armand de Beaumont	代表者 Bach-thai-Tong.
Société "Pannier" パンニエ會社	1414	2,000,000 (法)	1414	鐵	1414	Marcelle, Marcellin, Chacha	本店 Haiphong, 123, rue Chinoise, 事務所 Trang-bach, par Haiphong.	代表者 E. P. Perraud
Mine "Neptune" (Dean-van-Cong-Ba-Tai) ネンチホン炭礦	—	—	—	—	—	—	—	—
Mine "Clairette" (Beaugereaud et Compagnie) クニイニミア礦山	1414	40,000 (法)	1414	鐵	1414	Clairette	本店 Haiphong, 22, rue de Lyon	代表者 E. Beaugereaud.
Mine "Printemps" (Pham-Kim-Bang) フランドン礦山	1414	—	1414	鐵	1414	—	—	—
(ロ) 半瀝青炭、瀝青炭、及長相炭	—	—	—	—	—	—	—	—
Société anonyme des Charbonnages de Tuyen-quang チュホンカン炭礦會社	1414	4,000,000 (法)	1414	鐵	1414	Alice, Yvonne, Marguerite	本店 Tuyen-Quang (Tonkin) 事務所 Hanoi, 38, Boulevard Gia-Lang.	代表者
Société indochinoise de Charbonnages et de Mines Métalliques. 印度支那炭業及金屬鑛業會社	1414	110,000,000 (法)	1414	鐵	1414	Germaine, F. Soreau, Coloung, Toling, Germaine B. Lomisset, Bonne Espérance	本店 Paris, 51, rue d'Anjou, 事務所 Phan-mé (Province de Thai-nguyen, Tonkin)	代表者
二、金屬鑛	—	—	—	—	—	—	—	—
(イ) 亜鉛及ウオルフラム鑛	—	—	—	—	—	—	—	—

三、金

Société des Etains et Wolfram du Tonkin 東京錫及ウオルフラム會社	1414	1,000,000 (法)	1414	錫 ウオルフラム 金	1414	Francis, Sainte-Adèle, Camille, Ecaré, Emile, Saint-Alexandre, Béta, Tong-Tin, My-son, Cao-bang, Henri.	本店 Paris, 105-bis, Boulevard Malesherbes 事務所 Tinh-tuo (Tonkin)	代表者 J. Heilmann. Société des Etains et Wolfram du Tonkin, Société des Mines d'Etain du Haut-Tonkin et Ra-ouac 川越の在る中、ウオルフラムは前記の田舎鑛には接せず。
Société d'Exploitation des Etains et Wolfram de Pia-ouac ピオウバツン錫及ウオルフラム探鑛會社	1414	4,000,000	1414	錫 ウオルフラム 金	1414	Camille, Emil, Saint-Alexandre, Béta, Marie, Espérance, Beau-site, Ariane, Phébe, Marie-Louise, Seo-ho-Lang, Sécé Josephine, Eugène, André, Man-muc Man-coo, Robert, Georgette	本店 Paris, 105-bis, Boulevard Malesherbes VIII 事務所 Beau-Site (Cao-bang, Tonkin)	代表者 H. de Vienne.
Société d'Etudes et d'Exploitations Minières de l'Indochine 印度支那鑛山調査及探鑛會社	1414	1,000,000	1414	錫	1414	Ban Nakok, Ban thong-ka, Foch, Nenf-Ging, Six, Marie, Ban Thuan No, Trois, Deux, Hui, Quatre, Solange, Sept. Tiraqueau, Teck II. Cuijs Domat, Fochier	本店 Paris, 21, rue de la Ville l'Evêque 事務所 Phou-tiou (Thakhek, Laos)	代表者 F. de Wendel. Société des Etains du Cammou, Sici des Etains de l'Indochine S鑛床の探鑛に從事す。

(ロ) 亜鉛

Compagnie minière et métallurgique de l'Indochine 印度支那鑛業冶金會社	1414	14,000,000	1414	鐵	1414	Stella, Opale, Rubis, Foie, Emeraude, Topaze, Améthyste, Saphir, Jade	本店 Paris, 3, rue de Bucarest 事務所 Quang-yen (Tonkin)	代表者 F. Ladoux. 鑛業若手主任
三、雜(鉛、鐵、クロム、ニッケル、燐酸鹽)	—	—	—	—	—	—	—	—

佛領印度支那………鑛業

佛領印度支那……工業

Société Indochinoise d'Exploitation des Mines et Agricoles	1414	(英鎊) 100'000	金銀 (英鎊) 15'000 (暹羅幣) 150万	Bong-miu, Gyp, Nui-Kem, Do-pha, A. B. C. D.	本店 Haiphong, 事務所 Bong-miu (Tann-ky, Annam)
Société de Chrome et Nickel de l'Indochine	1414	(英鎊) 5'000'000		Clemence, Vulcan, Aladin, Comete, Sesame	本店 Hanoi, 51, Boulevard Gia-long, 事務所 Co-dinh (Thanh-hoa, Annam)
印度支那コロム及ニッケル會社	1414				本店 Paris, 51, Rue d'Anjou
Société nouvelle des Phosphates du Tonkin	1414	11'000'000			本店 Paris, 153, Boulevard Haussmann
東京新設燐酸鹽會社					
Société minière du Cambodge	1414	4'000'000			
柬埔寨礦業會社					

(備考) 資本金及主要編組は近年諸會社の漸繁なる事業閉鎖或は他社への合併等の爲表内備考の中に特記したるもの以外とも變更せられたるものありしを知らず、本一覽表の指が各多し正誤のなき

工業

總説—精米及醸造業—製糖業—紡績業—其他—主要工業會社

一 總説

佛領印度支那は佛國の領有以來既に五〇年乃至七〇年の長年月を閲し、此の間政府は各種の開発事業を實施せるものと認められるに拘らず、諸般の事情は依然として建設時代に屬し、殊に近代工業的見地より見るとき、所謂工業化への道程へは一步も前進せず全く取り残されたる地位に置かれてゐる。即ち印度支那の工業は礦産、農林産等の若干の特殊の近代工業を除いては、全般に原産地消費を對象とする原始的の小工業であると稱することが出来る。而して印度支那聯邦各國の中で工業の最も發達せるは勿論交趾支那で地方的には製材及染料、煉瓦、石材等の製造が盛んであるが主要工業の大部分は首都の西貢市及堤岸市近傍に集中して精米、醸造、製油、製糖、護謨加工等の諸工場が蝟集してゐる。交趾支那に次いで東京の河内、海防、南定等の地方が中心地をなしてゐるが、東京は特に石炭、鐵、亞鉛等の礦産資源が豊富なる上に勞働力に恵まれ且つ河川及海上航路に近接せる等の好條件を具備してゐるために將來の發展が期待される。此の外、安南に於ては製材、製糖等が行はれ且つ安南人の傳統的家内工業が存在して絹布の製造が盛んである。尙東埔寨並に老樞及東京高地々方には地方的小家内工業の外には勿論特認むべき工業的經營はないが、唯だ東埔寨に於て近年稍發展の氣運が存するものと認められる。尙各地に於て傳統的行はれ且つ政府の庇護に依り相當發達せる土人家内工業製品としては次の如きものがある。

- 東京 レース・籠細工・筵細工・唐木細工・漆器・織物
- 安南 絹織物・其他の各種織物
- 東埔寨 絹織物・筵
- 交趾支那 織物・地酒・筵

佛領印度支那……工業

二 精米及醸造業

精米業は印度支那に於ける最も重要な工業で、就中交趾支那の堤岸市は東洋に於ける最も盛大なる精米工業都市として著名である。然して堤岸市では現在大小の精米所が軒を並べて蝟集して、百馬力以上の工場二五以上を數えることが出来るが、大戦前に於て既に一〇精米所が存在した。堤岸市は世界の米産地たる交趾支那三角洲上に所在し當領最大の貿易港たる西貢市に隣接せるために斯業頗る有利で、特に一九一八年乃至二九年の間に著しい發展をなした。最も著名な會社は資本金三、五〇〇萬法を以て佛人に依り設立された極東精米會社 (Compagnie des Rizeries d'Extreme-Orient) の四工場を有し、その精米量は二、五〇〇萬噸に達してゐる。東京に於ける精米所は殆ど全て河内、ウアンヂェン、海陽、南定等の醸造用消費米を處理して居るが海防の精米所のみは主として輸出米を取扱つてゐる。安南に於ては産米多量ならざるため大精米所は存在せず原始的脱穀精米が土人間に行はれてゐるに過ぎない。東埔寨に於ては首府アンベン市に經營されてゐる精米所が特に豐饒なるバツタンベン州産の粗の精米に従事してゐるが、その精米量は日當り五〇噸である。印度支那の精米業は佛國の領有後企業化されたものであるが斯業に於ける佛人の進出は比較的新しく支那人の勢力は依然として頗る大である。然し乍ら大體に於て大規模經營のものは大部分佛人經營であり、中小企業は主として安南人及支那人の經營であると稱することが出来る。尙現在大精米所の合計日當り精米量は七、五〇〇噸、年精米量は二、七〇〇萬噸に達してゐるが、その強力な機能は處理米の不足を生じる結果となり各精米所は反て經營上重大な影響を蒙つてゐる實狀にある。此の外日當り二五噸程度以下の精米能力を有する小工場が各地に増加しつつあるが大精米所が多く都市に集中されて輸出米を對象とせるに反し、之等の小精米所は限定地域内の消費米を對象としてゐる。

左表は堤岸市に於ける一〇〇馬力以上の精米工場の概況である。

佛領印度支那...工業

堤岸市精米工場概況表

出所：印度支那統計年鑑

1、月別一〇馬力以上操業工場数表

年次	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	平均
一九三一	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一九三二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一九三三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一九三四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

2、月別同前労働者数表

一九三一	二七	三九	五七	四三	四三	四九	三六	二八	三三	二六	三〇	二六	二六
一九三二	三〇	四〇	五七	四三	四三	四九	三六	二八	三三	二六	三〇	二六	二六
一九三三	三〇	四〇	五七	四三	四三	四九	三六	二八	三三	二六	三〇	二六	二六
一九三四	三〇	四〇	五七	四三	四三	四九	三六	二八	三三	二六	三〇	二六	二六

河内工場 製氷年六、〇〇〇噸、炭酸水及びモノード・三五五立場
 海防工場 製氷七、〇〇〇噸 同 右一二五萬本
 プノンペン工場 製氷二、一五〇噸、同 右一五萬本
 西貢工場 製氷一時間に五噸の割
 堤岸工場 製氷一、〇〇〇噸
 尙次表は各種酒類(麥酒を含む)輸出高を示す。

酒類及各種飲料輸出高表

單位：數量一噸、價格一千法郎
 出所：印度支那外國貿易統計表

年次	佛國及同植民地		外國		計
	數量	價額	數量	價額	
一九三三	九九	七二二	四二	一、八五〇	一、五七二
一九三二	九九	七二二	四二	一、八五〇	一、五七二
一九三三	九九	七二二	四二	一、八五〇	一、五七二
一九三三	九九	七二二	四二	一、八五〇	一、五七二
一九三三	九九	七二二	四二	一、八五〇	一、五七二
一九三三	九九	七二二	四二	一、八五〇	一、五七二
一九三三	九九	七二二	四二	一、八五〇	一、五七二
一九三三	九九	七二二	四二	一、八五〇	一、五七二
一九三三	九九	七二二	四二	一、八五〇	一、五七二

三 製糖業

製糖工業は交趾支那及安南地方に於て稍々盛んに行はるゝ外殆ど見るべきものがない。交趾支那の製糖工場は殆ど全てサイゴン川、ドナイ川、パイコ川等に沿ふて存在し堤岸を主要市場となす。佛人資本を以て經營されてゐる製糖會社は四、土人資本小工場は二二五を算えることが出来る。安南では褐色糖及糖蜜、糖汁が製造されるがその生産高は三五、〇〇〇噸程度と推定される。東京に於てはハドン、ソントイ等小工場があり黒砂糖が製造されてゐる。尙東埔茶では家内工業として扇椰子(ローチエ)から砂糖を生産してゐる。

佛領印度支那...工業

〇〇噸である。尙南定及堤岸兩工場では糖蜜からラム酒を製してゐる。然して高級酒精及變性酒精は領内消費の外輸出をなし、ラム酒は全て佛本國に仕向けられてゐる。如上の大工場の外交趾支那にはマゼ醸造會社(Société des Distilleries Mazer)を始め十工場があり、東京には一九三三年マンチエン(河内より十軒)に安南人資本に依て設立された東京醸造會社(Société des Distilleries Tchinong)があつて土人の傳統的方法と近代的方法を併用して日當り三、〇〇〇立の酒精を製造してゐる。左表は官設醸造工場に於ける原料消費高を示すものである。

醸造原料消費高表

單位：噸
 出所：同前表

年次	原料		安南		東埔茶		交趾支那		東京及北安南		合計
	米	糖蜜及砂糖	米	糖蜜及砂糖	米	糖蜜及砂糖	米	糖蜜及砂糖	米	糖蜜及砂糖	
一九三二	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三
一九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三
一九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三
一九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三

麥酒、リモノード、曹達水、炭酸水等各種の清涼飲料水の製造は製氷業と合併して行はれ歐人及土人間に相當の需要がある。特に製氷は淨水が容易に得られるやうになり且オレンヂニード、シトロニード或はアイスクリーム等の製造に不可欠なため年々盛大になりつゝある。而して東京に於ては河内にオメル麥酒會社(Société de la Brasserie Homma)があつて麥酒、米、炭酸水の製造に従事してゐる。本會社は麥酒製造用として毎年ミニエビのマルト、ビルゼン及ボヘミア産ホップを輸入してゐる。製品の大部分は東京、安南、老嶺地方に消費されるが雲南方面にも賣捌かれる。オメル麥酒會社以外の麥酒製造は總て印度支那麥酒及氷製造會社(Société des Brasseries et Glacières de l'Indochine, Victor Larue)で行はれてゐる。本會社は河内、海防、プノンペン、西貢、堤岸等に五工場を有してゐる。各工場の生産状況は次の如くである。

精製糖生産及輸入高表

單位：噸
 出所：印度支那統計年鑑

年次	領内生産		輸入
	安南	交趾支那	
一九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三
一九三二	一、九三三	一、九三三	一、九三三
一九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三
一九三三	一、九三三	一、九三三	一、九三三

其他の食料品製造業としては東京にアロウルート、ダブユーにジャム及果物罐詰會社があり、北部安南及老嶺等に獸肉罐詰會社等がある。

四 紡績業

従來は最も原始的方法を以て家庭の副業として存在してゐたに過ぎなかつたが近年は稍近代的設備を施した工場が各地に經營されて面目を一新するに至つた。絹糸絹布一製は一般に小家内工業として存在し専ら婦人の仕事となつてゐる。一般に繭から同時に四筋の絲繰りが行はれる。各筋は二〇乃至三〇糸の結合であるが各絲は極めて不揃なるため土人製布帛に對しても尙精選の上再び絲繰りを行ふ必要がある。當領産絹糸の輸出は世界不況及び支那廣東省絹糸の競争或は銀相場の下落等に依て殆ど皆無となつたが、之に反比例して領内消費は頗る旺盛となり一九二九年に於ける領内消費は約三〇〇噸と推定せられる。土人製絹布帛は總て手製であるが、此の手續布帛は近年特に交趾支那に於て急速に發達し一般に幅四〇釐、長さ一八米の製品規格となつてゐる。東京及安南では依然として種類も大きさも雑多であるが、最良の名産を獲得してゐる東京絹布は太平洋州ホラ及南定州のカンアン等を中心として製せ

佛領印度支那……工業

られ安南人の長袍及雨衣等に使用されてゐる。東埔業人は絹絲に直接複雑な染色を施し特殊な織方で各種の布帛特に厚織の布帛を製してゐるが之等の製品は土人美術品として最も優秀なるものと認められてゐる。土人製絹布帛に對して初めて機械製絹布帛が經營されたのは一九〇三年のことである。六〇〇萬法の資本を有するデリノン株式会社 (Société anonyme des Etablissements Dalgnon) が安南の絹布工業、製絲工業に勢力を占めてゐる。即ち本會社は安南廣南州のフボン、ボンソン、ギアオチニ等に工場を有し、又十數箇所に地方絹絲布製品の買入店を有してゐる。東京では資本金四〇〇萬法の佛安紡績輸出會社 (Société Franco-Annamite des Textiles et Exportations S. F. A. T. E.) があり南定に工場を有してゐる。東埔業では佛蘭西印度支那那那布會社 (Société Générale des soies de France et d'Indochine) が一九二一年資本金九〇〇萬法を以て設立されブノン、ベン、外ルセイケオ、Rusey、Kco に一工場を有してゐるが本工場は専ら製絲にのみ従事してゐる。

絹絲及綿布 東埔業産綿の大部分の脱種をなしてゐるブノン、ベン所在の工場以外に土人工業は各地とも幼稚なる方法を以て栽培者自身が脱種を行つてゐる。然して土人綿布工場は機械製品の増加成は外國産布帛の輸入増加等に依り漸次消滅の傾向にあり、現在斯業の代表的會社は一九二二年從來の河内・海防・南定の三工場を合併して結成された東京綿花紡績會社 (Société coloniale du Tonkin) である。即ち本會社は東京に於ける綿絲工場の設置、經營を對象とし且各種原綿及練綿の賣買等の外綿花紡績に關する總ての事業を營んでゐる。然して主要工場は南定工場、約績機械一、三〇〇臺を有し一九三五年には約五四、〇〇〇鍾を活動せしめた。本會社は東京及北部安南産棉花のみでは原料不足なるため、其大なる東埔業棉を購入する外亞米利加及印度産棉をも輸入してゐる。東京には尙本會社の外に河内、海防、南定等に工場を有する會社を數えることが出来るが、交趾支那には紡績工場は殆ど無く僅かに西貢紡績會社 (Société Coloniale de Saigon) が西貢に一工場を有して機械四百臺一萬鍾を設備してゐるのみである。

尙土人殊に安南人はレース及刺繡に卓越せる能力を有するため小家内工業

三九〇

製品としてレース及刺繡を製し、本品は重要な産物として主として佛本國に仕向けられてゐる。

五 其 他

水道 印度支那は一般に水質悪く、赤痢、チフス、コレラ等の惡疫流行の有力なる原因をなしてゐると認められる爲政府當局は特に飲料水の淨化に努力してゐるものゝ如くであるが未だ十分の結果には達し居らず、僅かに河内、南定、順化、西貢、堤岸等の主要都市に於てのみ稍々相當の効果を擧げてゐるにすぎない。

電力 印度支那の電力は殆ど全部印度支那電氣會社、印度支那安南水道電氣會社、印度支那合同發電會社、植民地電燈電力會社、印度支那水道電氣會社の五社に依り供給せられて居る。然して總て火力發電にて水力發電所は東京シヤバ工場のみである。因に一九三五年中の聯邦各國別發電量及設備容量は左表の如くである。

出所：南支那及南洋情報

年	領内生産		領内消費		輸 入	輸 出	消費税 千比弗
	千キロワット	キロワット	千キロワット	キロワット			
一九三三	5,771	5,771	5,771	5,771	—	—	—
一九三二	5,110	5,110	5,110	5,110	—	—	—
一九三三	5,771	5,771	5,771	5,771	—	—	—

爆竹火具類生産輸出高及流通税額表

出所：印度支那統計年報

(附) 主要工業會社

會社名	資本金	摘 要
製米		
Société des Rizeries indochinoises	四〇〇萬法	馬力五〇〇、職工三〇〇
Société des Rizeries d'Extrême-Orient	三、五〇〇萬法	
廣谷監 (Pan Joo Guan)	二二、五萬比弗	
德 盛 (Nam Laong)	—	
廣 興 (Guan Hong Seng)	四九萬比弗	
廣 益 (Ban Aik Guan)	一五、七五萬比弗	
中 興 (Yee Cheong)	三〇萬比弗	
Société nouvelle des Rizeries méridionales	一、二〇〇萬法	
Compagnie Franco-Coloniale des Riz	三、〇〇〇萬法	
廣 興 西貢支那 廣源泰	—	
Société Française des Distilleries de l'Indochine	三、三〇〇萬法	
Société de la Brasserie Hommel	一〇〇萬法	
Société des Brasseries et Glacières de l'Indochine	一、九六萬比弗	
紡績・製絲		
Société Coloniale du Tonkin	五〇〇萬法	
Société Franco-Annamite Textiles et d'Exportations	四〇〇萬法	
Compagnie générale des Soies de France et d'Indochine	—	
Manufacture de Dentelles et de Broderies indochinoises	二五〇萬法	
Compagnie des Tapis d'Extrême-Manufacture de Couvertures du Tonkin	一〇〇萬法	
	二五〇萬比弗	

佛領印度支那……工業

三九一

Société Franco-Annamite pour l'Industrie de la Soie	一四〇萬比弗
Cie des Tapis d'Extrême-Orient "Texor"	二二〇萬比弗
Société Coloniale de Saigon	—
製糖及製菓	
Etablissement du Vaico Oriental	七五〇萬法
Société sucrière du Cambodge	一、〇〇〇萬法
Société Nestlé France	—
製 鹽	
Société des Salines du Sud-Annam	一一、九萬比弗
Société des Salines de l'Indochine	一〇〇萬比弗
水道及電氣	
Société indochinoise d'Electricité	三、〇〇〇萬法
Union électrique d'Indochine	二、二〇〇萬法
Société du Centre électrique	一、六〇〇萬法
Société indochinoise Pour les Eaux et l'Electricité en Annam	一〇〇萬法
Société coloniale d'Eclairage et d'Énergie Cie des Eaux Harat	一一、〇萬比弗
製茶・製糖・製米	
Manufacture d'Allumette A-Chi & Co.	五萬比弗
Société des Papierseries de l'Indochine	五〇〇萬法
Société Industrielle et forestière de l'Indochine	一、〇〇〇萬法
Société indochinoise Forestière et des Allumettes	九一〇、四萬法
Société des Scleries et Fabriques d'Allumettes du Tian-hoa.	一〇〇萬法
Société de l'Est-Asiatique	—
Société Industrielle Agricole, Forestière de Cochinchine	二五〇萬比弗

佛領印度支那……労働

三九二

Secté des Tabacs de l'Indochine	150 萬法	
Manufactures Indochinoises de Cigarettes	1,800 萬法	堤岸市、生産能力四〇〇〇〇本
硝子・石灰・セメント・化学工業		
Secté Ciments Portland artificiels de l'Indochine	800 萬法	
Secté Industrielle de Chimie d'Extreme-Orient	11,000 萬法	
Secté des Phosphates du Tonkin	1,100 萬法	
Secté française des Verres de l'Indochine	750 萬法	
Secté Verres d'Extreme-Orient	11,000 萬法	
Secté des Chaux hydrauliques Cie Indochinoise de Bougies	300 萬法 200 萬比弗	
製糖		
Secté Anonyme des Tanneries d'Indochine	150 萬法	工場—東京河内チユイクエ、年生産一四〇〇〇枚
Secté des Tanneries de Cochinchine	—	工場—交趾支那、ツドリーモ、年生産靴底用皮革一五萬
鐵工・車輛・其他製造工業		
Secté Constructions mécaniques	六五萬比弗	
Ateliers maritimes	300 萬法	
Secté des Cycles de l'Indochine	300 萬法	
Etablissements Besset	三五萬比弗	
Secté Industrielle de Ninh-Hoi	四〇萬比弗	
Secté Industrielle de l'Annam-Tonkin et de l'Annam	四〇萬比弗	
Secté Industriel d'Exportation en Extreme-Orient	五〇〇 萬法	

労働

労働行政及法規—労働者—賃銀

一 労働行政及法規

中央労働行政機關としては印度支那總督府内に印度支那労働検閲局があり、労働關係事務及各種企業の監督に關する事務、努力の移動及實施に關する事務、労働者の保護及秩序維持に關する事務等を管掌してゐる。地方に於ては聯邦各國の理事官廳に労働検閲部があり、各領内に於ける労働法規の適用を行つてゐる。

労働に關する法規は極く最近に至るまで比較的等閑に附せられてゐたが、時代の進展に伴ひ當領も亦近代的空氣に接觸して社會的意識に覺醒し漸く内面的動搖が現はれ始めてゐる。次に労働法規の沿革及内容に就て見るに、先づ一八九九年八月二日附總督令を以て本國人雇傭主と土人労働者間の契約條件を規定して以來、交趾支那土人農業労働に關する規定（一九〇九年四月一日附總督令）、印度支那鐵業管理法即ち鐵山従業員に關する一切の事項及危險防止に關する鐵業監督法（一九一二年一月二六日附總督令）等を制定實施したが、殊に印度支那に於ける經濟的發展に伴ふ労働者の増加及その保護等に對する處置の必要に迫られ、前述の如く一九二七年一〇月二五日附總督令を以て總督府内に印度支那労働検閲局を設置し且各種企業に於ける契約雇傭土人及亞細亞外國人労働者の保護、契約労働條件、給料及前渡手當金、食料給與等に關する根本的法規を制定した。その後、争議に關する労働監督官の權限（一九二九年一月三〇日附大統領令）、勞務調停委員會（同年四月二九日附大統領令）、労働貯金々庫法（同年五月一日附大統領令）等を制定したが、殊にロベン總督のときには印度支那の高級官吏、代議士、農商工業代表者等を以て新労働法起草委員會を組織し、農業を除く工・商・鐵各種企業に於ける佛人及準佛人労働者（一九三七年二月二四日附大統領令）及土人及準土人労働者（一九三六年一月二三日附大統領令）の労働條件に關する根本

的規定を實施した。而して新労働法の根本精神は地方的諸條件を考慮の上佛本國の労働法を適用するといふのにあつて、強制労働の禁止、徒弟労働に於ける年齢制限、罰金刑の廢止、最低賃銀制、賃銀受給に關する労働者側の特權、婦女及兒童労働の保護、有給休暇、妊娠婦労働保護、事故補償金支給制、労働者の團體交渉權、保健衛生等に就て労働者側の利益を保護せるものであつて、殆ど佛本國労働法の複寫であると稱することが出来る。但し労働時間に就ては未だ一週四十時間制を採用するに至らず、一九三七年一月以降は一日九時間、而して一九三八年一月以降に於て始めて一日八時間制を實施せられることが規定せられた。

労働の分布及移動—佛領印度支那に於ける農・工・商・鐵業等各種の企業に従事する労働者は主として安南人であるが、安南人は體格稍々劣等にて且人口稠密なる地方に於て一般的なる食物の不良攝取に依り必ずしも頑健とは稱し難いが性勤勉にて凡ゆる業務に同化する能力を有する故、指導の如何に依ては優秀なる労働者となし得るものと認められてゐる。尙栽培企業に於ける契約苦力として伐木、開墾等の開拓事業に従事するものには安南人の外に山地のモイ族及び爪哇人の契約苦力等が相當數使役されてゐる。而して労働者數（自由労働者及契約労働者）を主要企業別に就て見るに栽培企業一八一、〇〇〇、商工業一八七、〇〇〇、鐵山企業五三、〇〇〇、計二二一、〇〇〇であるが、地域的に大別すれば自然の趨勢として栽培企業に於ける労働者の大部分は交趾支那及柬埔寨等印度支那南部の農園に集中し、鐵山及工業關係労働者は殆ど全て北部印度支那特に東京中部及東部地方に集中してゐる。

更に労働の移動状況に就て見るに、特に東京三角洲地方に於ては人口密度極めて大にして既に農耕労働者を容れる餘地なく、左表の如く年々多數の労働者を主として長期契約に依り交趾支那及柬埔寨等の農耕地に送り出してゐる。

東京及安南出身契約労働者南部農園移動状況表

（各年一或は二月末日現在）

出所—印度支那統計年報

國 別	労働者數	
	男	女
一九三四 東 埔 寨	—	六二四一
交 趾 支 那	六六九七	八六五九
計	—	一四九〇〇
一九三五 東 埔 寨	—	一四八七七
交 趾 支 那	七五三〇	六九四四
計	—	一四四七四
一九三六 東 埔 寨	—	八六七一
交 趾 支 那	七七一	一〇七三三
計	—	一一五〇四

而して右の如き領内労働移動は佛人資本家及政府當局が南部地方の植民地開發に大なる關心を有する結果、主要農産物栽培地及米田面積の増加に伴ひ益々増加するものと認められるが、北部過剩人口の移動は老練方面、安南山地方面及び太平洋諸島方面にも次第に増加しつつある。尙海外より流入する労働力として支那人の自由労働者を無視することは出来ない。（人口綱參照）因に南部印度支那より歸國せる労働者が東京に蓄せる貯金額は一九三三年七月より一九三四年六月末の間に於て九三、三八九比弗、太平洋諸島よりのものは同じく一、〇三六、二三八法、合計約二百萬法に達する。

二 労働者

一般に安南人はその生地を離るゝ事を嫌惡し、殊に山地方面へ労働者として行く事を好まない。故に山地方面への出稼安南人労働者に對しては平地よりも可なり割高の賃銀を要する。東京方面の山地鐵山業者は労働者雇傭に於て常に此の點で苦しめられてゐる。南部地方に於ける農業労働者即ち大部分

佛領印度支那……労働

三九三

護謨園労働者の募集は農園に依り難易がある。即ち米作地方たる灰色土質地方は、人口稠密なる爲労働者を誘致するにさのみ困難を感せず、又彼等は主として附近の村落に住居する故宿舎に收容する必要も無く、従て是等の費用を必要とするが、赤土質地方の大多數の農園に於ては、使役労働者の殆ど全部を安南人、モイ族等の契約労働者に頼らなければならぬ。労働者の募集は農園の代辦人又は職業的募集人によつて行はれるのが普通である。各園の募集費には非常な差異があつて、一三乃至五〇比弗に達し、回収し得べき前貸を別にした平均費用は三〇乃至三五比弗である。契約は三箇年を以て期限とするが、日限を切つての契約ではないから、若し労働者が事故の爲めに一月以上職務を離れた場合には三箇年の終りに其の日數を補填せねばならぬ。契約は一般的雇傭条件、就役期間、毎日十時間労働、一日の賃銀四〇仙の最低賃銀額及大祭日並に一箇月二回の休息日に付契約し、労働せざるときは賃銀を支給されない。前貸金は毎月支給中より四分の一を引去り償還に充てられる。又契約期間の終りに本國への歸還費として約一〇比弗を給せられる。支配人の一部には所要労働者を募集することが出來ずに苦しむものも絶無ではないが、從來全般に亘り絶對的労働力不足の爲に事業の經營に支障を來たしたと言ふ例を聞かない。而して労働者は男女を通じて募集されてゐる。

而して近年迄は醫療設備等も完備せず、概して健康状態は不良であつた。逃亡者及虚病者等は刑罰に處せられるが、先年和蘭官憲が爪哇の輸入苦力に對する視察を爲したる結果、爪哇苦力を虐待し居れりとして當局に抗議し且全部引上げしむ可し等と脅かしたるため、園主間に恐慌を來したる事實があつたが、前掲労働者の保護を目的とする法規の制定により待遇は向上された。

三 賃 銀

前述の交趾支那及東埔葉の農園に於ける東京及安南出身の契約労働者の賃銀は一九三二年に於ては最低日給男〇・三〇乃至〇・四〇比弗、女〇・二三乃至〇・三〇比弗であつたが(別に宿舎及び毎日飯米七〇〇瓦が支給せれる)、一九三五年に於ては前記契約労働者の賃銀は著しく低落して男〇・二七比弗、女〇・二〇比弗であつた。但し飯米は七〇〇乃至七五〇瓦を支給せれる。鐵山労働者の賃銀に就ては鐵業の部「労働者賃銀の項」に述べたが、大體に於て坑夫及び雑役の平均日給は左表の如くで年々低落を示してゐる。

Table with columns for years (1931-1935) and average daily wages for different labor categories like '坑夫' and '雑役'.

爪哇契約苦力は、爪哇に於けると同様普通の契約労働の形式により交趾支那でも使役せられて居る。スラバヤ引渡で七〇比弗、護謨園到着の場合八五比弗を要するが之はスマトラ行より低廉である。爪哇人を雇傭する護謨園は、時に和蘭領事によつて検査せられることがある。能率の點では東京人は切付人夫として最も優秀の腕を有するが、體力を要する荒仕事は爪哇人、安南人、モイ族に及ばない。労働者雇入に關する法規はスマトラ邊と略々同一であるが、收容宿舎等に關しては餘程寛大である。宿舎はスマトラ及馬來半島に於ける護謨事業に獨得と認めらるゝ如き永久的の建築設備をせず、單に一時的建設を以てしてゐる。従つて多くの費用を要せず、一人前三〇比弗を費せば十分と言はれる。

Table showing average daily wages for various professions in the Northern Indochina region from 1931 to 1935.

北部印度支那職業別労働者平均日給賃銀表 (一九三二年)

Table showing average daily wages for various professions in the Western Indochina region from 1931 to 1935.

西貢市職業別労働者平均日給賃銀表

Table showing average daily wages for various professions in the Western Indochina region from 1931 to 1935, including specific categories like '大工' and '機械工'.

Table showing the number of laborers and average daily wages for various professions in the Western Indochina region from 1931 to 1936.

土人労働者数及年平均日給表

Table showing the number of laborers and average daily wages for various professions in the Western Indochina region from 1931 to 1936, including categories like '特殊労働者' and '苦力'.

商業

總說—物價指數及主要物産市價—商取引及商品の取引方法—商業助成機關—主要邦商

一 總 說

概要 各種資源特に植物性資源及エネルギー資源を豊富に包蔵する印度支那は其の開發事業の進展に伴つて商業取引の發展を期待し得るものと認められるに拘らず、統治者たる佛國が極めて獨占的排他的經濟政策を實施し特に外國資本の流入を歓迎せざるために著しくその發展を遅々たらしめてゐる觀があり、商況は必ずしも活潑であるとは稱し得られない。勿論本領土に於ける商取引の發達を阻害せる重大なる障害としては交通の不便及土民が全て平凡なる收穫狀況のもとに勞作に従事してゐるために餘利實却は極めて僅少にして從て薄弱なる購買力を保有するに過ぎず、比較的進歩せる土民でさへ商取引に對する能力及企業的精神に欠け且不安定なる貨幣制度、及び不正確なる商習慣等を擧げることが出来るであらうが、之等の障礙は今日では漸く除去されつゝある現狀にある。

印度支那に於ける商取引を概観するにモイ、タイ、ムオン、ロロ等の蕃族の間に於ける取引は勿論純粹にして簡單なる物々交換の形式に止つてゐる。柬埔寨人及安南人の間では最も基本的零細取引即ち自家消費の餘剰生産を籠に入れて頭上又は肩にかけて近傍の市場に運び（主として婦女が此の種の仕事に従事する）得たる錢を以て地方工人の自家製作になる布帛、衣類、家財道具に代るといふ如き取引が一般に行はれてゐるが、海岸に近き地方、殊に東京及交趾支那の三角洲地方に於ては主として米の取引を中心として海路外國との取引も比較的早くから行はれた。殊に後者の國際的取引には支那人の勢力が早くから獨占的地位を占めた。即ち支那人は印度支那に於ける商取引の發展に相當の刺戟を與へたものと稱すべく、支那人はその商權擴張のため、に當領内の主要取引中心地方に「定期的出張取引」所謂「得意巡り」を開始し、

其の結果生産者との間に恒常的連絡を成立し、商取引に於て行商及商品仲立の二分野を開拓した。此の二分野は混同統合されて所謂「支那人仲介業者」の成立を見、全領域に亘つて殊に遠隔地の取引に必要不可欠の機關となつた。殊に從來の「現金取引」に代るに「信用取引」を以てし、且除々に金主的位置を獲得し直ちに本領土に於ける經濟生活に不可欠なる要素となつた。此の支那人の優勢なる地位は其の後道路及鐵道の建設、農業技術の發達に依る土人生産力の増加等に依り些かも縮少せられず、寧ろ一般經營の強化は益々流通資本を必要とするので交互計算に依る貸付は著しく膨脹し國內取引に於ける支那人の役割は更に向上した。殊に比較的價値安定せる貨幣の流通は支那人の活動を助長し支那人に依る外國取引業務は聯邦經濟の發展と共に發達したと稱することが出来る。然しながら支那人の右の如き優勢は今日では多少侵害されんとする趨勢にある。即ち支那人はその仲介業務に對して適當の給付を要求し且つ「信用」を「高利」と同一視するために信用を失墜し、佛人商社もその利用を考慮制限せざるを得ず、殊に政府當局も土民に對して新らしき取引と佛國貨幣の使用を教へ、その要求の適應せる金融組織を土民の手にゆだねる如き政策を實施しつゝあり、本來的安南人及柬埔寨人の取引もその原始的限界を脱して領内に於ける比較的廣汎なる取引に参加し、領内取引に直接關係を有する佛人及支那人以外の外國人との取引を希望する趨勢にある。然しながら全般的に見るときは支那人の商取引界に於ける勢力は依然として大なりと稱せざるを得ない。左記に貿易及國內商業の中心地たる西貢及堤岸市に於ける國籍別營業者數を始め印度支那商業界の一斑を示す諸統計を掲げる。

西貢、堤岸市國籍別營業者數表

Table with columns for Nationality (國籍別) and Year (年次). Rows include French (歐人), Chinese (支那人), and others (其他).

國內商業

聯邦各國別移出入價額表 (一九三五年)

Table showing trade statistics for various countries (東、安、交、東) with columns for quantity, value, and price.

西貢港輸入及移入價額連年比較表

Table showing annual trade statistics for Saigon (西貢) with columns for year, quantity, and value.

破産及家資分散

破産及家資分散件數表

Table showing the number of bankruptcies and asset liquidations by region (西貢, 堤岸, 海防, 河内) and year (一九二五, 一九二八, 一九三〇).

商業投資 詳細は不明であるが、印度支那に本社を有する商會社の債發行額は左表の如くである。

商會社々債發行額表

Table showing the amount of bonds issued by various chambers of commerce (商會社) with columns for year and amount.

出所：印度支那經濟時報

Table with 10 columns and 10 rows of numerical data, likely representing price indices or market values.

二 物價指數及主要物産市價

卸賣物價指數

西貢主要物産卸賣物價指數表

Table showing price indices for various goods in Saigon, categorized by year and type of goods.

主要物産市場別市價表

出所 印度支那經濟時報

Table listing prices for various commodities like rice, oil, and other goods across different markets.

三 商慣習及商品の取引方法

商慣習 佛人其他の外國人(主に歐人)間には特に商慣習と認むるものがない。唯地方的取引に於ては掛賣をせず、現金取引を原則として居る。

約三箇月の期間を興ふるのが普通である。従て輸入荷爲替も三箇月期間のもの最も多く、各銀行は凡て自己の危険を以て無條件にて荷物の貸渡しを爲す。

輸出貨物に於ては其の大宗たる米に就て見るに、佛本國向が主として本支店間の見込積出であること、香港向・新嘉坡向の支那人取引が委託販賣制度なる外國向は殆ど全部往文買である。

四 商業其他助成機關

倉庫會社は存在せず、輸出入商及問屋は商品を自己の店舗内に保管する。海防港には税關、M・M及C・R兩汽船會社所屬倉庫各一棟、商業會議所々屬倉庫一二棟及支那人所有ベラツク式倉庫の設備がある。西貢港には税關所屬倉庫一三棟がある。興信所の設備なく日常取引に就ては買辦及支那人使傭人をして調査を爲さしめて居る狀況である。尙注意すべきは株式會社と雖も決算を公表するの義務を有せず、銀行と雖も取引關係にある會社に對して貸借對照表の提出を求むるを得ないため信用調査は極めて不正確たるを免れない。東京には河内及海防に商業會議所がある。河内商業會議所は一九二二年以

來年々河内見本市を主催し當領物産の紹介に努め相當の聲價を得てゐる。海防商業會議所は、稅務局に代り稅關附屬陸揚倉庫の經營に當る外、別に所有陸揚倉庫を利用し海防港の發展に貢獻してゐる。右の外東京には東京農業會議所、安南ウイン市には北部安南農商混成會議所、安南ツौरラン市には安南農商混成會議所がある。西貢には西貢商業會議所があり、一九二六年以降毎年西貢見本市を主催してゐる。此の外東埔萊アノンペン市、老龜ウイエンチアンにも農商混成會議所が設置されてゐる。尙我が邦商間にも日本及印度支那間貿易の發展及日佛商工業者間の關係を圓滑ならしめる目的を以て昭和十年西貢日本人商業會議所が開設され、正會員十一、賛助會員十三を擁して比較的活潑に活動してゐる。

印度支那商・農會議所一覽表

名	稱	議員數	正副會頭名	設立年次	所 在 地
西貢	商業會議所 Chambre de Commerce de Saigon	十一名 補缺(佛)四名	會頭 E. Lacroze 副會頭 A. Champagnat	一八六八年 九月三日	3, rue Mac-Mahon, Saigon
河内	商業會議所 Chambre de Commerce de Hanoi	十一名 補缺(佛)四名	會頭 A. Perron 副會頭 G. Demolle	一八八六年 六月三日	106, rue Jules Ferry, Hanoi
海防	商業會議所 Chambre de Commerce de Haiphong	九名 補缺(佛)四名	會頭 Porclat 副會頭 Cheun Guillon	一八八六年 六月三日	Haiphong
交趾支那	農會議所 Chambre d'Agriculture de la Cochinchine	一〇名	會頭 A. Bec 副會頭 F. Philip	一八九七年 四月三十日	Saigon
東京	農業會議所 Chambre d'Agriculture du Tonkin	一〇名	會頭 E. Lacroze 副會頭 Le Roy desBarres (Le Dr.)	一八九四年 二月十日	Hanoi
フイノ	商・農混成會議所 Chambre mixte de Commerce et d'Agriculture de Vinh	六名 佛三名 土三名	會頭 de Villeroy 副會頭 Durand		Vinh
安南	商・農混成會議所	七名 佛二名 土五名	會頭 Cuenin	一八九七年	Tourane

出所日印度支那官報

五 主要邦商

主要邦人商店會社一覽表

(昭和十年現在)

1 名	商 店	營業種目	所 在	名	稱	營業種目	所 在
菊地	漆行	雜貨、輸入	河 内	山田	商店	雜貨	河 内
宮崎	商店	輸出入及仲介	同	齊藤	漆店	漆、雜貨	同
田島	洋行	漆	同	高麗	漆業社	人蔘	同
重	商店	雜貨	同	小田	ホテル	旅館	同
保田	洋行	輸出入、雜貨	海 防	水谷	商店	輸出入及仲介	同
長島	商店	雜貨、理髮	同	井本	商店	雜貨	同
石山	ホテル	旅館	同	中山	商店	食料雜貨	同
下村	洋行	雜貨	ツौरラン	高谷	商店	雜貨	順 化
鹽田	商店	雜貨輸入	同	水谷	商店	輸出入商	同
中一	洋行	雜貨、藥劑	同	赤塚	商店	雜貨	同
大林	洋行	雜貨	堤 岸	錦 記	茶		堤岸梅山街
2. 船	船會社	代理店	海防、西貢	3. 大	阪商船	代理店	同
3. 保	險會社	同	西貢	扶桑	火災	同	同
4. 東	京海上火災	同	同	三井	物產	同	同
4. 橫	濱火災海上	同	同	佛領	印度支那……商業		

(註) 西貢所在のもの本店とす

佛領印度支那...貿易

貿易

總稅務通商政策一總貿易一特別貿易(國別貿易)一商品別貿易一主要商品別佛國及支那(民地貿易)一對日本貿易

一 總 說

沿軍 印度支那の海外貿易の起原に就ては不明であるが、蘭人の渡來を見た十六世紀末には支那、日本との間に既に戎克船或は御朱印船に依る貿易が相當漸繁に行はれてゐたことは明瞭である(日本との關係は後説「對日貿易の項」參照)。而して十七世紀に至り日本の後退に代り、蘭人或は佛人の湄公河を目標とした交趾支那及東埔塞地方への勢力進展に依り、彼等の商權の獲得と共に漸次歐洲方面との貿易も開け、遂に佛國の侵略工作の完了に依り印度支那の海外貿易は確固たる基礎の上に立ち今日の繁榮に至つたものである。

此の時代に於ける海外貿易の狀勢並にその經過を示すべき數字の資料はないが、今佛國の侵入開始時代よりその工作完了し整備時代に至る迄の主として佛國を對象とする往時の印度支那各國の締結した主要通商關係條約を簡單に示し參考に資する。

一七八七年一月二八日 於ベルサイユ

佛國及交趾支那攻守同盟條約(摘要)交趾支那ニ於テ佛人通商ノ自由ヲ規定ス

一八六二年六月五日 於西貢

佛國、西班牙及安南和平修交條約(摘要)湄公河流域地方ニ於ケル佛國商人ノ營業及船舶航行ノ自由、佛國臣民ノツーラン、ペラト及カンアン三港ニ於ケル商業經營ノ自由ヲ規定ス

一八六三年八月一日 於ウドーン

佛國及東埔塞修交通商條約(摘要)東埔塞ヲ佛國ノ保護領トシ、佛國人ノ旅行、通商、所有ノ自由、佛國船舶ニヨル輸出入商品ノ

建築、商社及倉庫開設、國境通過、國內旅行ノ相互自由ノ承認、課稅規則等ヲ規定ス

一八八六年五月七日 於盤谷

安南及ルアンパバン間貿易振興ノ爲ノ佛國及暹羅條約(摘要)ルアンパバンニ於ケル佛國人及保護領民ノ利益ノ保護、商品課稅規則ヲ規定ス

一八八七年六月二六日 於北京

佛國及支那通商補足條約(一八八六年四月二五日條約ノ補足)(摘要)東京及支那間陸路貿易地點ノ改廢、兩地間貿易促進ノ爲ノ輸入稅改正、船舶航行規則ヲ規定ス

以上の如く佛國勢力の前進と共にその無統制であつた海外貿易は體裁を整へ全く面目を一新するに至つた。

而して即ち一八八八年以降一九〇二年間の五箇年平均輸出入額(特別貿易)を示せば

每五箇年平均輸出入貿易額表

Table with columns for '輸入' (Import) and '輸出' (Export), and rows for '佛國及同植民地' (France and Colonies) and '計' (Total). Values are in millions of francs.

右の如くで顯著な増加を示してゐる。此の時代の輸入商品は主として綿布、金屬、金屬機械等の製造品、リキユール、葡萄酒、穀粉及亞片、藥品等が主を占め、輸出商品は今日と大差なく米を筆頭として玉蜀黍、胡椒、水産物、

佛領印度支那...貿易

四〇二

免稅、東埔塞產商品積載船舶ニシテ東埔塞ニテ徵稅セラレタルモノハ交趾支那諸港ニ於テ免稅ヲ規定ス

一八七四年八月三十一日 於西貢

佛國及安南通商條約(摘要)チナイ(ピンチン州)、ニンハイ(ハイジョン州)河内及ニハ河ヲ國別ヲ問ハズ外國貿易ニ開放、相互輸入稅及外國船舶出入港市ヲ規定ス

一八七四年十一月二三日 於西貢

前項ノ補足協定(摘要)安南開港場ニ於ケル禁制品及輸入稅規定ノ改廢

一八八三年八月二五日 於順化

佛國及安南條約(摘要)東京及安南ヲ佛國ノ保護領トシ、東京及安南開港市中キノ、ツーラン及シアンダイ港ヲ除キ外國貿易ニ解放、東京及安南ニテ佛國人及同臣民ノ生命財產ノ自由及保證、東京及安南開港市域内ニ於ケル通行、事業經營及所有ノ自由ヲ規定ス

一八八四年五月一日 於天津

佛國及支那和平修交條約(摘要)佛國及安南間貿易ノ自由ヲ支那側承認

一八八四年六月六日 於順化

佛國及安南條約(摘要)一八八三年八月二五日佛安條約ノ確認及改訂

一八八五年六月九日

佛國及支那和平通商條約(摘要)東京及支那間陸路貿易ヲ承認、東京一饒南間、東京一廣東及廣西間貿易規定ノ制定、相互ニ最惠待遇享受ヲ規定ス

一八八六年四月二五日 於天津

佛國及支那通商條約(摘要)陸路通商地ノ改正、土地所有、家屋

獸皮、護護等農產物が主であつた。

其の後歐洲大戰時代を経て大戰後の好況時代を迎へ、一九一九年の如きは輸入額一、八五七百萬法、輸出額三、八〇〇百萬法、合計五、六五七百萬法と云ふ躍進を示し、今日迄の最高記録を止めた。而してその翌年は此の反動で其大なる減少を來したが尙輸出總額三、一九六百萬法に達し、爾後若干の變動はあり乍らも漸増を示し、一九二五乃至一九二九年の間に於て再び黃金時代を現出した。一九三〇年以後は大戰の影響に依る世界不況の波に席捲せられ遂に二十年前に劣る衰調を辿つたが、一九三五年に至り稍々上向し今後の再發展が目されるに至つた。今左に一九一一年以降の貿易變動狀態を示す。

輸出入貿易額表(外國貿易)

單位百萬法 出所印度支那貿易統計表

Table showing trade statistics for '輸入額' (Import) and '輸出額' (Export) from 1911 to 1933, categorized by '佛國及同植民地' (France and Colonies) and '外國' (Foreign). Values are in millions of francs.

佛領印度支那……貿易

一九三三	五五五	三六九	九一四	五八八	四九三	一〇六二
一九三五	五七二	三七四	九〇一	四八六	八二二	一〇六八
右五箇年平均	五六九	三三三	九〇一	四八四	六八八	一〇六一

特徴 印度支那貿易上の特徴は大體三項を挙げられるが、一は輸出入商

品の種類で、領内産業中農業を除く以外は若干の鐵、水産業が算えられるのみで製造工業に於ては殆ど指摘すべきものがない。従て輸出品の多くは當然食料品及原料品を主とし、反之輸入商品は製造工業品に依り占められる。即ち一九三五年度の三大項目別輸出入價額を見れば、輸入に於て食料品一二四、九一〇千法、工業原料品二一〇、二九千法、製造品五六六、二七二千法を示し、輸出に於て食料品九三六、七四〇千法、工業原料品三二二、八〇七千法、製造品三三八、七三六千法となつてゐる。二は印度支那を對象とした貿易相手國の情況であるが、印度支那の輸出に於て極東諸地方は良き顧客であるに反し、輸入の大部分は佛本國商品を以て占められ明かに佛本國の獨占市場を形成して居ることである。(特別貿易の部「輸入貿易」及「輸出貿易」各項参照)三は貿易報尻に於いて年々莫大なる輸出超過にあることであるが、印度支那は國內諸要素の性質上此の大なる輸出を強要されるのである。即ち三〇餘萬に達する在留華僑の本國送金、佛人官吏の俸給或は退職金、商業益金及事業配當等の莫大なる本國送金、佛本國政府の強制割當金(年々總豫算經常歳出總額の約一〇乃至一五%に相當す)及本國市場に於て募集された巨額の公債の消却等を考慮すれば此の状態は自ら諒解されるものであるが、同時に如上の事實は當領財政上の痛腫ともなつてゐるものである。

二 通商政策

本國は一九三四年末より一九三五年初頭にかけて佛蘭西本國及海外領土經濟會議を開催したが、之は一九三三年以來國勢の徐々に下向せんとしてゐる状態に鑑み佛本國及屬領間の經濟的統一を促進せしめんとする爲組織せるものである。試みに本會議の提唱者たる舊印度支那總督アルベール・サロー氏の言葉を摘要するに「植民政策は今や數人の専門家に獨占されるべき時代は去

四〇四

り、既に國民思想の一となつてゐる。即ち國民は新精神の創造者となり一層明確にこの偉大なる植民地生活を佛國生活に結合せしむると共に海外佛國領土が將來その進む過程に於て示す新しき力を以て祖國を富裕ならしめ、祖國の存在を強化すべきである」と述べてゐる。

斯くて會議は經濟委員會(關稅問題及一般經濟政策)、本國及植民地生産委員會(本國及植民地生産物一覽目錄の作製、之等生産物の生産條件の調査及統制)、財政委員會(豫算、銀行、信用問題)、植民地諸施設に關する委員會(交通運輸問題、土木事業計畫、諸施設の改善、其他)、社會施設委員會(社會衛生及教育問題)の五分科委員會に分ち夫々本國及各領土政治家、専門家等の代表委員に依り決議が實行された。

而して本會議は前述の如く根本的には植民地をして専ら佛本國の獨占市場とし、全佛國經濟の合理化運動の對象としたものであるが、結局商業貿易關係が中心議題となつた。即ち審議された貿易關係事項の大體を挙げれば、(一)本國向輸出を目的とする生産品の増加を目して、(二)貿易收支を矯正する目的を以て佛國市場に於て外國産同類商品の地位を有効に獲得し得べき各植民地の農・工・鐵産品の選定、(三)右植民地産品の佛國輸入を助長すべき手段(收穫の増加及品質の改良を爲すべき生産技術の向上、生産品の處理、原價及世界市價に差額ある諸産品の減價或は世界市價への接近、佛國市場に適當する産品の配分を容易ならしむべき可能性、最良状態に於て植民地商品を取扱ひ以て本品産業をも満足せしむべき手段、植民地經濟の發展を促す爲の本國資本及貸付金の取扱方法、(四)佛國原産品の植民地輸入、(五)植民地に輸出増加せしめ得べき佛國産品、即ち各種原料、食料品、製造品の選定、(六)植民地の歐人、土人間に於て外國商品が有する利益の原因探求、(七)購買者の趣味及購買力に應ずる生産品の取捨選擇、(八)從來取引關係あり多數支店の設置ある地を除き、植民地に近接せる外國領土又は國に對し佛國商品の輸入を助長すべき手段、等であつた。

元來佛國は英國が植民地に對する場合自由主義的な立場を採ることを通例とするに反し極端なる本國中心主義を採用してゐる。本會議も結局その現は

れと見ることも可能で、貿易政策の根本も此處にあるのである。輸入割當制度 現在割當制を適用せられてゐる商品は綿絲布類及鐵泉類のみであるが、前者に關する本制度は一九三二年八月一八日附總督令を以て公布せられたものである。その内容は左記の如くであるが、その割當の形式は國別に依らず一九二九年乃至三一年の三箇年間の印度支那に於ける諸外國(佛本國及同植民地を除く)よりの輸入平均を基礎として計算せられたもので諸外國を一括したる總括的割當數である。その適用方法は一年を各三箇月に區分して四半期とし、制限數量は上・下半期二回に分ち規定し各半期數量を更に二分し前記四半期毎に實施す。

綿絲類輸入割當數量表

稅番	品名	單位(キントナル)	出所(印度支那官報)	數量
特三六八	純綿絲	單絲		
		精練せざるもの		110M
		漂白したるもの		11
		染色又は斑色したるもの		33
特三六九		二精又は三精の撚糸にして小費用に整へざるもの或は繭形若くはオリウ形に造りたる刺繍用のもの、内精練されざるもの		5
		四精以上の撚糸にして小費用に整へざるもの		10M
		單撚のもの		10M
		雙撚のもの		10
		小費用に整へたる撚絲		
		佛領印度支那……貿易		

其他のもの(衣類を含む)

四二〇ノ三	絲組物類		
特四五九ノ二	綿布帛に手又は機械を以て刺繍したるもの		
省略	右に掲げざる一切の綿絲及綿布帛		
四二二	浮織又は紋織の純綿布帛		10
四一八	フランケット		10
四一九	莫大小類		10
	靴下		10
	單撚のもの		110M
	雙撚のもの		100
	平織、綾織及雲齊織		10
	精練せざるもの		10
	精練し又は漂白したるもの		10
	染色したるもの		10
	捺染したるもの		10
	漂白又は染色したる絲を以て織りたるもの		10

四〇五

鐵泉の輸入割當制度は一九三三年一月二五日附總督令を以て獨逸及日本産の鐵泉に實施せられたものであるが、日本産の平野水、ウキルキンソン炭酸、布引炭酸等の天然鐵水は爾今一箇年の輸入數量を總括のもの一三〇ヘクトリ立以内と規定され且つ輸入港は西貢及海防の二港に限られ、當該地方官廳の證明ある原産地證明を附し更に産地に關し何等誤謬なきこと並に如何なる變性加工も加へられざる旨の佛國領事官憲の證明が必要となつてゐる。

輸入許可制度 一九三四年四月二八日附大統領令を以て外國産磷酸及加里肥料輸入取締りに關する規定が公布され、同年十一月二日附總督令を以て印度支那に公布を見たが、此の結果外國産品は別に裁定ある迄總督の發給

せる個別的輸入許可書を提出するに非ざれば之を爲し得ないこととなつた。以上の外果實に對しては輸入取締令が一九三三年三月八日公布されてゐる。

輸入禁制品

輸入禁制品表

Table with columns: 品名 (Item Name), 輸入条件 (Import Conditions). Includes items like 一七四ノ二 アブサント酒及之に類するリキユール(製造、販賣及流通も亦禁止せらる) and 一七四 外國産精溜酒精及火酒(リキユールを除く).

輸入製薬所向は之を除く

Table with columns: 品名 (Item Name), 輸入条件 (Import Conditions). Includes items like 三二六 印度麻エツキス及同製品 and 四七 正規の捺印を以て各罐に原産國名を明示せざる外國産魚類.

輸出禁制品

輸出禁制品表

Table with columns: 品名 (Item Name), 輸出条件 (Export Conditions). Includes items like 一七〇及一七〇ノ二 植物(芭蕉、咖啡、綿、護謨、茶)土壤及混合肥料 and 一七二ノ二及三 箱及樽に原産地を示すマークを有せざる外國産葡萄酒.

佛領印度支那...貿易

尙一九三五年四月一七日附大統領令を以て更に三種目の絶対輸出禁止が規定された。以上に就ては農業の部、主要農産物輸出入状況の項に參照。主要商港 左に印度支那主要商港に付一九三五年に於ける出入船舶隻數、同總噸數及積載貨物噸數を示す。但し西貢及海防港に就ては「交通の部」に參照ありし。

Table with columns: 品名 (Item Name), 輸出条件 (Export Conditions). Includes items like アンチオピウム(即ち阿片製品) and 佛領印度支那...貿易.

五八〇、五八五及五八六 支那及南部支那諸省向武器、同部分品及軍需品

六一五及六一六 總噸數百噸及百噸以上の船舶

三二八 家畜類(馬、牛類)

〇三四九及〇三五〇 コカイン及コカイン鹽を含む

六五四 化石—先史人類骸骨及器具を含む

四九五ノ二 プロンズ製數取札

雲南、廣東、廣西諸省仕向火藥及爆發藥製造原料

ウラムウム鹽(佛國、佛領植民地及保護國仕向以外)

〇三五八 モルヒネ及モルヒネ鹽

佛領印度支那記念碑及美術品

一二三及三一六 阿片及阿片を含む製品即ちモルヒネ、コカイン及之等の鹽

四九五ノ二 各種サブク貨(安南外輸出)

麻酔劑

有毒物類

絶対禁止

仕向地の如何に依て絶対禁止

法規參照

阿片類に關する項參照

佛國、佛領植民地及保護國仕向以外のもの

絶対禁止—上記諸省駐在佛國外交機關との商議の結果特別の場合には許可す

絶対禁止

阿片類に關する項參照

法規參照

輸出、再輸出、通過、積替等

絶対禁止

法規參照

佛領印度支那……貿易

四〇八

主要商港別出入船舶隻數總噸數及積載貨物數量表

出所	船舶隻數		總噸數		積載貨物	
	隻	噸	噸	噸	噸	噸
東京	三六六	二〇,五三六	一,二二三〇	七,七四五		
河内	五七二	三〇,九三三	九,七四五	一〇,九一〇		
安南	三三	一,〇一〇	一,〇一〇	一,〇一〇		
ウインベンチユイ	三	一〇	一〇	一〇		
ツラ	三	一〇	一〇	一〇		
キアン	三	一〇	一〇	一〇		
フアンラン	三	一〇	一〇	一〇		
東埔	三	一〇	一〇	一〇		
ブノン	三	一〇	一〇	一〇		
ベン	三	一〇	一〇	一〇		
河川	三	一〇	一〇	一〇		

尙右の中ホンガイ港は遠洋及沿岸兩航路船舶寄航し輸出積荷は主として石炭である。此の外沿岸航路以外に遠洋航路船舶の寄航する港はツラン、キノン、フアンラン諸港で、河内及ブノン、ベンは單に沿岸航路船舶のみである。

三總貿易 (Commerce Général)

概要 印度支那に於ける總貿易とは總輸入貿易及總輸出貿易を併せたもの

輸入總貿易價額表

年次	直接輸入		倉庫寄託		一時的輸入		計	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
一九三〇	五八,七〇〇	一,七五九,九三三	三三,七二〇	一,一七三,三三一	二八,九六五	六,六一五	一一六,三八五	二,九三九,〇三九
一九三一	五〇,〇八〇	一,五二九,九一一	一四,〇九一	一,一七三,三三一	三六,八五〇	六,六六六	一〇三,〇〇一	二,七〇九,〇〇一
一九三二	三三,〇〇〇	一,〇〇一,七三三	一四,〇九一	一,一七三,三三一	一七,〇八二	五,七三三	五〇,一七三	一,〇〇九,〇〇一
一九三三	三三,〇〇〇	一,〇〇一,七三三	一四,〇九一	一,一七三,三三一	一七,〇八二	五,七三三	五〇,一七三	一,〇〇九,〇〇一
一九三四	三三,〇〇〇	一,〇〇一,七三三	一四,〇九一	一,一七三,三三一	一七,〇八二	五,七三三	五〇,一七三	一,〇〇九,〇〇一
一九三五	三三,〇〇〇	一,〇〇一,七三三	一四,〇九一	一,一七三,三三一	一七,〇八二	五,七三三	五〇,一七三	一,〇〇九,〇〇一

單位：數量—噸 價額—千法
出所：同前表

輸出總貿易價額表

年次	直接輸出		在庫品再輸出		免稅通過輸出		計	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
一九三〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
一九三一	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
一九三二	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
一九三三	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
一九三四	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇
一九三五	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇	二,〇〇〇,〇〇〇

單位：數量—噸 價額—千法
出所：同前表

四特別貿易 (Commerce Spécial)

特別貿易とは主として印度支那國內消費に充てられる輸入貿易及純粹に國外に賣却される輸出貿易を云ふものである。

近年特別貿易は世界的經濟不況に依る市場の縮小、市價の下落或は幾多關稅の引上及輕量にして高價なる物品(絹布帛類)の輸出入減等に依り甚だしい不振状態にあつた。即ち一九二八年の繁榮は印度支那産業の發達及思惑企業の増加に依る何れかと云へば變則的のものであつたが、貿易總額は五、四〇三萬法に達して居た。併し其の餘年々減少し一九三〇年に於て經濟恐慌の影響が明瞭に現はれ、爾後一九三四年後半期に於て米の輸出漸増の兆の表面化する迄年々減退に減退を重ね、一九三三年の如き總額は僅かに一、九二五萬法と一九二八年に比し六四・四%の減少を示した。一九三五年は前年後

聯邦各國別輸入貿易數量及價額表

佛領印度支那……貿易

四〇九

半期の恢復の後をうけ再び増大し稍落付を得るに至つた。即ち總額に於て、一九九百萬法と一九三三年に比し一四%の増加となつてゐる。

尙印度支那の重要貿易品は輸入に於て絹布帛類、麻布帛類、各種金屬製品、器械器具類並に鋼及鐵等で、輸出に於て米及之に類するもの、玉蜀黍、鹽、石炭及乾鹽類魚類である。尙米は印度支那輸出の大宗と稱せられ著名な世界の産物であり、今一九三〇年以降一九三四年迄の五箇年間に於ける年平均輸出總額に對する輸出率を見れば五五・七%となるが、年々その過半を占めることを常態としてゐるものである。併し一九三〇年以後は數量、殊に價額に於て激減をしてゐる。

聯邦各國別貿易 左の二表に示さるゝ如く聯邦各國中最大港を控へる交趾支那が輸出入共首位を占め、之に次いで東京が股盛である。

單位：數量—噸 價額—千法
出所：同前表

佛領印度支那……貿易

佛國及同植民地	一九三〇		一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
總計	1,007,111	1,047,433	1,009,419	1,064,625	1,017,520	1,064,111	1,017,520	1,017,520	1,017,520	1,017,520	1,017,520	1,017,520
外支	328,633	349,197	330,527	349,239	331,520	349,239	331,520	349,239	331,520	349,239	331,520	349,239
東支	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111
安支	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111
東支	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111
老支	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111
計	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111

聯邦各國別輸出貿易數量及價額表

單位：數量一噸 價額一千法郎

佛國及同植民地	一九三〇		一九三一		一九三二		一九三三		一九三四		一九三五	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
總計	1,007,111	1,047,433	1,009,419	1,064,625	1,017,520	1,064,111	1,017,520	1,017,520	1,017,520	1,017,520	1,017,520	1,017,520
外支	328,633	349,197	330,527	349,239	331,520	349,239	331,520	349,239	331,520	349,239	331,520	349,239
東支	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111
安支	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111
東支	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111
老支	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111
計	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111	1,131,111

於製造工業品が、輸出に於て食料品及原料品が大部分を占めてゐるが、その項目別輸出入貿易數量及價額表は左の如くである。

項目別輸出入貿易數量及價額表

年次及輸出入別	食料品		工業原料品		製造品	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
一九三〇	1,477	1,477	1,000	1,000	1,000	1,000
一九三一	1,477	1,477	1,000	1,000	1,000	1,000
一九三二	1,477	1,477	1,000	1,000	1,000	1,000
一九三三	1,477	1,477	1,000	1,000	1,000	1,000
一九三四	1,477	1,477	1,000	1,000	1,000	1,000
一九三五	1,477	1,477	1,000	1,000	1,000	1,000

佛領印度支那……貿易

前二表に依て一九三五年に於ける各主要項に互り百分率を取るに、輸入に於て交趾支那は數量六二・四%、價額六二%、東京は數量二九・二%、價額三二・五%を占め、又佛國及同植民地よりの輸入は數量に於て二八・四%、價額五八・五%となり、一九三一年以降五箇年の平均百分率も亦五八・五%となつてゐる。又輸出に於て交趾支那は數量五二・九%、價額八〇・六%、東京は數量四五・三%、價額一六・七%、佛國及同植民地への輸出は數量二八・五%、價額三七・五%で、前者同様最近五箇年のその率は四二・一%となつてゐる。即ち印度支那の貿易上交趾支那は最も重要な地位を占めてゐるものであり、輸出に於て東京が數量に比し價額の少なるとして石炭の如き重量大にして價額比較的安價なる貨物の多きことに依るものである。

總說特徴の項に於て述べた如く印度支那の貿易は、輸入に

佛領印度支那...貿易

一九三三		一九三二		一九三一	
輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
数量	数量	数量	数量	数量	数量
34,976	9,495	41,414	14,612	31	5,511
價額	價額	價額	價額	價額	價額
3,600,106.72	86,831	3,269,999	51,777	3,070	4,077,136.01
数量	数量	数量	数量	数量	数量
2,277	7,778	3,998	18,264	5,721	1,097
價額	價額	價額	價額	價額	價額
50,911	226,777	55,311	56,433	66,844	3,343.54
数量	数量	数量	数量	数量	数量
400,111	7,067	1,332,111	2,181	5,532	2,115.54
價額	價額	價額	價額	價額	價額
281,011	5,265	6,555	1,993	2,711	3,734.9
数量	数量	数量	数量	数量	数量
21,911	6,477	3,633	2,770	5,255	1,801
價額	價額	價額	價額	價額	價額
6,910	9,344	3,721	1,996	8,877	5,559
数量	数量	数量	数量	数量	数量
6,775	8,166	1,390	1,372	3,476	2,240.5
價額	價額	價額	價額	價額	價額
3,313	4,675	4,500	1,664	1,484	3,849
数量	数量	数量	数量	数量	数量
11,211	5,955	2,612	1,077	4,499	3,711
價額	價額	價額	價額	價額	價額
5,810	7,964	3,444	1,277	4,298	5,011
数量	数量	数量	数量	数量	数量
5,810	7,964	3,444	1,277	4,298	5,011
價額	價額	價額	價額	價額	價額
4,377	8,166	1,390	1,372	3,476	2,240.5
数量	数量	数量	数量	数量	数量
3,313	4,677	4,500	1,664	1,484	3,849
價額	價額	價額	價額	價額	價額
11,211	5,955	2,612	1,077	4,499	3,711
数量	数量	数量	数量	数量	数量
5,810	7,964	3,444	1,277	4,298	5,011
價額	價額	價額	價額	價額	價額
4,377	8,166	1,390	1,372	3,476	2,240.5

七、六二六千法、一九三五年、約一五九千法、八五二千法、約一三二千法、九三五〇千法の如くである。

即ち一九三五年輸入價額に於て製造品は六二・八%、工業原料品は二六・二%で、輸出價額に於て食料品は六四・四%、工業原料品は二四・九%であった。

國別貿易

印度支那の國別貿易は下記の二表に依て明瞭なる如く輸入に於て歐洲諸國より六〇・六%を仰ぎ、之に反し亞細亞諸國よりは三五・三%を輸入するに過ぎず、殊に佛國は自國のみにて五五・四%を占めてゐる。而して輸出に於ては歐洲諸國へ三七・九%を向け、亞細亞諸國へは五二%を送り、支那、香港、新嘉坡、日本等主要近接諸國向が四四・五%を占めてゐる。即ち印度支那は貨物の需給關係より見れば自國商品の販路は亞細亞殊に近接諸國に求めてゐるが、必需品の過半は佛國より仰いでゐると云ふ現況にある。

尙佛國に對する印度支那輸出の増大は經濟不況の中期より極東方面に於て販路の縮小された印度支那米に對しその保護の爲佛本國に於て購買獎勵を爲したため、漸次増加せるもので、小麥の産地たる佛本國に於て印度支那米の多量の輸入は種々問題の惹起を免かれず、結局近年印度支那の佛國向輸出の増大は一時的の現象と見ることが出来る。

國別輸入貿易價額表

國別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三五	一九三五
歐洲	1,930	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931
佛國	999	442	516	422	500	554
佛領植民地	85	37	44	33	30	33
獨逸	5	13	10	7	3	3
ベルギー	1	1	1	1	1	1
ブルジョルク	1	1	1	1	1	1
ブラジル	1	1	1	1	1	1
ジャバ	1	1	1	1	1	1
西班	1	1	1	1	1	1
芬蘭	1	1	1	1	1	1

單位：百萬法

出所：同前表

米、歐洲、佛國、佛領植民地、獨逸、ベルギー、ブルジョルク、ブラジル、ジャバ、西班、芬蘭、計、其他の諸國、佛國及同植民地、總計

國別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三五	一九三五
歐洲	1,930	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931
佛國	999	442	516	422	500	554
佛領植民地	85	37	44	33	30	33
獨逸	5	13	10	7	3	3
ベルギー	1	1	1	1	1	1
ブルジョルク	1	1	1	1	1	1
ブラジル	1	1	1	1	1	1
ジャバ	1	1	1	1	1	1
西班	1	1	1	1	1	1
芬蘭	1	1	1	1	1	1
計	1,930	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931
其他の諸國	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
佛國及同植民地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
總計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

單位：百萬法

出所：同前表

一九三三		一九三二		一九三一	
輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
数量	数量	数量	数量	数量	数量
1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876
價額	價額	價額	價額	價額	價額
1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876
数量	数量	数量	数量	数量	数量
1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876
價額	價額	價額	價額	價額	價額
1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876
数量	数量	数量	数量	数量	数量
1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876
價額	價額	價額	價額	價額	價額
1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876

佛領印度支那...貿易

國別	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三五	一九三五
歐洲	1,930	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931
佛國	999	442	516	422	500	554
佛領植民地	85	37	44	33	30	33
獨逸	5	13	10	7	3	3
ベルギー	1	1	1	1	1	1
ブルジョルク	1	1	1	1	1	1
ブラジル	1	1	1	1	1	1
ジャバ	1	1	1	1	1	1
西班	1	1	1	1	1	1
芬蘭	1	1	1	1	1	1
計	1,930	1,931	1,931	1,931	1,931	1,931
其他の諸國	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
佛國及同植民地	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
總計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

單位：百萬法

出所：同前表

佛領印度支那……貿易

品別	數量					價額				
	一九三〇	一九三二	一九三三	一九三四	以上五年平均	一九三〇	一九三二	一九三三	一九三四	以上五年平均
總計	11,000	10,000	11,000	11,000	11,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
新嘉坡	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	300	300	300	300	300
暹羅	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	200	200	200	200	200
其他諸國	6,000	5,000	6,000	6,000	6,000	600	500	600	500	500
阿弗利加	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
南阿弗利加聯邦	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
マダガスカル	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
レユニオン	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
其他佛領阿弗利加	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
其他諸國	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
其他	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100

商品別輸入貿易數量及價額表

單位：數量千噸 價額：百萬元
出所：同前表

品別	數量					價額				
	一九三〇	一九三二	一九三三	一九三四	以上五年平均	一九三〇	一九三二	一九三三	一九三四	以上五年平均
綿布	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
石油及精油	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
機械及器具	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
各種金屬製品	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
武器・火藥・彈丸・發火具	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
各種葡萄酒(百萬立)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
各種煙草類	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
鐵及鋼	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
絹布	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
紙類	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
牛乳類	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100

佛領印度支那……貿易

四一五

品別	數量					價額				
	一九三〇	一九三二	一九三三	一九三四	以上五年平均	一九三〇	一九三二	一九三三	一九三四	以上五年平均
羊製品	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
自動車及部品	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
小麥粉	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
化學製品	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
重油・石油滓及マズー油	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
生又は罐詰野菜	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
檳榔	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
胡椒	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
調味料	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
蒸溜酒(純粹酒精百萬立)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
香料及香入石鹼	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
食卓用果實	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
藥劑	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
乾性野菓	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
砂糖	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
獸皮及加工毛皮	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
繪具・インキ・鉛筆	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
牛酪	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
衣服及下着	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
化學染料	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
支那素	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
毛布	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
銅及銅製品	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
自轉車及部品	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
魚類	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
印刷物・版畫・書籍	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
金銀細工・寶石・時計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
麻布	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
麻絲・麻結・麻網	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100
亞鉛	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	100	100	100	100	100

佛領印度支那……貿易

以上一九三五年の輸入商品中價額順に總額に對する重要品の百分率を示せば、綿布帛類一六・七%、麻布帛六・六%、各種金屬製品四・七%、機械及器具四・三%、鐵及鋼四%、石油及精油三・八%であり、同じく輸出に於ては米及之に類するもの、四九・九%、玉蜀黍一・二%、護謨一〇・五%、石炭五・三%、乾鹽煙製魚四・一%、錫鐵一・八%である。

佛國及同植民地貿易

佛國及同植民地仕出商品別輸入貿易價額表

品別	一九三〇	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
牛乳(砂糖の有無を問はず)	1111	1111	1111	1111	1111
乾酪	3333	3333	3333	3333	3333
牛酪	1111	1111	1111	1111	1111
砂糖	1111	1111	1111	1111	1111
糖類	1111	1111	1111	1111	1111
煙草類	1111	1111	1111	1111	1111
其他の不揮發性油類	1111	1111	1111	1111	1111
其他の揮發性油類	1111	1111	1111	1111	1111
葡萄酒	1111	1111	1111	1111	1111
蒸溜酒	1111	1111	1111	1111	1111
建築材料	1111	1111	1111	1111	1111
鐵鋼	1111	1111	1111	1111	1111
其他の金屬	1111	1111	1111	1111	1111
其他の化學製品	1111	1111	1111	1111	1111

單位：千法郎
出所：佛領印度支那貿易統計表

四一八

品別	一九三〇	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
化學染料	3799	3799	3799	3799	3799
香水	8008	8008	8008	8008	8008
普通石鹼	9731	9731	9731	9731	9731
調合藥劑	2326	2326	2326	2326	2326
硝子製コップ	3331	3331	3331	3331	3331
白熱電球	3331	3331	3331	3331	3331
綿布帛類	1111	1111	1111	1111	1111
亞麻・大麻	1111	1111	1111	1111	1111
毛織物	1111	1111	1111	1111	1111
絹布帛類	1111	1111	1111	1111	1111
衣服及下着	1111	1111	1111	1111	1111
紙類	1111	1111	1111	1111	1111
印刷物	1111	1111	1111	1111	1111
加工品	1111	1111	1111	1111	1111
其他の皮革製品	1111	1111	1111	1111	1111
機械及器具	1111	1111	1111	1111	1111
各種金屬製品	1111	1111	1111	1111	1111
武器・火藥及彈藥	1111	1111	1111	1111	1111
自動車及部品	1111	1111	1111	1111	1111
轉車及自動自轉車	1111	1111	1111	1111	1111
鐵道車輛	1111	1111	1111	1111	1111

佛國及同植民地商品別輸出貿易價額表

單位：千法郎
出所：同前表

品別	一九三〇	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
大なる獸皮	1111	1111	1111	1111	1111
蛇及蜥蜴皮	1111	1111	1111	1111	1111
玉蜀黍(風袋込)	1111	1111	1111	1111	1111
穀類	1111	1111	1111	1111	1111
粉米	1111	1111	1111	1111	1111
砂糖	1111	1111	1111	1111	1111
咖啡	1111	1111	1111	1111	1111
胡椒	1111	1111	1111	1111	1111
其他	1111	1111	1111	1111	1111

佛領印度支那……貿易

品別	一九三〇	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
茶	1111	1111	1111	1111	1111
護謨	1111	1111	1111	1111	1111
大茴香油	1111	1111	1111	1111	1111
チーク材	1111	1111	1111	1111	1111
石炭	1111	1111	1111	1111	1111
錫	1111	1111	1111	1111	1111
鉛	1111	1111	1111	1111	1111
タンクステン	1111	1111	1111	1111	1111
縮レース	1111	1111	1111	1111	1111
安南絹	1111	1111	1111	1111	1111
布帛類	1111	1111	1111	1111	1111
古き椰子製糖	1111	1111	1111	1111	1111
草蓆	1111	1111	1111	1111	1111
猪脂	1111	1111	1111	1111	1111
其他	1111	1111	1111	1111	1111

超過額 以上各項に依り明瞭なる如く印度支那の貿易は輸出超過なることを常態としてゐる。但し一九三一年は特に米の輸出激減に依り輸入超過を示したが、依然經濟恐慌の渦中に在つたに拘らず其の後は相變らず出超を續けてゐる。即ち最近十箇年の成績を見るに、

佛領印度支那...貿易

Table showing trade statistics for French Indochina, including years (1926-1930) and categories like '出・入超額' (Export/Import Balance) and '輸出入額' (Export/Import Amount).

但し右各年出入超額の計算に際し金の輸出入額が考慮されてゐない。而して一九二六年の輸出入總額は六、六六二、二五二千法で同年出超額はその一五・七%に當り、一九三五年の輸出入總額は二、一九九、六八五千法で、同年出超額はその一八・〇%に當つてゐる。

五 對日本貿易

印度支那と我國との經濟關係を回顧する時吾々は遠く數百年前の昔に遡ることが可能で、豐臣時代は勿論、殊に徳川幕府となつてより此の關係は更に繁盛となりその重要性を増進した。即ち海外貿易公許制度たる御朱印船制度は豊臣秀吉の時代より實施されてゐたが、徳川家康の治世となつてより國內繁榮を目的とし益々海外貿易を奨励し、爲に九州諸大名或は大商人等が盛んに此の外國貿易に従事してゐた。今御朱印狀の發給數に依て當時の貿易相手國を見るに一六〇四(慶長九年)一六一六(元和二年)に至る十三年間に徳川幕府の下附せる御朱印狀總數は一八三通に上り、此の中今日の佛領印度支那を對象とする船數は八三通、暹羅向船數は三五通、比律

せられ前記の惡状態は稍改善せられるに至つた。然し之とても十分満足し得べきものでなく今後改善すべき點は大いにあるが、兎も角以下掲示の諸表に依て一應はその効果を認め得られる。右に近況を示す。

主要商品別輸入價額表

Table of major import values by commodity, listing items like '乾・鹽・煙・製魚' and their values for years 1926, 1927, 1928, 1929, and 1930.

佛領印度支那...貿易

賓向船舶には三二通、以上がその重なるものであつた。即ち印度支那貿易に對する下附狀の數は總數の四五%餘を占めてゐた。又一六一七年(元和三年)より領國の實施された前年一六三五年(寛永十二年)に至る十九箇年間の渡航商船數は一三八隻であつたが、右の中印度支那との貿易に従事せるものは七九を占め絕對過半数を占めてゐたものである。之を以て見るに當時我國の海外貿易中印度支那が對象地として如何に重要な地位にあつたかを知り得られる。又一方現安南のフエオ及ツララン或は東埔葉のウドン及ブノンベンの間、ブノンベン及同市對岸等に優勢なる日本町が建設せられ、各々その地に於て商權を把握し剩へ政治的にも大なる威力を發揮してゐたが、寛永十三年家光の領國令の公布により遂に之等の有力なる經濟關係が潰滅するに至つた。其後三百數十年を経て明治時代となり新興勢力の勃興に依り海外發展思想も勃然と興り貿易界も漸次發展を加へ南洋方面への我が國經濟勢力も大いにその實力を發揮するに至つたが、唯過去に於て最も勢力を有してゐた印度支那に於ては彼の政策に基く人爲的障害に依り更に發展することを得なかつた。

而して最近我が國は右の狀態打破の目的で明治二十九年以來幾度か交渉を爲し、殊に大正十三年印度支那總督メルラン氏(隨員、關稅局長キルシエ氏、諸商業會議所會頭)の來朝せるに對し、翌十四年山縣大使の答禮訪印支となり、多年の懸案であつた關稅問題等も議せられたが、結局何等の効果も納め得なかつた。

一方印度支那側に於ては「財政の部」關稅の項に於て述べた如く、一九一〇年、一九二二年に廣汎なる關稅の改正を行ひ、その都度高率な引上を敢行してゐたが、一九二八年七月二日附大統領令を以て新關稅法を制定し更に高率なる關稅率の大改正を行つた。本關稅率が所謂キルシエ(前記)關稅率と稱せられるもので、當時無條約狀態にあつた我が國は之に依て甚しい打撃を受け夫までも萎縮狀態にあつた我が國の輸出貿易は益々沈滞し縮少される許りであつた。

然るに其の後當事者の適當な處置に依り一九三二年待望の通商條約が締結

重要商品別輸出價額表

Table of major export values by commodity, listing items like '磁器' (Ceramics) and their values for years 1926, 1927, 1928, 1929, and 1930.

四二一

佛領印度支那……貿易

年次	輸入額	輸出額	出超額	總額に對する出超額百分率
一九二六年	八九,三九五	三三,八三三	五五,五二二	六二・〇
一九二七年	六六,八六三	二二,四〇〇	四四,四六三	六六・五
一九二八年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一
一九二九年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一
一九三〇年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一
一九三一年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一
一九三二年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一
一九三三年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一
一九三四年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一
一九三五年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一
一九三六年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一

對日本貿易差額——對日貿易に於ては各年共著しき出超を示し、我が國は最も良き顧客の一を爲してゐる。即ち一九二六年以降十箇年間の輸入及輸出總額を對比しその成績を示せば次の如し。

最近十箇年對日貿易成績表

年次	輸入額	輸出額	出超額	總額に對する出超額百分率
一九二六年	八九,三九五	三三,八三三	五五,五二二	六二・〇
一九二七年	六六,八六三	二二,四〇〇	四四,四六三	六六・五
一九二八年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一
一九二九年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一
一九三〇年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一
一九三一年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一
一九三二年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一
一九三三年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一
一九三四年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一
一九三五年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一
一九三六年	四九,九二〇	一三,九〇〇	三六,〇二〇	七二・一

而して右の出超額を印度支那特別貿易に於ける前掲總出超額に比すれば、

一九二六年二六・二〇%、一九二七年六二・四七%、一九二八年三六・九五%、一九二九年二九・八九%、一九三〇年二二・三〇%、一九三一年二七・八七%、一九三二年二四・九二%、一九三三年一三・六三%、一九三四年一三・九七%となつてゐる。
尙印度支那を貿易對象とする各國中日本の占める位置に就ては前掲「國別貿易の項」參照ありたし。

交通

陸運(道路—自動車及電車) 水運—海運—空運—
通信(郵便—電信—電話)

印度支那は未開の地尙廣く一般に交通機關は發達してゐるとは云へない。鐵道は近年躍進的に敷設され、一九一三年の領内總延長一、五四九浬に對し、一九三三年は二、三七〇浬となり、殊に一九三六年縱貫鐵道の竣工に依り更に五五八浬の延長増加となり、又道路も近年の大擴張に依り隔世の觀があり、従て自動車交通可能部分は大いに延長されたが、鐵道道路共に尙部分的であつて十分便宜を得る状態とはなつてゐない。併し比較的發展してゐるのは自動車で鐵道網の粗なることに依て地方交通の唯一の機關となつてゐる。又近年特に顯著なのは航空路の出現で、此の點國際的ではあるが非常な利便を與へてゐる。以下道路・鐵道・自動車及電車・水運・海運・航空及通信に分ち説明す。

一 陸 運

道路 一九一二年迄の本領道路工事は、聯邦各國夫々の財源を以て經費を支辨し、主として當該地方に於ける直接の必要を基準として施行した關係上、印度支那全國を連絡する一般的交通路なるものが無く、唯僅に交趾支那東部に於ける道路網の整備を見るのみであつた。然るに一九一二年に當時の總督サロワ氏は、當領道路建設の大々的計畫を樹て、毎年總豫算より巨額の道路費を支出し、地方豫算と相俟つて計畫の實施を圖るに至つた。その結果、年々延長に延長を重ね一九三三年末に於ける道路の全長は國道及地方國道を合し三三七千餘浬となり、領内の交通及運輸に大なる便を與へることとなつた。

佛領印度支那……交通

種類—當領の道路は一九一八年六月一八日總督令に依り國道(Route nationale)及地方國道(Route locale)とに類別された。但し交趾支那のみは別に州

道(Route provinciale)及里道(Route communale)の小區分に區別されてゐる此の外一九二二年よりは更に人口稀薄なる僻地に通ずる驛路が設定される事になつた。而して國道は總督府に直轄され、其他は總て地方廳の管轄に依る。

路幅及敷設方法—路面の幅員は各種道路を通じ普通五米乃至六米であるが、山岳地方に於ては工費節約或は工事の困難等に依り四・五〇米若しくは四米に縮小されてゐる。橋梁は普通單道で、中央の車馬道の幅員二・五米乃至三米、左右歩道の幅員各々五〇釐乃至七五釐である。
道路の舗裝は普通のマカダム式(割栗石を用ふ)を採用し、一軒に付四百乃至五百立方分の割合を以て三米乃至四米の幅に鋪石し、中央車馬道は約八〇分の一を隆起せしむ。但し交趾支那の如き石材の缺乏せる地方にあつては、割栗石の代用として煉瓦又は瓦の破片を以て之に代へてゐる。

國道 當領の一般的利益即ち經濟・軍事・政治及行政上の必要を主眼として設定された最主要道路で、施工費は總豫算支辨を原則とし、地方的利益に關係ある地方國道・州道・里道等を各方面に分岐する謂はゞ大動脈をなすものである。一九一二年立案の國道計畫に依れば道路全延長九、一七六浬、經費五千二百萬比弗であつたが、一九三五年末現在の状態は、砂利工事を施した完成せるもの延長六、八七〇浬、半完成のもの二、一七浬、工事豫定中のもの六八七浬である。

國道の新設費は大體年六百萬比弗、維持費は年額四一六・五百萬比弗程度であるが、一九三三年は新設費僅かに九六七千比弗、維持費は反對に四、〇七七千比弗であつた。一軒に對する平均年額は、交通機關の便否及労働賃銀の高下に依つて各國夫々差異があるが、大體に於て安南及東京方面の二—三百比弗、東埔寨・交趾支那方面の四—五百比弗が標準である。

又國道には第一號より第二號迄の番號を附し、夫々國內の各重要地を連絡してゐる。但し第一六國道は廢止された。
第一號國道は特に官道と稱し當領に於ける最主要道路で、北は支那國境より南は暹羅國境に及び、東京・安南・交趾支那・東埔寨を連ねる全延長は二、五七八浬の縱貫大交通路である。尙本國道は全體を通じ幅員六米以上、屈曲半

概要 一八九七年時の總督ポール・ドゥメル氏に依り著手された印度支那縦貫鐵道は著工後幾多の困難と障害に逢着し、總督の更迭すること十三回實に四十年の長歲月を経て漸く一九三六年九月に竣工した。之に依り河内―西貢の旅行は甚だ便利となつた譯で、急行列車の所要時間は三九時間、エビードアツプを見、その發車數も從來一週三回のもが一日一回となつた。而してその延長は一、七五九軒である。此の外北部安南より老樞タケツクに通ずる鐵道が一部開通された。尙以下は主として一九三六年一月印度支那經濟時報に依つて記述したものであるが、既設鐵道として一九三六年中に運轉を見てゐる線路全延長は三、三〇一軒で、中官線二、一〇三軒、私營線一、一九八軒を算す。而して以上は又印度支那内敷設線延長二、八三七軒、支那領土内敷設線延長（雲南府鐵道の一部）四六四軒の二に區分せられる。因に印度支那の鐵道系統は、一九二七年八月一日附總督令を以て改正され今日に及んで居るが、左に系統別現況表を示す。

系統別既設鐵道延長表

系統別	延長	單位軒
北部鐵道	一九三四	九九九
官營鐵道	一九三五	一九九
南部鐵道	一九三六	一九九
私營鐵道	一九三六	一九九
東埔寨鐵道	一九三四	一九九
計	一九三五	一九九
	一九三六	一九九

備考 各系統所屬線路は下記の通りである。

以下順次各系統別鐵道線に付その概要を説明する。
北部鐵道 河内―ハナム線―支那廣西省國境との連絡線で、國境警備の軍用線として一八九〇年に起工され、幾多の迂曲折を経て一九〇二年漸く運轉を開始されるに至つた。全延長一七九軒、所要時間七―八時間である。又ハナム驛より約一六軒手前のドンダン(Dong Dang)驛より廣西省國境の南側に達する約五軒の支線は、廣西省貫通線の先驅として計畫されたものであつたが其の後計畫を放棄されたものである。而してその總敷設費はドンダン―南開支線を除き四五、三〇〇千法で、一軒當り二五三千法を要した。河内―ツイラン線 印度支那縦貫鐵道たる河内―西貢線の第一鐵道區を爲す主要線で、全延長七九二軒である。本線は更に河内―ヴィン線及ヴィン―ツイラン線の二より成つてゐる。河内―ヴィン線 一九〇五年三月全線の開通を見たもので、全延長三二二軒、所要時間は急行八時間、普通十時間であつた。工費は四三、〇〇〇千法、一軒當り一三四千法であつた。支線にヴィン―ベンチュイ線五軒及タナツブ―タケツク線が若干部分開通されてゐる。

ヴィン―ツイラン線―舊安南主都順化を經由し、安南の主要港ツイランに連絡する主要線で、從來縦貫線の第一未開通區間であつたヴィン―ドンハ間三〇〇軒が一九二七年開通せられるに及び、初めて全通を見たものである。而して本線の工費は一六、三一六、七〇五比弗、一軒當り一八、七千法、ドンハ―ツイラン間は三一、八〇〇千法、一軒當り一八、七千法を要した。而して河内―ツイラン線の所要時間は急行一八時間半、普通約二七時間であつた。ツイラン―ハナム線―前述の如く一九三六年九月完成を見一〇月一日以後運轉せらるゝに至つたものであるが、延長五三四軒で一九三一年著工以來前後六箇年の歲月を要せる大工事であつた。本區間の完成は印度支那交通史上―新時代の劃するもので從來ツイランより自動車に依りハナム間に於て南部鐵道に連絡してゐた不都合は總て除去され、同時に印度支那政府の鐵道政策上の根本問題が解決せられた譯である。その所要經費は明白でない。

は斷崖溪谷多く、直下に赤褐色の溪流を瞰下し又急峻なる山腹を蛇行して登攀する有様は旅行者をして珍奇なる感を抱かしむるが、同時にその工事の如何に困難なりしかを如實に物語つてゐる。その經費は初め九五、〇〇〇千法が豫算に計上せられたが、決算額に於ては一六、五〇〇千法となり爲に印度支那政府は既定補助金二、五〇〇千法の外に五三、〇〇〇千法の公債を更に募集し之が追加補助を爲したものである。而して普通列車の所要時間は老開―開遠(舊稱阿迷州)間二二軒は約一〇時間、開遠―雲南府間二四三軒も大體一〇時間である。

尙本區間完成に依る南北兩鐵道の區分は不明である。
南部鐵道 西貢―ニヤチャン線―縦貫線の第二鐵道區間で一九〇一年起工一九一三年竣工し、全延長四〇九軒、工費約七〇、〇〇〇千法、一軒當り一八二千法である。所要時間は急行にて約九時間、普通十二時間を要してゐた。外に支線としてはファンチエ港を連絡するムオンマン―ファンチエ線、ギアベ―バギョイ線及南部印度支那の避暑地として有名なダラト登山鐵道がトウルナムより分岐してゐる。本線は一九三一年中に完成したもので、全延長は八四軒トウルナムより所要時間は五時間である。西貢―ミット線―著名な精米地堤岸を経て湄公河に沿ふミットに通ずる延長七〇軒の鐵道で、米作地たる湄公河三角洲方面と貿易港たる西貢とを連絡する主要線である。一八八一年起工、一八八五年竣工を見たもので所要時間は二時間である。因に本線の延長は甚だ短いが其の營業成績は良好で一軒當りの収入は他線を遙かに凌駕してゐる。

雲南鐵道 海防より支那雲南省との國境老開を経て雲南府昆明市に至る鐵道で、特許會社(La Compagnie Française des Chemins de fer de l'Indochine et du Yunnan)の營業線である。本線は始め佛國が印度支那領有後更に進んで南支那殊に雲南省に對する勢力扶植の目的を以て敷設せられたものであるが、今日當初の目的は全然喪失せられ海港なき山岳地方たる雲南方面と海防港との商業連絡線となつてゐるものである。本線は海防―老開線及老開―雲南線との二に區分せられる。

海防―老開線 東京三角洲地方、紅河溪谷等の地味肥沃にして人口稠密なる農業地帯を通過して老開に達するもので、河内より紅河本流に沿ひ北西上し全延長三九五軒である。一九〇六年全線開通し、敷設費七八、〇〇〇千法を要した。尙海防―河内間は一〇二軒で一日十回運轉、所要時間は機動車約二時間、急行約三時間乃至三時間半、普通客貨車約四時間半又河内―老開二九三軒は約十時間を要する。

老開―雲南府線 一九〇一年清佛條約に依り敷設權を獲得し、一九〇八年竣工、一九一〇年運轉を開始せられたもので全延長四六四軒である。沿線に

は斷崖溪谷多く、直下に赤褐色の溪流を瞰下し又急峻なる山腹を蛇行して登攀する有様は旅行者をして珍奇なる感を抱かしむるが、同時にその工事の如何に困難なりしかを如實に物語つてゐる。その經費は初め九五、〇〇〇千法が豫算に計上せられたが、決算額に於ては一六、五〇〇千法となり爲に印度支那政府は既定補助金二、五〇〇千法の外に五三、〇〇〇千法の公債を更に募集し之が追加補助を爲したものである。而して普通列車の所要時間は老開―開遠(舊稱阿迷州)間二二軒は約一〇時間、開遠―雲南府間二四三軒も大體一〇時間である。

因に海防―雲南線は直通列車なく、週一回の急行は河内始發フオモイにてミシュリヌと稱するダイヤ附車輪を有する機動車に乗換へ雲南府に至るもので、右區間七五七軒の所要時間は二二時間である。但し普通列車の場合は夜間列車なく老開及開遠に宿泊する爲三日を要する(旅行の部「雲南府旅行」の項参照)。

東埔寨鐵道 東埔寨の首府アノンベンを起點とし暹羅國境に近きモンコルボレイを結ぶ鐵道で、南部印度支那鐵道會社の經營線である。總延長は三三九軒で東埔寨の地味肥沃にして各種農産物に恵まれたる大湖西側の平原を縱貫してゐる。勿論本線は將來更に延長を見暹羅國境に至り同國鐵道と連絡し、又アノンベンと西貢とを連絡せしめ國際鐵道となるべき鐵道である。現在の區間が全部開通を見たのは一九三四年二月一日である。尙發車數は一日一回でモンコルボレイより暹羅東部線の終點アランヤ・ブラテートの連絡は自動車に依つてゐる。

西貢―ロクニン鐵道 西貢よりツイドーモを経て北上し東埔寨との境界に近きロクニンに至るもので、全延長は不明であるが中間の都邑たるベンドンより終點迄六九軒で、此の區間はロクニン及中部印度支那鐵道會社の經營である。一九三三年八月一日より運轉されてゐる。

豫定線 以下に示す豫定線は總て相當古くより計畫されてゐるものであるが未だに殆ど着工されてゐない。

近く起工せらるべき線 Battambang―暹羅國境線(暹羅領 Ananya Pradhusa

に聯絡す) Saigon—Phnom-penh 線、Loc-ninh—Kratie 線、Tay-ninh—K-g-tachas 計畫線(設計中のものを含む) Cant-ho—Ca-nhin 線、Loc-ninh—K-g-kanek 線、Shoun—K-g-thom 線、Tay-ninh—Thakhek 線、Loc-ninh—K-g-kanek 方面線、Song-cun—Attopou 線、Plakou—Kontum 方面線、Ban-Methuot 線、

系統別鐵道營業成績

Table with columns for railway systems (Northern, Southern, Annam, Tonkin) and various metrics like passenger numbers, freight, and revenue.

自動車及人力車があるが、河内、西貢及堤岸には電車の便がある。併し之は僅かに以上の三市にのみ限られた交通機關で、左に一九三三年に於ける各電氣會社の現況を表示するが、近年營業成績何れも芳しからず經營中々困難な状態にある。

電車線別延長及收支表 (一九三三年)

Table showing railway line extensions and financial data for various lines like Hanoi, West Bank, and others.

二 内國水運

印度支那は多くの河川を有するが、その大部分は流域短少である。それは半島の北部より南部に走る安南山脈に依りて流域が制限されるためと支那海が殆どこの分水界の麓にまで及び、且つ安南山脈の西方に在る河川の總てが湄公河に抱合せらるゝ關係に基き、からである。紅河と湄公河とは印度支那に於ける二大重要河川で、共に水源を印度支那内に有せず、前者は東京を北西より南東に貫き、後者は老羅、東埔寨、交趾支那の三國に亘り、北より南に印度支那を縦斷し、夫々重要な水路を形成してゐる。

東京 東京に於ける水路は紅河と太平洋河の二流域に分る。紅河は水源を支那に發し、老開附近に於て東京に入り湄江(R. Chare)、黑江(R. Natre)の二大支流を合せ、廣大な三角洲を構成して東京灣に注ぐ。太平洋はカウ河、チヌオン河、ルツクナムの合流で、河口の廣く且つ多岐なるに反し流域は比較的短少である。紅河及太平洋河の二大主流はバムプー(Banboing) 及ラビード(Rapides) の二運河を以て接続し、兩河の河口に於ける三角洲は水流の分岐を縦横し以て東京に於ける可航水路を形成してゐる。即ち次の如くである。

佛領印度支那……交通

3 自動車及電車

自動車 本領土に於ける自動車交通は道路施設の進歩と共に近年頗る顯著なる發達をなし、現在では最も重要な交通機關をなしてゐる。即ち他の交通機關の割合に未發達なるに比し、未開地々方に於てすら比較的容易に自動車を通じ得るからである。現在印度支那の總自動車数は分明しないが、一九二八年以後一九三五年迄の車輛種別新登録数を示す。

Table showing the number of registered motor vehicles and trams from 1928 to 1935, categorized by type (passenger, freight).

右を國別に見れば左の如くである。

Table showing the number of registered motor vehicles and trams by country (Annam, Laos, Cambodia, etc.).

主要都市内及其近郊を連絡する交通機關として重要なものには

ラクタイ河 太平洋河の分流で海防と太平洋河とを連絡す

ダイ河(底江) 紅河より分れ海に注ぐ

バムプー運河と右のラクタイ河とは、海防、河内及南定を連絡する戎克船の航行極めて頻繁である。

紅河とその支流の可航區域は、増水期と乾水期とに依つて多大の相違がある。増水期は七月中旬より一〇月中旬まで、この季節中は紅河の東京に於ける流域の殆ど全部に當る約七〇〇浬の區間は汽船の航行が可能であり、反之乾水季に於ては四五〇浬に短縮される。

安南 安南に於ける可航水路の延長は運河六〇〇浬、自然河川二、四〇〇浬、合計一、〇〇〇浬である。小舟は四季を通じて全延長に亘つて航行可能であるが、小蒸汽船は増水季の六箇月間(自九月至二月)は一、〇〇〇浬、乾水季に於ては約三〇〇浬に限られる。

安南の河川は概してその流域狭少で、分水界は殆んど海岸に沿ふて走つてゐる。而して河川の流域は主山脈より分出する多くの支流に依つて截斷せられ、北より南に境を限られてそのまゝ海に入る。

北部安南は稍々趣を異にし、分水界が海岸を遠ざかる關係上河川流域は比較的廣大である。中部安南に於ては河川は概して短く且つ淺水部はその代表的なものである。中部安南に於ては河川は概して短く且つ淺水部は幅が廣い。その代表的なものは順化河、フエイフオー(Fuaitou)河である。

交趾支那 西貢の北部及東部諸地方を包含する高部地帯を除き、交趾支那の平地は滿潮時の海面と略同高である。即ちその低地は湄公及ドンナイ三角洲で、ドンナイ河、西貢河、東西兩ヴァイコ河及湄公の各支流を包含する大河川地帯を形成す。湄公河(四、二〇〇浬)は印度支那は勿論世界に於ける大河川の一で源を西藏に發し、老羅、暹羅の國境を過ぎて東埔寨、交趾支那を縦斷し、九の支流を合して支那海に注ぐ。支流の主なるものはクアチウ、ハムロン、コーチエン及バツツク等である。

以上の支流中クアチウのみが(河口より東埔寨の首府ブノンペン市に至るまで)外航汽船の航行可能である。爾餘の支流は何れも内航に利用せられ汽

船の航行は増水期に於て一、二〇〇軒、乾水期に於て六〇〇軒である。
 東埔寨・老撾 湄公河は東埔寨及老撾の唯一の水路で、左岸は安南山脈の高原に源を發する幾多の支流を合せ、右岸は東部暹羅を灌溉する總ての河川を合す。是等の支流は何れも各所に急瀾があり、一年中の大部分は航行困難である。湄公は東埔寨に於ける主なる通商航路で、吃水五米の汽船は四季を通じて海を距る三二〇軒の位置にある首府ノンペンまで週航することが出来る。

ノンペンとクラチエ間の週航は甚だしき困難はないが、クラチエより上流は砂洲或は急瀾のため航行至難な箇所が諸々に所在してゐる。西貢を起點とする主要地間の航行所要日数は老撾のヴィエンチアンまで十六日乃至二十日、首府ルアン普拉バンまで三十二日乃至四十四日とせられてゐる(後説旅行案内の部参照)。

内國航路一覽表

會社名	國別	航路	別	配船數	回數	寄港地	摘要
La Société des Affrèteurs Indochinois	佛	(Ligne Saigon—Haiphong)			二十日一回	支那沿海各港	定期・客・貨
La Compagnie des Messageries Maritimes	佛	()			二週一回	支那沿海各港	定期・客・貨
La Compagnie des Chargeurs Réunis	佛	()			月一回	支那沿海各港	同
Nguyen-Huu-Tim	同	(Ligne Haiphong—Hongay)			月一回	支那沿海各港	同
Service Maritimes et Fluviaux de l'Indochine	同	(Ligne Hanoi—Chabo)			月一回	支那沿海各港	同
"	同	(Ligne Hanoi—Tuyen-quang)			月一回	支那沿海各港	同
"	同	(Ligne Hanoi—Nam-dinh)			月一回	支那沿海各港	同
"	同	(Ligne Haiphong—Nam-dinh)			月一回	支那沿海各港	同
"	同	(Ligne Haiphong—Campa)			月一回	支那沿海各港	同
"	同	(Ligne Haiphong—Haikong)			月一回	支那沿海各港	同
"	同	(Ligne Nam-dinh—Phu-pho-quan)			月一回	支那沿海各港	同
"	同	(Ligne Nam-dinh—Ngolong)			月一回	支那沿海各港	同
"	同	(Ligne Nam-dinh—Loe-quan)			月一回	支那沿海各港	同
"	同	(Ligne Hanoi—Haiphong)			月一回	支那沿海各港	同
"	同	(Ligne Hanoi—Yen-hay)			月一回	支那沿海各港	同
"	同	(Ligne Haiphong—Yenthy)			月一回	支那沿海各港	同

不定期客・貨

定期・貨

La Société anonyme de Chalardage et Remorquage de l'Indochine	佛	(Ligne Haiphong—Tonkine)			同	支那沿海各港	不定期客・貨
"	同	(Ligne Haiphong—Mi-ngoc)			三回	Quang-yen, Hongay, Campia, Port-Wallut, Point-pagodes	同
"	同	(Ligne Haiphong—Dap-cau)			同	Yen-lion, Dong-trieu, Sept-pagodes, Phu-lang-thuong	同
"	同	(Ligne Haiphong—Hongay)			同	Quang-yen	同
Service fluvial subventionné de Tonkin	同	(Ligne Hanoi—Tuyen-quang)			三回	Son-tay, Shum, Phan-luong, Lemy, Kim-xuyen, Phu-don, Dia	同
"	同	(Ligne Hanoi—Cho-bo)			同	Son-tay, Vietri, Trung-ha, La-phu, Tu-vu, Da-chong, Hoa-binh, Song-cham, Ngon-dam, Pho-trinh, Direct	同
"	同	(Ligne Tuyen-quang—Chien-hoa)			同	Mi-loi, Mytho, Vinh-long, Sadeq, Datsset, Caitau, Rach-coa-lanh, Chotus Culaot-tay, Rach-hong-ngu, Tanchien, Vinh-Rannan	定期・客・貨
"	同	(Ligne Haiphong—Hanoi)			同	Kompung-chhang, Snoch-trot, Pursat, Siem-reap, Bac-preah	同
Compagnie saigonaise de navigation et de Transports	同	(Ligne Saigon—Pnompenh)			三回	Mi-loi, Mytho, Vinh-long, Sadeq, Datsset, Caitau, Rach-coa-lanh, Chotus Culaot-tay, Rach-hong-ngu, Tanchien, Vinh-Rannan	定期・客・貨
"	同	(Ligne Pnompenh—Battambang)			二回	Kompung-chhang, Snoch-trot, Pursat, Siem-reap, Bac-preah	同
"	同	(Ligne Bac-preah—Kralanh)			同	Soehang, Batchau	同
"	同	(Dai-ngai—Bacieu)			同	Direct	同
"	同	(Ligne Dai-ngai—Mac-hat)			同	Long-xuyen, Thud-not, O-mon, Cantho, Traon, Dai-ngai	同
"	同	(Ligne Chaudoc—Mat-hat)			同	Mytho, Cai-be, Vinh-long, Sadeq, Datsset, Cai-tau, Rach-solanh, Chomon, Chaudoc, Long-xuyen, O-mon, Cantho	同
"	同	(Ligne Saigon—Dai-ngai)			同	Direct	同
"	同	(Ligne Saigon—Cap Saint-Jacques et Baria)			同	Traon, Phungiep, Traon, Caitrau, Cho-lac, Mang-thi, Cantho, Phung-thiep, Soehang	同
"	同	(Ligne Cantho—Cannau)			同	Cai-be, Cai-thia, Vinh-long, Cai-tau-ha, Sadeq, Cai-tac, Lap-vo, Long-xuyen, Nu-sap, Phu-hoi, Soc-son	同
"	同	(Ligne Mytho—Soehang)			同		同
"	同	(Ligne Mytho—Lang-xuyen et Rach-gia)			同		同

同	(Ligne Mylho-Travinh)	Deatré, Moany	同
同	(Ligne Soc-trang-Pao-lieu)	Batrau, Coo	同
同	(Ligne Soc-trang-Mac-hat)	Sai-Ngai	同
同	(Ligne Saigon-Angkor)	Phnompenh	同

三 海 運

摘要 一九一一年二月二日附大統領令に依り規定せられた佛本國商船法を、印度支那に適用する總督令が一九二九年六月二十六日に發布せられ、爾來當領の海運は合法的に基礎づけらるゝに至つた。

海運に關する中央行政機關は總督府商船部で、西貢、海防及ツランの三地方管區に區分し、海運諸法規の立案及實施、海運行政、通商、海事訴訟、海員關係事項、海事教育、總督府對汽船會社の契約、航路保安等の事務を擔當する。次に印度支那總督府の補助命令航路は近年一大改革を加へられたが、近況は左の如くである。

補助命令航路

補助命令航路一覽表

出所：印度支那經濟財政會議報告

航路別	寄地	就航回数	備考
西貢—海防沿岸線	キノン、ツラン	月二回	} 共に Société Maritime indochinoise 經營 必要に應じ新嘉坡まで延長 但し月二回北海、海口、廣州灣寄港
西貢—パタピア線	スラバヤ	月一回	
西貢—汕頭線	ツラン、海防、香港	月一回	
西貢—新嘉坡線	直航(復航昆崙島)	月一回	
西貢—盤谷線	直航(復航昆崙島、ローロット島、シナム)	月一回	
海防—香港線	直航	月一回	

主要外國航路一覽表

會社名	國別	航路	配船數	回數	寄地	摘要
La Compagnie des Messageries Maritimes.	(佛)	Marseille—橫濱 (Ligne de la Chine et du Japon)	10	二週一回	Port-Saïd, Djibouti, Colombo, Singapore, Saigon, Hongkong, Shanghai, 神戶	定期・客・貨
		Dunkerque—Japan, Chine (Ligne d'Extrême-Orient)		月一回	Anvers, Middlesbrough, London, Port-Saïd, Singapore, Saigon, Hongkong, Shanghai, 神戶、橫濱、大連又は青島、天津	定期・客・貨
		Marseille—Haiphong (Ligne de l'Indochine)	*	四週一回	Port-Saïd, Djibouti, Colombo, Pondichéry, Madras, Singapore, Saigon, Tourane	定期・客・貨

La Compagnie des Chargeurs Reunis.	(佛)	Dunkerque—Haiphong (Ligne de l'Indochine)		四週一回	Port-Saïd, Singapore, Saigon, Tourane	定期・貨
		Bordeaux—Haiphong (Ligne de l'Indochine)	*	四週一回	Marseille, Port-Saïd, Djibouti, Colombo, Singapore, Saigon, Tourane	定期・客・貨
		Anvers-Haiphong.	*	四週一回	Dunkerque, le Havre, Marseille, Port-Saïd, Djibouti, Colombo, Singapore, Saigon, Tourane	定期・客・貨
大阪商船會社	(日)	橫濱—Beaune-Aires (Japan-South American Line)	*	月一回	神戶、東京、Hongkong, Saigon, Singapore, Colombo, Durban, Cape-town, Rio-de-Janeiro, Santos, Buenos-Aires (Saigon 寄航は往航のみ)	定期・客・貨
大阪商船會社	(日)	橫濱—Bangkok (Japan-Bangkok Line)	**	月一回	名古屋、大坂、神戶、Hongkong, Haiphong, Saigon, Bangkok	不定期貨
La Société des Affrèteurs Indochinois.	(佛)	Saigon—Bangkok (Ligne Saigon-Bangkok)	1	月一回或は二回或は三回	Ream, Phu-quoc, Poulou-Condore, (Haiphong 寄航は往航のみ)	定期・客・貨
Siam Steam Navigation Co, Ltd.	(暹)	Bangkok—Ream (Ligne Ream-Bangkok)	1	週一回	Chantabun, Ream.	同
La Compagnie Indochinoise de Navigation.	(佛)	Bangkok—Haitien Haiphong—Hongkong (Ligne Haiphong-Hongkong)	1	月一回	Chantabun, Ream, Haitien	同
La Maison J. Pannier et Cie.	(回)	"	1	二週一回	Pakhoi, Hoi-hao, K. T. Wan	不定期・客・貨
La Compagnie de Commerce et de Navigation d'Extrême-Orient.	(回)	"	1	二週一回		同
China Navigation Co, Ltd.	(英)	"	1	二週一回		同
La Maison J. Pannier et Cie.	(佛)	Haiphong—Canton (Ligne Haiphong-Canton)	**	年十三回	Haiphong, Pakhoi, Hoi-hao, Hongkong	定期・客・貨
Jaya China Japan Lijn.	(蘭)	Java—Saigon Lijn	1	四週一回	Haiphong, Hoi-hao, Hongkong, Canton	不定期・客・貨
La Société des Affrèteurs Indochinois.	(佛)	Singapore—Singapore (Ligne Saigon-Singapore)	1	二週一回	Batavia, Saigon, Soerabaya	定期・客・貨
La Compagnie des Messageries maritimes	(佛)	Singapore—Tourane	1	二週一回	直航	同
La Société maritimes indochinoise	(佛)	Saigon—Bangkok Saigon—Hongkong Saigon—Singapore Saigon—Soerabaya	1	四週一回 四週一回 四週一回 四週一回	Hongkong, Haiphong } La Société des Affrèteurs Indochinois 會社と共同經營 直航 直航 往航—油頭寄、歸航—海防	同 同 同 同

佛領印度支那……交通

Compagnie navale de l'Océanie (佛) Saigon—Nouméa

四月一回

K. P. M. (和) Saigon—Java—Nouméa

四月二回

Batavia, Semarang, Port Moresby, Samarai, Rabaul, Port Vila, Nouméa, Sydney, Port Moresby, Batavia, Shanghai, Manila, Saigon, Bangkok, Singapore, Java, 亞非利加諸港

定客貨 定客貨

出入船舶數

出入港船舶隻數及噸數表

出所印度支那貿易統計表

船種別及出入港	一九三三		一九三四		一九三五	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
汽船	193	193,333	194	194,333	195	195,333
帆船	1	1	1	1	1	1
佛國汽船	193	193,333	194	194,333	195	195,333
外國汽船	1	1	1	1	1	1
總計	194	194,334	195	195,334	196	196,334

船種別及出入港	一九三三		一九三四		一九三五	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
帆船	1	1	1	1	1	1
佛國汽船	193	193,333	194	194,333	195	195,333
外國汽船	1	1	1	1	1	1
總計	194	194,334	195	195,334	196	196,334

國籍別入港船舶隻數、噸數及貨物噸數表

一九三三

一九三四

一九三五

國籍別	一九三三		一九三四		一九三五	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
佛國	193	193,333	194	194,333	195	195,333
英國	1	1	1	1	1	1
法國	1	1	1	1	1	1
美國	1	1	1	1	1	1
日本	1	1	1	1	1	1
荷蘭	1	1	1	1	1	1
德國	1	1	1	1	1	1
其他	1	1	1	1	1	1
總計	196	196,336	197	197,337	198	198,338

日 瑞 丁 伊 葡 支 暹 希 其 帆 土 支 暹 日 總 計

本 典 抹 利 牙 那 羅 他 人 那 羅 本 計

國籍別出港船舶隻數、噸數及貨物噸數表

一九三三

一九三四

一九三五

國籍別	一九三三		一九三四		一九三五	
	隻數	噸數	隻數	噸數	隻數	噸數
佛國	193	193,333	194	194,333	195	195,333
英國	1	1	1	1	1	1
法國	1	1	1	1	1	1
美國	1	1	1	1	1	1
日本	1	1	1	1	1	1
荷蘭	1	1	1	1	1	1
德國	1	1	1	1	1	1
其他	1	1	1	1	1	1
總計	196	196,336	197	197,337	198	198,338

佛領印度支那...交通

Table showing shipping statistics for French Indochina, including ship counts and cargo volumes for various routes like 西貢, 海防, and 暹羅.

西貢・海防港別出入船舶噸數及貨物噸數表

Main shipping statistics table with columns for year, route (西貢, 海防), and cargo volume (噸數).

四 空 運

概要 近年南洋方面に於ける航空路の開設には關係各國共大いに努力しつゝあるが、印度支那に於ても最近航空路開設の氣運が勃興し、一九三〇年以來當領を起點又は仲繼地とする航空路の開設計畫具體化し印度支那總督府に於ても、一九三〇年末經濟財政最高會議に於ける交趾支那西貢河左岸に、海軍飛行場(經費豫算三十五萬比弗)を建設すべく決議し、該工事竣工の上は海軍の専用とせず、民間の商業機にも併せ之を利用せしむべき事とした。斯くて一九三一年一月一九日佛蘭西西貢航空會社に依つて馬耳塞西貢間連絡飛行が始めて實現され、爾後右の支線たる盤谷河内線、更に國際線として河内廣東線が開設さるゝに至つた。

國際航空線 佛本國印度支那線 航路は伊太利、希臘、土耳其、波斯、印度を經由し、緬甸蘭貢及暹羅盤谷より西貢に達するもので、所要日數七日、毎週一回の定期航空路である。現在も西貢が終點となつてゐるが、盤谷河内線(ヴィエンチアン經由)が開設され、河内への旅行者は盤谷に於て即日連絡、ヴィエンチアンに泊の上翌朝河内に到着することが出来る。

河内廣東線 一九三五年一月一日佛支航空連絡協定に依つて成立を見、一九三六年二月一日第一回連絡が中國航空公司の手に依つて實施されたが、西南政府の南京政府に對する經營爭奪紛争の爲一時中絶の有様となり、其後兩政府の妥協成立に依り今次は西南航空公司的の經營とし梧州、南寧及龍州を経て河内に通ずる週一回の定期に發着を見ることとなつた。然るに佛蘭西側は廣州灣を經由せざる不便の爲、更に交渉の結果支那側は一九三七年四月七日河内行き航空便より廣州灣經由の海岸線を更に新設することとした。本航空路も週一回である。従つて今日廣東河内線は奥地線及海岸線の二がある譯で、前者は所要時間約七時間である。

國內航空線 西貢河内線 一九三〇年より調査に着手、寄航地はニヤチャン、キノン、順化或はツアーンとなる豫定であるが、今日未だ實現しなぬ。西貢老線線 一九三〇年以來調査中であるが、本航空路は湄公河に沿ふ

佛領印度支那...交通

西三六

出所同前表

Table showing cargo volume (貨物噸數) for various routes, including 西貢, 海防, and 暹羅.

五 通 信

印度支那の通信事務は、純粹植民地である交趾支那に於ては夙より開け、佛本國との郵便爲替取扱等も一八七八年以來實施されてゐたが、印度支那全體としては漸く一九〇一年に郵便電信事務局が設置せられ形態を整へたものである。併し今日尙十分なる發展を遂げてゐるとは云へないが、近年各種開發事業の進歩、殊に國道、地方道及鐵道の新設延長、航空路の開設或は有線無線電信電話施設の改良擴充に依り情勢は著しく改善せられ日進月歩の状態にある。

郵便物運送の方法 老練及東京山岳地方其他僻遠の地に於ては牛馬或は獨木舟を利用する等原始的輸送手段に依るが、主要なる輸送機關としては、航空機、海上及河川舟艇、船舶、汽車、自動車等である。

航空便 佛蘭西西航空會社經營の馬耳塞西貢線(支線、盤谷河内線)と支那西南航空會社經營の廣東河内線(二線)の三線がある。前者は佛本國及印度支那間週一回の定期輸送に當り、その所要日數は西貢宛七日、河内宛八日である。又本會社は別に佛本國及阿弗利加各植民地間の定期輸送に従事してゐる爲、印度支那と之等植民地間との連絡も容易に且つ迅速に結ばれてゐる。後者は二線共に一日を以て支那廣東及河内を連絡するもので、本線の開設に依り南部支那は勿論上海方面との郵便物の發受も至極迅速となつた。殊に印度支那政府の直轄下にある廣州灣との郵便物の往復も亦至つて便利となつた。

右兩航空路の設置に依り、殊に佛本國及植民地間との航空便連絡が可能と

なつて以来、印度支那の政治或は商業上受ける利益は甚だ大なるものがある。尙數年來の懸案たる國內諸航空線が實現すれば益々利便を得るであらう。

船舶便—外國郵便物の發受は、歐洲方面に對し佛國M・M汽船會社經營の馬耳塞—西貢—橫濱線及馬耳塞—海防線に依て確保されてゐる。後者は所要日數三十六日で郵便物の遅延を免れなかつたが、數年前より英國船又は日本船にも委託することとなり若干日數の節約を爲し得ることゝなつた。支那及南洋方面とは海防—香港—廣東線、西貢—新嘉坡線、西貢—海防線、西貢—盤谷線、西貢—パタビア及西貢—ヌーメア線等に依り、別に臨時に西貢又は海防に寄港する船舶或は新嘉坡、香港にて連絡する外國航路船舶に委託する場合がある。

國內河川船舶便は交趾支那、柬埔寨及老撾方面に於て特に重要性を有し、南部印度支那に於ては湄公河及同支流、大湖を往復する船舶に依り、北部に於ては主として紅河航行船舶を以て實施されてゐる。尙老練及安南奧地々方に於ては丸木舟を利用し運送に従事してゐる。

ハ 鐵道便—印度支那鐵道網の完成に依り北部及南部の連絡甚だ容易となり、又ヴイン—タケツク間の鐵道の一部竣工は、中部老練への輸送を便ならしめた。尙國外便には雲南鐵道の外、一部自動車連絡に依る柬埔寨鐵道が利用されてゐる。

自動車便—交通機關發達の比較的遅れて居た當領に於て自動車は最も主要の運送機關で、近年地方道路の進歩に應じて發達し、鐵道沿線は勿論各地方を通じて盛んに往來し、地方便の輸送に當つてゐる。

住宅配達 郵便物の住宅配達は、現在若干の大都市及地方の主要市街に於てのみ實施せられてゐる状態であるが、年々地方郵便局の増設及集配人の増員を圖り、配達範圍の擴大を期してゐる。

佛本國間郵便物取扱數表

年次	普通書狀			書留書狀及小形包裝物			價格表記書狀及小箱郵便		
	佛國向	印支向	佛國向	印支向	佛國向	印支向	佛國向	印支向	
一九三三	11,700	11,180	1,000	700	1,000	1,000	1,000	1,000	
一九三二	11,100	11,080	1,100	650	1,100	1,100	1,100	1,100	
一九三三	11,000	11,010	1,100	650	1,100	1,100	1,100	1,100	

普通郵便料金

書狀及封緘物	內國・本地間		外國	
	佛國	印支	佛國	印支
二〇五以下	一〇	一〇	一五	一五
二〇一五〇〇瓦	一〇	一〇	一五	一五
五〇一〇〇〇瓦	一五	一五	二〇	二〇
超過一〇〇〇瓦又は端數毎に	四	四	九	九
普通書狀及通信繪端書	四	四	九	九
繪端書(日附、署名及發信人宿所氏名及五字以内記載のもの)	二	二	三	三
往復端書	八	八	一八	一八
商業取引文	一	一	三	三
五〇五瓦又は端數毎に	一	一	三	三
商品見本	一〇〇五以下	四	五〇五又は端數毎に	三
超過一〇〇五又は端數毎に	三	三	(最低料金一五)	三
普通印刷物	三	三	五〇五又は端數毎に	三
			(最低料金一五)	三
			超過一〇〇五又は端數毎に	三
			(最低料金一五)	三

佛領印度支那……交通

五日、廣東宛六日(航空便に依れば一日)、爪哇、マニラ、上海宛十日(航空便に依れば二日乃至五日)、倫敦宛四十日、巴里宛三十五日(航空便十日)の見當である。

切手・端書・封筒—切手、〇・一、〇・二、〇・四、〇・五、〇・八、一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一五、二〇、二五、三〇、三〇、五〇、六〇各仙及一、二比弗—以上二四種

端書 普通端書—四、六仙、往復端書—八、一二仙、封緘端書—四、五仙、印紙封緘封筒—二仙(實價二・五仙)、五仙(同五・五仙)、六仙(同六・五仙) 佛本國・植民地及外國間返信券(Coupons-returns) 八、二〇仙

飛行郵便切手—一、二、五、一〇、一五、二〇、三〇、三六、六〇、六六各仙及一、二、五、一〇各比弗

同切手刷込封筒—三六仙(實價三七仙)、六六仙(同六七仙)

郵便局及切手賣上高表

摘要	一九三三	一九三四	一九三五
郵便局數	555	555	555
郵便切手賣上高(千比弗)	1,183	1,183	1,110

印度支那行政年鑑に依れば一九三三年度郵便局總數は三六五局、内東京一、二八局、安南六二局、老撾三七局、柬埔寨四七局及交趾支那九一局である。尙局の等級には一等、二等、三等の三種あり、一等局は萬般の郵便業務に服し、二等局は價格表記郵便物及外國爲替を除く一切の業務に従事し、三等局は單に書留及電信事務のみ取扱ふ。

普通郵便 普通郵便物取扱數は明瞭でないが、左に佛本國との取扱數に付示す。

項目	佛國	印支	佛國	印支
五〇五以下	三	三	二	二
超過一〇〇五又は端數毎に	三	三	三	三
新聞及定期刊行物	六〇五以下	〇・四	〇・四	〇・四
	六〇一七五瓦	〇・六	〇・六	〇・六
	七五—一〇〇瓦	〇・八	〇・八	〇・八
	一〇〇—一二五瓦	一	一	一
	一二五—一五〇瓦	一・二	一・二	一・二
超過二五瓦又は端數毎に	二	二	三	三
書留郵便	書狀、封緘物及端書	一五	一五	一五
	料金割引郵便	一〇	一〇	一五
配達證明郵便	寄託時證明要求ありたるもの	一五	一五	一五
	寄託後要求ありたるもの	二五	二五	二五
代金引換郵便	その書留或は價格表記等運送種別に從ひその料金及規定に準ず	二〇	二〇	二〇
速達郵便	價格表記書狀・小形包裝物・小箱郵便	一五	一五	一五
	(普通郵便料金外書留料金)	一・五%	一・五%	一・五%
	(保險料)	一〇	一〇	一〇
集金郵便(普通郵便料金外書留料金)	一〇	一〇	一〇	一〇
(備考) 外國郵便格表記小箱郵便は五〇五瓦又はその端數毎に一〇仙、別に書留料一五仙及保險料三〇〇法に付五仙を要す				

航空郵便 領内旅客飛行の實現を見ない今日國內航空便は單に歐亞連絡航空線の盤谷—河内線に依てヴイエンチアン及河内間が連絡されてゐるに過ぎないが、一九三六年六月二七日以來、印度支那及佛本國間を往復するM.

佛領印度支那……交通

M汽船會社船と途中連絡する外國航空便が實施されてゐる。尙航空便取扱郵便物種類は價格表記郵便物を除き、普通書狀、代金引換、集金郵便、爲替等である。

航空郵便取扱枚數

Table showing air mail handling statistics for French Indochina, categorized by year and type (air, sea, etc.).

航空郵便料金は各郵便物の基本料金の外に書狀、封緘物及其他のものには航空輸送割増料金を徴收し、爲替、配達證明、速達郵便、集金郵便等に對しては夫々規定の割増料金の外に航空割増金を併せ附加することとなつてゐる。

即ち前記領内航空郵便を利用する場合の割増金は普通書狀、繪圖書、小形包装物及集金郵便物等に對しては、五元又はその端數毎に五元、其他のものに對しては二・五元又はその端數毎に五元である。

航空郵便物料金表

Table detailing the costs of air mail materials, including postage and handling fees for various regions.

各國別に依り各々金額の制限、有効期間等差異がある。當領に於て相互に爲替發行を爲し得る主なる國は下の如くである。瑞西、伊太利(植民地及保護領を含む)、和蘭、蘭領印度、日本、暹羅、埃及、白耳義、西班牙、獨逸、デンチツヒ自由市、英國、香港、海峽植民地、馬來聯邦、支那等である。右の中國宜上我國の例のみを示せば、發行金額の限度は日本向七〇〇圓、我國より印度支那向五、〇〇〇法、有効期間は發行日より六箇月である。

爲替取組件數及金額表

Table showing the number and amount of exchange transactions, categorized by year and type (postal, telegraph, etc.).

爲替料金

國內一〇〇比弗以下一〇〇〇分の一(最低料金五仙)、二〇〇乃至二、〇〇〇比弗一〇〇分の〇・五、一、〇〇〇比弗以上一〇〇〇分の〇・二五。支拂證明料金は發行の際請求せる時一五仙、發行後請求せる場合二五仙、尙電信支拂證明は前者の場合四〇仙、後者の場合五五仙、又證明返信を電信にて請求せる時は八〇仙である。

佛本國及植民地一總ての爲替に對し一律に四十サンチムの手數料を徴收し、更に一〇〇法以下は五法又はその端數毎に〇・五法、五〇〇法迄は最初の一〇〇法に對し一法、超過一〇〇法又は端數毎に〇・五法、一、〇〇〇法迄

佛領印度支那……交通

四四〇

Table listing exchange rates for various locations including London, Paris, and other international destinations.

佛領印度支那……交通

爲替 爲替取組規定は、領内に於ては取組金額に制限なく有効期間は三箇月、取消は一年を以て爲すこととなつて居り、佛本國及各植民地間では取組金額は五、〇〇〇法に制限せられ、有効期間四箇月、取消は二年、外國爲替は最初の五〇〇法に對し三法、超過一〇〇法又は端數毎に〇・二五法、一、〇〇〇法以上は最初の一、〇〇〇法に對し四・二五法、超過二五〇〇法又は端數毎に〇・二五法、

支拂證明は前項國內規定に同じ(但し電信の場合を除く)。外國(瑞西、伊太利、和蘭、蘭領印度、日本、暹羅、埃及、白耳義、西班牙等に對しては、基本料金十二仙の外總額の一〇〇分の〇・五の額を重課し、英國は佛本國及植民地に對すると同料金、香港、海峽植民地及馬來聯邦は總額の一〇〇分の一を課し、支那向には二〇比弗以下二〇仙、四〇比弗迄四〇仙、八十比弗迄六〇仙、一二〇比弗迄八〇仙、一六〇比弗迄一〇〇仙、二〇〇比弗迄一二〇仙、二四〇比弗迄一四〇仙、二八〇比弗迄一六〇仙、三二〇比弗迄一八〇仙、三六〇比弗迄二〇〇仙、四〇〇比弗迄二二〇仙と規定されてゐる。

小包 取扱種は普通、價格表記及代金引換がある。規定至つて複雑で、殊に國內規定は實に煩雜である。内國小包の制限重量は一〇斤、同體積〇・五五立方米である。但し重量五斤以下のものは一邊の長さ一・二五米、重量五斤以上は一・五〇米である。而して輸送系統を第一より第五迄五に區分し、更に第五系統をA乃至F迄六に分つてゐる。従つて料金も到達地の系統及重量に依つて定められ、尙補助自動車或は汽船を利用する場合は夫々適當な割増金を附加する。外國小包規定は一九二四年八月二十八日ストックホルム協約加盟國間に於ては該協約に準じ、其他の國に對しては特定協約に據つてゐる。國別制限重量及體積は、佛本國、モルス及アルヂエリに對しては二〇斤、〇・七五立方米、其他の植民地及外國は一〇斤、〇・五立方米とし、表記價格制限金額は佛本國、同植民地、獨逸、白耳義、伊太利、香港及日本は何れも一〇、〇〇〇法、瑞西五、〇〇〇法、支那(雲南)六、二五〇法で、代金引換制限金額は佛本國及植民地は五、〇〇〇法、獨逸一、二〇〇法、其他支那(雲南)一四、〇〇〇法)を除き總て一、〇〇〇法である。

最近年に於ける小包取扱枚數は左の如くである。

四四一

佛領印度支那...交通

通過通信	110	110	110	110
電信料收入(註)	1,800	2,400	3,100	3,800
(註) 印度支那収入額のみを示す	1,800	2,400	3,100	3,800

無線電信料金—
内國料金—一語に付六仙、最低料金制度なし。
外國料金—沿岸各局より航行船舶に對する無線電信料金は、一語五〇仙、最低料金制度なし。

對主要各國向無線電信料金表

國別	料金	國別	料金
佛蘭西	110	桑港	395
白耳義	110	英領印度	395
廣東	110	香港	395
北平	110	伊太利	395
上海	110	日本	395
廣州及廣西	110	比律賓	395
雲南	110	日	395
海南島	110	比律賓マニラ	395
緬甸	110	ホノルル及オアフ	395
		(サンクトウキチ島)	395

電話 都市内及都市間の電話は相當發達し、又年々取扱局及範圍も擴大されつゝある。電話取扱事務は普通電話の他に特殊のものとして電話電報(電話線利用電報)及通達電話(距離一〇〇軒以内、電話線路の設置ある地域内電報配達の実施せられてゐる地域に對し實施)の二がある。又電話契約に三種がある。本加入契約は直接電信局に連絡するものであるが、是は更に第一及二種に分れ、第一種は専用電話で個人、銀行會社、組合及協會等の契約加入に依るもので、使用範圍は契約名義人家族及使用者、或は團體員に限られ、

種類	本加入契約	特別維持費(1)	使用料(2)	特別維持費(3)	使用料(4)
第一種	100	100	100	100	100
第二種	100	100	100	100	100

臨時加入契約料金表

種類	本加入契約	特別維持費(1)	使用料(2)
第一種	100	100	100
第二種	100	100	100

有料の場合市内通話料は一通話(三分間)に付一五仙、市外直通通話料金は一通話に付、通話地が一〇〇軒以内なるときは三〇仙、以上五〇軒或はその端數毎に一五仙増、
通話時間超過の場合は三通話迄認められ、料金は午前六時乃至午後十時の間は一通話料金の二倍、午後十時乃至午前六時の間は三倍となつてゐる。尙契約者の場合は各々一〇仙を軽減せられる。
電話電報料金の割増料金は五仙、通達電報料金は市街電話料金の他に割増料金五仙を徴せられる。
無線電話 長距離無線電話施設は一九三〇年四月一〇日開設、西貢・巴里間はその翌日より、堤岸及フノンペン・巴里間は同一二月五日より通話開始、而して巴里本局を經由する歐洲諸國間との連絡は同年六月一九日より實施された。その通話範圍は獨逸、埃太利、白耳義、西班牙、英國、淘牙利、伊太利、ルクサンブル、和蘭、瑞典、瑞西及チエコ・スロバキア等である。又東洋方面では一九三六年五月一日我國東京・西貢間無線電話が開通せられ、且つ東京を經由して西貢・ラヂアル間及其他の南米諸國間とも近く連絡す

佛領印度支那...交通

四四四

第二種は専用及公衆兩用のもので、ホテル、カフェ及レストラン其他顧客又は公衆等にも無償使用せらるゝ場合である。補助加入契約は本契約電話を経て電信局に連絡するもので、本加入契約者のみに許可せられる。他に臨時加入契約は海水浴場又は避暑地等に於ける一箇年契約又は暗黙の貸借更新に依る特別契約である。
左に一九二九乃至一九三五年間に於ける電話線路及電線延長並に契約數、通話數を示すが、前者は年々増加してゐるに反し後者は一九三〇年を最盛として年々減少しつゝある。

電話線路・電線延長及同契約通話數表

摘要	單位	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
電話線路及電線延長								
電話線(空中線(軒))	四三三二	五、六六一	五、六六一	六、五七七	七、七三三	七、七三三	七、七三三	七、七三三
電話線(地下線(軒))	七、八四〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇
電線(長(軒))	五、一七四	五、一七四	五、一七四	五、一七四	五、一七四	五、一七四	五、一七四	五、一七四
電話契約及同通話數								
本契約(官用)	三、六四四	三、六四四	三、六四四	三、六四四	三、六四四	三、六四四	三、六四四	三、六四四
補助(私用)	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一	一、〇〇一
契約(官用)	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一	一、一〇一
通話數(計)(千)	七、七三三	七、七三三	七、七三三	七、七三三	七、七三三	七、七三三	七、七三三	七、七三三
收入(計)(千比弗)	五、一七四	五、一七四	五、一七四	五、一七四	五、一七四	五、一七四	五、一七四	五、一七四

電話料金—普通電話料金は左の如く區分徴收せられる。
本及補助加入契約料金表

摘要	一九三〇(註)	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五
通話數(千)	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101	1,101
通話時間(分)	5,174	5,174	5,174	5,174	5,174	5,174
料金收入(比弗)	4,358	4,358	4,358	4,358	4,358	4,358

無線電話料金	佛國間	日本間	整谷間
一通話(三分間)	130比弗	130比弗	130比弗
手數料	5比弗	5比弗	5比弗
日本間	130比弗	130比弗	130比弗
手數料	3比弗	3比弗	3比弗
整谷間	130比弗	130比弗	130比弗
手數料	2比弗	2比弗	2比弗

ラヂオフォニー 一九二九年二月二十八日附總督令を以て大體左の如く規定されてゐる。總ての權限は總督にあり、之に諮問機關として無線電信常置委員會及技術監督機關として無線電信事務局が從屬してゐる。發信局の設置は植民大臣承認の上總督の許可を以て附與せられ、許可受益者は佛人及保護領民たることとされてゐる。
現在取扱會社には一九二九年に設立された印度支那ラヂオフォニー佛國會社があり、西貢に本社を置く。電流は六、六〇〇ボルト三相式五週期のもを二二〇ボルトに再生し、垂直線に對する力一二キロワットである。發信及中繼狀態は氣象關係に依り不良で長距離に及ばない。使用電波は短波で設置當時の波長四九米である。尙二五米、三一米、七五米各波長の試験が實行され

四四五

たが、その結果は不詳である。領内にはフホ(西貢より五軒)に發信所、タンフ(Tan-Phu)西貢より一五軒)に受信局がある。西貢中央局は領内電話機關との連絡を確實に取つてゐる。

尙佛國の受信所は Villacris 在る。

佛國との通話は西貢、堤岸及アンボンにのみ限られ、時間は午前中一時間、午後五時である。

通話料金は三分間五五法、超過一分間毎に一八五法である。

ラチオ 一九三一年二月一日より前項記載の會社に依り西貢に設置せられ、毎週水曜日を除き、午後六時乃至十時或は一、一時迄の間放送せられてゐる。放送種目は音楽、政府及佛國通信社 A. R. I. P. 發表の印度支那及支那關係のニュース、新嘉坡・盤谷・爪哇・マニラ・香港・上海・日本等の爲替及商況主要爲替、氣象、時報等である。

旅行

旅行案内—主要都市—

一 旅行案内

印度支那の旅行者に對する注意としては、他の南洋諸地方の旅行者に對すると殆ど同一であるが、概して激暑の地(殊に南部地方に於て)であるから熱帯衛生に關し周到なる注意を要する。睡眠は十分に取れ何事にもあれ身體の無理は絶対に避けねばならない。使用語は全く佛語で他國語は殆ど通用しない。入國に際しては、從來入國料又は見せ金等は不必要で非常に容易であつたが、現在は一九二九年一月一八日より實施された入國及居住規則の適用に依り極めて煩雜且つ困難となつた(後説、「外國人入國及居住規則」の項參照)。

遊覽主要地 東京—河内市・海防市・南定市・アロン灣

安南—順化・ツララン市・フエイフオ(往昔邦人發展の遺蹟)・ダラ遊藝地

交趾支那—西貢市・堤岸市・サンジャツク岬

東埔寨—アンボン市・アンコール廢址

右の内、各都市に就ては後述主要都市の項を參照せられたし。

アロン灣(Baie d'Along) 鴻基の前面に横はる幅五〇軒餘の灣で、無數の奇巖怪石起伏し、大小とりどりの鐘乳洞が無數にあり恰も規模を更に大にせし本邦松島に似て、鳥影を縫ひ行く興趣は盡きること知らない。海防旅行者は必ず見物すべき勝景で、日一回の海防—鴻基汽船便にて先づ鴻基を訪れ翌朝本灣の見物を爲すのを願當とする。

フエイフオ(Faifo) ツーランより東南三二軒の地點に所在す。カンナム州廳所在地で往時は最も繁榮せる商港・商業都市であつた。本地には數百年前數百人の邦人居住し、日本橋なる橋を境とし支那人と商權を争ひ、彼等よりも優勢の地位にあつたと云ふ記録が残つてゐるが、現在は唯一名の邦人も居住せず、僅に菩薩したる墓石に依りその跡を偲ぶのみである。日本橋は現在

尙 Pond Japonais の名で保存されてゐる。多恨の遊士は往昔遊々雄圖を抱き渡航し、異境に骨を埋めた是等邦人の遺蹟を弔ふべきである。

聖ジャツク岬—交趾支那ベリア州に在り、遊藝地として著名で海水浴場の設備を有し、夏期は大いに賑ふ。又西貢入港船は必ず此の地に寄航する。

アンコール廢城—東洋に於ける二大佛蹟として爪哇のプルブドルと比較され共に旅行者を誘つてゐるが、その規模結構の廣大さは到底プルブドルの及ぶ所ではない。紀元九世紀末に建設されたクメール王朝全盛期時代の首府の遺蹟で Angkor-Wat, Angkor-thom, Bayon, Ta-keo, Ta-pronn, Banteai, Kadey, Sras-ang, Pre-rey, Mebon, Ta-son, Neak-pean, Prah-khan 等の廢址がある。

而して從來は交通不便の爲に河川航路船の便に依り訪れるの外無かつたが、近年は西貢より直行する貸切自動車があり、最少日數三日を以て往復し得るが普通は五日を要する。参考の爲旅行日程を掲ぐれば、貸切自動車に依り當日アンコールに到着することも出来るが、コンボントンにて一泊、第二日目的地に到着滞在三日にして西貢に歸着するを普通とする。距離は西貢より四九七軒である。西貢より郵便自動車を利用する場合はアンボンにて一泊、翌日アンコールに到着する。自動車の借切賃は三人乗にて二二五比弗であるが、郵便自動車の場合は遙に安價(二二〇比弗)に行き得られ、且途中アンボンにて東埔寨政府經營の博物館に於てクメールの遺物、美術品等を見學し得る利がある。因にコンボントンにはホテル・コンボントン、アンコールにはグラランド・ホテル、バンガロー、又シエムレアにはニュー・シエム

レア・ホテル等があり、宿泊料は食事附一泊七一一〇比弗程度である。汽船に依る場合は、一週二回西貢發の Messageries fluviales de Cochinchine 會社の遊覽船に依る最も便利とする。而して之に二種あり、往航はアンコールまで共に三日(アンボン滞在日數一日を含む)を要し、アシコール滞在は四日半或は六日とし、歸路は共に二日にて西貢に達す。右遊覽旅費は一八〇比弗乃至二〇〇比弗程度である。因に旅費の中には往復汽船賃・宿泊料及案内人雇備代を含んでゐる。

雲南府旅行—普通には片道三日を要する。即ち第一日河内(或は海防)—老開間、第二日老開—開遠間、第三日開遠—雲南府間で歸路も同行程を辿る。但し週一回の急行列車を利用する場合は二十三時間にて達し得られる。尙貨幣は印度支那比弗を以て大體通ずる。主要驛間の汽車賃は左の通りである(但し三、四等を除く)。

運賃 海防—河内間には汽車の外機動車がある。
機動車 片道(比弗) A 級二・九〇 B 級〇・八五
往復(比弗) A 級三・九〇 B 級一・三〇

汽 車	河内	老開	蒙自	雲南府
片 道	一等	二等	一等	二等
海 防(比弗)	四・〇八	二・七〇	一・三三	三・〇七
河 内(比弗)	—	一・四〇	一・〇三	三・二七

海 防(比弗)	一等	二等	一等	二等
河 内(比弗)	—	三・〇五	二・四六	五・六八

各種交通機關規定
一、汽車—印度支那政府鐵道貨銀は南北兩系統共に一軒に付一等一六仙、二等一四仙、三等一三仙、四等一〇・九仙で、往復切符は官私線共二五%引きで、切符通用期間も亦同じく一〇軒まで三日間、一〇軒以上又はその端數を増す毎に一日を加ふ。

以下各主要驛間の鐵道距離を示すが、前記一軒當り貨銀を以て換算すれば所要運賃を知ることが出来る。
尙海防—河内間は前述の如く、又キノニーニヤチャン間は各驛間距離不明の爲省略す。

佛領印度支那……旅行

に過ぎない。左に西貢及河内兩市に於ける各種乗物の大體の賃銀を示す。

イ、西貢市に於ける各種乗物賃銀

自動車賃(西貢市役所規定)	比弗
一日備入(但し西貢市内)午前七時より午後七時迄	25.00
一日備入(但し西貢市内)午前七時より午後七時迄	20.00
一日備入(但し西貢市内)午前七時より午後七時迄	15.00
一日備入(但し西貢市内)午前七時より午後七時迄	10.00
一日備入(但し西貢市内)午前七時より午後七時迄	5.00
一日備入(但し西貢市内)午前七時より午後七時迄	1.00
一日備入(但し西貢市内)午前七時より午後七時迄	0.50
一日備入(但し西貢市内)午前七時より午後七時迄	0.25
一日備入(但し西貢市内)午前七時より午後七時迄	0.10
一日備入(但し西貢市内)午前七時より午後七時迄	0.05
一日備入(但し西貢市内)午前七時より午後七時迄	0.02
一日備入(但し西貢市内)午前七時より午後七時迄	0.01

馬車賃(市内) 一時間
 人力車賃(市内) 一時間
 十分以内或は二軒を限度とし
 同右往復(但し十五分間の停車時間を含む)
 時間定め、一時間當り
 西貢市内(堤岸市中心)市役所迄
 同右往復(但し三十分の停車時間を含む)
 右規定以上に停車せしむる場合、三十分又はその端數毎に
 一、河内市に於ける貨自動車賃金
 一日備入 20.00
 半日備入 10.00
 一時間備入 5.00

ルは不明である。日本人ホテルは、現在河内(小田ホテル)、海防(石山ホテル)に所在するのみである。宿泊料は一泊食事附五比弗見當である。旅館 主要地の主要旅館に就いて記す。但し宿泊一人の場合である。

河内	室代	朝食代	晝食代	夕食代
Hôtel Métropole	2.00	0.50	1.10	1.10
Hôtel Splendide	2.00	0.50	1.10	1.10
Hôtel des Colonies	2.00	0.50	1.10	1.10
Hôtel du Commerce	2.00	0.50	1.10	1.10
Hôtel de l'Europe	2.00	0.50	1.10	1.10
Hôtel de la Gare	2.00	0.50	1.10	1.10
順化				
Grand Hôtel	2.00	0.50	1.10	1.10
Tourane				
Hôtel Morin-Freres	2.00	0.50	1.10	1.10
Vinh				
Grand Hôtel	2.00	0.50	1.10	1.10
Vientiane				
Hôtel André	2.00	0.50	1.10	1.10
西貢				
Cortinental Palace Hotel	2.00	0.50	1.10	1.10
Grand Hôtel	2.00	0.50	1.10	1.10
Hôtel Saigon Palace	2.00	0.50	1.10	1.10
Nhatrang				
Grand Hôtel	2.00	0.50	1.10	1.10
Hôtel Beau Rivage	2.00	0.50	1.10	1.10
Phnompenh				
Royal Palace Hotel	2.00	0.50	1.10	1.10
Grand Hôtel	2.00	0.50	1.10	1.10

佛領印度支那……旅行

四五〇

船があり、香港にて極く短時日の船待ちにて之等の船をキャッチすることが出来る(交通の部「外國航路一覽表」参照)。

大阪商船横濱西貢整谷線船賃	單位目録
横濱	西貢
一等 10.00	一等 15.00
二等 7.00	二等 10.00
三等 4.00	三等 6.00
神戶	西貢
一等 12.00	一等 18.00
二等 8.00	二等 12.00
三等 5.00	三等 8.00
門司	西貢
一等 15.00	一等 22.00
二等 10.00	二等 15.00
三等 6.00	三等 10.00
基隆	西貢
一等 18.00	一等 28.00
二等 12.00	二等 18.00
三等 8.00	三等 12.00
海防	西貢
一等 20.00	一等 30.00
二等 14.00	二等 22.00
三等 10.00	三等 15.00

日本郵船は歐洲航路の貨銀を採る、外國船は一様ではない、三割高に當る

大阪商船 一等 15.00 二等 10.00 三等 6.00
 日本郵船 一等 12.00 二等 8.00 三等 5.00
 大阪商船 一等 10.00 二等 7.00 三等 4.00
 日本郵船 一等 8.00 二等 6.00 三等 4.00
 大阪商船 一等 7.00 二等 5.00 三等 3.00
 日本郵船 一等 6.00 二等 4.00 三等 3.00
 大阪商船 一等 5.00 二等 4.00 三等 3.00
 日本郵船 一等 4.00 二等 3.00 三等 2.00
 大阪商船 一等 3.00 二等 2.00 三等 1.50
 日本郵船 一等 2.00 二等 1.50 三等 1.00
 大阪商船 一等 1.50 二等 1.00 三等 0.75
 日本郵船 一等 1.00 二等 0.75 三等 0.50
 大阪商船 一等 0.75 二等 0.50 三等 0.35
 日本郵船 一等 0.50 二等 0.35 三等 0.25
 大阪商船 一等 0.35 二等 0.25 三等 0.15
 日本郵船 一等 0.25 二等 0.15 三等 0.10
 大阪商船 一等 0.15 二等 0.10 三等 0.05
 日本郵船 一等 0.10 二等 0.05 三等 0.03

Batambang	2.00	0.50	1.10	1.10
Bungalow	2.00	0.50	1.10	1.10
Angkor	2.00	0.50	1.10	1.10
Hôtel des Ruines	2.00	0.50	1.10	1.10
Bungalow	2.00	0.50	1.10	1.10
Siemreap	2.00	0.50	1.10	1.10
Grand Hôtel	2.00	0.50	1.10	1.10
New Siemreap Hotel	2.00	0.50	1.10	1.10

二 主要都市

現在印度支那に於て自治制を實施する都市は、西貢、河内、海防、堤岸、プノンペン、トゥーラン、南定、ダラト及ハイジョンの九市である。右の中西貢、河内、海防の三は一級都市として大統領令に依り、其他は二級都市として總督令を以て夫々特別市制を實施してゐる。以下順次之等主要都市に就て概略を記す。

西貢 ドナイ河の一支流たる西貢河の右岸に所在する交趾支那の首府で、人口約十五萬(内歐人約八千)を有し、當領南部の政治、商業、海陸兩交通、學術等の中心地をなし、又交趾支那、柬埔寨師團の所在地である。市街は文化都市として各種の設備が完備し、街衢も亦廣潤、整然とし高麗な都市を形成してゐる。主要建築物としては總督及交趾支那知事官邸、市立劇場、教會堂、郵便電信局、市廳、裁判所、海軍造船所等があり、其他植物園、動物園、公園等も設けられてゐる。而して港市としてはドナイ河口より六五軒の地點に在り、大航路線より稍々離れてゐると云ふ不利はあるが、尙當領第一の商港として著名であり、港内たる河幅は左程に廣からず水流も亦稍々急ではあるが、優に二萬噸級の大船舶を自由に出入せしめ得る。岸壁には中型級以上の船舶二十餘隻を停泊せしめ、河中には二十餘箇所の繫船設備を設けてゐる等河内港市としては支那の上海に優るとも劣らない好條件を附與されてゐる。

商港として輸出品の大宗は所謂西貢米で、白米の外、穀、カーゴ、米等一九三六年の輸出高は一、七一一、七五五(前年一、七一一、〇一三)で、其他の主要輸出品としては獸皮、水産物、玉蜀黍、古々椰子果實、コブラ、胡椒、馬錢

子・護照・チーク材等がある。輸入品の主要なるものは、小麦粉・果實・砂糖精製糖・烟草類・石炭・石油及鐵油・鐵及金屬製品・綿絲・綿布・酒類等である。

揚埠 西貢の西方約五軒に在る支那人街で堤岸州廳所在す。人口約一九萬(内支那人約一〇萬人)で、事實上交趾支那に於ける唯一の工業都市であり且米穀・真地行物賣の集散地をなしてゐる。市内には大規模なる數十箇所の精米所を始め、土酒醸造工場・麥酒及製氷會社・其他各種の小規模工場が經營され市場は極めて繁盛である。而して西貢とは運河或は電車を以て連絡し、米・穀其他の農産主要物賣は迅速に西貢に運搬されてゐる。

フロンバン 湄公河及大湖(Tonle Sap)の合流點に所在する東埔寨の首都であり又東埔寨王の居住地である。人口約八萬二千を有す。市内諸所に聳立する寺院の勝景と壯麗なる東埔寨王宮・博物館・古代劇場等は特に地方色を濃厚ならしめ、其他の主要建築物としては東埔寨政廳・市廳等がある。尙當市は著名なアンコール廢墟へ巡禮する人々の準備地たる位置にある(旅行案内の部参照)。

當市は又河川商港として相當に繁榮し、老種・大湖及附近地方の出入口に當つてゐる。現在は湄公河下流に淺瀬があり、千五百噸以上の船舶の出入は困難であるが、港内には約四十二萬噸の船舶を收容することが出来る。一九三五年に於ける出入船舶隻數、總噸數及貨物總噸數に就ては貿易の部「主要港の項」参照ありし。

ツワン ソンハン(Song Han)河に面し、同名の灣に沿ふ安南第一の商港である。人口約六・五千を有す。市内にチャム博物館があり、附近に軍港がある。近接地方の農産物の集散地地之を輸出してゐる。一九三六年に於ける出入船舶隻數、總噸數及貨物總噸數に就ては前項に同じ。

暹化 市制を布かれてゐないが、海岸より一二軒、同名の川に臨む安南王國の首府であると共に安南理事廳の所在地であり、人口約八萬を有してゐる。而してその建築・風俗等に於て未だ舊觀を存し、旅行者をして好奇の眼を見張らしめる。市は河を挟んで佛人市街及土人市街に區別せられ、土人市街には王城があり、又商業地帯として相當繁榮してゐる。外に啓定博物館があ

り陳列品中には先住民の遺跡の外古昔邦人の安南渡航圖繪などがある。

海防 海を距ること約五五軒の地點にあり、人口約十三萬を算する東京第一の商港で西貢港に匹敵繁盛を極めてゐる。首府河内とは鐵道・國道及河川に依て連絡され、又雲南鐵道の起點をなし、貿易の發達に伴ひ絶えず擴張されてゐる。而して當地方の海陸兩交通の中心たるは勿論商業も亦股賑を極め、特に印度支那の工業地としても著名である。工業會社としてはセメント會社(日當生産量八百噸)を始め、紡績會社、炭礦會社其他著名會社が所在してゐる。本港の主要輸入品は小麦粉、烟草類、棉花、葡萄酒、石油、雜詰類、麻袋、綿布帛類、輸出品は玉蜀黍、米、珈琲、茶、苧麻子油、漆、セメント、石炭、毛皮等である。

港別海運狀況及市内所在主要會社商店に就ては各部主要會社一覽表参照ありし。

南定 河内より東南方八七軒の地點にあり、南定州廳の所在地で人口約四萬を有す。附近地方の商・工業の中心地で特に米の大市場があり、又土人技藝美術の中心地をなし、當領第一の紡績會社たる佛安紡績會社が所在し又市より産出する鍍具家具は殊に有名である。

ハイジエン 河内及海防の中間に位し、前者より五七軒の地點にある人口約一萬の地方中心市である。ハイジョン州廳の所在地で河内海防間鐵道及同河川航路の中央點に位するを以て交通の便好く、商業は相當に發達してゐる。

90
ダラト 南部安南ランビアン(Langbian)高原中の最高所(標高一、五〇〇米)に所在する市街で、空氣清澄冷氣迫り絶好の避暑地であり、比較的遠距離にある西貢よりも年々相當の避暑客が訪れ夏季は大いに賑つてゐる。トウルチャムに於てニヤチャン鐵路より分岐するダラ登山鐵道に依つて到達する。ホテル其他近代市街としての各種設備は完全に印度支那總督も夏季は多く此地に於て執務する。

雜

歴代植民地行政主務長官及大臣 佛國植民地統治機關として獨立した植民省が設置されたのは、比較的近年で一八九四年のことであるが、その以前は前掲植民省の項にて記述した如く海軍部、商務、植民省或は商工務省内の一機關として存在して居り、その長官は主としてその主管省次官であつた。以下第二次海軍部所管となつた一八八二年以降の歴代植民地行政主務長官及植民大臣名、出身別及任命年月日を示す。

任命期日	人 名	出身別	摘 要
1887.1.10	Berlet	下院議員	海軍部次官
1887.9.13	Félix Faure	同	同
1887.8.13	Roussseau (Armand)	同	同
1887.1.13	De la Porte	同	同
1887.6.27	Bisienne (Eugène)	同	同
1887.1.15	Félix Faure	同	同
1887.2.12	De la Porte	同	同
1887.3.14	Ysième (Eugène)	同	商工務省次官
1887.3.18	Jamais (Emile)	同	同
1887.1.19	Delaussé	同	同
1887.1.21	Lebon (Maurice)	同	同

佛領印度支那……雜

1887.7.10	Boullanger	上院議員	植民大臣
1887.8.10	Delaussé	下院議員	同
1887.1.13	Chantemps	同	同
1887.2.13	Guiseuse	同	同
1887.8.12	Lebon (André)	同	同
1887.8.12	Trouillot (Georges)	同	同
1887.11.1	Guilain	同	同
1887.8.13	Decrais	同	同
1901.8.24	Downergue (Gaston)	同	同
1907.1.18	Clementel	同	同
1907.1.18	Laygues (Georges)	同	同
1907.10.18	Millets-Lacroix	上院議員	同
1907.4.18	Trouillot (Georges)	同	同
1910.1.11	Moré (Jean)	下院議員	同
1911.7.13	Messiny	同	同
1911.8.12	Lebrun (A.)	同	同
1911.1.13	Besnard	同	同
1911.1.13	Moré (Jean)	上院議員	同
1911.1.13	Lebrun (A.)	下院議員	同
1911.1.13	Mannoury (Maurice)	同	同
1911.8.22	Raynaud	同	同
1911.8.22	Downergue (Gaston)	上院議員	同
1911.8.22	Maghnot (André)	下院議員	同
1911.8.22	Besnard	同	同
1911.11.12	Simon (Henry)	同	同
1910.1.10	Sarraut (Albert)	同	同
1910.8.18	Sarraut (Albert)	同	同
1911.1.12	Sarraut (Albert)	同	同

四五三

佛領印度支那……條

1911' 1'11	Serrant (Albert)	同	同
1911' 1'11	Fabry (J.)	同	同
1911' 1'11	Fabry (J.)	同	同
1911' 1'11	Daladier	同	同
1911' 1'11	Hesse (André)	同	同
1911' 1'11	Perrier (Léon)	上院議員	同
1911' 1'11	Perrier (Léon)	同	同
1911' 1'11	Perrier (Léon)	同	同
1911' 1'11	Perrier (Léon)	同	同
1911' 1'11	Darjalé (Adrien)	下院議員	同
1911' 1'11	Perrier (Léon)	下院議員	同
1911' 1'11	Maginot (André)	下院議員	同
1911' 1'11	Piétri (François)	同	同
1911' 1'11	Reynaud (Paul)	同	同
1911' 1'11	de Chappedelaine	同	同
1911' 1'11	Serrant (Albert)	上院議員	同
1911' 1'11	Laval (Pierre)	同	同
1911' 1'11	Rollin (Louis)	同	同
1911' 1'11	Stern (Jacques)	同	同
1911' 1'11	Montet (Marins)	同	同

副代總督

任命期日	姓名	任命期日	姓名
1911' 1'11	Constance	1911' 1'11	Donner (Paul)
1911' 1'11	Richard	1911' 1'11	Beau (Paul)
1911' 1'11	Piquet	1911' 1'11	A. Kloubkowski
1911' 1'11	De Lanessan	1911' 1'11	Pignoul (Albert) (理)
1911' 1'11	Rousseau (Armand)	1911' 1'11	Serrant (Albert)

國臣

1911' 1'11	Van Vollenhoven	1911' 1'11	Varenne (Alexandre)
1911' 1'11	Roume	1911' 1'11	Varenne (Alexandre)
1911' 1'11	Serrant (Albert)	1911' 1'11	Pasquier (Pierre)
1911' 1'11	Long (Maurice)	1911' 1'11	Pasquier (Pierre)
1911' 1'11	Long (Maurice)	1911' 1'11	Robin (René)
1911' 1'11	Merlin (Martial)	1911' 1'11	Brevier

外國總督

國名	官名	國名	官名
Grande-Bretagne	C. G.	Swiss	A. C.
Allemagne	C.	Japon	C. G.
Chine	C.	Allemagne	C.
Etats-Unis d'Amérique	C.	Belgique	A. C.
Japon	C.	Italie	A. C.
Belgique	A. C.	Portugal	A. C.
Danemark	A. C.	暹羅	
Finlande	A. C.	Chine	
Italie	A. C.	Grande-Bretagne	A. C.
Norvège	A. C.	Norvège	A. C.
Pays-Bas	A. C.	Siam	A. C.
Portugal	A. C.	Portugal	A. C.
Siam	A. C.	Belgique	A. C.
Suède	A. C.		

佛領

佛領印度支那に於ては佛本國同様メートル制を一般に採用してゐるが、地

方では尙土人制のものを常用してゐる所がある。その主なるものをメートル制のものと比較すれば左の通りである。

度量衡標準表

1法郎 = 由來佛領印度支那

項目	名稱	土人地位	メートル換算
土人地位	Ta	Pikal	10 yén
	Yên	Dix livres	10 cùn
	Gàn	Làtve	16 lang
	Lang	Once	10 dăng
	Dông, tiên	Sapèque	10 phàn
	Phàn	Grain	10 lỵ
	Ly	1/10 de grain	10 hào
	Hào	1/100 "	10 tí
	Triuong	Parche	10 thúc
	Ngòi	Poise	5 thúc
面積的用途	Thúc (xích)	Khel	10 tác
	Phan	Ponce	10 phàn
	Mâu	Ligne	10 lỵ
	Sào	Arpent	10 Sào
	Miêng	Perche	10 miêng
	Than	Bouchée	9 than
		Toise carrée	25 ghe
	Mâu	Arpent	10 Sào
	Cao (Sào)	Parche	15 thúc
	Xích (thúc)	Pied agraine	10 tác
Thôn (kào)	Pouce agraine	10 phàn	

佛領印度支那……條

體積

Héc	10 ngít de long sur 1 de large et 1 thúc de haut = 20m x 2m x 0.4m	10 le	1.4
Le	1 ngít de côté sur 1 thúc de hauteur = 2m ² x 0.4m	25 lai	1.4
Lai	1 thúc d'arête = 0.4m ³	1 thúc cube	0.04
容積的用途	Phuong, vuông	Sétier	30 dân (安)
	Thường	Panier	20 dân (安)
	Dâu	Boisseau	2 bát ou 10 Je
	Bát	Thasse	5 le
	Le	Décilitre	1/10 de dân
	Héc 2	Sétier	26 thang
	Thang	Boisseau	10 cáp
	Cáp	Poignée	10 thúc
	Thúc	Ouillette	10 sào
	Sào	1/10 de Ouil.	10 toát
容量米穀用途	Phuong	Sétier	30 ngyen
	Uyen	Écuel	1 dân

標準時

萬國法に従ひグリニッチ東七時間を採用して居る。而して佛國巴里との時間的關係は一九一一年三月九日附法律を以て巴里に於ける實際時間(グリニッチ標準時より九分二十一秒進む)より六時間五十分三十九秒進めたる時間を制式としてゐる。

休假日

一、佛人關係 日曜日、新年(一月一日)、復活祭(三月二日以後の満月

佛領印度支那……雜

に次ぐ第一日曜日の翌日、昇天祭(復活祭後四十日目)、降臨祭(復活祭後五十日目)、國祭日(七月一日)、聖母昇天祭(八月一日)、萬聖節(十一月一日)、招魂祭(十一月二日)、降誕祭(十二月五日)
二、安南人及支那人關係(舊曆) 氏神祭(二月三日)、越年祭(二月三日)、元旦祭(一月一日)、仕事始め(一月七日)、寺詣(一月十五日)、春季祭(自三月二日至四月五日)、釋迦生誕祭(四月八日)、端午節(五月五日)、孟蘭盆祭(七月十五日)、燈籠祭(八月一日)、秋分祭(九月二三日)、秋季祭(自九月二日至十一月七日)、新穀收穫祭(十月一日)、月例祭(毎月一日及五日)

佛領印度支那ニ關スル現行對外條約

獨逸 佛國對獨逸通商協定 一八七〇、八七〇 西貢
佛國、西班牙對安南和平修好條約 一八七〇、六五〇 西貢
佛國對安南和平同盟條約 一八七〇、三三〇 西貢
佛國對安南條約 一八七〇、八三二 西貢
前二項ニ關スル追加條項議決 一八七四年八月三十一日西貢通商條約附屬事項協約 一八七四、一三三
佛國對安南和平條約 一八八〇、八五〇 順化
佛國對安南順化條約 一八八〇、六六六
佛國對安南順化協約 一八八〇、二二八
安南政府對佛國關係規約協約 一八九二、一六〇 順化
佛國對緬甸修好通商條約 一八八四、四四四
對緬甸佛國宣言 一八八四、五五五
佛國對緬甸通商條約 一八八四、二五〇 巴里
佛國對東埔寨修好及通商條約 一八八四、八二二(Outang)
佛國對東埔寨協約 一八八四、七九九
交趾支那對東埔寨協約 一八八四、四四二
交趾支那對東埔寨協約 一八八四、六七〇(ムン)

支那

佛支修好通商航海條約 一八四〇(三) 黃埔(廣東市外)
對佛領印度支那令 一八四〇、三〇〇 北京
佛支修好通商航海條約 一八五八、六二七 天津
佛支一八五八年六月二十七日天津條約附屬通商規約 一八五八、二四〇 上海
佛支天津條約追加和平修好協約 一八六〇、二五〇 北京
佛支和平豫備協約 一八六〇、五二二 天津
佛支和平修好通商條約 一八六〇、六九九 天津
佛支通商協約 一八六〇、四三三 天津
佛支一八八六年四月二十六日天津協約追加通商規約 一八八六、六六六 北京
支那—東京境界限定補助協約 一八八七、六六六 北京
支那—東京境界限定補助協約 一八八七、六六六 北京
支那—安南境界聯合警備實施規約 一八八七、六六六 北京
支那對極東關係和平條約 一八八七、六六六 北京
支那共和國外務省及北京駐在佛國公使協定 一八九二、九七七 北京
佛支通商條約 一八九二、三三三 北京
佛支通商條約 一八九二、三三三 南京
佛國對交趾支那攻守同盟條約 一八九二、二二八 北京
佛國對朝鮮修好通商及航海條約 一八九二、二二八 北京
佛國對朝鮮修好通商及航海條約 一八九二、二二八 北京
暹羅ニ關スル英佛倫敦宣言 一八九二、二二八 北京
暹羅ニ關スル英佛倫敦宣言 一八九二、二二八 北京
日佛通商航海條約 一八九二、二二八 北京
日佛協定及宣言 一八九二、二二八 北京

東埔寨

佛國對東埔寨修好及通商條約 一八八四、八二二(Outang)
佛國對東埔寨協約 一八八四、七九九
交趾支那對東埔寨協約 一八八四、四四二
交趾支那對東埔寨協約 一八八四、六七〇(ムン)

支那

佛支修好通商航海條約 一八四〇(三) 黃埔(廣東市外)
對佛領印度支那令 一八四〇、三〇〇 北京
佛支修好通商航海條約 一八五八、六二七 天津
佛支一八五八年六月二十七日天津條約附屬通商規約 一八五八、二四〇 上海
佛支天津條約追加和平修好協約 一八六〇、二五〇 北京
佛支和平豫備協約 一八六〇、五二二 天津
佛支和平修好通商條約 一八六〇、六九九 天津
佛支通商協約 一八六〇、四三三 天津
佛支一八八六年四月二十六日天津協約追加通商規約 一八八六、六六六 北京
支那—東京境界限定補助協約 一八八七、六六六 北京
支那—東京境界限定補助協約 一八八七、六六六 北京
支那—安南境界聯合警備實施規約 一八八七、六六六 北京
支那對極東關係和平條約 一八八七、六六六 北京
支那共和國外務省及北京駐在佛國公使協定 一八九二、九七七 北京
佛支通商條約 一八九二、三三三 北京
佛支通商條約 一八九二、三三三 南京
佛國對交趾支那攻守同盟條約 一八九二、二二八 北京
佛國對朝鮮修好通商及航海條約 一八九二、二二八 北京
佛國對朝鮮修好通商及航海條約 一八九二、二二八 北京
暹羅ニ關スル英佛倫敦宣言 一八九二、二二八 北京
暹羅ニ關スル英佛倫敦宣言 一八九二、二二八 北京
日佛通商航海條約 一八九二、二二八 北京
日佛協定及宣言 一八九二、二二八 北京

老羅

日佛通商航海協約 一八七〇、八七〇 巴里
日佛間ニ於ケル居住及航海法ニ關スル調査 一八七〇、八三〇 巴里
印度支那ノ輸入關稅ニ關スル日佛通商協定 一八七〇、五三三 巴里
ルアンブラパン王國々内行政法規制定協約 一八七〇、六二四

葡萄牙

佛國對暹羅、東埔寨境界限定條約 一八七〇、七二五 巴里
佛國對暹羅一八六七年七月一日巴里條約追加文書 一八七〇、七二五 西貢
佛國對暹羅、安南、ルアンブラパン間商業發展ニ關スル協約 一八七〇、五七七 盤谷
佛國對暹羅修好條約 一八七〇、三三三 盤谷
佛國對暹羅一八九三年盤谷條約ニ關スル協定 一八九三、〇七七 巴里
佛國對暹羅一八九三年盤谷條約解釋ニ關スル協約 一八九三、〇七七 巴里
同上調査 一八九三、〇七七 巴里
一九〇四年二月一三日巴里協約第一二項ノ適用條件ニ關スル法律 一八九三、〇七七 盤谷
佛國對暹羅條約 一八九三、〇七七 盤谷

暹羅

佛國對暹羅條約 一八九三、〇七七 盤谷
佛國對暹羅條約 一八九三、〇七七 盤谷
佛國對暹羅條約 一八九三、〇七七 盤谷
佛國對暹羅條約 一八九三、〇七七 盤谷
佛國對暹羅條約 一八九三、〇七七 盤谷
佛國對暹羅條約 一八九三、〇七七 盤谷
佛國對暹羅條約 一八九三、〇七七 盤谷
佛國對暹羅條約 一八九三、〇七七 盤谷
佛國對暹羅條約 一八九三、〇七七 盤谷
佛國對暹羅條約 一八九三、〇七七 盤谷

佛領印度支那……雜

佛領印度支那……雜
佛領印度支那……雜
佛領印度支那……雜
佛領印度支那……雜
佛領印度支那……雜
佛領印度支那……雜
佛領印度支那……雜
佛領印度支那……雜
佛領印度支那……雜
佛領印度支那……雜

支那

佛支修好通商航海條約 一八四〇(三) 黃埔(廣東市外)
對佛領印度支那令 一八四〇、三〇〇 北京
佛支修好通商航海條約 一八五八、六二七 天津
佛支一八五八年六月二十七日天津條約附屬通商規約 一八五八、二四〇 上海
佛支天津條約追加和平修好協約 一八六〇、二五〇 北京
佛支和平豫備協約 一八六〇、五二二 天津
佛支和平修好通商條約 一八六〇、六九九 天津
佛支通商協約 一八六〇、四三三 天津
佛支一八八六年四月二十六日天津協約追加通商規約 一八八六、六六六 北京
支那—東京境界限定補助協約 一八八七、六六六 北京
支那—東京境界限定補助協約 一八八七、六六六 北京
支那—安南境界聯合警備實施規約 一八八七、六六六 北京
支那對極東關係和平條約 一八八七、六六六 北京
支那共和國外務省及北京駐在佛國公使協定 一八九二、九七七 北京
佛支通商條約 一八九二、三三三 北京
佛支通商條約 一八九二、三三三 南京
佛國對交趾支那攻守同盟條約 一八九二、二二八 北京
佛國對朝鮮修好通商及航海條約 一八九二、二二八 北京
佛國對朝鮮修好通商及航海條約 一八九二、二二八 北京
暹羅ニ關スル英佛倫敦宣言 一八九二、二二八 北京
暹羅ニ關スル英佛倫敦宣言 一八九二、二二八 北京
日佛通商航海條約 一八九二、二二八 北京
日佛協定及宣言 一八九二、二二八 北京

支那

佛支修好通商航海條約 一八四〇(三) 黃埔(廣東市外)
對佛領印度支那令 一八四〇、三〇〇 北京
佛支修好通商航海條約 一八五八、六二七 天津
佛支一八五八年六月二十七日天津條約附屬通商規約 一八五八、二四〇 上海
佛支天津條約追加和平修好協約 一八六〇、二五〇 北京
佛支和平豫備協約 一八六〇、五二二 天津
佛支和平修好通商條約 一八六〇、六九九 天津
佛支通商協約 一八六〇、四三三 天津
佛支一八八六年四月二十六日天津協約追加通商規約 一八八六、六六六 北京
支那—東京境界限定補助協約 一八八七、六六六 北京
支那—東京境界限定補助協約 一八八七、六六六 北京
支那—安南境界聯合警備實施規約 一八八七、六六六 北京
支那對極東關係和平條約 一八八七、六六六 北京
支那共和國外務省及北京駐在佛國公使協定 一八九二、九七七 北京
佛支通商條約 一八九二、三三三 北京
佛支通商條約 一八九二、三三三 南京
佛國對交趾支那攻守同盟條約 一八九二、二二八 北京
佛國對朝鮮修好通商及航海條約 一八九二、二二八 北京
佛國對朝鮮修好通商及航海條約 一八九二、二二八 北京
暹羅ニ關スル英佛倫敦宣言 一八九二、二二八 北京
暹羅ニ關スル英佛倫敦宣言 一八九二、二二八 北京
日佛通商航海條約 一八九二、二二八 北京
日佛協定及宣言 一八九二、二二八 北京

外國人入國滞在規則

佛國臣民及保護民ニ對スル暹羅重罪裁判所組織ニ就イテノ大統領令 一八九二、三三三
佛國對暹羅國境警備實施ニ關スル總督府通牒 一八九二、三三三
佛國對暹羅條約 一八九二、三三三
佛國對暹羅條約 一八九二、三三三
佛國對暹羅條約 一八九二、三三三
佛國對暹羅條約 一八九二、三三三
佛國對暹羅條約 一八九二、三三三
佛國對暹羅條約 一八九二、三三三
佛國對暹羅條約 一八九二、三三三
佛國對暹羅條約 一八九二、三三三

第一章 省略

第一章 省略
第二章 外國人ノ印度支那入國規定
第六條 印度支那へノ入國並ニ滞在ニ關シ外國人ヲ左ノ二種ニ分ツ
一、非移民外國人

四五七

二、移民外國人

左ニ掲クル者ハ本令ノ適用上非移民外國人トス

一、滞在期間ノ如何ヲ問ハス外國領事館員並ニ其ノ家族及隨員

二、本國政府ノ許可ヲ得テ印度支那ニ渡來スル外國ノ官吏、雇員、代

理者並ニ其ノ家族ニシテ滞在期間三箇月ヲ超過スルコトナキ者、滞在

期間ハ地方長官ノ許可ヲ得テ三箇月毎ニ更新スルコトヲ得

三、通過旅行者並ニ最終目的地ニ赴ク爲ノ船待旅行者ニシテ其ノ滞在期

間三箇月ヲ超過スルコトナキ者

四、復航切符ヲ有スル觀光客、第五條ニ規定セル官憲ハ觀光客ノ資格ヲ

有スト主張スル旅行者ヨリ各種ノ證據書類ヲ徵スルコトヲ得、如何ナ

ル場合ニ於テモ四等旅客ハ觀光客トシテ取扱ハルコトナシ

五、業務開發ノ爲渡航スル商店代表人、銀行家、商人、工業家、農場所

有者ニシテ其ノ滞在期間三箇月ヲ超過スルコトナク、且營業證札ノ發

給ヲ必要トスル商行爲ヲ爲ササル者、尙右ニ掲ケタル者ハ其ノ業務ニ

關スル諸規則ノ拘束ヲ受クルハ勿論ナリ

第七條 非移民外國人ハ佛蘭西外交官又ハ領事官ノ查證シタル旅券ヲ提示

シタル後印度支那ニ入國スルコトヲ得、但シ特別取極メニヨリ別段ノ

規定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第八條 非移民查證ヲ請求スル一切ノ外國人又ハ查證ヲ要セサル外國人ニ

シテ、非移民ノ資格アルコトヲ主張セント欲スル者ハ其ノ本國ナレハ佛

蘭西領事官憲ニ又佛蘭西ニ居住スル場合ハ本國領事官憲ニ本令附屬ノ様

式第三ニ基キ正副二通ノ申告書ヲ提出シ、第六條ニ規定セル條件ヲ滿セ

ル者ナルコトヲ證明スヘシ、右申告ノ虛偽其ノ他ニ就テハ第二五條ニ規

定シタル處罰ヲ受クルモノトス

前項ノ申告書ノ一通ハ此等官憲ニ於テ保存シ、其ノ申告ヲ檢査シタル後

必要アレハ乘船許可書ヲ作成ス

他ノ一通ハ乘船許可書ト共ニ旅行者ニ返戻ス、此ノ申告書ハ到着ノ際之

ニ關シ指定セラレタル官憲ニヨリ取調ヘラルモノトス

運賃、女子並十五歳以下ノ小兒ハ三等運賃ヲ汽船會社ニ寄託シテ領收書

ヲ受ケ右金額ヲ寄託シ得サル場合ハ時宜ニ依リ其ノ歸國旅費ヲ徵スル旨

ノ領事ノ保證書ヲ提出スルモノトス

出港外國ノ一港ニ於テ行ハル場合

會社ニハ領事官憲ノ取計ニヨリ左ノ場合ニノ移民ハ印度支那ニ上陸ヲ

許可セラル旨通知セラルヘシ

時宜ニ依リ其ノ歸國旅費ヲ供スル旨ノ本國領事ノ保證書ヲ携帶者ナルコ

ト

汽船事務長ニ歸國旅費ヲ寄託シタル船客ナルコト、此ノ金額ハ領收書引

換ニ上陸港ノ印度支那官憲ニ交付セラルモノトス

印度支那ニ入國ヲ許可セラレサル場合ハ移民ニ依リテ支拂ハレタル歸國

第一二條 上記ノ規定ニ從ハサル爲港ニ於テ上陸ヲ許可セラレサル一切ノ

移民外國人ニシテ要求セラレタル證據書類ヲ提出シ得ス若クハ歸國旅費

ノ支拂ヲ拒ム場合ニハ、歸國旅費ノ支拂ヲ要求セスシテ該旅行者ヲ乘船

セシメタル汽船會社ハ自己ノ費用ヲ以テ歸國セシムルモノトス

本則ハ廣州灣ニ赴ク移民外國人ニモ適用ス、印度支那ノ一港ヨリ右地ニ

向ヒ乘船スル非移民外國人及移民ニ要求スベキ條件ハ總督令ヲ以テ定ム

第三章 印度支那ニ於ケル外國人ノ居住ニ關スル件

第一三條 十五歳以上ノ一切ノ移民ハ其ノ到着後四十八時間内ニ外國人取

第一七條 土地、家屋所有者、旅館主ハ其ノ土地又ハ建物内ニ移民外國人

ハ同地ヨリ退去ヲ命スルコトヲ得

外國移民ニ對シ發給セララル身分證明票ニハ事宜ニ依リ該制限ヲ記載ス

ヘシ

領事官憲ニ依リ查證セラレタル申告書及乘船許可證ヲ受取ラシテ旅行

者ヲ乘船セシメタル場合、該旅行者カ入國ヲ許可セラレサリシ時ハ其ノ

歸國費ハ汽船會社ノ負擔トス

第九條 上記ノ規定ニ從ハサル一切ノ非移民外國人ニシテ第六條ニ規定セ

ル種類ノ船客ニ屬スルコトヲ證明シ得ス若クハ第一一條ニ規定セル證據

書類及保證ナキ場合ハ上陸ヲ許可セサルモノトス、此の場合歸國費ハ全

額本人ノ負擔トス

第一〇條 左ニ掲ケタル者ハ本令ノ適用上移民外國人トス

一、印度支那ニ於テ職業又ハ工業ヲ營ム目的ヲ以テ渡航スル外國人

二、印度支那ニ於ケル商業、工業、農業又ハ鑛業上ノ支配人、傭人

監督若クハ職工トシテ勞務ニ従事スルタメニ渡航スル外國人並ニ家内

勞働ニ従事スルタメ又ハ勞働者トシテ渡航スル者

三、一般ニ第六條ニ明示シタル如何ナル階級ニモ屬セサル一切ノ外國

人

第一一條 移民外國人ハ印度支那入國ノ許可ヲ得ル爲左ノ要件ヲ具備スル

コトヲ要ス

一、第七條ニ規定シタル特別取極メアル場合ノ他佛蘭西外交官又ハ領事

館ノ正式查證アル旅券所持者タルコト

二、其ノ本國ニ於テ犯罪人名簿抄本ヲ交付スル規定アル場合ハ該抄本ヲ

提出シ、然ラサル場合ニハ之ニ代ルヘキ公式書類又ハ申告書ヲ提出ス

ヘシ、右書類ハ旅券ニ查證ヲ與フル官憲ノ適當ト認ムル様式ニ依リ作

成發給セララルモノトス本項ノ書類ハ出發前三箇月以内ニ作成セラレ

タルモノナルコトヲ要ス

三、佛蘭西官憲又ハ本國官憲ノ公認スル醫師ニ於テ移民ノ從事セントス

ル勞働又ハ職業ニ不適當ナル何等ノ疾病又ハ痲疾ヲ有セサル旨ヲ證明

シタル最近ノ健康診斷書ヲ提出スルコト

出發カ佛蘭西ノ一港ニ於テ行ハル場合

第二條ノ規定ニ從ヒ其ノ本國ヘノ歸還ニ必要ナル金額、男子ハ甲板船客

證明書、家庭境遇、配偶者ノ姓名、年齢及國籍、子女ノ名、年齢及居所、

外國ニ於ケル履歴及最終ノ住所並植民地ニ於ケル履歴

移民カ由告ノ真正ノ證據トシテ提出シタル書類ニシテ身許關係ニ付不充

分ナリト認ムラル時又ハ移民ノ本國ニ於ケル戶籍制度カ其ノ領土ノ全

面ニ適用セラレ居ラサル時ハ本條第二項ニ規定シタル身分票ニ添付ノ票

券三葉ニ指致シテ徵スルモノトス

身分證明票ノ下付出願ヲ受理シタル官憲ハ之ヲ現行法令ニ基キ身分證明

票ノ作成發給ヲ爲シ外國人取締處ニ送達ス

第一四條 住所ノ變更シタル場合ニハ外國人ハ其ノ出發前外國人取締處又

ハ地方廳若クハ支廳署ニ於テ其ノ身分證明票ニ檢證ヲ受クヘシ又其ノ新

居住地ニ到着後四十八時間内ニ同様ノ手續ヲ履ムコトヲ要ス

身分證明票附屬ノ紙片ハ該檢證ノ記載ニ之ヲ當ツ、檢證ハ外國人取締處

及地方廳若クハ支廳署ニ備ヘ付ノ特別登錄簿ニモ亦之ヲ記載ス

身分證明票並前項特別登錄簿ノ様式ハ總督令ヲ以テ之ヲ定ム

第一五條 身分證明票ハ印度支那在留許可書トス、該票ハ何時ニテモ官憲

ノ請求ニ應ジテ之ヲ提示スヘシ

身分證明票ハ外國人滞在ニ關スル現行法規ノ遵守ヲ怠ルカ又ハ所要ノ保

證ヲ曠缺スルニ至リタル時ハ之ヲ沒收スルコトヲ得

身分證明票ノ下付ヲ拒否セラレ又ハ沒收セラレタル場合ハ外國人ハ八日

ノ期間内ニ印度支那ノ領土ヲ退去スヘシ、但シ該期間ハ情狀ニ依リ地方

長官ノ上申ニ基キ總督ニ於テ之ヲ變更スルコトヲ得

第一六條 非移民外國人ノ交通ハ自由トス、但シ總督ハ單獨若クハ總括的

警察手續ニ依リ外國移民ノ往來ヲ規律シ且移民非移民ヲ問ハス一切ノ外

並非移民外國人ヲ宿泊居住セシメタルトキハ二十四時間内ニ其ノ旨ヲ外國人取締廳、地方廳又ハ支廳署ニ届出ツヘシ...

第一九條 身分證明票ハ一期二箇年間有效トス、但シ期間ノ開始年度ヲ登年トシテ右期間ヲ計算ス...

期間經過後ノ身分證明票ハ效力ナキモノトス...

更新ノ出願ハ身分證明票有效ノ最終期年滿了後最初ノ三箇月内ニ第一三條ニ掲ケタル旨ニ之ヲ提出スヘシ...

第二〇條 身分證明票ヲ喪失シタルトキハ第一三條ニ規定スル様式ニ依リ副本ナル旨ヲ記載ス...

第二一條 身分證明票(正本若クハ副本)ヲ交付シ又ハ之ヲ更新スル場合ニハ身分證明票ノ名義人ノ居住スル該州豫算ノ收益ノ爲メ料金を徴收ス...

四條B項ニ規定スル條件ニ基キテ定メラルモノトス...

身分證明票ハ前項ノ料金を支拂ニ對シテ領收證ヲ本人ヨリ提出スルニ非サレハ之ヲ下付セス該料金を支拂ハ特別印章ヲ以テ身分證明票第一頁ニ載録ス...

後見人ヲ有スル數人ノ未成年ノ子女ガ數個ノ家族ニ屬シ右身分證明票料金を支拂力實際ニ於テ其ノ父母ノ負擔トナル場合ニハ之ヲ免除スルコトヲ得...

第二二條 如何ナル外國人ト雖モ其ノ業務地ノ市町村役場、地方廳又ハ支廳署ニ届出ヲ爲スニ非サレハ印度支那ニ於テ商業、工業又ハ自由職業ニ...

第四章 罰則

第二五條 佛蘭西人、佛蘭西領民又ハ佛蘭西保護領民ニシテ本令第二條ニ規定シタル義務ヲ免レンカ爲虚偽、不完全又ハ不正確ノ申告ヲ爲シタル者ハ五〇〇法以上一、〇〇〇法以下ノ罰金及六箇月以上一箇年以下ノ禁錮ヲ併科シ又ハ其ノ一ニ處ス...

外國人ニシテ第一條ニ規定シタル義務ヲ免レンカ爲第八條所定ノ申告ニ付虚偽、不完全又ハ不正確ノ手段ニ出テタルトキ亦前項ニ同シ...

第二六條 印度支那ニ入國ヲ拒否セラレタル者ニシテ本令ノ規定ニ準セス欺罔又ハ其ノ他ノ手段ニヨリ入國シタル者ハ一〇〇法以上五〇〇法ノ罰金及二箇月以上六箇月以下ノ禁錮ヲ併科シ又ハ其ノ一ニ處ス...

前項ノ者ノ印度支那入國ニ關シテ之ヲ補助シタル者、故意ニ其ノ入國ヲ容易ナラシメタル者並ニ第三條ノ規定ニ違反シタル者亦同シ...

過失ニ依リ右入國ヲ容易ナラシメタル者ハ一法以上十五法以下ノ罰金及一日以上五日以下ノ禁錮ヲ併科シ又ハ其ノ一ニ處ス...

本條第一項ノ刑罰ハ現行法令ノ定ムル衛生規定ニ違反シタル旅行者ニモ適用ス...

第二七條 第一三條、第一四條、第一五條、第二二條、第二三條、第二四條ノ規定又ハ第一六條所定ノ禁止ニ違反シタル外國人ハ一〇〇法以上五〇〇法以下ノ罰金及二箇月以上六箇月以下ノ禁錮ヲ併科シ又ハ其ノ一ニ處ス...

會社法ノ規定ニ依ル責任アル會社代表者ニシテ本令第二四條第二項ノ規定ニ違反シ佛蘭西人ノ名稱又ハ一切ノ他ノ類似若クハ同様ノ名稱ヲ不當ニ使用シタル者亦同シ...

第二八條 外國人ヲ宿泊セシメタル旅館業者又ハ個人ニシテ第一七條第一項ノ規定ニ違反シタル者ハ五〇法以上二〇〇法以下ノ罰金を處ス...

第二九條 身分證明票ヲ偽造、抹消、改竄、變造者ハ貸與シタル者又ハ偽造、抹消、改竄、變造者トハ貸與セラレタル身分證明票ヲ使用シタル...

從事スルコトヲ得ス、若シ本店所在地ヲ變更シタル場合ハ其ノ新舊兩所在地ニ於ケル前記官署ニ届出ヲ爲スヘシ、各届出ハ之ヲ市町村役場又ハ地方官廳ニ備付ノ特別登錄簿ニ登錄ス...

第二三條 如何ナル外國人ト雖モ印度支那ニ於テ左ノ職業ニ從事スルコトヲ得ス...

通關代理人 船舶運送業及海上運送代理業 通信業及請願巡査 移民取扱業 周旋業...

旅館業及遊藝飲食店(但シ植民地ニ五年間滞在シ、一九一九年一月二九日附印度支那ニ於ケル飲料品販賣規則ニ關スル大統領令ノ規定ニ從ヘル外國人ヲ除ク)

武器彈藥商 印刷業...

本條ノ規定ハ外國人カ教育施設ヲ開設シ得ルノ條件ヲ定メタル現行法令ニ抵觸スルコトナシ...

第二四條ノ規定ニ基キ佛蘭西人ノ名稱又ハ之ト類似若クハ同様ノ名稱ノ使用ヲ認メラザル會社ハ第二二條並ニ第二三條ノ規定ニ依リ外國人ニ...

第二四條 佛蘭西ノ國籍ヲ有スル工業家及商人並ニ佛蘭西人ノ屬有ニ係ル事業ノ經營ヲ爲ス者ニ限リ佛蘭西人ノ名稱又ハ一切ノ他ノ類似若クハ同様ノ名稱ノ執レタリトモ之ヲ公然使用スルコトヲ得...

會社ノ重役會々長、事務取締役、支配人、代表社員、會計検査役並ニ合名會社ニ在リテハ社員、業務執行社員若クハ役員會ノ過半数カ佛蘭西ノ國籍ヲ有スル場合ニ限リ佛蘭西會社ノ名稱又ハ一切ノ他ノ類似若クハ同様...

者、身分證明票ニ假名ヲ引用シタル者、假名ニ依ル身分證明票ノ下付ヲ受クル爲共助シタル者又ハ自己以外ノ名義者ニ對シテ下付セラレタル身分證明票ヲ使用シタル者ハ刑法第一五三條及第一五四條第一項、第二項ヲ適用ス...

第三〇條 本令ニ掲ケタル一切ノ違反ニハ刑法第四六三條ヲ適用ス、本令ニ定メタル刑罰ハ外國人ニ關スル限リ一八七四年五月二九日附法律ニ因ル總督ノ追放權ヲ妨ケス...

第三章 附則並一般規程

第三一條 佛蘭西人職員及軍人ヲ除キ印度支那ニ到着スル一切ノ旅行者ハ附屬様式(第五號)ニヨル申告用紙ニ必要事項ノ記入ヲ爲スヘシ...

船舶ニヨリ到着スル場合ニハ用紙ハ船舶關係官廳ヨリ之ヲ本人ニ交付シ其ノ上陸前記入スルコトヲ要ス...

其ノ他ノ通路(陸路又ハ空路)ニヨリ到着スル場合ハ之ニ關シ總督ノ指定シタル官署ニ於テ之ヲ履行スヘシ...

第三二條 雇主及使用者間ノ關係ヲ規定セル第四條ノ規定ヲ留保シ、凡テ本令ニ從ヒテ他人ノ臨時歸國費ノ支拂ヲ保證シタル者ハ其ノ保證ヲ撤回シ使用者ニ對スル全部ノ義務ヨリ解除セララルコトヲ得、此ノ場合ニハ...

或ハ保證金を支拂ヒタルコト、或ハ地方長官ニ依リテ許可セラレタル新保證義務ヲ第三者ニ負ハシメタルコト、或ハ又自ラノ取計ヒニヨリ又ハ書留便ニテ使用者ニ通知シテ歸國旅費ヲ交付シタルコト等ノ證明書類ヲ提出スルコトヲ要ス、使用者ノ歸國ニ對シテハ右ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ一箇月間ノ猶豫ヲ與フルモノトス、使用者ニ於テ歸國ヲ拒絕...

スル場合ニハ職權ヲ以テ(必要アレバ)追放ノ處分ニ依リ歸國セシム、如何ナル場合ニ於テモ此ノ歸國ハ保證人ノ費用ヨリ或ハ上記期限ノ滿了後或ハ如何ナル原因タルヲ問ハス、追放命令ノ本人又ハ保證人ヘノ通知後...

成ルヘク速カニ行ハルモノトス 追放ノ場合ヲ除キ前記ノ期間内ニ使用者カ規定ノ寄託金を支拂フカ又ハ地方長官ニヨリテ許可セラレタル新保證ヲ提出スル時ハ此ノ限リニアラ...

第三條 雇主カ名義ノ如何及期間ノ幾何タルヲ問ハス、第三者ニ依リテ既ニ歸國旅費支拂ノ保證セラレ居タル代理人ヲ雇主トキハ雇主ハ當然其ノ代理人ノ歸國旅費保證人トナルモノトス、若シ其ノ個人的保證カ地方長官ニ依リ許可セラレサリシ時ハ直チニ規定ノ保證金ヲ支拂フコトヲ要ス

初ノ保證カ第三條規定ノ條件ニ於テ解除セララルハ新雇主ノ保證ノ確認セラレタル後又ハ新雇主カ其ノ使用人ノ爲ニ規定ノ保證金ヲ支拂ヒタル後トス

雇主カ此等ノ義務ヲ履行セサル時ハ租税法ニ依リ強制セラレ又第二六條第二、第三項ノ刑罰ヲ受クルモノトス

第三四條 港内碇泊中ノ船舶乗組員カ上陸セントスル時ハ船長ノ署名アル身許證明書ヲ携帯スルコトヲ要ス

第三五條 本令ノ規定ハ印度支那總督ノ取計ヒニヨリ印度支那ニ於ケル外國ノ領事、領事館員及汽船會社代表者ニ對シテ通告セラレヘシ

第三六條 本令ハ印度支那ニ於テ公布ノ日ヨリ三箇月後ニ施行ス、個人又ハ會社ニシテ本令公布前ニ第二四條ノ規定ニ違反シ佛蘭西人ノ名稱又ハ一切ノ他ノ類似若クハ同様ノ名稱ヲ用ヒタル者ハ本令ノ規定ニ從據スル爲公布ノ後一箇年ヲ猶豫ス

第三七條 一九二九年六月三〇日附大統領令第二三條ニ依リ、本令第二三條ニ準テ職業ニ對シテ與ヘラレタル許可ハ總督ニヨリ取消サレサル限リ有效トス

第三八條 外國人ヲ以テ編制セラレタル佛國軍隊ニ勤務スル外國軍人ハ本令ノ適用上第一條ニ規定セル佛國軍人ニ準ス

第三九條 本令ノ規定ハ印度支那土着民ニ對シテモ亦現行印度支那地方法規ノ規定ニ基キ協會ヲ組織スルコトヲ許可セラレ居ル外國人ニ對シテモ適用セララルコトナシ、但シ外交條約ニヨリ留保アル場合ハ此ノ限リニ在ラス

上植民大臣の申請に依り大統領令を以て許可されるものである。鐵業企業——外國人の参加は厳しく制限され、産業中最も進出困難のものである。佛國人たりとも豫め總督の特許を得たる者以外には探鑛、試掘の許可證も下附されず外國人個人では全然企圖し得られない。會社組織のものに於ても社長及取締役其他重役の最少限四分の三が佛國人、同籍民或は保護領民たる事を要し之とても容易には著手し得ない實情にある。従て外國人の参加は投資以外には非常に困難であるといふことになる。

水産業及商業——水産業は漁區の漁獲許可を得れば自由である。商業も比較的容易に營み得られる(前述)外國人入國滞在規則の項(參照)。

以上、印度支那に於て外國人が各種企業に参加せんとする場合、餘程事情に通曉せぬ限り外國人企業として發展せしむる事は困難である。故に出來得る限り事業の範圍に従ひ當領地方實業家と提携して事に當るべきである。

佛領印度支那及支那間通商問題に關する佛支協定

一八九五年六月二〇日附佛支通商條約が失効し、一九二八年一月二二日南京に於て調印を見た關稅條約が非適用に終つて以來、印度支那に關する佛・支兩國關係は無條約狀態となつてゐたが、其後數次の交渉の結果一九三〇年五月一六日佛國全權公使マルテル氏及支那全權外交部長王正廷氏との間に改訂條約が成立し實施を見る迄となつてゐたが、之亦附屬議定書記載の最低稅率適用目的の協定ならざるに五箇年の歳月を無爲に過し、漸く一九三五

年五月四日南京に於て佛國全權公使ウキルダン氏及支那全權外交部長汪兆銘氏との間に改定通商條約が成立し、同年七月二二日兩國同時に之が適用實施を見たものである。

右佛・支通商條約の成立が、特に我國の對印度支那貿易に於て、我國と支那との地理的人種的關係及印度支那の需要より見た兩國商品の類似性等に依り直接間接の影響あることは否めない。勿論現在の我國の對印度支那輸出貨易は極度の壓迫を蒙り同領の對本邦必需品が必需量に於てのみ許容されてゐる關係上大なる影響は考へられないが、陶器、漢法調合藥劑、茶或は各種純絹布帛等は若干の悪影響がある虞なしとせられない。殊に今後支那側に於ける絹布帛工業の發展ありとすれば此の杞憂は益々濃厚となるものである。

第四〇條 本令ノ規定ニ抵觸スル規定特ニ一九二九年六月三〇日ノ規定ハ之ヲ廢止ス

第四一條 本令適用上ノ細則ハ印度支那總督令ヲ以テ定ム

各種企業に對する外國人參加の能不能

本領土に於ける外國人の企業は、佛本國の領國主義的方針と從來本領の内情が廣く知られて居なかつた關係とを以つて支那人を除いては極く少數である。以下外國人企業家に必要と思はれる事項に關して簡単に記述する。

外國人の土地所有權問題——本問題に就ては交趾支那以外には適確に記述し得ないが、交趾支那に於ては純然たる佛國の植民地である爲本國法が適用されてゐる。即ち外國人に對し土地所有權を認め、私有地の買收或は貸金の抵當流等に依り取得した場合之を登記すれば、自己の所有地とする事が出來る規定となつてゐる。實際に於ても支那人、印度人の如きは各地に幾百陌の土地を所有してゐるものが居る。

其他の保護國に於ては河内、海防、フーラン、ブノンペン諸市を除き、地方に於ては大體外國人の土地所有は許されてゐるものと認められる。但し保護國には自體の法律があり、土地を所有せんとする場合は當然當該保護國の法律を適用せらるゝ筈であるが、其の法律たるや有名無實のもので、實際は何等の效力を生じない。従て止むなく統治を委任されてゐる佛國官廳で登記を行はねばならない事となり、其の間隔るデリケートな關係があり、現在も尙法律上多くの疑義が存してゐる。

官有地租借問題——(農業の部「コンセンション」の項參照)外國人に對して嚴重な制限が加へられて居る。本件に就ては唯會社組織を以てのみ參加可能であるが、此の場合も尙甚しき制限を受ける。又外國人には佛國人其他有權者の租借土地の轉買も不可能とされてゐる。

而して租借可能な者に對する規定は租借、一千陌以下は交趾支那植民地長官令又は各保護領領事官令、一千乃至四千陌迄は總督府會議の承認を経て總督令、四千陌以上は植民地土地租借委員會の決議に依り總督の承認を経て

以下本佛・支通商協定の内容を略記するが、本文は一九三〇年に調印を見たものと全然同一で、支那及印度支那陸路通商可能地を廣西省龍州、雲南省思茅、河口及蒙自とし(第二條)、支那は印度支那に於て河内又は海防及西貢の二都市に領事館を設置する權限を得(第三條)、締約國は相互に入國、旅行通過出境手續及租稅に於て最惠國待遇並に居住、商工業經營の自由を享受し(佛國所屬民は居住、商・工業經營に關しては廣東、廣西及雲南三省に於てのみ)第四及五條、前記三省向の印度支那通過支那商品の通過稅率は從價一分、右三省よりの海外輸出商品には最惠通過稅率を課し、國境河川の自由航行及右に依る輸送商品は免稅とし(第六條)、輸出入貿易及支那三省の通過貿易に關する禁止又は制限並に兩國輸出入貨物に對する消費稅及國內稅の最惠國待遇(第七及八條)等を規定してゐる。而して本協定は五箇年間有效で、何れか一方が期限満了前六箇月迄に改廢通告を爲さざる場合は引續き有效とされる。

而して相互の輸出品に就て取極めとした附屬議定書は甲、乙二表よりなり、甲表は更に一部(雲南、廣西及廣東より輸出せられる商品)、二部(支那輸出品)に區別せられてゐる。

(甲表) 一部(羊(特九)、鹽豚(特一七)、皮革及粗製毛皮(二一及二二)、豚毛(特二五)、蠟(三三)、麝香(特六一)、獸角(六七)、支那素麵(特七

七)、馬鈴薯(八三)、食卓用果實(八四、內A及B)、乾シタル又ハ乾漬シタル食卓用果實(八五)、粗製或ハ碎カレ又ハ單ニ刺取ラレタル又ハ屑ノ大麻、梳カレタル大麻(四二、內)、麻(一四三)、大理石及石膏(一七五及一七五ノ二)、鉛礦及粗塊、塊狀、棒狀又ハ板狀鉛ニシテアンチモナイト混合セル又ハ混合セザルモノ(特二二

二)、純ナル又ハ粗塊ナル混合錫、塊狀或ハ板狀錫(特二三)、驅蟲粉ヲ母植トシタル驅蟲劑(特三〇、內五)、支那蠶(特二九

九)、漢法調合藥劑(特三三〇)、線香及線香末(特三三〇)、陶器(三三七ノ內A及B)、生絲(特三三九及三三八〇)、模造紙以外ノ紙又ハ厚紙ニシテ機械或ハ手漉キノモノ、但シ煙草用紙、罨紙、又

ハ厚紙製品、印刷或ハ出版用紙ヲ除ク(特四六一)、單純ナル羅ヲ施シタル獸皮(四七六ノ内A及B)、團扇類(六四三)、筆(特六四四ノ内二)以上ノ商品ハ雲南、廣西及廣東ヨリ直航又ハ通シ船荷證券附ニテ輸送セラルル場合、印度支那ニテ最低稅率ヲ享受ス。

二部一胡椒(九九)、唐辛子(一〇〇)、肉桂(一〇二)、穀ノ有無ヲ問ハズ肉桂冠ノ實(一〇四)、丁香ノ蕾(一〇六)、茶(一〇八)、純絹布帛、純絹薄物、純絹縮緬、純絹ツル織、純絹絲組物(特四五九)以上ノ商品ハ支那ヨリ直航又ハ通シ船荷證券附ニテ輸送セラルル場合、印度支那ニテ最低稅率ヲ享受ス。

〔乙表〕 若荷及白苧冠(三四六乃至三四八)、肉桂(Chamoune—三三三)、山羊、羊及狼ヲ除ク粗製毛皮(特五六七)、木製家具(六一四)、硝子製空瓶(特六一五)、無煙炭、但シ含有炭素及揮發分トノ割合ハ五以上タルコトヲ得ズ以上ノ商品ハ佛本國又ハ印度支那何レノ原産タルヲ問ハズ印度支那ヨリ直航又ハ通シ船荷證券附ニテ雲南、廣西及廣東ニ輸入サルル場合、支那ニテ特惠稅率ヲ享受ス。

交趾支那卸賣目的旅行者及商事代理人身分證明規則

交趾支那に於て卸賣を目的とする旅行者又は商事代理人は身分證明票を西貢商業會議所を経て交趾支那政廳に申請し、特別の身分證明票の交付を受けることが必要である。

一九一九年一月八日附法律、一九二七年八月二日附改正及法律並に一九二七年一月二日附大統領令の條項に依り、註文取集人及商事代理人は商工大臣の認定せる一定の職業身分證明票を所持することを要し、前記法律の規定に基き出願せる者に對して交趾支那政廳は右身分證明票を發行交附してゐる。

註文取集人或は商事代理人の性質は、イ、永続的に其業に従事する者、ロ、生産者、産業者と商人其他の購買者との間に在り、買受人たる商人其他が其職業上必要な商品のみを仲介販賣することに従事する者たることを要し、違反者は五十乃至二百法、再犯者は二百法乃至二千法の罰金に處せらる(一九一九年一月八日附法律、一九二七年八月二日附改正及法律並に一九二七年一月二日附大統領令の條項に依り、註文取集人及商事代理人は身分證明票を所持することを要し、前記法律の規定に基き出願せる者に對して交趾支那政廳は右身分證明票を發行交附してゐる。

を業とする者

ハ、註文取集人或は商事代理人にして、特殊顧客を訪問し、其顧客の職業上必要な商品を取扱ふ者(建築業者、裁判所吏員を訪ふ紙類商人、醫師、外科醫師、産婆を訪ふ醫療機械商或は藥種商、辯護士、公證人、教員、醫師、幾何學者を訪ひ、専門書を取扱ふ者とする書籍商代理人等)。

證明票の發給—顧客を商業會議所に提出し、會議所は之を審査裏書の上、地方廳事務局に轉送し、事務局より證明票を發給する。關係者は會議所より反對の通知なき限り、願書提出日より一五日以後に於て自身事務局に出頭交附を受く。

有効期間と效力の更新—有効期間は一箇年とし、所持人の身分に關する變更の有無に拘らず毎年更新すべきものとされてゐる。

證明票發給方願出に關する申告—一九二七年一月二日附大統領令の規定に依り、出願人は一九二七年八月二日附法律第一條に規定された要件に基き、註文取集人又は商事代理人の職に従事する旨を明確に申告することを要する。

而して右の申告には左の事項を具備することを要す。

一、出願人の姓名、生年月日、出生地、生來の國籍或は歸化による國籍を要すれば歸化に依る國籍所得の方式及年月日

二、住所の指定

三、出願人が屬する商店の明細事項

右の事項は雇主の姓名、住所、商號を包含す。

四、日付並に出願人の署名

右の申告は適當の用紙に記入の上商業會議所宛に提出を要す。

注意事項—國籍の申告は最も正確に記載を要す。

外國人たる亞細亞人は、其所屬する宗教會社に登錄番號を記載せねばならぬ。

申告證明に關し作製を要する添付文書は、

一、身分證明書類(出生届、出生登錄、戶籍謄本、選舉人證明等)

佛領印度支那……文獻目錄

一九一九年一月八日附法律第七條)。

證明票所持者の資格は、本證明票が職業上の身分證明の爲である故、職業の關係に因り法律上本證明票の所持を公共的義務なりとせらるゝ者に對してのみ發行するものである。故に發行出願資格者は註文取集人或は商事代理人を事業とするものに限られ、他の商業登記をせる職業を有せず、且一時的にも亦規則的にも自己經營に係る商業業務上の旅行を爲さない者たることを要す。又資格者は商品の販賣に關し専門的永続的に仲介業者であることを要するを以て、商店事務局に執務する一方他の目的にて旅行移動を爲す者に對しては認められない。

又右法律規定中の所謂商品とは、買受人が専らその職業上に必要とする商品の意味し、香料商に對して販賣する香料香料類、小賣商或は裁縫業者に於ける布地、書店・建築業者又は印刷業者に對する紙類、冶金業者・鑄造家・小賣商に賣渡す鐵産物の如きものに限られてゐる。

但し註文取集人又は仲介人で専ら消費者へ直接に商品を仲介する者にあつては(葡萄酒類其他の行商人の如くで月別の行爲をなすもの)買受人の職業上必要な商品を取扱ふものに非ざる爲め本證明を必要としない。尙家畜商及其使用人、百貨店仕入係の如く商品買入に對する仲介業者は販賣に關する仲介業に非ざるものと規定されてゐる。

商品に對する定義は以上の如くで、從て保險會社及銀行使用人、土地周旋人及其使用者、不動産周旋業者或は使用人等は商品の直接販賣に従事する者に含まれず、自動車、洋琴及裁縫機械等は買受人のみの職業に必要なならざる爲その製造者或は販賣人に對し仲介を爲す場合を除き本證明を要せざるものとされてゐる。

即ち本證明を要するもの

イ、註文取集人或は商事代理人を業とする者(同時に他の職業を兼ね、他方に於て他職業に従事せざる自家商業を營む商店又は特殊商人ならざる者)、特殊顧客に對し訪問販賣を爲す者は除外さる

ロ、現地に於て製造さるゝ商品又は輸入品を問屋並に小賣商に對して仲介

二、善行證明書、又は出願人が屬する職業團體で適法に設立せられたるもの、理事長が發給せる善行證明等

三、出願人を註文取集人或は商事代理人として雇入たる雇主が提供する證明書にして、出願人を註文取集人或は商事代理人として永続的に雇入れたる旨を證明せるもの

四、幅三釐、長さ四釐半の同一の寫眞一枚

五、證明票に貼付すべき三〇比弗の収入印紙一枚

制裁關係者は可及的速かに前文の規定を履行し、遲滞の節は一九一九年一月八日附法律第七條の罰則に依て處せらる。

文獻目錄

地理及歴史—

Aymonier, E.: Histoire de l'ancien Cambodge. 1918.

Bouchet, J.: Document pour servir à l'histoire de Saigon. 1859-65.

Challamel, A.: Histoire de la Cochinchine française. 1922.

Charles, R. M.: La relation sur le Tonkin et la Cochinchine. 1920.

Cultre, P.: Histoire de la Cochinchine française. 1910.

Rhins, J. L. D. de.: La royaume d'Annam.

Devéria, G.: Histoire des relations de la Chine avec l'Annam-Vietnam du 16e au 19e siècle. 1880.

Dubuisson: Le Moyen Laos. 1922.

Dupuis, J.: Le Tonkin de 1872 à 1886. 1910.

Dupuis, J.: Le Ton-Kin et l'intervention française. 1898.

Dussaut: La Géographie du Tonkin occidental. 1922.

Gallais, de C. L.: Atlas général de l'Indochine française.

Grousset, R.: Histoire de l'Extrême-Orient. 1929.

Grousset, R.: Histoire de l'Asie. 1921-22.

Indochine, G. G. I.: Bulletin du Service géologique de l'Indochine. 1918-20.

Indochine, G. G. I.: Contribution à la carte géologique de l'Indochine. 1908.

- Indochine, G. G. I. :- Histoire de l'aéronautique de l'Indochine. 1930.
 Indochine, G. G. I. :- Histoire militaires en Indochine. 1930.
 Indochine, Service Géographique de l'Indochine, Carte aéronautique de l'Indochine. 1935.
 Indochine Service Géographique de l'Indochine, Bulletin du Service Géographique de l'Indochine, 1913-20.
 Indochine, Service Géographique de l'Indochine, Atlas de l'Indochine. 1920.
 Le comte :- Marche de Lang-Son à Tuyen-Qhan.
 Libersart, M. :- Histoire sommaire du royaume de Cambodge. 1929.
 Maître, H. :- Les régions moi du sud indo-chinois. 1909.
 Mansuy, H. :- Stations préhistoriques de Samroun-Seng et de Longprao. 1902.
 Maspero, G. :- L'empire khmer-histoire et document. 1904.
 Maybon, C. B. :- Histoire moderne du pays d'Annam (1592-1820). 1919.
 Maybon, C. B. :- Lectures sur l'histoire moderne et contemporaine du pays d'Annam de 1423 à 1926.
 Maybon, C. B. :- La relation sur le Tonkin et la Cochinchine de M. de la Bissachère. 1920.
 Pannetier, A. :- Notes cambodgiennes au coeur du pays Khmer. 1921.
 Pasquier, P. :- l'Annam d'autrefois. 1907.
 Robequain, G. :- Le Thanh-hoa : Etude géographique d'une province siamoise. 1929.
 <標(案號)・案號一
 Akadie, M. :- Les races du Haut-Tonkin de Phong-Tho à Lang-Son. 1924.
 Baudesson, H. :- Indochina and its primitive people. Tr. by F. H. Holt.
 Baunne, J. O. :- La Cochinchine et ses habitants. 1899.
 Bonifacy :- Les métiers Franco-Tonkinois. 1911.
 Cabaton, A. :- Les chans de l'Indo-chine. 1905.
 Cabaton, A. :- Nouvelles recherches sur les chans. 1901.
 Carle, H. C. :- Angkor, the magnificent. 1934.
 Dignet, E. :- Les montagnards du Tonkin. 1908.
 Ferrando, F. J. :- Historia de los PP. Dominicos en los Islas Filipinas y en las misiones del Japon, China, Tung-Kin y Formosa. 1870-72.

publique en Indochine en 1930. 1930.

Indochine, G. G. I. :- Institut des Recherches géographiques de l'Indochine (Compte-rendu)

Parnanier H. :- Guide au Musée de l'école française d'Extrême-Orient. 1915.

Patte, E. :- Le mouvement scientifique en Indo-chine.

譯 案一

Aber, R. :- Conventions et traités de droit international intéressant l'Indochine. 1929.

Annam, protectorat de l'Indochine :- Rapport d'ensemble sur la situation du Protectorat de l'Annam pendant la période comprise entre le 1er juin 1929 et le 31 mai 1930. 1930.

Balencé, J. D. G., & Burdin, J. B. A. :- Recueil des textes réglementaires sur les passages et les transports du personnel et du matériel des divers services administratifs de l'Indochine. 1918.

Beijou, A. :- Le Siam et les accords Franco-Siamois. 1927.

Boyer, M. :- Les conseils du contentieux administratif des colonies. 1922.

Briffort, C. :- Droit civil sino-annamite. 1921.

Briffort, C. :- Droit civil selon le droit de Gia-Long. 1919.

Briffort, C. :- Principes de la loi pénale annamite. 1918-19.

Cambodge, protectorat du :- Rapport sur l'exercice du protectorat pendant la période 1929-30. 1930.

Casanova, A. de :- Recueil général des actes relatifs à l'organisation et à la réglementation de l'Indochine. 1929.

Cazezave, J. B. L. :- Recueil des actes, concernant le personnel des divers services de l'Indochine. 1909.

Cochinchine, le gouvernement de la :- Rapport au conseil colonial pendant la période 1929-30. 1930.

Cunningham, A. :- The French in Tonkin and South China (東京及南洋法華誌) 1902.

Deloustal, R., & Michal, G. :- Recueil des principales ordonnances royales

Girau, P. :- Psychologie du peuple annamite. 1904.

Groslier, G. :- Recherches sur les Cambodgiens. 1921.

Groslier, G. :- Arts et archéologie Khmers, 1921-22, 1924-26.

Lajouquière, E. L. de :- Inventaire descriptif des monuments du Cambodge. 1902. 1911.

Marchal, H. :- Guide archéologique aux temples d'Angkor. 1928.

Mesmer, A. :- Archéologique guide to Angkor. 1933.

Nicolas, P. :- Notes sur la vie française en Cochinchine.

Pannetier, H. :- Inventaire descriptif des monuments saux de l'Annam. 1909-18.

Pouyouville, A. de :- L'art indochinois. 1894.

譯案(案號)・標號

Burton, E. & Carton, P. :- Le climat de l'Indochine et les typhons de la mer de Chine. 1930.

Dupouy, G. :- Etudes minéralogiques sur l'Indo-Chine française. 1913.

Guidé :- L'assistance médicale et la protection de la santé publique. 1931.

Girau, P. :- De l'éducation des races. 1913.

Indochine, Direction l'Instruction publique :- Code de l'Instruction publique. 1921.

Indochine, Direction de l'Instruction publique :- Décret et arrêté du ministre de l'Instruction publique et des beaux-arts relatifs aux horaires et aux programmes de l'enseignement secondaire. 1925.

Indochine, Direction de l'Instruction publique :- Arrêté fixant le programme des cours qui seront professés à l'école des hautes études indochinoises. 1924.

Indochine, Direction de l'Instruction publique :- Règlement général de l'enseignement professionnel. 1921.

Indochine, Direction de l'Instruction publique :- Règlement général de l'enseignement supérieur. 1921.

Indochine, Direction de l'Instruction publique :- Réglementation des écoles normales substitutives ou d'insitutrices en Indochine. 1928.

Indochine, Direction de l'Instruction publique :- Le Service de instruction

édictées la promulgation du code annamite et en vigueur au Tonkin. 1903.

Le domaine colonial français. 1929-30.

Duchêne, A. :- La politique coloniale du Tonkin. 1884.

Galambert, J. de :- Les administrations et les services indochinois. 1924.

Guiraud, J. & Deigre, A. :- Recueil des textes portant réglementation des indemnités et suppléments pour cherté de vie et charges de famille au personnel indochinois en France ou dans la colonies. 1919.

Indochine, G. G. I. :- Codes applicables devant les juridictions annamites du Tonkin. 1922.

Indochine, G. G. I. :- Codes javoviens. 1908.

Indochine, G. G. I. :- Décret du 17 mai 1895 portant réorganisation de la justice en Cochinchine et au Cambodge. 1895.

Indochine, G. G. I. :- Journal officiel de l'Indochine. 1908-36.

Indochine, G. G. I. :- Rapport au conseil de gouvernement. 1913.

Indochine, G. G. I. :- Recueil des textes relatifs au nouveau régime des concessions domaniales en Indochine. 1929.

Indochine, G. G. I. :- Les services militaires en Indochine. 1931.

Indochine, G. G. I. :- Rapport sur la situation administrative, économique et financière au Laos durant la période 1926-30. 1930.

Indochine, G. G. I. :- Rapport sur la situation administrative, économique et financière du Tonkin durant la période 1929-36. 1930.

Indochine, G. G. I. :- Recueil général des actes relatifs à l'organisation et à la réglementation de l'Indochine. 1919.

Indochine, G. G. I. :- Recueil général de la législation et de la réglementation de l'Indochine. 1925-1931.

Indochine, G. G. I. :- Statut commun et statuts particuliers des services locaux de l'Indochine. 1921.

Méridienne, A. :- Traité de législation et l'économie coloniales. 1925.

Michal, G. :- Code judiciaire de l'Indo-chine. 1904.

Michal, G. :- Des principales ordonnances royales Annamites. 1905.

Michel, G.: Jurisprudence générale de la cour de cassation, du conseil d'état et des cours, tribunaux et conseils du contentieux de l'Indochine. 1910.
 Mosey, L.: Principes d'administration générales de l'Indochine. 1933.
 Outrey, E.: Nouveau recueil de législation cantonale et communale annamite de Cochinchine. 1913.
 Philastre, P. L. F.: Le code annamite. 1908.
 Rinas, L. D. de: Le royaume d'Annam et les annamites. 1880.
 Ranner, J.: Les droits politiques des indigènes des colonies. 1927.
 Tonkin, Protectorat du: Recueil des avis du comité consultatif de juridiction, Protectorat du: Recueil des avis du comité consultatif de juridiction annamite sur les coutumes des annamites du Tonkin en matière de droit de famille, de succession et de bien culturels. 1930.
 Vigéon, L.: Un programme de politique coloniale, les questions indigènes. 1919.

支那・支那一

Sol, B.: Éléments de législation financière coloniale. 1933.
 Combat, G. J.: Les opérations de banque. 1919.
 Ghalibeani, A.: Le régime douanier des colonies françaises. 1925.
 Indochine, Direction des Douanes et Régies: Annuaire des douanes et régies de l'Indochine. 1932—36.
 Indochine, G. G. I.: Administration des douanes et régies en Indochine. 1930.
 Indochine, G. G. I.: Budget cochininois pour l'exercice 1931.
 Indochine, G. G. I.: Bulletin financier de l'Indochine. 1910-22.
 Indochine, G. G. I.: Budget général pour l'exercice 1929-35.
 Indochine, G. G. I.: Budget local de l'Annam pour l'exercice 1929-32.
 Indochine, G. G. I.: Budget local de Laos pour l'exercice 1929-31.
 Indochine, G. G. I.: Budget local du Tonkin pour l'exercice 1929-31.
 Indochine, G. G. I.: Budget (protectorat du (annamites) pour l'exercice 1929-1931.
 Indochine, G. G. I.: Rapport au gouverneur général, commission monétaire indochinoise. 1920.

Indochine, G. G. I.: Règlement sur la comptabilité-matières des services généraux au locaux de l'Indochine. 1918.
 Indochine, G. G. I.: Arrêtés du 19 oct. 1921, réglementant les règles alcool-opium-sel. 1922.
 Indochine, G. G. I.: Régime des pensions civiles indigènes. 1914.
 Indochine, G. G. I.: Décret du 2 dec. 1931 portant codification de la législation et de la réglementation douanières applicables en Indochine. 1932.

Indochine, G. G. I.: Tarif des Douanes. 1935.
 Merat, R.: L'évolution actuelle du régime financier des colonies. 1927.
 Merly, C. M.: Le régime financier des colonies. 1926.
 Moitte, H. le C. de: Traité complet des droits de statistique perçus par le domaine. 1910.

Talon, S.: La régime douanier de l'Indochine. 1932.
 Thollier, L. A.: La grande aventure de la plaque indochinoise. 1930.
 Tourtan, L.: Le nouveau régime douanier colonial. 1923.
 Touzet, A.: Fédéralisme financier et finances indochinoises. 1934.

雜著一覽一

Agard, A.: L'union indochinoise française. 1935.
 Esquisse française. 1903-22.
 Indochine, G. G. I.: Bulletin économique de l'Indochine. 1901.
 Nékou, A.: L'Indochine et son avenir économique. 1904.
 Sarrau, A.: La mise en valeur des colonies françaises. 1923.
 Touzet, A.: L'économie indochinoise et la grande crise universelle. 1934.
 雜著一覽一
 Chaigneaux, E.: L'irrigation dans le delta du Tonkin. 1912.
 Cochinchine, le gouvernement de la: Catalogue officiel des produits de la Cochinchine. 1925.
 Coquerel, A.: Rizières et riz de Cochinchine. 1911.
 Cochennoy, H. J. de: Les sois dans l'Extrême-Orient et dans les colonies françaises. 1902.

Coulombier, M. F.: L'arbre à thé. 1900.

Crénaux, A., & Bazé, W.: L'hévéaculture en Indochine. 1927.

Crevet, C. & Lemerlé, C.: L'agriculture en Indochine, catalogue des produits de l'Indochine.

Declambre, M. P.: Les bovins de l'Indochine. 1907.

Delacroix, G.: Les maladies et les ennemis de caféiers. 1900.

Dubard, M., & Ederhardt, P.: Le rizin. 1917.

Dupouy, G.: Minéraux et minéraux du Tonkin. 1909.

Ederhardt, P.: La banane et sa culture en Indo-chine. 1907.

Ederhardt, P.: Le sésame de l'Extrême-Orient. 1911.

Escoffier, A.: Le riz. 1928.

Follet, E.: Conseils pratiques pour la culture du tabac aux colonies.

Henry, Y.: Terres rouges et terres noires basaltiques d'Indochine. 1931.

Indochine, G. G. I.: Réglementation minière de l'Indochine. 1929.

Indochine, G. G. I.: Économie agricole de l'Indochine. 1932.

Indochine, G. G. I.: La protection et l'amélioration du bétail en Indochine. 1931.

Jannelle, H.: Les ressources agricoles et forestières des colonies françaises.

Lan, J.: Culture potagères et fruitières. 1924.

Lan, J.: Les plants indochinois de grands cultures. 1923-30.

Marquet, J.: De la rizière à la montagne. 1920.

Munelle, H.: Les cultures coloniales. 1927.

Péllot, L.: Une richesse du Cambodge: La pêche et les poissons. 1911.

Prud'homme, E.: Plantes utiles des pays chauds. 1920.

Rigoutard, M.: La canne à sucre. 1929.

Spire, C. & Spire, A.: Le caoutchouc en Indo-Chine. 1906.

Stiel, P.: Sericiculture. 1920.

支那・支那一

Rose, P. N.: The hindu colony of Cambodia. 1927.
 Challey-Bart, J.: The colonisation of Indo-China. Tr. by Arthur Haring Brabant. 1894.

Gaillien: Trois colonies au Tonkin. 1899.

Girault, A.: Principes de colonisation et de législation coloniale. 1907.

Henry, Y., & Vienne, M. de: Documents de démographie & riziculture en Indochine. 1928.

Indochine, G. G. I.: Réglementation du travail en Indochine. 1931.

支那・支那一

Dekey, A.: Sociétés commerciales indigènes en Indochine. 1933.

Hai-phong, Chambre de Commerce de: Bulletin de la chambre de commerce de Hai-phong. 1924-36.

Hai-phong, Chambre de commerce de: Statistiques commerciales. 1923-36.

Hanoi, Chambre de commerce de: Bulletin de la chambre de commerce de Hanoi. 1930-34.

Indochine, G. G. I.: Vente et nantissement des fond de commerce. 1934.

Indochine, G. G. I.: Rapport sur la navigation et le mouvement commercial de l'Indochine. 1902-1934.

Indochine, G. G. I.: Tableau du commerce extérieur de l'Indochine. 1935.

Lannoy, R.: La propriété commerciale. 1934.

Les principales sociétés par actions. 1921.

Morseux, R.: L'Indochine ses trafics et ses ports. 1929.

Saigon, Chambre de commerce de: Bulletin de la chambre de commerce de Saigon. 1911-36.

Saigon, Chambre de commerce de: Réglementation des patentes. 1922.

Saigon, Chambre de commerce de: Statistique commerciale de la Cochinchine. 1930-35.

Simoni, H.: Le rôle du capital dans la mise en valeur de l'Indochine. 1929.

支那・支那一

Indochine, G. G. I.: Carte routière du Tonkin. 1: 400,000. 1921.
 Indochine, G. G. I.: Carte routière de l'Annam. 1: 500,000. 1922.

佛領印度支那...附錄

上海ノ港ニ於テ積換ヘラルトキハ該表ニ規定セラルル稅率上ノ利益ヲ左ノ條件ノ下ニ享有スヘシ
一、輸送品ハ日本國ヨリノ印度支那ノ仕向港宛ノ通シ離荷證券ノ目的ヲ以テ...

本協定ハ締約國カ合意ニ依リ定ムヘキ日ニ於テ實施セラルヘシ
本協定ハ右ノ日ヨリ一年ヲ期間トシテ締結セラレタルモノニシテ暗黙ノ更新ニ依リ延長セラルコトヲ得ヘシ
本協定ハ第一年内終ニ於テ終了スル爲ニハ六月ノ豫告ヲ以テ廢棄セラルコトヲ要ス、暗黙ノ更新ノ場合ニ於テハ廢棄ノ豫告ハ三月トス

Table with columns for item names (e.g., 魚類, ストックフィッシュ), quantities, and tax rates. Includes sub-sections for 魚類 and 第六類 食用粉及製品.

Table with columns for item names (e.g., 豆, 第七類 果實及種子), quantities, and tax rates. Includes sub-sections for 豆 and 第七類 果實及種子.

佛領印度支那...附録

Table with multiple columns containing item numbers (e.g., 三三九乃至, 三四一ノ内), descriptions of goods, and their respective prices and units.

四七六

Table with multiple columns containing item numbers (e.g., 三四八ノ三, 三四八ノ四), descriptions of goods, and their respective prices and units.

佛領印度支那...附録

四七七

佛領印度支那...附録

を五五種平方内の經緯線數一六本を起へざるもの及同量の綿布巾の切端

四〇六

漂白したるもの(有毒したるものを含む) 染色せるもの(七項目に分類せらる) 平織綾織及縐紗織にして五五種平方内の經緯線數一〇〇平方米の重量共下の如きもの(七項目に分類せらる)

四〇六ノ二

精練せしめマレーサイズしたるもの(七項目に分類せらる) (至三三三以下のもの) (自) 二七絲以下 二八乃至三五絲 三六乃至四三絲 四四絲以上

四〇五

染色したるもの (至三三三以下) (自) 二七絲以下 二八乃至三五絲 三六乃至四三絲 四四絲以上

四〇六

漂白したるもの (至三三三以下) (自) 二七絲以下 二八乃至三五絲 三六乃至四三絲 四四絲以上

四〇六ノ二

精練せしめマレーサイズしたるもの(七項目に分類せらる) (至三三三以下のもの) (自) 二七絲以下 二八乃至三五絲 三六乃至四三絲 四四絲以上

四〇六ノ二

精練せしめマレーサイズしたるもの(七項目に分類せらる) (至三三三以下のもの) (自) 二七絲以下 二八乃至三五絲 三六乃至四三絲 四四絲以上

四八〇

四〇六ノ三 縐紗織、縐紗織又は糊付を施したる綿布巾(被褥用、型、襪子の骨組及縫用)、縐紗織、縐紗織(縐紗織)にして一〇〇平方米の重量一三三以上の精練せざる、漂白せざる又は染色せるもの

四〇七

漂白したるもの(有毒したるものを含む) 染色せるもの(七項目に分類せらる) 平織綾織及縐紗織にして五五種平方内の經緯線數一〇〇平方米の重量共下の如きもの(七項目に分類せらる)

四〇八

漂白したるもの(有毒したるものを含む) 染色せるもの(七項目に分類せらる) 平織綾織及縐紗織にして五五種平方内の經緯線數一〇〇平方米の重量共下の如きもの(七項目に分類せらる)

四〇九

漂白したるもの(有毒したるものを含む) 染色せるもの(七項目に分類せらる) 平織綾織及縐紗織にして五五種平方内の經緯線數一〇〇平方米の重量共下の如きもの(七項目に分類せらる)

四一〇

漂白したるもの(有毒したるものを含む) 染色せるもの(七項目に分類せらる) 平織綾織及縐紗織にして五五種平方内の經緯線數一〇〇平方米の重量共下の如きもの(七項目に分類せらる)

四八一

漂白したるもの(有毒したるものを含む) 染色せるもの(七項目に分類せらる) 平織綾織及縐紗織にして五五種平方内の經緯線數一〇〇平方米の重量共下の如きもの(七項目に分類せらる)

佛領印度支那...附録

を五五種平方内の經緯線數一六本を起へざるもの及同量の綿布巾の切端

四〇六

漂白したるもの(有毒したるものを含む) 染色せるもの(七項目に分類せらる) 平織綾織及縐紗織にして五五種平方内の經緯線數一〇〇平方米の重量共下の如きもの(七項目に分類せらる)

四〇六ノ二

精練せしめマレーサイズしたるもの(七項目に分類せらる) (至三三三以下のもの) (自) 二七絲以下 二八乃至三五絲 三六乃至四三絲 四四絲以上

四〇五

染色したるもの (至三三三以下) (自) 二七絲以下 二八乃至三五絲 三六乃至四三絲 四四絲以上

四〇六

漂白したるもの (至三三三以下) (自) 二七絲以下 二八乃至三五絲 三六乃至四三絲 四四絲以上

四〇六ノ二

精練せしめマレーサイズしたるもの(七項目に分類せらる) (至三三三以下のもの) (自) 二七絲以下 二八乃至三五絲 三六乃至四三絲 四四絲以上

四〇六ノ二

精練せしめマレーサイズしたるもの(七項目に分類せらる) (至三三三以下のもの) (自) 二七絲以下 二八乃至三五絲 三六乃至四三絲 四四絲以上

四八一

四〇六ノ三 縐紗織、縐紗織又は糊付を施したる綿布巾(被褥用、型、襪子の骨組及縫用)、縐紗織、縐紗織(縐紗織)にして一〇〇平方米の重量一三三以上の精練せざる、漂白せざる又は染色せるもの

四〇七

漂白したるもの(有毒したるものを含む) 染色せるもの(七項目に分類せらる) 平織綾織及縐紗織にして五五種平方内の經緯線數一〇〇平方米の重量共下の如きもの(七項目に分類せらる)

四〇八

漂白したるもの(有毒したるものを含む) 染色せるもの(七項目に分類せらる) 平織綾織及縐紗織にして五五種平方内の經緯線數一〇〇平方米の重量共下の如きもの(七項目に分類せらる)

四〇九

漂白したるもの(有毒したるものを含む) 染色せるもの(七項目に分類せらる) 平織綾織及縐紗織にして五五種平方内の經緯線數一〇〇平方米の重量共下の如きもの(七項目に分類せらる)

四一〇

漂白したるもの(有毒したるものを含む) 染色せるもの(七項目に分類せらる) 平織綾織及縐紗織にして五五種平方内の經緯線數一〇〇平方米の重量共下の如きもの(七項目に分類せらる)

四八一

漂白したるもの(有毒したるものを含む) 染色せるもの(七項目に分類せらる) 平織綾織及縐紗織にして五五種平方内の經緯線數一〇〇平方米の重量共下の如きもの(七項目に分類せらる)

佛領印度支那...附錄

Table with columns for item descriptions (e.g., 精練セグラーセ又はマーセイイズしたる綿), quantities, and prices. Includes sub-sections like 四一ノ二 and 四二.

四八二

Table with columns for item descriptions (e.g., 精練セグラーセ又はマーセイイズしたる綿), quantities, and prices. Includes sub-sections like 四一ノ二 and 四二.

佛領印度支那...附錄

Table with columns for item descriptions (e.g., 染色せるもの), quantities, and prices. Includes sub-sections like 四一ノ二 and 四二.

四八三

Table with columns for item descriptions (e.g., 精練セグラーセ又はマーセイイズしたる綿), quantities, and prices. Includes sub-sections like 四一ノ二 and 四二.

佛領印度支那...附錄

Table with columns for item descriptions (e.g., 染色し且グラセ又はマーセイライズ), quantities (e.g., 正味一疋), and prices (e.g., 120.00, 150.00).

四八四

Table with columns for item descriptions (e.g., 精練せざるもの), quantities (e.g., 正味一疋), and prices (e.g., 120.00, 150.00).

佛領印度支那...附錄

Table with columns for item descriptions (e.g., 装飾なきもの), quantities (e.g., 正味一疋), and prices (e.g., 120.00, 150.00).

四八五

Table with columns for item descriptions (e.g., 装飾なきもの), quantities (e.g., 正味一疋), and prices (e.g., 120.00, 150.00).

Table with columns for item descriptions (e.g., 染色せざるもの, 漂白したるもの), tax rates (e.g., 正味一疋 150.00), and units (e.g., 疋, 担). Includes sub-sections 四二五, 四二六, 四二七, 四二八.

Table with columns for item descriptions (e.g., 左記の加工絲を以て織りたるもの, 漂白したるもの), tax rates (e.g., 正味一疋 150.00), and units (e.g., 疋, 担). Includes sub-sections 四二九, 四三〇, 四三一, 四三二.

Table with columns for item descriptions (e.g., 染色し且グラセ又はマーセイイズしたるもの, 漂白したるもの), tax rates (e.g., 正味一疋 150.00), and units (e.g., 疋, 担). Includes sub-sections 四三三, 四三四, 四三五, 四三六, 四三七.

Table with columns for item descriptions (e.g., 絹, 亞麻, 大麻, 苧麻, 苧麻, 苧麻), tax rates (e.g., 正味一疋 150.00), and units (e.g., 疋, 担). Includes sub-sections 四三六, 四三七, 四三八, 四三九.

佛領印度支那...附録

Table with columns for item descriptions (e.g., 天鰯織又はアラッシュ製のもの), tax rates (e.g., 同, 100.00), and values (e.g., 100.00, 20.00).

四九〇

Table with columns for item descriptions (e.g., 仰籠物類, 仰籠物以外の天鰯織及アラッシュ製のもの), tax rates, and values.

四五九ノP

Table with columns for item descriptions (e.g., 手製のもの, 手製のもの), tax rates, and values.

四九〇

Table with columns for item descriptions (e.g., 傘状のもの, 傘状のもの), tax rates, and values.

佛領印度支那...附録

佛領印度支那...附

Table with columns for item descriptions (e.g., 靴類, 衣服), quantities, and tax rates. Includes sub-sections like 六二〇ノ内 and 六四三.

四九四

Table with columns for item descriptions (e.g., 靴類, 衣服), quantities, and tax rates. Includes sub-sections like 六二七ノ内 and 六四四.

六四六及六四六ノ二

Table with columns for item descriptions (e.g., 靴類, 衣服), quantities, and tax rates. Includes sub-sections like 六四六ノ二 and 六四七.

六四六ノ二

Table with columns for item descriptions (e.g., 靴類, 衣服), quantities, and tax rates. Includes sub-sections like 六四六ノ二 and 六四七.

四九五

署名議定書

第一條ニ付

第一條第四項ニ規定セラルル商議ハ印度支那基礎税率(一般税率又ハ最低税率)カ甲表ニ依リテ一般税率ニ對スル輕減率ヲ享有スル物品ニ付並ニ鹽酸(稅番〇四四)、硫酸(稅番〇七三)、甲表ニ掲ケラレタル絹布帛(稅番四九ノGノ第九項及H・H・I・J・Kノ第九項)、合板、普通材ノ箱、仕組板(稅番六〇三ノ四ノB)及セルロイド製小間物(稅番六四一ノ二ノ内)ニ付變更セラルコトアルヘキ場合ニ日本國及佛領西國政府間ニ於テ成ルヘク速カニ開始セラルヘシ

右商議ニ於テハ本協定ヨリ生スル税率制度ノ均衡ヲ失ハサラシメンカ爲當該措置ノ採用前ニ右諸物品ニ適用セラレタル税率上ノ條件ヲ考慮スヘシ

甲表ニ付

稅番四八ノ内ニ付最低税率ハ汁漬ノ牡蠣ノミナラス乾燥ノ又ハ保護ノ他ノ海産軟體動物殊ニ鮑ニモ適用セララル
稅番四九ノ内、付 蟹ノ保護品ハ蝦ノ保護品ト看做サルモノトス
乾燥ノ鳥賊ハ關稅上ノ分類及最低税率ノ適用ニ關シ乾燥參ト看做サル
稅番一七四ノ四ニ付 天然炭酸鐵水ニ關シテハ佛領西國政府ハ日本國ノ原産ニ係ル天然鐵水殊ニ平野水、ウイルクソン炭酸及布引炭酸ト稱セララル天然炭酸鐵水ヲ本稅番ニ編入スルコトニ付好意ヲ以テ審査シ且印度支那總督府ニ之カ研究ヲ提議スヘシ

稅番〇三八一ノ五ノ内ニ付 除蟲菊ヲ基トスル所謂取線香ハ本稅番ニ編入セラレ除蟲菊ヲ基トスル殺蟲劑ニ付規定セララル關稅上ノ利益ヲ享有ス
稅番三一一ノ内ニ付甲表ニ定メラルル規定ノ適用ハ本稅番ニ編入セララル物品ニ付テハ當分ノ内停止セララルヘシ印度支那總督府ハ當該物品ガ最低税率ヲ享有スル爲充スコトヲ要スル條件ヲ能フ限リ複造品ヲ驅逐スルカ如ク合意ニ依リ決定スル爲印度支那駐在日本國領事官憲ト協定スヘシ
稅番三一四ノ内ニ付 最低税率ハ醬油(大豆製ソース)ヲ基トスル製品(小片ニ切斷セラレタル蔬菜ヲ醬油中ニ保護シタルモノ即チ福神醬及類似品ヲ含

附屬宣言

本議定書ニ署名スルニ當リ佛領西國政府ハ現在印度支那ニ於テハ海運事業ノ所得又ハ收益ニ對スル課稅ノ存セラルコトヲ宣言ス
此ノ種ノ課稅カ印度支那ニ於テ設ケラルヘキ場合ニハ右ニ關シ日本國ノ事業ニシテ其ノ船舶カ印度支那ノ港ニ到ルモノニ適用セララル制度ハ右事項ニ關シ佛領西國領域ニ於テ當時日本國ノ事業ニ適用セララルヘキ制度タルヘシ相互の利益ハ印度支那ノ港ニ於テ登錄セララル佛領西國船舶ニシテ日本國、其ノ屬地又ハ其ノ管治スル地域ノ港ニ到ルモノニ許セラルルコトヲ要ス
尙同五月一三日右通商協定の署名に當り、兩締約國の全權委員の間に左の内容を有する公文の交換があつた。即ち
佛領西國政府は、日本國産品にして印度支那に輸入さるる品目中、左記掲示のものに對しては從價一割五分の率の爲替差額補償附加税を適用するが、其他に對しては右附加税を賦課せざるべきこと

- 稅番八五 乾性ノ又ハ漬シテ乾シタル果實
- 稅番三一ノ内 甲表ニ掲ケラルル化粧品(署名議定書ノ規定ヲ留保ス)
- 稅番三四七ノA及Bノ内 極東常用型以外ノ磁器
- 稅番三四七ノ四 食卓用……(中略)……磁器ニシテ「ニツケル」鏡シタル
- 普通金屬ノ部分ヲ有スルモノ……(後略)
- 稅番四五九ノ内 甲表ニ掲ケラルル絹布帛
- 稅番四六一ノ内 甲表ニ掲ケラルル紙
- 稅番五八九 煙火(爆竹ヲ含ム)
- 稅番五九〇及五九〇ノ二 甲表ニ掲ケラルル曲木製家具
- 稅番六二〇ノ内 甲表ニ掲ケラルルタイヤー及チューツ

ニ適用セララル

稅番三四三乃至三四六ニ付 並ニ稅番三四七ノA及Bニ付 極東常用型ノ陶器又ハ磁器トハ歐羅巴ニ於テ一般ニ使用セラレラル「アジア」特有ノモノヲ謂フ右物品ノ輸入ハ印度支那總督府ノ特ニ指定スル税關ニ依ルニ非サレハ行ハルコトヲ得サルヘシ右陶器又ハ磁器ノ特徵ヲ識別スル爲ニ必要ナル見本又ハ寫眞ハ日本國政府ニ依リ印度支那總督府ニ交附セララルヘシ
右項目ハ左記ヲ包含ス
蓋附又ハ蓋ナシノ碗類、匙、痰壺、瓶、茶器、壺、直徑十五センチメートル未滿ノ皿、酒精飲料ヲ容ルル小瓶類

日本國政府ニ於テ前項ニ掲ケラレタル物品ノ右項目ニ編入セラレンコトヲ欲スル場合ニハ右政府ハ必要ナル見本又ハ寫眞ヲ印度支那總督府ニ交附スヘク右總督府ハ右見本又ハ寫眞カ極東常用型ニ該當スルモノナル限リ右編入ヲ爲スコトアルヘキコトニ付能フ限リノ好意ヲ以テ審査スヘシ
稅番三六八、三六九、三七〇及三七一ニ付並ニ稅番四〇四乃至四二七及四三二乃至四三六ノ内ニ付 綿絲及綿布帛ニ付甲表ニ定メラルル四割ノ率ハ外國ヨリ來ル右商品ノ印度支那ヘノ輸入カ一定量ニ限定セララル限リ適用セララルモノトス然ラサル場合ニ於テハ一般税率ニ對スル輕減ハ二割トセララルヘシ

右ニ規定セララルル一定量制ハ第七條ニ定メラルル一年ノ期間前ニ於テ終了スルコトヲ得サルヘシ
第三條ニ付
日本國ニ於テ其ノ領域ニ輸入セララル商品ガ税率上ノ利益ヲ享有スル爲ニハ輸出國ヨリ直接ニ來ルコトヲ要求スルコトアルヘキ場合ニハ乙表ニ列記セララル印度支那商品ハ第二條ニ規定セララル利益ニ該當スル利益ヲ享有スルモノトス

第七條ニ付
佛領西國政府ハ議會ノ承諾及共和國大統領ノ批准アル迄本協定ヲ第七條ニ從ヒ定メラルル日ニ於テ暫定的ニ施行シ得ルコトヲ宣言ス
し又は消滅することある場合に於ては、補償附加税は適宜改正せられ又は廢止せらるるものとす。
若し佛領西國政府にして、右補償附加税の廢止を企圖することあるべき場合に於ては、印度支那關稅定率表第四五九番中或種の絹布帛が課せらるるものととなつてゐる紋織又は捺染の附加税(註一爲替差額補償附加税に非ず)に關し、五月一三日附の協定に於て締約せられたる制度の變更を決定する爲、佛領西國政府は日本國政府と商議を開始することを要す。
五月一三日現在に於て存する爲替の差額が、將來増大することある場合に於ては、佛領西國政府は、其の法令に從ひ、前記日本國産品に對する補償附加税の率を適宜増加し得る権能を留保す。尙右政府は必要ありたる場合に於て右増加に相當する補償附加税を、印度支那に輸入せらるる他の日本國産品の全部又は一部に、新に適用するの権能を留保す。補償附加税適用の基準となるべき印度支那貨ピアストルの價值は、一九三〇年五月三十一日の命令第一條に定められたるものとす(註二ピアストルの價值を佛貨十法と公定す)。
若しピアストル貨にして價值下落することあるべき場合に於ては、日本國政府は、印度支那に輸入せらるる日本國産品に對する佛領西國政府が適用すべき前記の措置に依り、相互的に右印度支那貨の價值下落の結果を補償するが如き措置を執るの権能を留保すること。
五月一三日附の協定の締結に到達せる商議中、關稅定率表三四七番のA及Bに編入せられたる磁器に對する税率に對しては、先に同品目に關し佛領西國に於て變更せられたる一九三二年一月九日の法律を以て制定されたる新税率を、印度支那に於て適用するの權限を留保すること。但し右法律の規定を日本國製磁器にして、歐羅巴に於て一般に使用せられず、且つ極東常用型の磁器なる名稱の下に同日附の協定に示さるるものに及ぼすことは、佛領西國政府の意圖に非ず。

		數		詞 (安南語)		暹	
1	Mét	7	Bay	20	Hai muoi	70	Bay muoi
2	Hai	8	Tân	21	Hai muoi mét	80	Tân muoi
3	Ba	9	Chin	30	Ba muoi	90	Chin muoi
4	Bôn	10	Muoi	40	Bôn muoi	100	Mét trâm
5	Nâm	11	Muoi mét	50	Nâm muoi	1,000	Mét nghìn
6	Sáu	12	Muoi hai	60	Sáu muoi	10,000	Mét van
		七					
		支那語		柬埔寨語		老撾語	
		Lai-pai	Yat	Thngay	Atut	Van-Tiane	
日	Thú nhât	"	Nhi	"	Chan	"	Aokan
月	" hai	"	Sam	"	Angkear	"	Pout
火	" ba	"	Sei	"	Put	"	Pahat
水	" tu	"	Ung	"	Preahos	"	Sook
木	" nâm	"	Leo	"	Soe	"	Sao
金	" sau	"		"	Sau	"	Athit
土	" bay	"		"		"	

暹

羅

暹羅目次

地理	位置・面積	五〇頁
	山系	五〇頁
	平野・高原	五〇頁
	河川・湖沼	五〇頁
	海岸線	五〇頁
	島嶼	五〇頁
	氣象	五〇頁
	地質	五〇頁
	植物	五〇頁
	動物	五〇頁
歷史	年代記摘要	五八頁
	近世史摘要	五三頁
	立憲革命	五三頁
人口	總說	五三頁
	在暹邦人	五三頁
	華僑	五三頁
	歐洲人	五三頁
住民・宗教	住民	五三頁
	宗教	五三頁

教育	總說	五八頁
	教育行政	五八頁
	學制	五八頁
	諸學校	五八頁
	其他施設	五八頁
	統計	五八頁
衛生	總說	五八頁
	衛生行政	五八頁
	醫療施設	五八頁
	各種衛生團體	五八頁
	諸疾病	五八頁
王室・社會	王室	五八頁
	王族	五八頁
	人民の位階及稱號	五八頁
	敬・號稱	五八頁
	勳章・徽章・國旗制度	五八頁
	宮内事務	五八頁
政治	總說	五八頁
	國王	五八頁
	立憲	五八頁
	行政	五八頁
	司法	五八頁

暹羅目次

(附) 文官官制及恩給制度……………五〇

國防……………五〇

陸軍……………五〇

海軍……………五一

航空部……………五二

財政……………五二

總計……………五二

歲計……………五二

公債……………五二

資本的支出……………五二

國庫……………五二

稅制……………五二

總說……………五二

關稅……………五二

其他諸稅……………五二

(附) 關稅定率表……………五二

金融……………五二

總說……………五二

貨幣制度……………五二

金融機關……………五二

金利……………五二

外國爲替……………五二

農業……………五二

總說……………五二

米……………五二

水產行政……………七一

關係法規……………七一

漁場・漁期・漁法……………七一

魚類……………七一

其他の水産資源……………七一

統計……………七一

鑛業……………七一

總說……………七一

鑛山行政……………七一

鑛產物……………七一

其他の鑛物……………七一

輸出入狀況……………七一

鑛業會社及鑛業會議所……………七一

工業……………七一

總說……………七一

精米業……………七一

製材業……………七一

電氣事業……………七一

鑄造業……………七一

麥酒釀造業……………七一

其他工業……………七一

勞働……………七一

總說……………七一

商習慣……………七一

通 羅……目次……………五〇

護謨……………五〇〇

古々椰子……………五〇〇

檳榔……………五〇〇

其他の椰子……………五〇〇

甘蔗……………五〇〇

棉花……………五〇〇

煙草……………五〇〇

胡椒……………五〇〇

胡麻……………五〇〇

豆……………五〇〇

其他藥味用植物……………五〇〇

其他農作物……………五〇〇

牧畜業……………五〇〇

總說……………五〇〇

家畜……………五〇〇

家禽……………五〇〇

統計……………五〇〇

林業……………五〇〇

總說……………五〇〇

山林行政……………五〇〇

チーク……………五〇〇

其他木材……………五〇〇

ステイツクラック……………五〇〇

其他林産物……………五〇〇

水産業……………五〇〇

總說……………五〇〇

外國商品輸入徑路及市場販賣組織……………五〇〇

貿易……………五〇〇

總說……………五〇〇

輸出貿易……………五〇〇

輸入貿易……………五〇〇

國別貿易……………五〇〇

對日本貿易……………五〇〇

港別輸出入……………五〇〇

交通……………五〇〇

陸運……………五〇〇

海運……………五〇〇

空運……………五〇〇

通信……………五〇〇

其他……………五〇〇

旅行案内……………五〇〇

主要都市……………五〇〇

外國人入國關係法規……………五〇〇

雜……………五〇〇

(附) 日遷交通略史……………五〇〇

五〇一

暹羅曆年・通貨・度量衡 (「雜の項」参照)

曆年	自	至	昭和	西曆
二四七四年	自一九三二年	至一九三三年	昭和七年	四月三十一日
二四七五年	自一九三三年	至一九三四年	昭和八年	三月三十一日
二四七六年	自一九三四年	至一九三五年	昭和九年	四月三十一日
二四七七年	自一九三五年	至一九三六年	昭和十年	三月三十一日
二四七八年	自一九三六年	至一九三七年	昭和十一年	三月三十一日

通貨	紙幣	銀貨	銅貨
一、紙幣	一、五〇、二〇〇、一〇〇、一〇〇〇 銖	二、銀貨	一銖、五〇、二五士丹
三、ニッケル貨	一〇、五士丹	四、銅貨	一、〇五士丹

度量衡	重量	長度	面積	容積
一、標準斤	一〇〇標準斤	一、標準尺	一〇〇標準尺	一、標準升
二、標準米	一〇〇標準米	二、標準寸	一〇〇標準寸	二、標準斗

暹羅

地理

位置・面積：山系—平野—高原—河川—湖沼—海岸線—島嶼—
気象—地質—植物—動物

一 位置・面積

暹羅は印度支那半島の中央に位置する立憲君主政體の獨立國で、暹民は自らムアン・ヌム(Muang Thuai)即ち「自由の國」と呼稱する。北緯五度三十分より二〇度一五分、東經約九七度三〇分より一〇五度四六分の間に在り、南北の長さ約一、六五〇浬、東西の幅員は最廣部に約七七〇浬、總面積五一八、一六二平方浬を包有し、本邦の七六・七五%に該當する。北緯は佛領老撾及英領シャン・メーターツと境し、西は下緬甸に接し、東は佛領老撾及柬埔寨に隣りしてゐる。本土の東南隅は柬埔寨に接し乍ら東南に延びて北緯約一一度半に達し、更に西南隅は、危く切斷を免れて一最狹部は幅員一五浬—下緬甸と並行して馬來半島に南延し、北緯一〇度に至つて西はアンコール海、東は支那海に臨みつゝ、終に英領馬來諸州に達し、深く暹羅海を包圍してゐる。

暹羅は便宜上北部・中部・東北部(東部、東南部及南部(半島部))の五分分割される。北部暹羅はチーク林を以て著名なメーナム・チャオ・ンラヤーの(Menam Chao Phya)上流の山嶽地帯を指稱し、中部暹羅には當國の「米倉」と稱せられる同河を脊骨とする坦々千里の沖積大平原を、東南部暹羅には暹羅灣東岸部を含むが、右兩部を合して中部暹羅とすることもある。今尙大部分は原始林に被はれて千古の夢を食つてゐるコーラト(Korati)大高原一帯を東北部又は東部暹羅、鐵源殊に錫に富む暹領馬來半島を南部又は半島暹羅と呼ぶ。

州別面積表

州	面積 (平方英里)	面積 (平方公里)
中部暹羅		
クルンテープ (Krung Thep, Krung Deb, Bangkok)	1,134	2,924
アユタヤ (Ayutthya, Ayudhya, Ayudhya)	1,734	4,484
ナコン・サワン (Nakon Sawan, Nagor or Nagara Sawa)	1,734	4,484
ナコン・チャブリー (Nakon Chaburi, Nagor or Nagara Jaburi)	1,734	4,484
ラーチブリー (Rajburi, Rajpuri)	1,734	4,484
ピサヌローク (Pisanulok, Bisanulok)	1,734	4,484
パチンブリー (Pachinburi, Pachin)	1,734	4,484
チャンタナブリー (Chanthaburi, Chandaburi)	1,734	4,484
北部暹羅		
ハイヤップ (Hayap, Payap)	1,734	4,484
東北部(東部)暹羅		
ナコン・ラーチャシマ (Nakon Rajasima, Nagor or Nagara Rajasima)	1,734	4,484
ウタラン (Udorn, Udana)	1,734	4,484
南部(半島)暹羅		
ナコン・シタマラト (Nakon Sittamarat, Nagor or Nagara Sittamarat)	1,734	4,484
パターニー (Patani, Patani)	1,734	4,484
プーケット (Puket, Bhuket)	1,734	4,484

暹羅…地理

(註) 白暹羅人はシャム、英人はサイアム、其の他は大都シャムと呼ぶ。外人は「白暹の國 (Land of White Elephant)」又は「黄衣の國 (Land of Yellow Robes)」とも呼ぶことがある。白暹羅人は「アオ・シャム」、英人は「Gulf of Siam」と呼ぶ。①「メー」は母、「ナム」は水、「メーナム」で河の謂。「チャオ・ンガヤ」は人民の最高位階。「王室の項」を照。故にチャオ・ンガヤと正しく、外人が暹南河と稱するは誤傳。「メーナム」は暹略して「メー」とすることあり。由一九三二—三三年暹羅統計年報は面積を五、一三、四七方軒としてゐるが、五、一八、一六二方軒を採用してゐる。参考者が多いので前者を採用しない。尙行政區劃たる「州」は現今廢止してゐるが、地域概念を明示する爲州別とした。②一九三二—三三年アナタヤ州に合併、但し同州中タイク郡及カムベーン郡はサマロク郡に合併。③同年ラーチブリー州に合併。④同年アラチンブリー州に合併。⑤同年ナコーン・シータムマラート州に合併。

二 山 系

北部、西部及南部に見る如く、山脈が殆ど同方向即ち南北に縦走してゐること及平地より山岳又は山脈に移る傾斜が甚だ急峻なることは、當國の主要な形態學上の特徴である。最北部國境の一部をなし、サルウキン (Salween) 河及湄公河の間に介在してティン・ラーオ (Dien Lao) 主山脈があり、岐れて一般に北々東の走向を有する數多の平行山脈となる。其の最西の一たるタノン・タン・チャイ (Thanon Thong Chai) 山脈は、別名をとりつゝ暹・緬國境上を遠く馬來半島に延走して其の脊骨をなしてゐる。其の東側に平行するタノン・タン (Khan Tan) 山脈はメー・ピン、メー・ワン兩河に分水し、其の又東側メー・ワン及メー・ナン兩河の間に群聳する山脈をビー・バン・ナム (Phu Ban Nam) と稱し、其の東方國境上に横はる山脈をルアン・プラバーン (Luang Prabang) と呼ぶ。北部暹羅諸峰の平均標高は一、六〇〇米、チエンマイ (Chiengmai) 市は海拔三〇〇米、チェンラーイ (Chiengrai) 市にて海拔三七八米である。

タノン・タン・チャイ山脈は中部暹羅に入り、一五一一六度邊よりクエー・ヤイ及クエー・ノイの爲分裂して三小脈となる。其の中最西の一脈をテナツキリム (Tensetkin) 山脈と稱して、北緯一六度より一七一度に至る暹・緬國境を形成し、標高七〇〇—一、五〇〇米で巒着たる森林に被はれ、右兩支流の間に延びたる一脈は、一、三〇〇米に達する石灰岩の標山より成つてゐる。

東方には東埔葉の國境より西方に延びアナタヤ市近くに及ぶサンカムベン (Sankampeng) 山脈、其の遙か南方北緯一三度の國境附近より北寄に西走して暹羅灣北東岸に迫るチャンタブリー山脈、其の東方國境に沿うて東南走するバーンタト (Bantad) 丘陵山脈がある。

東北部暹羅には、その西北隅にベチャブーン山脈があり、東經一〇〇度半より一〇二度に亘つて國境附近に蟠居し、北緯一七度にて兩脚を南出してゐる。その西脚は北緯一六度餘にて斷絶してゐるが、東脚は南方に直下してドン・プラーヤ・シエン (Dong Phya Sen) と呼ぶ平頂の山麓(標高八〇〇—一、三〇〇米)となり、アナタヤの直東にてサンカムベン(前出)山脈と變じて東折し、更に東埔葉國境を東走してドン・レク・スカープ (Dong Rak Seap) 四〇〇—七〇〇米)となり、以て東北部暹羅の西及南を抱擁してゐる。

前記テナツセリム山脈は暹・緬國境を成しつゝ半島に南下し、上記國境の最南部をなすメーナム・クラの河流に兩分されて西方は緬甸領に留まり、東方(ブーケット山脈)は海岸沿ひに南延してブーケット島に渡つてゐる。テナツセリム山脈は北緯一三度前後に於て標高一、〇〇〇—一、五〇〇米に達するが、それより以南は狭少となり、北緯一一度半に聳立するカオルアン・ターイ (Kao Luang Tai) (一、四七米) 山を除き高さも九〇〇米を超えることなく、カオルアン・ターイ山北麓の緬甸へ越える最低の峠の如きは二三七米に過ぎない。ナコーン・シータムマラート山脈(ナコーン山脈)は同名市の北方北緯九度に忽然と起り、同市の西側に最高一、七八六米に及ぶ圓形の大山塊を築しつゝ直南走して英領馬來との國境の西端に及び、之よりカラーキリー (Kalkhri) 兩端四〇〇米—中央一、五〇〇米)の名の下に國境上に東南に走りつゝ北方及南方に數多の平行山脈を派出してゐる。ブーケット山脈及ナコーン・シータムマラート山脈の間には、平野より急立する孤山が點在し、殆ど數百米の低山に過ぎぬが、中には一、四〇〇米を超えるものもある。尙右主山脈の外に之と平行する數多の小從屬山脈がある。サム・ロイ・ヨート (San Roi Yot) (三百米の意) はその主要なもので、テナツセリム山中に發して東流し北緯一二度半にて暹羅灣に注ぐプラーン (Pran) 河口の直南海岸に

連絡する三〇〇乃至五九二米の石灰岩の標山をなしてゐる。

主要山岳及標高表

出所 暹羅地理書

山 岳 名	標 高	所 在 地
北 部 暹 羅		
ドリー・アーンカー又はドリー・インタン (Doi Angka or Doi Intanon or Indanonda)	3,147	チエンマイ市の西南五〇餘軒にある當國最高峰
ドリー・チン・クノ (Doi Chit-anondo)	3,124	同市北方の國境附近
ドリー・バー・チノー (Doi Pa Chao)	3,033	同市東北約五〇軒
ドリー・スチーン (Doi Suthep)	1,724	同市直西
中 部 暹 羅		
カオ・モーン・クラチヌー (Khaomong Krachun)	1,624	約北緯一六度、東經九九度
カオ・ンイ・キーク (Khaunoi Dao)	1,480	約北緯一三度、東經一〇二度、チャンタブリー山脈中
カオ・ンラバー (Khaonrabrad)	1,024	同山脈中、右山の直南
カオ・キョウ (Khaokleeyo)	800	同山脈の西端、バーンバコン河口直南盤谷より見える唯一の山として著名
東 部 暹 羅		
カオ・レーム (Khaoleam)	1,114	アナタヤ市の略東約八〇軒、ドン・バヤーアン山脈の最南端
南部(半島)暹羅		
カオ・ンアン (Khaonang)	1,224	ナコーン・シータムマラート市の直西、同名山脈中
カオ・ンナム・ベンチャ (Khaonam Bancha)	1,204	右山の西方東經九九度の獨立山
カオ・ンアン・ターイ (Khaonang Tai)	1,114	暹領最狭部、即ち北緯一一度半の國境上

三 平野高原

廣大な平野が優勢なのは當國の最も顯著な形態學的特長である。尤も北部暹羅は山岳重疊として河岸に迫り、メー・ワン河畔のチエンマイ (Chiengmai) 平野、メー・ワン河畔のナコーン・ラムハン (Nakon Lampang) 平野、メーナム・ナン流域のムアン・ナン (Muang Nan) 平野等、河流に沿ふ米作に好適な沖積平野及メーナム・イン (Muan Ing) 及メーナム・ロク (Muan Rok) 流域の沼澤平地を有するも、總て狹隘にて見るべきものがないが、當國の胴體をなす中部大平野(所謂メーナム平野)を初め、東南隅にはチャンタブリー平野、半島にはメーナム・マインドーンの排水するバーンドン平野、ナコーン・シータムマラート山脈の東側に、タレー・サーブ (Thale Sap) 内海を抱く沿岸平野、其の南に連つて國境に達するバターニー沿岸平野等、數多の肥沃なる沖積平野があり、東部暹羅はコーラート大平原よりなる。

中部平野はメーナム・チャオ・プラーヤを脊髄とし、西にメーナム・メー・タローン (Muan Me Klang) 東にメーナム・バーン (Muan Bang Pakong) を控え、長さ三〇〇軒幅五〇—一五〇軒を有する渺茫千里の大沖積沃野にして、メーナム・チャオ・プラーヤの流出する淤泥の堆積によりて形成され(現に暹羅灣北岸は陸地が年々一呎宛進出して居り、近世の鹹棲介殼を含む砂洲が本平野の所に於て發見せられる事實より觀て、之等は一時河口の沙嘴をなしたもので、急速に形成された平野であることが判る)、首都盤谷 (Bangkok) にて海拔一・八米、舊都アナタヤにて四米、デルタ (Delta) の頭部チャイナート (Chinad) 附近にて一八米、バータナム河岸にて二五米以下、北緯一八度のメー・ヨム河岸にて僅々三四米に過ぎず、土地は至極く低平で起伏なく、雨期には河水が平野に氾濫して高地より洗出した多量の養分を沈積する爲、土地肥沃にて當國生産力の中樞をなす。

コーラート高原は東部暹羅の全地を占め東南に傾く平原にて、西部及北部は海拔一三〇—二〇〇米であるが、東南隅のウボン市は約五〇米、一般に乾燥し、雨期には氾濫するが、一旦乾期に入れば殆ど水影を見ない。

四 河川・湖沼

河川 北部國境附近に源を發する四本の河流が北部暹羅に蟠居する諸山脈中を並行南流してゐる。東經九九度の國境に發する最西の河メー・マン(Me Ping)は、北部暹羅の約中央に發するメーナム・ワン(Meanm Wang)とクン・クーン(Khun Tan or Khun Tal)山脈を挟みて南流し、北緯一七度近くにて合流して東南走する。東經一〇一度附近の國境に發する西東の河メーナム・ナーン(Meanm Nan)は、その西にメーナム・ヤン・ヤン(Pai Pan Nam)山脈中を並行流出するメーナム・ヤン(Meanm Yon)と時折合流して南流し、パークナムホー(Paknamho)に至りメーナム・ヤンを併せて當國第一の大河メーナム・チャオ・プラーヤとなり、南方に直流して盤谷を横きり暹羅灣に流入してゐる。メーピン及メー・ワンは、急流にて淺く且つ氾濫し易いので吃水の淺い船を通ずるのみであるが、メー・ヨム及メー・ナーンは、水流緩徐で深く、水量の増減も一定せる爲、大吃水の米穀船も航行可能であり、洪水期にはパークナムホーの上流一九〇軒迄大吃水の汽船を以て航行し得る。メーナム・チャオ・プラーヤは、パークナムホーの下流五〇軒のチャイナート(Chaiyat or Jaiyat or Jaynat)及びクローン・ヤカー・ムタオ(Klong Maham Tao)一分岐點附近の呼稱)なる分流を生じ、漸次メーナム・ヤン(Meanm Suphan)稍下流の呼稱)、メーナム・ナコーン・チャイシー(Meanm Nakhon Chai)南方鐵道の横きり附近の呼稱)、メーナム・ターチン(Meanm Tachin)河口附近の呼稱)なる別稱をとりつゝ、直南に母河と並走流下して暹羅灣に注ぐ。母流はチャイナートより僅か下流にて更にメーナム・ノイ(Meanm Noi)を西側に、約三〇餘軒下流にてメーナム・ロブプラー(Meanm Lophuri)を東側に分岐して並行南流し、アヌターヤ附近にて再び合流してゐる。盤谷より以南は一、五〇〇噸以下の航洋汽船が自由に航行し得、河口より約八〇軒は潮水の影響を見る。尙右の外その西方に當りメーナム・ヤン山脈中に發源するメーナム・バーサク(Meanm Pask or Prsak)の支流があり、東經一〇一度餘に沿ひドン・プラーヤ・ヒン(Don Phrayan)山脈の西斜面を排水して

南三二〇軒、アヌターヤ附近にて前記メーナム・ロブプラーと合流してゐるが、合流點より上流約四〇軒は小蒸汽船及舟筏の航行に適する。メーナム・ヤン・ノイ(Meanm Yang Pa Kong)は北緯一三度の東端泰國國境附近に發源し、最初は北流し、次いで北緯一四度附近を西流し、最後に西南流して暹羅灣東北隅に注いでゐる。本河は延長一九〇餘軒、上流メーナム・サケーオ(Meanm Sakeo)中流メーナム・バーチン(Meanm Pachtin)と別稱し、南岸にチャンタプーン山脈の北側より流出するサイチヒン(Sachang)北岸には同名の町附近より南流するナコーン・ナーヨク(Nakhon Nayok)の東側を流すナコーン・クン(Tapan Hin)クワイ・ヤン(Sat Yat)等の支流を有し、遂か上流迄潮水干満の影響があり、ペトリウ(Petieu)は航洋汽船の航行が可能であるが、急突なる出水を見ることゝ多し。チャンタプーン山脈の南方沿岸をメーナム・チャンタプラー(Meanm Chathaburi)メーナム・ウヘーン(Meanm Wan)メーナム・トラート(Meanm Trad)等數多の河川が南流してゐるが、何れも小河に過ぎない。北緯一六度邊りの西方國境近くタノン・トン・チャイ山脈中に發するクワイ・ヤン(Kwe Yat)大河の意)及其の西方に略並流するクワイ・ノイ(Kwe Noi)小河の意)が北緯一四度にある番市カーンブロー(Kanburi or Kanbanburi)に於て合流してメーナム・クローン長(Meanm Meklong)となし、ラーチプラーの町を横きりて暹羅灣西北隅に注ぐ。本河はラーチプラー河と別稱し、クワイ・ヤンの水源より延長四〇〇軒、上流地方は、常綠密林に被はれた峻麗を湛り、瀑布と急流とに富み、河水は當國に珍らしく明麗であるが、ラーチプラーにても標高一二米、傾斜急なる爲、潮水の影響少く、急激な出水を見ることゝあり、右合流點以北は淺底の根舟すら通航不可能である。前記チャオ・プラーヤ、メーナム・ノイ、メーナム・クローンの三河及其の支流は、並行せる數多のクローン(Klong)水道の意)によりて互に連結され、一大水路網を形成してゐる。メーナム・ヤン・ノイ(Meanm Bandon)即ちメーナム・ノムカ(Meanm

Kongka)は南部暹羅唯一の大河で、其の本流メーナム・ターピー(Meanm Tapi)はナコーン・シータムマラート山脈の西斜面北緯約八度半に發して北流し、河口近く左にメーナム・キーラーラ(Meanm Khirrat)なる大支流を併せ、メーナム・ムン灣(Ao Bandon)に注ぎ、河口より八〇軒は小型船舶の航行に適す。印度洋に注ぐ河川には、暹・緬國境の最南部をなし、クラ運河問題で著名なメーナム・クラ(Meanm Kra)一名メーナム・パークチャヤン(Meanm Pakchan)半島鐵道の支線カンタン(Kantang)線の終點附近に注ぐメーナム・クワン(Meanm Kwang)の他に重要なものを見なす。

湄公河(Mekong)一暹羅人はメーナム・メーコンと呼ぶ)は北部暹羅國境の一部及東北部暹羅國境の過半(延長一、三〇〇軒餘、河幅七〇〇—一、三〇〇米)をなし、ローラー高原の殆ど全地を灌溉するナム・ムーン(Nam Mun or Mu)と北緯一五度餘の國境上を合流してゐる。ナム・ムーンの本流は東北部暹羅の東南境をなす、アヌターヤ・シエン山中に發し、高原の南部を排水して東流し、其の大支流ナム・チー(Nam Chi or Ji)は本流の水源の直北に發し、南開の半圓を描きつゝ、高原の中央を横きり、左に順次ナム・ホーン(Nam Phong or Phong)及ナム・パオ(Nam Pao or Pau)の支流を合せ、U字ボウ(Ubon or Ubol)市の直西にて本流に入る。尙湄公河の支流としては、右高原の東北隅を灌溉し北緯一七度半餘の國境上にて母河に合流するメーナム・ヤン・ヤン(Meanm Songgram or Songgram)北緯一九度即ちビー・バン・ナム山脈中に發して東北流し、極北部國境上にて母河に合するナム・イン(Nam Ing)北開の圓弧を描き、東流し、上河の直西にて母河に合流するナム・ノク(Nam Nok)が在る。

湖沼 東北部暹羅の東北隅で北緯一七度餘の地點にあるドン・ノーン・ハー(Nong Han)は暹羅最大の淡水湖で、面積約一七〇方軒(琵琶湖の約四分の一)、ナム・カト(Nam Khan)なる一小流に依て湄公河に接続されてゐるが、乾期には涸蕩する沼澤に過ぎず、殆ど經濟價値を認められない。其の他數箇

の小湖を見るが何等經濟的價値を有たなす。

五 海岸線

暹羅は暹羅灣を抱く他は、半島暹羅がその西岸に於て一部分メーナム・ノイに臨むのみで、海岸線は僅に約二、一〇〇軒に過ぎぬ。暹羅灣頭は勾配甚だ緩徐なる泥海で、干潮時は幾哩となき干潟を露出するが、東岸に移れば砂汀青海となり、沿岸は緩な斜面となつて小丘に連り、凹凸に富み、リアント岬(Cape Iant)連名:ニーム・ヤムサン(Lam Semsarn)を越えて東南進すれば、海岸線の變化更に甚だしく、海岸は急に高まつて山となつてゐる所が多し。阿灣西岸は低岸と懸崖とが斷續し、ナム・クワン(Chumporn or Jumban)南方のアー・サムイ(Ao Samui)北緯九度餘のアー・メー・ノイ(Nakhon Si Thammarat)東方のアー・ナコーン等の小灣を有し、ナコーン・シータムマラート山脈の東側には長さ八九〇軒のタレー・サーブ内海を抱擁してゐる。右内海は南端に狹隘なる入口を残す外は、狭長低平なるジャンダル地帯を以て外海と限られ、北端は運河を以てアー・ノコーンに通じ、數多の小島が點在する南半の絶景は著名であるが、淺瀬多く且つ突風に見舞はれることゝあり、何等海運上の價値を有しない。半島西海岸は山岳海岸に迫り、大窟狀の變化が最も甚だしく、數多の灣を有すると共に大小無數の島嶼が散點し、其の風景は絶佳である。暹羅灣沿岸は概して平坦に、良港少く、半島東岸にチャム・ポーン(Chumpon)メーナム・ヤン(Bandon)シントラー、パターニー、其の他半島西岸に二、三の小良港を有するが、航洋汽船を入れるに足る深さを有するものなく、貿易港としては灣頭に盤谷港を有する外に大なるものを見ぬ。

六 島嶼

半島西岸は比較的島嶼に富むが、暹羅灣岸には甚だ稀に之を見る。最も重要で最大の島は半島の西岸にある錫鑛業の中心地ブーケット島(別名Chalang)又はUjong Balang、歐人は訛つて Junk Coylon と云ひ、暹羅人は Pralang

運羅……地理

を云ふ)にて、ブーケット山脈の南端をなし、長さ四八軒、幅二〇軒、面積約六〇〇平方軒を包有する。同海岸には右の他、其の北方沿岸に群在する諸島中最大なる島(北緯九度餘)ロ・ン・ラ・トーン (Ko Phantong or Bhrathong)、ブーケット島の直東に並ぶロ・ヤ・オ・ヤ (Ko Yao Yai) 其の東南約六〇軒にあるロ・ラン・ター (Ko Lan) 其の東南、ノナム・トラン河口に位置するロ・リ・ボン (Ko Libong) 英領馬來との國境に近き二大島の北に於けるタルタウ島 (Tartau) 其の南の島は英領) 等の諸島が縦列してゐる。轉じて半島東岸を見るに、スー・トーン 東北沖のロ・ン・ガン (Ko Pangan) 北、ロ・サムイ (Ko Samui) 南) が最も大で、後者は二五五平方軒を有して有用植物に富み、世界最良の古々椰子を生産すると云はれる。メーナム・チャオ・ブライー河口の東南約四五軒にコ・シー・チャン (Ko Si Chan) 群島があり、右河口門洲の爲盤谷に出入し得ぬ大船船はこの島陰にて荷役をなし、又は船腹の一部を揚卸する。其の南方沿岸には密林にて蔽はれ石岬々とした險阻な島が聳立してゐる。其の中最も大なるはコ・チャーン (Ko Chang or Jung) で北緯一二度に位し、長さ三〇軒、最大幅一〇軒、面積一八〇平方軒を有す。之に並ぐ大島としては、右島の東南國境最南端の沖合にあるコ・クート (Ko Kut) 暹羅灣東岸の大突角リアント岬(前出)に近くコ・クラム (Ko Kraun or Kraun) 等を見よ。

七 氣 象

本土は割然たる乾・雨の兩期を有す。兩期は西南季節風の影響にて、四月末頃より十一月の半に及ぶ。乾期は更に涼期と暑期の二期に分れ、涼期は雨期の終りより二月半、暑期は二月半より四月末に亘る。半島にては其の脊骨をなす縦走山脈を分界として、其の西岸の雨期は本土と同様であるが、東岸の雨期は少しく遅れ、八月に始まつて一、二月に及び、且つ緯度が南下する爲割然たる涼期を見ない。

降水量 乾期には殆ど降水を見ない。之を盤谷に就て見るに、此の間の總降水量は僅かに三〇一軒にて、降水日数は月當り平均三日に過ぎぬ。然し一

且雨期に入れば、殆ど連日の如く一時間乃至三時間に亘る驟雨が沛然と殺到し、九月に最も多い。此の六箇月間の總量は一、一九一軒にて、平均降水日数は月の過半を占めてゐる。全國の年平均總量は約一、四三〇軒である。降水の最も多量に上るのはブーケットよりラン・ノン (Banong) に亘る西海岸にて、年平均降水量三、三〇〇軒に上り、一、三〇〇軒を下る年なく、其の約中間のタクアバー (Takapa) にては一、九一五年に六、六〇六軒の降水を見た。之に反し最も降水の少い地方は東北鐵道上のケン・コイ (Kengko) からコー・ラートに至る間に、年平均八八〇軒、同線上のチャントウク (Chantuk) にては一、九二三年に僅々二七三六軒の降水を見たことがある。米作の中心地たる中部平原は、西部國境山脈が雨氣を含んだ西南季節風を阻止するので、比較的降水量少く、五月一十月間の幾内七州(中部暹羅七州)位置、面積の項(參照)に於ける平均降水量は一、〇〇〇軒即ち右山脈西側の約四分の一に過ぎぬ。

風 ランシット (Rangsit) 観測所の観測によれば、地表風の方向は一月の東南東より漸次九月の西南西に變じ、爾後急に北東及北となつて年末に及ぶ。本土の年平均風速は一・八六米(秒)で、最高記録は二・五一米である。風量最も多く且つ強いのは二月より六、七月の間で、八月一月の間は風速弱く且つ靜謐なる日が多い。北部は一體に風が多いが風速弱く、半島にては風速は中部と大差ないが無風日が多い。暹羅には颱風なく、記録の存する所は唯盤谷(一九二一年三月三十一日)及アナタヤ州のタンヤブリー(一九二六年五月六日)に起つた小旋風並にチヌムボン(一九二九年十二月二十日)に於ける旋風を算へるのみである。之等は甚だ強烈にて倒壊せる家屋・高樹は多數に上つたが、然し小範圍の颶風に過ぎなかつた。

氣温 年當り平均氣温は盤谷にて二七・七度(一九三二一年)、ランシットにて少しく高く二九・〇度(一九三二一年)、北部チェンマイにて二五・九度、半島の南部パターニーにて二七・九度(一九二七年)に於て、臺灣の恒春より稍高い。中部にては十月一二月の間は北東の風を受けて年中の最涼期をなし、十二月が最も涼しく、日盛りには三〇度近く昇騰するが、朝夕は二〇度計りに下降する。爾餘の間は南西の海風多く、二月頃より氣

温は漸次昇騰し、雨期前の四、五月が極暑期をなして、盤谷に於ける十箇年平均二九・四度に達する。爾餘の領域も氣温の變化は大體中部に伴ふが、其の間著しく地方特殊の事情に支配されてゐる。北部暹羅は海風を見ぬと副射熱大なる爲大陸性氣候を帯び、日中は中部より稍氣温高く夜間は却つて低く極差は比較的大である。更に東部暹羅に入ると、周圍の連峰は南方及東方よ

りの涼風を遮断し、紅土の裸地は日光に曝されて酷暑甚だしく、加ふるに副射熱の爲極差最も大で、涼期の夜間は著しく低温となるが、之に反し半島暹羅は東及西の海風が交互に吹通し、氣温極差は最も小である。因に盤谷は、人口増大と洋式建築の擴延とに因り、氣温及極差は漸次高大となりつゝある。

統 計

× 盤谷月別氣壓・氣温・降水量表

月 別	氣 壓 (毫 米)					氣 温 (攝 氏)					降 水 量 (毫 米)				
	年 平 均	一 九 二 一 年	一 九 二 二 年	一 九 二 三 年	一 九 二 四 年	年 平 均	一 九 二 一 年	一 九 二 二 年	一 九 二 三 年	一 九 二 四 年	年 平 均	一 九 二 一 年	一 九 二 二 年	一 九 二 三 年	一 九 二 四 年
一	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
二	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
三	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
四	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
五	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
六	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
七	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
八	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
九	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
十	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
年 平 均	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	1013.7	27.7	27.7	27.7	27.7	27.7	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0

(備考) 一八五九一六八年に關する數字は Dr. Campbell (英大使館附屬) 氣壓計、Comprehensive Office of the Royal Survey Dept. の觀測、其の餘は Bureau of Commercial Information and Trade Statistics の觀測、一月六月迄は午前八時、十月午後一時、三月、八月十二月迄は午前九時、正午、午後三時の三回觀測。

× 測量局觀測室の位置及海拔一北緯二三度四五分、東經一〇〇度二九分五五分、海拔一八〇米。

各地月別氣壓・氣溫・降水量表

出所同前表

月別	氣壓 (mmHg)			氣溫 (°C)			降水量 (mm)			濕度 (%)		風向	風速 (km/h)
	平均	最高	最低	平均	最大	最小	最高	最低	總量	一日量	最多		
一	760.8	768.0	753.0	27.1	31.7	22.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	北	1.5
二	760.8	768.0	753.0	27.1	31.7	22.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	北	1.5
三	760.8	768.0	753.0	27.1	31.7	22.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	北	1.5
四	760.8	768.0	753.0	27.1	31.7	22.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	北	1.5
五	760.8	768.0	753.0	27.1	31.7	22.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	北	1.5
六	760.8	768.0	753.0	27.1	31.7	22.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	北	1.5
七	760.8	768.0	753.0	27.1	31.7	22.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	北	1.5
八	760.8	768.0	753.0	27.1	31.7	22.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	北	1.5
九	760.8	768.0	753.0	27.1	31.7	22.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	北	1.5
十	760.8	768.0	753.0	27.1	31.7	22.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	北	1.5
十一	760.8	768.0	753.0	27.1	31.7	22.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	北	1.5
十二	760.8	768.0	753.0	27.1	31.7	22.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	北	1.5
全年	760.8	768.0	753.0	27.1	31.7	22.5	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	北	1.5

タイニイ湖候所 (一九三二—三三年) (パーヤツン州、北緯六度五十分四分八秒、東經九十九度一分二分、海抜三〇七・七二米)

タイニイ湖候所 (一九二七—二八年) (パーヤツン州、北緯六度五十分四分八秒、東經九十九度一分二分、海抜三〇七・七二米)

(註) ランシット及チェンマイは一九三四年の記録。

各州・月別平均降水量表 (一九二七—三三年平均)

單位: 公厘 出所: 同前表

州名	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	全年
クルンテープ	106.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
アユタヤー	106.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
ナーン・チャイシー	106.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
ナーン・ブリー	106.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
ナーン・サワン	106.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
パーン・ブリー	106.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
ビヤマローク	106.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
チャンタプリー	106.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

暹羅...地理

武岩脈が、チエンマイーチエンライ間及ナーン市の東北には鹽基性岩脈を見るが、殆ど流紋岩又は中性長石で、ムアン・パヤオ (Muang Phayao) の東北、ナーン縣下、チエンライ縣下に其の岩脈を見る。之等貫入岩脈の走向は一般に構造走向に應じてゐる。東部ではコーラート南方に、東南部ではクワート (Krat) 縣の國境山脈の麓、ルビー嶺山に玄武岩を見る。半島では花崗岩ベグマイト脈が花崗岩及其の周圍の水分岩中に貫入し、錫嶺山の本脈をなしてゐる。即ちこの岩脈の浸蝕及分解から生ずる沖積層から錫を採取する。

(註) 外人はシムラ(Catapan)と云ふ。②公式はトラー(Trat)と云ふ。

變成岩——本岩は花崗岩の貫入翼上又は之と結合してゐる。主として片岩、片麻岩、粘板岩、珪岩よりなり、殆ど古生代に屬するが、ブーケット及北部暹羅には兩前のももある。

古生代岩——頁岩・砂岩・石灰岩より成り、北部及半島の露出岩面の大部分を形成してゐる(厚さは半島では四七千呎、北部では三三・五千呎)。石灰岩系統は暹羅風景の顯著な地文上の特長をなすもので、その露頭は南は馬來國境から北はチエンライ迄斷續的に延走し、通常孤立した連嶺的峻峰をなして平野又は丘陵中に急立し、高きは七千呎に及ぶ。殆ど高度に再結晶して處々大理石に變じ、成層及層理は全然消失してゐる。

中生代岩——チエンライの東南部から中部三疊紀の化石が発見されたが、之が中生代岩の唯一の確證である。メー・フアン (Me Fang) 盆地にも花崗岩礫と共に變岩を含む點から中生代所屬のものと認められる層がある。半島ではその存在が判明しない。恐らく第三紀前の浸蝕により排除されたものであらう。

第三紀岩——本岩は北部及半島では互に孤在する狹隘な盆地を占めてゐる。北部の殆ど全盆地は急峻な堅岩の丘陵で完全に圍繞され、盆地よりも若い急峻な峡谷で互に分離されてゐる。恐らくこの盆地は大規模な斷層及褶曲による陥落から生來したものと想はれる。コーラート高原に側接して走り、ラウーイ (Lau or Looy) 南方の高山、スコタイ (Sukotai or Sukhothai) 西

方のカオ・ルアン山、クエー・ノイ水源東方の諸山等の帽子を形成する大砂岩層も多分第三紀岩に屬するものであらう。第三紀岩中には大抵薄い褐炭の敷層がある。

第四紀層——半島の主として海岸附近には本紀に屬する碎屑層があり、ブーケット島、ソクラーの西、ハート・ヤイ、バダン、プサル (Pulang Besar) 間にも洪積期の砂質軟粘土及砂礫の層がある。北部では可成りの大沖積層が比較的大きな谷に發見されるが、最も廣汎に亘るものは所謂メーナム・デルタ及沿岸平野で、今尙沖積しつつある。

温泉——温泉は國內諸所に散在する。最大なのはムアン・フアインの西北二時間行程の變成岩と結合した花崗岩地帯にある。右温泉の存在は比較的最近に火山の活動があつた證左で、北部國境のホン・サーワディー (Hong Sawadi) 附近には二個の小死火山があり、火孔には煙と硫黄臭を發する龜裂がある。

構造——東部を除き地質の構成は略北南に走る一連の平行褶曲より成り、大概花崗岩の餅盤が之に貫入してゐる。此の種の褶曲はチエンマイの東に五箇所(同市の西にもある筈)、半島のトウン・ソーン (Tung Song) の西に七箇所認められる。北部國境附近には褶曲中明白に東折してゐるものがあり、半島の南部では一般に北二〇度西の走向を有す。半島には海中に走入してゐると想はれる褶曲もあり、ソクラー東南の花崗岩及ベーンドン東方の花崗岩諸島は中斷せる露頭を有する花崗岩餅盤である事は褶曲の一般走向から推想される。北部では褶曲が東折する地方に重大な斷層があるが、半島には少い。半島で最も著名な斷層はブーケット島東北方の本土にあるもので、切斷は甚だ鋭く、西に一帶の石灰岩を、東に第三紀層低地を分離してゐる。花崗岩もその貫入後甚しい緊張裡に置かれ、斷層をなした模様である。第三紀岩も著しい褶曲を起したが、古生代の褶曲と異なり甚だ不規則である。

九 植 物

暹羅は北約六度から二〇度半に亘る熱帯に横はり、其の地形・氣温・湿度等

樹木の多くは椰子 (Livistona sp.)、水流沿ひには Pandanus furcatus が普生してゐる。ブラチニアツツ、キリーリカン附近では國境山脈中の高山が車窓から仰がれるが、その上部は常緑林、下部はルアン (Ruan: Thyrsostichys bannensis) と呼ぶ小竹の多い鬱林である。停車場には屢丸太を堆積してゐるが、丸太は通常花欄で、小丸太は黒檀である。之から以北は後生林及開闢な灌木多く、屢有棘竹 (Bambusa arundinacea) が繁茂し、處々に米田が散在する。ソクチャンリー (Petchabun, Petchuri, Bejrapuri) 近くと米田の畦に多數のトディー椰子 (Borass flabellifera) が栽培され、幹には無花果屬の氣生植物が附著し、蘭も普通に見る。右市以北は主として米田であるがコガネンダ、Phoenix paludosa、ニャンフヒ等が普生する鹹澤も目撃する。

(註) ①地方はムアン・パヤオ (Muang Phayao) である。

メー・クローン河を渡ると所謂メーナム・デルタが續く。整谷附近の植物群は、幾世紀に亘る人類移住の影響を深く受け、原始林の痕跡は殆ど之を見ないのみならず、標高數呎の沖積硬粘土上にあること、鹹の影響ある水路網下にあること、乾燥及氾濫の剽期あること等地理的及氣候的影響も著しく受けてゐる。高潮時に沿岸が浸水する大水路附近には紅樹林があり、デルタ上唯一の原始林の痕跡をなすが、本林も亦防岸用又は薪炭用に栽植されたものが屢ある。本林中最優勢樹はラムプー又はハート (Lampu or Pat: Sonneratia alata) で、有棘葉灌木 Acanthus craticulatus も普生する。樹木を見ない小堀網の沿地等には無數の背類、前記 Acanthus タコノキ、緑色の圓形大果及白色星状花を付ける小木の Cordia Adolam、羊齒等が繁茂し、之にシマヤマダ、ルマ、シヒノキカッタ等無數の雜草植物が蔓延して居り、又その水面にはホテイ草、アサガホナ、浮草等が繁茂してゐる。沼澤地の植物群落も略同様で蓮、睡蓮等が栽培される。河口附近の紅樹林では Sonneratia の代りに Brugiera, Antennaria, Xylocarpus, Ceriops, Rhizophora が優勢である。右の外河畔にはニツ、椰子を屢目撃し、殊に河口には廣面積に亘つて繁茂してゐるが、殆ど栽培物である。又枝下三〇米に及ぶ立派な二羽柿科のヤーン (Xang: Dypterocarpus alatus) を混へた半自然林を往々古刹の境内に見ること

著しく變化に富み、習性及要求を異にする植物に諸種の最適な生育條件を提供してゐるから、自然その植物群は甚だ豊富多種で、開花植物のみにても一萬種に近くと云ふ。植物中顯著な科は蘭科・荳科・茜草科・大戟科・禾本科・莎草科・爵床科・蕃荔枝科・野牡丹科、恐らく三〇種以上を含む大屬中には Desmodium, Dactyloctenium, Ranunculus, Eugenia, Begonia, Diogenes, Ipomoea, Piper, Ficus, Dendrochium, Bulbophyllum, Erica, Dioscorea, Calamus, Cyperus 等があり、Eugenia, Ficus, Dendrochium の如きは其の種八〇に及んでゐる。北緯一〇—一度以南の植物群は馬來植物群と同様であるが、右以北は印度支那半島の大部を占める同型植物群の一部と認められる。とは云へ暹羅の植物群は著しく風土性を示し、今日迄指名された植物の一九二〇%は國外にその記録を見ない。尙西部國境上を馬來半島に南走する山脈に沿ひ、東ヒマラヤ及アツサムから多數の植物分布上の要素が南延してゐるが、半島南部の馬來型植物群は之に相應した大北延を見ず、暹羅海岸に於て更に北上してゐるのは奇觀である。之には氣候が主要素をなすのは勿論であるが、馬來半島南部が海により長期間主陸から切斷されてゐた地質史も考慮を要す。暹羅の森林構成に就ては林業の項に詳述するから、茲には旅行者の目に映する鐵道沿線の林相に付簡述する。半島鐵道にて北上すると國境から暫らくは稍繁茂した後生林があり、低い廣葉の竹 Graminoides ligulata が普生し、屢護謨林を見る。ハート・ヤイから七、八軒北上するとカンプテ樹より成る廣面積の開闢な林を横ぎる。少し進むと特殊の植物群落に被はれた石灰岩山が多數急立し、珍奇な花を付ける Holoptelea, Excoecaria tetragynum, Dillenia, Hookeri, Decaschista 等が繁茂する開闢なサブアンナと仙人掌様の Euphorbia と Dryasium 及 Pandanus の諸種が目撃する。北緯八度近くでは羽狀灌木 Baecca frutescens が優勢でカンプテの灌木や旅行者が始終目撃する。羊齒 Pteridium aquilinum が生育する砂質地の低林を見る。トウン・ソーン連絡線からチナム・ホーン迄は夜行となるが、後者以北六〇軒間は起伏あるサブアンナ及少數の樹木が散點する開けた草丘を見る。之は開墾の遺相で、年々の草火事が復林を妨げてゐる。草は栽培業者の害敵ラン草で、山頂に伐殘された

に普生する一變種の他に暹羅特有の二變種があり、その中の一變種は緑眼で、均一な青白黄褐色に配するに尾及耳の先、四肢、及鼻口部の暗褐色を以てし、他は一樣に鮮紫色を呈して黄眼を有し、暹羅猫として歐米の愛猫家に珍重される。麝香猫屬・ハクビシシ属・川類等も數種あつて種でなく、其の他全國に分布するデヤカル及野生犬、南部産の馬來熊、北部に棲む西蔵熊等の食肉動物も居り、Galeopithecus, Javan, Pichia, Crocidura, Parusagor 等の食蟲動物も棲む。翼手自たる蝙蝠は甚だ多種豊富で、暹羅で記録された種は六〇餘、食果種には世界最大の蝙蝠で樹上に群棲時には數千の大群をなすし、夜間果樹園に著大な被害を與へる大蝙蝠屬(三、四種)の他諸屬を見、昆蟲の捕食により人類に貢獻する食蟲類には約二〇屬があり、菊頭蝙蝠屬及神樂蝙蝠屬が種數殆どを占めてゐる。暹羅の哺乳動物中最も豊富なのは齧齒目で、栗鼠は七〇種及變種、家鼠の同屬は五〇種及亞種が記録され、野兎も全國に豊穰する。肉は食用に皮は漢藥に供せられる穿山甲は暹羅唯一の貧齒動物である。海棲哺乳類には鼠海家屬・海家屬・小鯨・儒艮があるが、研究が甚だ不完全である。

歴史

年代記摘要—近世史—立憲革命

一年代記摘要

- 一三五〇年 アヌタヤに新王朝建設
- 一六三〇 山田長政六昆にて薨す
- 一六五九 コンスタンチン、フアウルコン來暹
- 一七六七 アヌタヤ—緬甸軍の爲に陥落
- 一七八二 現王朝の祖チャオ・アラヤ・チャクリー盤谷にて登位
- 一八五一 モンクット王登位
- 一八六八 チュラロンコーン王登位
- 一八九三 佛・暹事件、湄公河以東の老撾を佛國に割讓
- 一九〇七 ベトナムを佛國に割讓
- 一九〇九 ケランタン及トレンガヌを英國に割讓
- 一九一〇 ワヂラット王登位
- 一九一七 獨・埃に宣戰布告、翌年遠征軍派遣
- 一九二四 日・暹條約調印
- 一九二五 プラチャティボック王登位
- 一九三二 六月立憲革命、十二月恒久憲法發布
- 一九三五 三月ラーマ七世退位、アナタ・マヒドーン王即位

スコタイ—スワンカローク王朝時代 黎明時の暹羅には、全地に亘りて多數のモン・クメル(Mon-Khmer) 人種並に東埔寨より移住した種族が散住してゐた。其の最古の居留地スコタイ(Sukotai)は、紀元前三〇〇年頃既に可成りの村落をなし、婆羅門教を奉じてゐたが、約二世紀の後酋長アラヤ・タマラーチャー(Paya Dhammaraja)は同地方の王となり、一子を同市に残して新都スワンカローク(Swankalok)に遷つた。爾後兩市は交互に首都となり、スコタイ—スワンカローク王國と稱へて、漸次強大となり、クメール及ラオ諸國を降して附庸國となし、東埔寨の羈絆を脱すると共に

に、夙に特殊の字母を用ひ、文學美術興り、交易廣まり、傑王アラ・ルアン(Phra Ruang)の治下に於ては繁榮の極に達して、東は湄公より西はサルウキーンの兩河、北はチェンマイより南は馬來半島に及ぶ大帝國となり、威風四隣を壓した。併し同王の死(約一〇九〇年)後は漸次凋衰を辿り、王朝とは名のみにて威令再び行はれず、アヌタヤ王朝興るに及びては單に一地方官たるに過ぎざるに至つた。

ラオ族の播種占勢 當時北境山地に居住せしラオ・タイ(Lao-Tai)種族の一支族たるラオ族は、漸次其の數と勢とを加へ、西曆五七五年の頃は現今のラムプーン(Lampang)、チェンセン(Chiangsen)等に強力なる王國を建設し、爾後幾世紀に亘り遠く南征してタメル諸國を侵し、諸地に居留するに至つた。アラ・ルアンの死後、ムアン・ハン(Muang Hang)の酋長シタマラーチャー(Sidhammaraja)はスコタイ王軍を擊破し、ムサコック(Pasankhok)に首都を定め、其の子ナラ・シマ(Kesara Sima)をスコタイの王女に入婚せしめてロープリー(Lopburi)王に封じた。併しシタマラーチャーの死後は急速に衰落し、後者が代つて中樞となつたが、ケサラシマは登位後間もなく東埔寨、次いでベターに敗戦し、ナライ(Narai)王のノンサノ(Kang Saui)遷都(約一八〇年)の頃迄、同時に東西二強國の附庸國たる奇現象を呈した。十三世紀の初葉に當り、支那西南部に居住せしラオ・タイ種族の一支族タイ(Tai)族が、忽必烈に驅逐されて北部暹羅に移下するに及び、先住ラオ族は逐はれて最終最大なる南進を始め、ノンサノ王國を侵してスバンブリー(Supaburi)に首都を建設し、更に南進して半島を蹂躪したが、スバンブリー王アラ・ナヤ・ウ・トーン(Phra Chao U Thong)はノンサノ市を收めて新都アヌタヤを興した。

タイ族(暹羅人)の發祥 如上南移したタイ族は、總て前住モン・クメール族の文物及習俗を取入れ、力めて之と共に婚した結果、之等の混血人は急速に増加し、古來暹羅に占住する諸國を總稱するに用ゐたシヤマ(Syama)漸次(Siam)と轉訛)なる語を以てシヤマ人と呼ばれるに至つた。之即ち今日暹民の中樞をなすタイ(Thai)自由の義)族の發祥である。

アヌタヤ—首都時代(一三七—一七六七) アラチャオ・ウ・トーンがアラマ・タイボディ(Phra Rama Thibodi 一三五〇—一六九)なる稱號の下にアヌタヤに君臨するやスコタイ、スワンカローク王國の全土を奪回統一し、今日尙繼承されつゝある優秀なる諸法規を編纂して、アヌタヤ朝四〇〇年の基礎を置いた。爾後其の後裔が相承けて王位に登り、東埔寨及チェンマイを蹂躪して國勢次第に加つたが、マハー・イン(Maha Indra)の治下に執拗なる緬甸の攻撃を受けて首都は破壊掠奪され、正に滅亡の悲運に際會せんとした。時にアラ・ナレースワン(Phra Narasuan) 起ちて(一五六五年)再三再四緬甸及東埔寨軍を破り、更に進んで其の首都を蹂躪し、三〇年を出でずして祖國を北緯四度—二度、東經九六度—一〇六度に亘る鞏固なる大帝國となした。其の死(一六〇五年)後三代を経て一大革命起り、政權は貴族であつたアラ・チャオ・ナラー・トーン王(Phra Chao Prasat Thong)に借取され、其の子アラ・ナライ(Phra Narai)の登極(一六五五年)後約三〇年間は平和に繁榮し、商業美術大いに興り、對歐外交確立され、極東の一強國として西歐に博知せられるに至つたが、一希臘人宰相の野謀は暴動となり、結局一高官アラ・テ・アララーチャー(Phra Theparaja)が擁立されて登位(一六八八年)した。同王は外交を更新し貿易を再興したが、死後再びナライ王の子が王位を回復した。併し爾後二代を経たるソムデット・アラ・マハー・ボワーン・ビニット(Somdet Phra Maha Bawari Binit)の治下に、十六世紀末葉より中絶してゐた緬甸の侵襲を受けて、首都は重圍に陥り、防戦力も空しく、終に一七六七年に陥落し、王は誅戮され市民は捕虜となり、諸記録は湮滅し、四百有十七年に亘り權勢飛鳥を落したアヌタヤは一朝にして灰原に歸した。

歐人滲染とルイ十四世の野望 十六世紀の最初葡萄牙人はアヌタヤ—其の他諸港に渡來して主として貿易に従事したが、約一世紀の後英・和船も暹羅領海に出現するに及んで、葡人は衰微し蘭人代つて繁榮した事等に就ては「商業の部に詳述する如くである。一六五九年一希臘人コンスタンチン・ファウルコン(Constantine Phaulkon)來暹し、時の國王アラ・ナライの宰相に榮

達するに及び、英・佛も招かれて貿易に参加し、貿易興つて當國は一時大いに繁栄した。茲にルキ十四世は羅馬加特力教の布教中心地としてアナタヤーを選び、一團の布教師を派遣したが(一六六二年)、右宰相は佛相コルベールと呼應し、佛王を動かして當國上下を基督教に改宗せしめ、之に佛國の最上権を樹立せんとし、數多の兵艦を送らしむるに至つて、茲に内亂勃發し、王は幽閉され右宰相は誅戮され、歐人商人は悉く國外に驅逐された。

日本人の渡來と覇業 邦人のアナタヤーに鞏固なる居留地を形成したのはアラ・ナレーヌワン王の時代に於て、本邦文獻には、慶長(一五九六)年間長崎の商人津田又左衛門渡邊し、壯士六、七百人を率ゐてベグラーの入寇軍を撃破し、王の寵遇を得たとあり、又其の後アラ(亞華)の入寇に際しても木谷久左衛門起つて邦人軍を統べ、首都の危急を救つて國政に與るに至つたと云ふ。一世の奇傑山田仁左衛門長政の渡邊したのも此の頃に於て、次帝エー・トサロット(Ekathosarak)に仕へて邦人よりなる近衛兵の指揮官となり、王に勸めて家康と修交せしめた。次いでソンナム(Songham、一六一〇—一六二八年)王登位し、一貴族を處刑するに及び、其の一味の邦人の二八〇名は反亂を起し、王に迫りて諸種の條件を承諾せしめ、首都を包圍掠奪してベチャブーン(Phachabun)に籠つたが、間もなく王軍に擊破された。併し王は前約の全部は破棄せず、邦人も之を悉く國外に放逐しなかつたもの、如く、後年尙長政の指揮する邦人の近衛兵は存続してゐた。長政は功績多く徳望高く、王の厚遇を受けて頗る重用され、先づ膺普刺(現今のPhya)後に、アチャーセナー・ドモタ(Phya Senghinuk)に叙せられた。王の薨去に先ち夫々王弟及王の長子擁護して陸軍大臣及アー・シー・ウオラウオン(Phya Sri Worawong)の間に王位繼承問題を起し、長政及其の麾下にある邦人軍六百の同意を得んとして互に策動したが、長政は本邦家督相續の慣習を可として王子擁立を王に内申するに及び、終に新帝ジェッター(Jetta、御年十五歳)の登位(一六二八年)を見た。然し幼帝擁立はアー・シー・ウオラウオンの野望達成の具に過ぎず、彼は王弟以下反對黨を殺戮して兵馬の實権を收め、諸臣を煽動して、在位二年に充たぬ幼王を弑し、長政を説いて自ら登位せんとした

が、長政は王弟アテイタヤウオン(Athiyawong、十歳)の登極を主張して肯かず、彼は止むなく一時長政に同意したかの如くに装ひ、先づ野心遂行の一大障害たる長政を遠ざけんとして甘言を以て、長政を反服常なき六昆(ナコン・シタムマラート)の總督に赴任せしめ、機を逸せず先づ攝政となり、次いで事を設けて幼帝を弑し、終にアラサー・トーン(阿三)の稱號の下に登位したが、同王は自己の安寧を圖る爲間もなく長政を毒殺した。其の子オイ(Oh、阿因十八歳)は復讐せんとして起つたが、偶々留任して居た前總督の奸策の爲成就せずして邦人の大部分と共に東埔葉に逃れ、後年戦死したといふ。其の他の邦人は前に逐放せられた多數邦人を引具して再びアナタヤーに歸つたが、王は之を甚だ虐れ、一六三二年の雨季、夜暗に乗じて日本人町を急襲し、之を滅盡せんと企圖するに及び、邦人の多くは河中に遁れ、激戦しつゝ東埔葉に走つた。時恰も寛永九年にて、爾後少數の邦人は尙在留し、一六三四年のバディー・遠征にも参加したもの、如くであるが、昔日の活躍と面目とは全然其の影を斷つに至つた。

盤谷遷都とチャクリー王朝 アナタヤー陥落前チャンタブーン地方に遊走した一官吏タークシン(Thaksin、トクシン)は兵を糾合して、アナタヤーに迫り、緬甸の守備隊を一蹴して現今の盤谷市の對岸トンプリー(Tonburi or Tamburi)を下して首都と定め、南は半島より北はルアンパブーンの北境に至る暹羅全土を回取した。次いで前王朝の朝臣アー・チャクリー(Pha Chakri)が推戴されて登極し(一七八二年)、緬甸と勝戦して半島緬甸を回取し(一七九二年)、帝都を東岸に遷した。之が所謂チャクリー現王朝の第一世にて、後世アラ・ブタ・マ・ヤート・ン・アー・チュラローク(Chulalongkorn)と稱するに至つた。

- 1782—1809 Phra Buddha Yod Fa Chulalongkorn (Rama I)
- 1809—1824 Phra Buddha Laos La Nakhlaya Maha Isara Santorn (Rama II)
- 1824—1851 Phra Nang Kiao Maha Jetta Pakhiron (Rama III)

二 近世史

王子ラーマ二世即位の年、附庸國たる東埔葉を救援して安南入寇軍と交戦したが、結局ベトナム縣のみを併合して和戦した。其の崩御に當り一庶子が正嗣を排して篡位したが、新帝は英・米と條約を締結して對歐外交を更新し、一八二八年にはウキエン・チャン(Wiang Chan)の反亂を鎮定した。

右王の薨後ラーマ二世の正嗣モンクット王子が迎立された。王は學徳高く、内外上下の實情に通曉した明帝にて、一八八五年の對英新條約を始め、佛・米(其の翌年)、丁株及ハンザ同盟市(一八五八年)、葡萄牙(一八五九年)、和蘭(一八六〇年)、普魯西(一八六二年)と條約を結んで外交・貿易を開き、内治を改善し、交通を開き、工業・教育に力める所大であつた。

次帝チネラロンコン王は幼にして登位したが、爪哇、印度及歐洲に外遊して近代文化に觸れ、諸般の大改革を敢行した。即ち行政各部に於て封建制は漸廢され、徐々に奴隸を廢し、法規は地方酋長の所領にも及ぼし、司法制度を改良し、官吏の俸給統一を斷行し、財政の基礎を固め、徴租制度を改善して租税の請負を廢し、一八八五年には郵便電信事務を開如し、一八九二年以來着々鐵道を建設し、軍制を改新して徴兵制度を採用し、公開賭博及阿片吸飲の漸廢を圖つた。

佛・暹事件 此の頃暹羅は、佛國の植民地擴張の犠牲となつて一大危機に遭會した。一八八八年、佛國は曾て其の保護國安南の所領たる湄公河以東の暹領の返還を要求したが、暹羅は之を容れず、境界を劃定し得る迄右地帯を中立地帯とすべき提案をなし、佛國は一時之を受諾したが、爾後互に違約を問責し合つて紛糾を重ね、終に一八九三年安南軍は右諸地を占領した。茲

に暹羅は本事件を仲裁々に附せんと提議したが、佛國の容れる筈なく、偶發した佛國官吏の殺害を暹羅守備軍の所爲となし、軍艦を派して盤谷及暹羅灣東岸を封鎖し、同年十月諸種の屈辱的條件を承認せしめ、更に條件の履行促進に名を藉りて一九〇四年迄チャンタブーンの軍事的占領をなした。然し佛國勢力の西進を欣ばぬ英國は、一八九六年佛國と協定を遂げて暹羅の獨立を保證し、次いで一九〇四年及一九〇七年の對佛條約及一九〇九年の對英條約により、今日の東部及半島國境外の所領を失ひ、代償として兩國の治外法權撤廢を得るに至つた。

ラーマ六世及先帝の内・外政刷新 一九一〇年十月二十三日英帝ラーマ五世崩御、王子ワチラウット殿下王位御繼承、先帝の偉業を完就し、國民を導導して庶政の改革を斷行、更に國民意識を充實せしめるに力を致された。他方外政に於ては、世界大戰に際し獨・塊に宣戰布告して遠征軍を派遣、日・暹條約の調印等あり、英邁に在らせられて同國の治績大いに擧つたが、一九二五年十一月二十六日在位十五年にて崩御あらせられた。同年は佛・英・獨・葡・西・蘭・瑞八國との新條約を締結し、英國との仲裁・判條約に調印したるを以て記念すべき年であつた。之等新條約を以て暹羅は司法上及關稅上の自主權を獲たが、之は列強に當國々政の進歩を認められたる證左である。

王弟アラチャイボック殿下王位を御繼承、直ちに國政諸般の諮詢機關と最高顧問會議を創設せられ、又只管經費節減によつて豫算の均衡を回取する爲に、皇帝自ら多額の王室費を削減して親しく範を垂れさせられ、行政整理の斷行を初めとし、對外通商條約の改正、樞密院法・其他諸法規の發布等内治外政に盡くされ、暹羅の治政は著しく改善されるに至つた。

三 立憲革命

暹羅は建國以來國家の政治と王家の家事との間に明確な區別がなく、それが稍區別せらるゝに至つたのは前世紀の九十年代のことで、二十世紀も三十年代に至るまで舊時代の遺物たる君主專制政治が依然繼續せられてゐたわけである。然し國民の間に專制政治に對する不平がなかつた譯ではなく、ラ

マ第六世(一九〇一—二五年)在位時代の一九一二年に專制政治打破を目指した革命が企てられ、未だに發覺して數十人の關係者が逮捕並に處罰せられて落著したことがある。先帝ラーマ第七世は比較的由自由思想に富まれ、現に立憲革命の突發した時には、皇帝は恰も南運ア・ヒン離宮に於て既に完成してゐた欽定憲法の草案を再吟味してゐられたといふ事實があり、立憲政治創始の御志は御即位の當初から保持せられたもので、即位後間もなく、久しく有名無實の存在であつた樞密院を改革して、各省官吏の内から四十人の委員を選任して、重要法案の審議機關とせられたのであるが、その改革案發布の詔書に於て、「此の度の改革の趣旨は、將來政治革新の機運到來に當りて、其の實行を容易ならしむる爲に各員をして會議討論の術に熟せしめんとするにある」と述べられてゐるに見ても陛下の御意の存するところを知ることが出来る。更に之よりも一層重要で注意すべきものは最高議院の創設であつた。最高議院は最高級の皇族四名乃至六名を以て定員と爲し、皇帝の親裁する國家最高政策決定機關として、内閣會議の上に立つたものであつた。當時にあつては、ラーマ六世治世中に於ける所謂變臣政治に對する反感があつた爲國民は均しく此の舉を歓迎した。然し爾來皇族の政治上に於ける地位は著しく重要な度を加へ、最高議院顧問官が官制上皇族の獨占するところであつたばかりでなく内閣諸大臣の地位も皇族を以て充てられるものが漸次多くなり、立憲革命勃發の當時には九人の大臣中六人まで皇族に依つて占められ、暹羅の政治は、その實質に於て君主專制と言ふより、寧ろ皇族專制と言はるべき觀を呈し、而も皇帝を圍繞して最高議院に據れる皇族母兄ナコン・サワン殿下を初めとする最高級の皇族は何れも事大保守を念とする人達で、内政上にも外交上にも只管現狀維持を事とするばかりでなく重要官吏の登用に付ても依情の措置が少なくなく、又所管事務に關しても私利を營む者があるとの悲愴が宣傳され、政府の施政中には個人的趣味を満足せしむる爲に國家の施政を弄び、國民の利益を犠牲に供して憚らぬといふが如き幾多の非難があげられ、國民の皇族政治に對する不平が次第に熾盛して來た。元來暹羅に於ては國家統治の大權は人民に發するもので、國王には學德を具へた者を推戴

し、人民に代つて大權を行使して貰ふものと信ぜられて來たので、此等の皇族は實は皇帝の英明を蔽ふ君側の奸であると考へられた。然しかかる皇族專制政治の積弊を是正すべき手段は既存制度の下に於ては全然望みなく、又革新の意嚮を有せらるゝ皇帝も元來清柳の質である爲右の如き皇族專制の弊害助長は却つて濃化する傾向にさへあり、而も一般大衆には政治的訓練がなく、言論の實質的自由もないが故に、輿論を喚起して革新の氣運を促進し、合法的平和的手段に依て立憲政治を斷行して政界に改新の氣を注入すると言ふが如きは百年河清を待つに等しく、此際斷乎として直接行動に出で、守舊頑迷の一派を排除するの外は無いとの見解を持つる革新派が漸次擡頭するに至つた。更に此の革新派の躍起を促した原因として擧げらるゝのは、世界經濟恐慌の影響が一九三〇年頃から漸次暹羅にもその重壓を加へた點であつて、暹羅の最重要産物たる米の輸出は極度に不振となり國民生活は全く不安に陥り、政府の歳入缺陷亦甚しく、一九三二年度に於ては遂に豫算編成難を告ぐるに至つた。之が爲政府は各種事業の中止又は繰延を行ひ、一般政費に節約を加ふるの外、多數官吏の罷免を實行したのみならず、他方種々の新税賦課又は増税を實行することとなつたに拘らず、財政の内容に關しては毫も之を國民に開示して其の理解を求むるの措置は取らなかつたので、一般有識階級の不平は俄に昂進して、或は直接皇帝に上書して救済を求め、又は納稅者たる國民に參政の機會を與ふる必要を叫ぶ者等漸く多きを加ふるに至つた。此の間暹羅に二流の革命計畫が熟しつゝあつた。一はルアン・プラヂットを中心とする文官派、一はプラヤー・パホン大佐を中心とする軍部の一派であつたが、此の二派は遂に合流して、人民黨の名の下に一九三二年六月二十四日の拂曉事を擧ぐるに至つた。先づナコン・サワン殿下を初めとして、舊政府の權勢者四十名許りをアナンタ・サコム宮殿に幽閉し、陸海軍部の完全なる結束の下に隣國間に首都の實權を收め、革命の主旨を印刷したビラを撒布して宣傳に努めた。一方、砲艦スコルタイにて特使をアヒン離宮に派遣して、「人民黨は立憲君主政體の樹立を主眼とするもので、陛下には即時首都へ御歸還の上立憲政體の下に統治せられんことを要請した。皇帝は、「國民

の安泰」を惟ひ、又「國際關係紛擾擴大に依て之に乗ぜられんことを恐れて右要請を受諾せられ、二十六日早朝暹幸、直ちに人民黨代表者に謁見を賜つた。かくして黨代表者は、ルアン・プラヂット起草に係る憲法草案を捧呈して、御署名を請ふた。陛下は之を御檢討の上、同案は暹羅の現狀に徴して不適當であり、更に理想的なものを起草するといふ條件の下に翌二十七日「假憲法」として之を裁可された。此の間僅かに四日間、近衛師團長プラヤー・セーナー少將の負傷以外には、何等流血の慘事を見ずして、輝かしい暹羅の立憲革命は成就した。それより直ちに假憲法に據て指名議員七十名より成る第一期人民代表議會が組織され、元文部大臣のチャオ・プラヤー・タムマサクが議長に選舉され、次いで議會は人民委員會委員長として控訴院長プラヤー・マノイを選任、更に十四名の同委員が選任され、直ちに議會の承認を経た。翌日二十九日には人民委員會の推薦に依て皇帝は國務參議を任命、國務院の成立を見た。茲に注目されるのは、革命の指導者達が悉く無任所參議に甘んじ、重要參議には控訴院長プラヤー・マノイが國務總理兼大藏參議に推されたのを初めとし、舊政府時代の重要人物を以てしたことである。之は政府に對する内外の信用を顧慮した爲であつたが、後述する如く爾後一年間革新政治に重大影響を與ふる禍因となつた。前記監禁者は間もなく放免されたが、皇族の參政權は剝奪され、ナコン・サワン殿下は國外居住を命ぜられて、現在爪哇のバンドンに謫居中である。

恒久憲法發布 人民代表議會は其の成立直後、恒久憲法を起草する爲に議員中より七名の起草委員を擧げ、その完成に努力を傾注することとなつた。新憲法草案が一應脱稿を見る迄には四箇月餘の日子を要したのであるが、其の前半期に於ては起草委員會の經過に付ては何等公表されなかつたので、新憲法が果して如何なる主義方針の下に起草せられつゝあるか國民には全く不明で、人心に可なり不安を興へてゐたのであるが、後半期に至り政局及民心の不安を緩和する必要が痛感されるに至つた結果、時局を安定して政權を維持し、憲法ある革命建設の事業を進める爲には、皇帝と緊密なる接觸を保ちつつ、憲法規定中の重要な主義上の問題に付相互に和協を計つて出來得

る限りその制定を促進することが必要であるとの政府内隱健派の主張が容れられ、爾後能く皇帝と接觸を保ち、逐條皇帝の御意見を叩くこととなり、その内容にも慎重な檢討が加へられて、革命勃發當初に於ける人民黨の宣言に於ては共和制度に迄突進せんとするが如き急進的傾向すら示してゐたのに反し、殆ど欽定憲法とも言ふべき理想案が完成した。十一月三日、草案の脱稿と共に委員會は先づ非公式に之を皇帝に捧呈して御親閱を求めた。皇帝の御下渡しを得た委員會は十一月十五日、之を議會に報告、議會では二十五日より之を本會議に上程し、連日連夜熱心討議の末、十一月三十日を以て可決確定したのであつた。

憲法發布式が愈十二月十日と決定せられて、政府及人民黨部に於ては其の準備に忙殺され、一般市民も亦多大の歡喜を以て之を迎へようとしてゐた時に際し、擲に革命の旗擧げに参加したプラヤー・パホン以下五十三名が、十二月七日、人民委員長プラヤー・マノイ及國防大臣プラヤー・ラーチャ・ウオンサンに引率されて皇帝に謁見し、革命當時に於ける其の言動に付て、書を奉つて陳謝の意を表し、皇帝は之を嘉納せられたのであつた。かくて一般の空氣緩和裡に恒久憲法の發布式が全國的奉祝氣分を以て舉行された。

聯盟總會に於ける臺詞 一九三三年二月、滿洲國獨立に關する國際聯盟總會に於て暹羅代表アンバー氏は政府の意を受けて敢然棄權の擧に出で、世界を驚愕たらしめた。暹羅が此の擧に出でたについては、日本の立場に對する深い理解があつた爲ばかりでなく、「暹羅の完全なる獨立自主」といふ革命の指導精神が働いてゐることは見逃せないことであつて、十三箇國委員會の報告案のように滿洲を國際管理下に置くことは、何時か同様の機會に際會した場合、暹羅に同様の管理の及ぶことを承認するようなものであることが考慮されたのは明白である。然らば何故反對投票が出來なかつたか。之は暹羅の經濟的實權を握る暹羅在住の數百萬華僑に對する内政上の關係からであつて、近來頗る民族意識を回復しつゝある是等華僑を不用意に刺戟すること、暹羅の内政上重大事ではなればならなかつた。即ち以上の如き内政・外交上の諸情勢が考慮された結果、此の劃期的な棄權となつたのであるが、從

來道隨外交のほかに外交のなかつた運羅が、兎に角、之に依て自主的外交の方針を中外に明示したことは新興運羅の意氣を示すものとして注目されるべき事であつた。

保守派の占勢 恒久憲法發布と同時に總理以下二十名の國務參議が任命され、新憲法に據る國務院が成立、新國務院は二十日に至つて其の施政方針を議會に於て發表し、議會は之に對して信任決議を通過した。かくて新政府は諸般の施設改革に努力を傾注し、革命政府の使命達成に向つて邁進することとなつた。

然るに翌一九三三年早々から保守思想對急進思想の對立が尖锐化して來た。人民黨に對抗する右傾的な國粹黨組織問題、官吏の政治的結社加入禁止問題及ルアン・ブラヂットの唱導する新經濟政策等に關し政府内兩派に意見の衝突があり、種々の風説が流布されて政局の前途に不安があつたが、果然、四月一日に至つて政府は皇帝の名を以て緊急勅令を發布して、憲法の一部を停止し、第二期議會開始迄の條件の下に議會を閉鎖し、國務院の改造を行ひ、部内急進派の首腦ルアン・ブラヂット以下五名を共產黨の汚名の下に免職するに至つた。

此の緊急勅令の發布と同時に、其の規定に基く新國務院の組織が發表され、前國務總理ブラジャー・マノーを長とする保守派政府が成立した。新政府は報導の統一を口實として、新聞其の他言論の自由を極度に壓迫するの舉に出づると共に、他方には四月中に施行の豫定であつた民選議員選舉を延期し、次いでその無期延期を宣言するに至り、從て新政府の立憲政治に對する態度は大いに疑念の眼を以て見られ、或は舊政體への復歸が目論まれてゐるのではないかと不安が國民の間に濃厚となつた。

護憲革命 右の狀勢が身を賭けて憲法の獲得に當つた人民黨の人々を動かさずには置かなかつた。此の一派は右新政府の成立と同時に護憲運動を起し、密に政府顛覆の機會を狙つてゐた。然るに六月十日に至り、革命に際しては軍部の指導者として活動し、革命後は引續いて人民委員、國務參議となり、且つ陸軍司令部長官を兼ねて居たブラジャー・パホンに初め軍部側四名

が病氣の故を以て辭表を提出し、一切の公職を退くといふことが發表され、國民の間に非常な衝動を興へた。かくて今や立憲革命の首腦者にして、參議として軍職を兼ねる者はルアン・ビブロン陸軍大佐(當時中佐)のみであつたが、氏は砲兵副監として軍隊中最も有力な砲兵隊の實權を掌中に收めて居り、更に次第に軍隊内の有力部門を管理するに至り、其の勢力は次第に動かし難いものとなつてゐた。

六月十九日夜ルアン・ビブロン配下の軍隊は海軍側と共同して突如行動を起し、ブラジャー・パホン大佐を説いて之を擁立し、疾風迅雷的に六月二十日早晩には早くも保守派政權を驅逐して了つた。二十一日には早くも議會再開の詔勅が發せられ、新國務總理としてブラジャー・パホン大佐が任命せられた。護憲革命の樞機に參加したのは、陸軍側ではブラジャー・パホン大佐、ルアン・ビブロン中佐、海軍側ではルアン・スー少佐、ルアン・ダムロン少佐、文官側ではワインワイター・コロン殿下、元内務大臣ブラジャー・スリヤマバート、元大藏大臣ブラジャー・コマラクン及控訴院長ブラジャー・ニティサート等であつたが、事實上牛耳をとつたのはルアン・ビブロン中佐であつた。

次いで六月二十六日には新聞員の任命があり、新國務院が成立し、同日の議會に於て憲法の擁護、立憲革命の理想の實現、並に共產主義の排撃等を主眼とせる皇帝の裁可を懸たる施政を發表して、その向ふところを明にした。

十月兵亂 護憲革命に成功したブラジャー・パホン政府は爾後革命の理想遂行に眞摯な努力を拂つたが、その間にあつて舊勢力の復興を目指す政府顛覆の陰謀が次々と計畫された。殊に舊の反動政府に依て共產主義者の烙印を附せられて外遊中のルアン・ブラヂットが佛國より召還され、國務に參劄することとなるや、之を口實として遂に大規模の反動革命が計畫されるに至つた。叛軍の統領はラーマ七世の從兄弟ボララット殿下で、之を繞る主要人物は悉く失意の有力皇族や、ブラジャー・マノー一派の右翼派であつた。一味は盤谷駐屯軍の一部を動誘して、行動を起させ、首都を擾亂に導き、その處に乗じて地方軍を進めて首都を奪取する筈であつたが、事前に政府の感知する處となり、十月初旬首魁の逮捕令が發せられた。領袖連は遂早く東北高原

の中心都市コーラートに遁走し、十月十一日同地駐屯軍の一部及郷軍を率ゐて首都へ向つて進發し、十二日未明には早くも盤谷近郊ドン・ムアン飛行場を占領して各地同志の蜂起を待つた。然し其の時迄に呼應して起つたのは、アナチャーの工兵隊のみであつた。

之に對し政府は盤谷に戒嚴令を布くと共にルアン・ビブロンを司令官とする混成討伐隊を組織して遊撃の配備を整へると共に、諸種の宣傳に依り叛軍の自然的崩壊を圖つた。元より叛兵の大部分は欺騙強制等に依て動かされてゐたもので、十三日頃より早くも志氣沮喪、後退して東北高原に據るべく行動を開始した。政府軍は之を追撃して十六日にはドン・ムアンを、翌日はアナチャーを占領、二十三日には東北高原の外壁をなす山地に據つて最後の抵抗を試みる叛軍を攻撃して遂に同夕刻之を陥落し、統領ボ殿下は飛行機で佛領に遁れ、首腦者は何れも遁れて佛領に入つた。

之に依て國民の政府に對する信任は強化し、反動分子と共に政府の弱點も一掃され、爾後二、三の反政府的陰謀が發覺したが、何れも大事に至らず、ブラジャー・パホン政府の基礎は著しく鞏固するに至つた。

總選舉の施行 マノー政府に依て實施を阻まれてゐた人民代表議會の第一種議員の公選はブラジャー・パホン政府に依て實施を急ぐこととなり、八月十五日附官報特別號にて關係勅令が發布された。本選舉は二重選舉制である。初め村代表を選出し、次に村代表に依て各縣の人民代表を選出するものである。勅令の發布と共に村代表選舉を管理する郡當局は準備事務を開始し、九月十五日迄に村代表候補者の受付を終り、十月一日より全國一齊に村代表選舉を開始された。次いで人民代表候補者は十月末日迄に届出を終り、十一月に入つて暹羅國未曾有の總選舉が開始された。此の間十月兵亂の勃發等の大事件があつたに拘らず豫定通り總選舉は終了を告げ、民選・勅選各同數を以て組織する第二期人民代表議會は憲法發布記念日たる十二月十日に開院することとなつた。當日、皇帝は近衛騎兵の正式衛隊を以て開院式を賜はるドゥシット宮殿のアナタ・サマコム・スローン・ホールに御着、十一時五座に着かれて、嚴かに開院の勅語を述べられ、茲に歴史的盛事は無

事終了した。爾後十二日迄憲法發布一周年紀念と重なつて諸種の儀式が打續き、全國的に祝賀の氣分漲つて盛觀を呈した。

ラーマ七世の退位 一九三五年三月六日、當時御滯英中のラーマ七世陛下は御退位になり、滿九歳五箇月の幼帝アナタ・マヒドーン殿下が王位を繼承された。

一九三四年八月末政府は議會を通過した刑法修正案を御渡歐中の陛下に捧呈して御裁可を請ふた。同案中、從來の死刑執行には國王の御裁可を必要とする點を改めて之を政府に移すこととせる點に對し、非常な御反對を以て返付されたが、議會は再度原案を可決して了つた。陛下は之に對して御裁可にならなかつたばかりでなく、退位の意向さへ洩されるに至つたので、茲に政府は重大危機に直面することとなつた。即ち前途多難なる時局を統制し、革命の理想を遂行する上に、此の「心の中心」として國民に愛慕さるる陛下を失ふことは政府にとり最大の痛手であつたので、政府は只管陛下の御體意と御歸國とを請ふた。之に對し陛下は十箇條の留位條件を提出された。政府及議會は此の諸條件を慎重に審議したが、暹羅の現状及憲法の條規、政治の理想の達成の爲には到底全條件を容認し上げることは不可能なりとの決定を見、政府及議會は右條件の過半を拒絶し遂にラーマ七世の退位を見るに至つたのである。

政府總辭職 一九三四年九月十三日國際護憲制限協定に對する批准を人民代表議會が否決するに至つた爲國務院は遂に總辭職の舉に出でた。立憲革命以來政府が自發的に總辭職の舉に出たのは之が最初の事であるし、又建國以來かゝる事例は未曾有のことでもあり、國內に多大の衝動を興へた。

元來暹羅の護憲産業は歴史が非常に若く、重要産業として今後の發展を期待されてゐたので、その發展に制限を加へんとするが如き意味を有する國際護憲制限に對しては加入を拒絶すべきであるとの議が國內に多かつた。一方國際護憲委員會の方では、制限協定を完全なものにする爲にはどうしても暹羅の參加を必要とするとの建前から之が説得に努め、一九三四年五月七日に假調印が成立した。同八月一日に開院された臨時議會に於て政府は假調印の

割當量を更に一萬噸増加して、二萬五千噸に引上げることを条件としその批准を要求したのであるが、議會は之を過少なりとして否決して了つた。之が責任をとつて遂に總辭職が行はれたわけは、總辭職の理由としては薄弱とも考へられるが、國務總理プラーヤー・パホンが「護憲精神を完ふし、憲政の常道たる正當な政變を實踐する爲で、旁々不斷に増加する重責に著しい疲勞を覺えるやうになつたから一時隱退休養したい」と語つてゐる。プラーヤー・パホンを初として政府首腦者が革命以來幾多の艱苦に處して晝夜を分たず奮闘し續けた甲斐あつて暹羅の政治は見違へる程改善されたが、その爲プラーヤー・パホンが健康を害するに至つたのも事實であるし、一方、各種勢力の政府顧覆陰謀も其後跡を絶たなかつたので、此の際政府は、何等權勢斷斷の爲動いてゐるのでなく、威嚇や陰謀の前には他く迄譲り通した政權も、憲政道の前には潔よく之を抛つといふ態度を示したものと言はれてゐる。

然し此の困難なる時局に當つて暹羅を擔つて立つ人物はプラーヤー・パホンを措いて他にないと思はれてゐるので、總辭職以來五日間に亘つて、攝政親王を初め多數の重要人物が踵を接して來訪し、極力再出馬を懇請したが、プラーヤー・パホンの隱退決意は意外に堅く、頑として耳を藉さなかつたのであるが、九月十八日に至つて遂に再出馬を内諾し、二十一日に公式に大命を拜受し、二十四日には組閣を了へて議會の信任決議を得た。

國務院の改造は其後再三行はれたが、プラーヤー・パホンは依然その首班にあつて國民の信望を繋ぎ、憲政の實は着々として舉がらんとしてゐる。

人口

總説「在留邦人」華僑「歐洲人

一 總説

人口調査 當國政府は初め行政上の目的にて人口調査を行つたが、爾後之に改正を加へつゝ、徵兵に利用した。尤も本式な調査方法に據つたものではないが、然し實際に供して大體不便を見なかつたと云ふ。その後一九〇四〇五年並に當時全國十八州の十二州に就て正式の國勢調査を行ひ、超えて一九〇九一〇年に初めて全國に亘る調査を見た。翌年之を修正し、之により一九一一年の全人口を八、二六六、四〇八（中男四、二二二、一六八人）と算定し、別に一九一〇一一年二箇年の出生及死亡數を基本として千人に付一人と云ふ自然増加率を得、爾後一九一九一〇年迄右兩者を基準として人口を推算加算して來たが、同年新調査を行ひ、四月一日現在の人口を九、二〇七、三五五（中男四、五九九、六六七）人、爾前八箇年の年當り自然増加率を千人に付一三・六人と算定した。爾來十年間は此の基準によつて人口を推算したが、一九二九年七月十五日の調査により總人口一、五〇六、二〇七人なる正確なる新數字を得るに至つた。因に右調査はクルンテープ州は「佛曆二四六〇年國勢調査令及出生・死亡・出入國者登記規則」に、其の他の州は「佛曆二四五二年暹羅王國人口調査令」に依つて行はれた。

次表中一九三〇一三年以後の數字は前記國勢調査の結果得たる増加率に依つて計算せられたる推算數である。

因に、新國勢調査は一九三七年五月二十三日を以て施行せらるゝ筈である。

(備考) 「年度」なる呼稱に就ては「其の部」の項を参照。

總人口表

出所「暹羅統計年報」

年次	總人口	年次	總人口
一九〇五年三月三十一日	七、七四七、〇〇〇	一九三二年三月三十一日	一、二一〇、〇〇〇
一九一一年四月一日	八、二六六、〇〇〇	一九三三年三月三十一日	一、二五〇、〇〇〇
一九一九年四月一日	九、一〇六、〇〇〇	一九三四年三月三十一日	一、二八〇、〇〇〇
一九二九年七月一日	一、五〇六、二〇七	一九三五年三月三十一日	一、三〇〇、〇〇〇
一九三〇年三月三十一日	一、六〇〇、〇〇〇	一九三六年三月三十一日	一、三三〇、〇〇〇
一九三一年三月三十一日	一、六九〇、〇〇〇	一九三七年三月三十一日	一、三六〇、〇〇〇

人口密度 一九二九年國勢調査に據れば、當國の人口密度は方料當り二二にて、南洋中ボルネオ島を別とすれば最も稀薄である。之を本邦の密度方料當り一二四に比すれば約六分の一にしか當らぬ。尙、内務省發表に依る一九三七年人口概數は一三、八〇五千人にして、之に依て人口密度を算出すれば二五・五となる。

人口増加率 右表に見る如く、一九一九年の國勢調査以降一年間に二三〇萬人即ち二四・九六%（年當り千人に付二一・九）を増加してゐる。尤も右は自然増加及出國者に對する入國者の超過の二大原因に歸因するが、右年間に於ける入國者超過數は三八八、四三七人であるから、自然増加數は殘餘の

陸路入出國者數表

年 度	入 國 者			計
	バダンプ サルより	スンガイ・ ゴロクより	計	
一九三〇一三二	一、八三三	一、八三三	三、六六六	
一九三一三三	一、九三三	一、九三三	三、八六六	
一九三二一三三	一、九三三	一、九三三	三、八六六	

陸路入出國者數表

體性別海路(巔谷港經由)入出國者數表

年 度	入 國 者	出 國 者	入 國 者 超過數
一九三〇一三二	一、八三三	一、八三三	〇
一九三一三三	一、九三三	一、九三三	〇
一九三二一三三	一、九三三	一、九三三	〇

一、九一〇、四一五人にて、年當り自然増加率は千人に付一八・九六となる。

體性別・人種別・年齢別人口 一九二九年國勢調査による「體性別人口及其の分布」、「各州人種別人口」及「年齢別人口」に就ては夫々本年鑑第二回版を参照。

職業別・宗教別人口 本年鑑第二回版「人口の部」及「宗教の部」を参照。

入・出國者 東部及北部國境出入者の數字を得ざる爲、次掲諸表は巔谷港及南方國境バダンプサル、スンガイ・ゴロクよりの入・出國者數を表したものである。但し左の諸表には船員數を含んでゐない。

入 國 者 數 表

出所「同前表」

年 度	入 國 者	出 國 者	入 國 者 超過數
一九三〇一三二	一、三三三	九、九二二	三、六六六
一九三一三三	一、三三三	八、九二二	三、六六六
一九三二一三三	一、三三三	八、九二二	三、六六六

出 國 者 數 表

年 度	入 國 者	出 國 者	入 國 者 超過數
一九三〇一三二	一、八三三	一、八三三	〇
一九三一三三	一、九三三	一、九三三	〇
一九三二一三三	一、九三三	一、九三三	〇

出所「同前表及暹羅貿易年報」

年 度	入 國 者		出 國 者		超入 過國 數者
	男	女	男	女	
一九三〇—三二	五九四一	一九〇四	四〇〇五	一五七七	一三六四
一九三一—三三	五五〇〇	一七〇五	三三〇五	一〇〇〇	二二〇〇
一九三二—三三	四一五〇	一三六八	二一八二	一〇〇〇	一〇〇〇
一九三三—三四	三三三三	一〇九八	一三三六	一〇〇〇	一〇〇〇
一九三四—三五	三三三三	一〇九八	一三三六	一〇〇〇	一〇〇〇
一九三五—三六	三三三三	一〇九八	一三三六	一〇〇〇	一〇〇〇
計	三三三三	一〇九八	一三三六	一〇〇〇	一〇〇〇

盤谷及南部國境に於ける入出國者表

出所日通遷統計年表

(註) 總計中の九六%、即九六%、即九六%、即九六%はデッキ・パセンチャード、大多數は支那人である。(%)は不詳。

國 籍 別	入 國 者 數			出 國 者 數		
	一九三〇—三二	一九三一—三三	一九三二—三三	一九三〇—三二	一九三一—三三	一九三二—三三
盤谷港入出國者	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三	三三三
暹羅人	七六三六九	三〇〇	三〇〇	七六三六九	三〇〇	三〇〇
支那人	一〇三三	九六二	九六二	一〇三三	九六二	九六二
英國人	一〇三三	二五八	二五八	一〇三三	二五八	二五八
佛國國	一〇三三	一〇三	一〇三	一〇三三	一〇三	一〇三
丁抹人	一〇三三	一〇三	一〇三	一〇三三	一〇三	一〇三
米國	一〇三三	一〇三	一〇三	一〇三三	一〇三	一〇三
印度國	一〇三三	一〇三	一〇三	一〇三三	一〇三	一〇三
馬來人	一〇三三	一〇三	一〇三	一〇三三	一〇三	一〇三
日人	一〇三三	一〇三	一〇三	一〇三三	一〇三	一〇三
其他	一〇三三	一〇三	一〇三	一〇三三	一〇三	一〇三
計	一〇三三	一〇三	一〇三	一〇三三	一〇三	一〇三

體性・國籍・年齢・未既婚・目的別盤谷經由入國外人數 (一九三二—三三年)

出所日通遷統計年表

項 目	支那人		印度人		馬來人		日本人		其他の東洋人		英國人		米國人		獨逸人		佛國人		伊國人		丁抹人		其他		計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
總計	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
未既婚者	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
既婚者	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
男千人に對する女の數	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
計	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇

國籍・目的別遷入外國外人數 (一九三二—三三年)

出所日通遷統計年表

五二九

五二九

国籍	總數	男	女	職業別
米國	2,464	1,484	980	漁業、製鹽業
佛國	2,244	1,364	880	同業、製鹽業
獨逸	2,124	1,244	880	同業、製鹽業
伊國	1,904	1,024	880	同業、製鹽業
丁蘭	1,784	904	880	同業、製鹽業
和蘭	1,664	824	840	同業、製鹽業
露國	1,544	704	840	同業、製鹽業
西班牙	1,424	584	840	同業、製鹽業
白耳義	1,304	464	840	同業、製鹽業
瑞典	1,184	344	840	同業、製鹽業
日本	1,064	224	840	同業、製鹽業
印度	944	104	840	同業、製鹽業
馬來	824	24	800	同業、製鹽業
東來	704	14	690	同業、製鹽業
緬甸	584	4	580	同業、製鹽業
其他	464	4	460	同業、製鹽業
總計	19,313	11,113	8,200	

二 在留邦人

在盤谷帝國總領事館調査に依る一九三五年(昭和十年)十月現在の在留邦人は五二二人で、内地人四三〇人、臺灣人八九人、朝鮮人二名、其の八〇%強は首都盤谷に在住し、地方在住者は僅に二〇%弱である。而して全戸数は計一七〇戸を算してゐる。

二 在留邦人

在盤谷帝國總領事館調査に依る一九三五年(昭和十年)十月現在の在留邦人は五二二人で、内地人四三〇人、臺灣人八九人、朝鮮人二名、其の八〇%強は首都盤谷に在住し、地方在住者は僅に二〇%弱である。而して全戸数は計一七〇戸を算してゐる。

二 在留邦人

在盤谷帝國總領事館調査に依る一九三五年(昭和十年)十月現在の在留邦人は五二二人で、内地人四三〇人、臺灣人八九人、朝鮮人二名、其の八〇%強は首都盤谷に在住し、地方在住者は僅に二〇%弱である。而して全戸数は計一七〇戸を算してゐる。

職業別	總數	男	女
漁業、製鹽業	5,224	3,144	2,080
同業、製鹽業	4,804	2,724	2,080
同業、製鹽業	4,384	2,304	2,080
同業、製鹽業	3,964	1,884	2,080
同業、製鹽業	3,544	1,464	2,080
同業、製鹽業	3,124	1,044	2,080
同業、製鹽業	2,704	624	2,080
同業、製鹽業	2,284	204	2,080
同業、製鹽業	1,864	14	1,850
同業、製鹽業	1,444	4	1,440
同業、製鹽業	1,024	4	1,020
同業、製鹽業	604	4	600
同業、製鹽業	184	4	180
同業、製鹽業	44	4	40
同業、製鹽業	4	4	0
總計	33,113	19,913	13,200

職業別	總數	男	女
漁業、製鹽業	5,224	3,144	2,080
同業、製鹽業	4,804	2,724	2,080
同業、製鹽業	4,384	2,304	2,080
同業、製鹽業	3,964	1,884	2,080
同業、製鹽業	3,544	1,464	2,080
同業、製鹽業	3,124	1,044	2,080
同業、製鹽業	2,704	624	2,080
同業、製鹽業	2,284	204	2,080
同業、製鹽業	1,864	14	1,850
同業、製鹽業	1,444	4	1,440
同業、製鹽業	1,024	4	1,020
同業、製鹽業	604	4	600
同業、製鹽業	184	4	180
同業、製鹽業	44	4	40
同業、製鹽業	4	4	0
總計	33,113	19,913	13,200

在留邦人の主な職業としては、盤谷に於ける會社員、商店員が最多で、輸出入貿易商、醫務關係業者、官公吏、寫眞業、印刷業、理髮業、漁夫等があり、他に各種の雜業、及家事被傭人等があるが、官公吏、會社員、醫師及貿易商は別として、在留邦人の大多数は大體中産階級としての生活を営んで居る。地方在住者は醫師、齒科醫、賣藥、寫眞業及雜貨商等である。尙、臺灣人は主として臺灣茶の輸入販賣を營み、朝鮮人は朝鮮人参の行商に従事する者である。

在留邦人の主な職業としては、盤谷に於ける會社員、商店員が最多で、輸出入貿易商、醫務關係業者、官公吏、寫眞業、印刷業、理髮業、漁夫等があり、他に各種の雜業、及家事被傭人等があるが、官公吏、會社員、醫師及貿易商は別として、在留邦人の大多数は大體中産階級としての生活を営んで居る。地方在住者は醫師、齒科醫、賣藥、寫眞業及雜貨商等である。尙、臺灣人は主として臺灣茶の輸入販賣を營み、朝鮮人は朝鮮人参の行商に従事する者である。

職業別	總數	男	女
漁業、製鹽業	5,224	3,144	2,080
同業、製鹽業	4,804	2,724	2,080
同業、製鹽業	4,384	2,304	2,080
同業、製鹽業	3,964	1,884	2,080
同業、製鹽業	3,544	1,464	2,080
同業、製鹽業	3,124	1,044	2,080
同業、製鹽業	2,704	624	2,080
同業、製鹽業	2,284	204	2,080
同業、製鹽業	1,864	14	1,850
同業、製鹽業	1,444	4	1,440
同業、製鹽業	1,024	4	1,020
同業、製鹽業	604	4	600
同業、製鹽業	184	4	180
同業、製鹽業	44	4	40
同業、製鹽業	4	4	0
總計	33,113	19,913	13,200

職業別	總數	男	女
漁業、製鹽業	5,224	3,144	2,080
同業、製鹽業	4,804	2,724	2,080
同業、製鹽業	4,384	2,304	2,080
同業、製鹽業	3,964	1,884	2,080
同業、製鹽業	3,544	1,464	2,080
同業、製鹽業	3,124	1,044	2,080
同業、製鹽業	2,704	624	2,080
同業、製鹽業	2,284	204	2,080
同業、製鹽業	1,864	14	1,850
同業、製鹽業	1,444	4	1,440
同業、製鹽業	1,024	4	1,020
同業、製鹽業	604	4	600
同業、製鹽業	184	4	180
同業、製鹽業	44	4	40
同業、製鹽業	4	4	0
總計	33,113	19,913	13,200

五三〇

五三〇

暹羅……人口

家事被備人 八 學生・練習生 二 從屬者(家族) 一〇三

在留邦人の公共團體としては暹羅國日本人會があり、大正二年九月一日の創立に係り、事務所を盤谷市に設け、地方在留邦人も會員として加入、一九三五年十月現在會員數一二〇名を算してゐる。會の主たる事業として日本人小學校を經營し、教員三名、生徒二名(同年十月現在)を擁してゐる。一九三六年には在留邦人青年會の結成を見、會員六〇名を有してゐる。

右の他邦人輸出入業者の意思の疏通を計ると共に貿易上の利益を擁護し、其の統制を圖る目的を以て在留有力輸出入邦商を會員とする暹羅實業協和會が一九三三年に創設せられてゐたが、一九三六年九月、之を改組強化することとなり、三井物産・三菱商事其他在盤谷有力邦商に依て暹羅日本商工會議所が開設せられ、商工業に關する調査報告、邦品見本室の設置、維持、商標の登記、商事仲裁等に當ることとなつた。

三 華 僑

一九二九年國勢調査に據る暹羅在留華僑の數及分布を表示すれば次の如くである(詳細は本年鑑第二回版参照)。

州別在留華僑數表 (一九二九年) 出所: 暹羅統計年鑑

五三二

Table with 2 columns: 州名 (e.g., バイヤツプ, ウドーン) and 計 (Total count for each region).

右表に據れば、純華僑數は四四五千人の少數となつてゐるが、之は暹羅人として登録せる者が多い爲で、假に華僑の自然増加率を零とするも、一九一八―一九年度以降一五箇年間に於ける華僑出入國者の差數を加算して既に五七萬に達する點より推測し、純華僑のみにて少くとも百數十萬に上る筈で、その混血兒を加算すると二五〇萬に上るものと見られてゐる。その多くは汕頭・廣州・海南島方面の出身者である。

華僑は早くも十五世紀末には多數アナタヤに在住して後來の葡・蘭・英人と盛んに競争し、次世紀中葉の反アウルコン革命により白人が驅逐されるや一時内外貿易を獨占した。十九世紀に入り白人の商權回復により外國貿易上の勢力は漸衰したが、漸次國內商權を確立し、今日見るが如き繁榮の基礎を置くに至つた。その理由は(一)由來暹羅人は計數の念薄く、佛教思想から營利を侮蔑する風があり、(二)華僑は本國の政情不安や人口稠密による生活苦を逃れる爲、安住の地を求めて渡來した者が多く、無條約國人にて政治的背景もなく、且つ暹羅婦人と雜婚して漸次同化する爲、暹民より歡迎され、(三)無條約國人なる爲治外法權を有さないが、然し旅行・居住・營業等に何等の制限も受けず、到る處で自由に驥足を伸し得た事等にある。この絶好條件と營利に敏い特性とは華僑をして唯に國內商權を壟斷せしめたのみでなく、當國で最も發達せる工業である精米業並に中小工業を獨占し、錫鐵業や製材業にも英國に並ぐ勢力があり、金融殊に庶民金融に大勢力を有し、地主となり、航海業に従事し、工匠となり、鹹水漁業を獨占し、護謨其の他の大農園

の大部分を有し、當國經濟に不可欠な熟練勞働を提供し、又俸夫として活動してゐる。首都を訪れる旅行者は「暹民の盤谷しか、支那人の盤谷しかに驚嘆するが、どんな田舎町でも目抜通りは華僑の店であり、輸出額の六割を占める米の利益も巧妙な租の買付から輸出差總て華僑が吸収してゐる。斯くてあらゆる方面で怠惰で蓄財、計數の念に乏しい暹民を搾取し、その母國への送金額も少くとも年平均一千五百萬乃至二千萬に上るものと見積られてゐる。前記の如く、從來華僑は殆ど暹羅婦人と雜婚して暹羅に安住し同化の傾向が濃厚であつたが、國民革命以後華僑の經濟力を利用して爲、廣東政府及國民政府が盛んに華僑の國民的自覺を鼓吹するに至つて、祖國の觀念が覺醒せしめられた上、婦女の入國者漸増して純支那人の子女を生み、全國に華僑學校を建設して本國の教科書及教師を以て純支那式の教育を授くるに至つた。加ふるに入國華僑は殆ど全部デツキ・パセンチャで、無智にして、危險思想に感染してゐる者が多く、最近暹羅の國民的待遇とその勢力に甘んぜず、支・暹條約を締結して本國政府による華僑の地位保全を要望するに至つた。一九三三年國會議員の選挙となつた爲、經濟的生命を握り社會の中堅層を占める著數の華僑を背景とする暹羅生れ華僑及歸化華僑は、簡易な資格制限があるのみで選挙權及被選挙權を有するに至つた。斯くて暹羅の對華僑問題は漸く重大化するに至つた。

之等華僑は現在本國政府の庇護を期待し得ぬ爲、諸種の同業組合を作つて中華總商會之を統一し、中華商會を置いて本國政府と連絡を保ち、暹羅政府に對立する外、出身郷里別にも諸種の團體又は秘密結社を作り、自ら利益の保護に當つてゐる。

上記の情勢は、曾ては華僑を歡迎した暹民の不安と反感とを著しく深め、政府をしてその入國を著しく制限すると同時に斷乎たる在留華僑の暹羅化工作を探らしむるに至つた。前者の現れは入國法の發布で、入國法が初めて實施された一九二七年の入國華僑は一四萬であつたが、翌年は八萬六千に減じ、居住證書下附料を三〇銖と定めた翌年即ち一九三二年には五萬一千六百に激減、更に一九三三年四月右下附料を百銖に引上げ、從前の入國禁止條件に加

暹羅……人口

Table with 4 columns: 國籍別 (Nationality), 本國籍民 (Native-born), 其他 (Others), 計 (Total), and 出所: 盤谷及暹羅ダイレクトリー

四 歐洲人

歐洲各國の在留領事館は殆ど在留民の届出を強要せぬ爲、在留歐洲人の確數を知るは困難であるが、大約白人は千二、三百人、その保護民及籍民を加へて約八萬人と見積られる。

歐洲人數表

Table with 4 columns: 國籍別 (Nationality), 本國籍民 (Native-born), 其他 (Others), 計 (Total), and 出所: 盤谷及暹羅ダイレクトリー

暹羅……人口

葡萄牙人	(2)	1	1	1	1
西班牙人	(2)	1	1	1	1
瑞典人	(2)	1	1	1	1
瑞西人	(2)	1	1	1	1

(註) ①概數 ②不明 ③暹羅國情に據る ④一九二五年、一九三五年は何れも年末人口である。

暹羅の四周は英・佛植民地に隣接し、この兩勢力の緩衝地帯として獨立を保持したもので、前世紀以來之等兩勢力の重壓下に呻吟した。暹羅政府は之を緩和し、財政・裁判等の自主を回復する爲、前世紀末より數多の白人の顧問及技師を備聘して只管内政の改革を志したが、之等白人は眞摯に内政改革に努力するよりも寧ろ自國勢力の培植及自國政府の代辯機關を勤むるに腐心する風があり、爲に暹羅は恰も國際管理下にあるかに見えた。斯くて白人諸國は暹羅の政治を左右したのみでなく、之等顧問等の庇護の下に多額の資本を投じて目星しい利権は殆ど其の掌中に收め、一方學校、病院、教會等を建設して民心を捉へ、經濟及文化上根強い勢力を張るに至つた。

就中優勢なのは英國人で、現今政府外人備聘者の四割を占め(以前は六割に及んだ)、爲政者間に英國留學者の多き事、密接な地理的關係、及その特有の國民性と相俟つて政治經濟上絶大な勢力があり、駐暹英國公使は恰も暹羅總督の觀があると云はれてゐる。チーク及錫企業の大部分を掌握し、大口金融の過半は英系銀行にて取扱はれるが、之は寧ろ對暹投資の一部に過ぎず、殘餘の投資は直接間接貿易方面に投資されて居り、大商店の大部分は英人の經營に係る。暹羅の通貨は英貨磅爲替本位であり、一九三五年九月末現在未償還高七九三萬磅に上る外債中六七二萬磅餘は倫敦及馬來にて募集されたもので、之に夫々重要資源を抵當として居り、從て大藏省には代々英人顧問を要し、財政に重要な容喙を行ひつゝある。英國に亞ぐ勢力國が佛國であることは地理的關係上當然で、佛系人の在留者多きと司法其の他に顧問以下一四、五名の政府顧問者を擁することにより、金融・林業・淡水漁業等に相當の勢力を張つてゐる。其の他對暹貿易の先驅者たる丁抹人は林業・海運・

住民・宗教

住民(概要)：タイ族(通稱人)：ラオ族(其他の種族)；宗教(佛敎)：其他の宗教：統計

一 住民

1 概要

暹羅の原住民に關しては確たる定説がないが、その最古の證據として擧げらるゝものは北部・南部暹羅及コーラト高原に發見せらるゝ、後期新石器時代の遺物と覺しき磨製石斧である。又原始的な石彫が東部及南部暹羅に發見されたが、それが如何なる種族の手に成れるかは迷ひ難いところである。暹羅に於ける最古の住民は恐らくバタニー及ブーケット地方に現存するスマン族により代表さるゝネグリト族であつたと云ふ事は略推定せらるゝところである。此の推定は右スマン族が最近迄チャイア地方に至る迄住んでゐたこと、現在チャンタブリー及ブラチンブリーの邊鄙の地に原始的生活を營んでゐるチョーン族中にも明にネグリトの系統が認められること等に依つて支持せらるゝところである。尙、最近上部東京地方の洞窟内にネグリト族の骨格が發見された。兎に角右族が依然原始的生活を營みつゝあつた數千年前、最初に移住して來たのはオーストロネシア族であるとせらるゝのであるが、此の種族の起原乃至移動経路は餘り詳でない。恐らく次の移住種族に壓迫されて、東印度群島方面へ退き、その一部が大陸沿岸地方に殘留したものと信ぜられる。次に移住して來た種族はアリアン族に驅逐せられて北部印度地方から數次に亘つて南下移動したモーン・クメール族で、彼等は最初先住

種族別人口・占居地表

種族	推定人口	居地	方名
ネグリト族	百	半島部のチャイヤー、ソクラー及バタニー地方	山岳地
スマン族(Samang)			
暹羅……住民・宗教			五三五

出所：Tan, Nature and Industry.

工業等に、米・獨は通商方面に活躍しつゝある。然し近年暹民間に澎湃として瀾りつゝある「暹羅人の暹羅」なる自主思潮は、之等白人勢力にも重要な影響を與へつゝある。その顯著なる現れは白人勢力の庇護者たる白人政府顧問者の漸減と之に伴ふ白人留者の激減である。以前三百人に上つた白人政府顧問者は、「Directory for Bangkok & Siam, 1921」を調査すると二百餘名、一九三二年の同書では百餘名、一九三五年の調査の下表によると六六名に激減し、從て純白人數も十年間に約半減してゐる。國際聯盟總會での滿洲問題に關する棄權も右思潮の現れと見られ、數年後に滿期となるチーク伐採權に對する政府の對策も今より大いに刮目される。

因に、一九三五年現在に於ける暹羅政府の備聘外人數を各省別に表示すれば次の如くである。

暹羅政府外人備聘者數表 (一九三五年) 出所：在暹日本領事館調

摘要	英國	佛蘭	西	日本	米國	獨逸	瑞典	丁抹	伊太	計
國務院	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
內務省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
大藏省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
司法省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
經濟省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
文部省	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10
計	6	6	6	6	6	6	6	6	6	60

(註) 現在Uに三眞博士を加へたより伊藤亮甫氏を減じてゐる。

民族と雜居したが、其の數増大するに連れ、先住民族を深山に驅逐して絶滅に瀕せしめ、漸次印度の海岸地帯から馬來群島に迄進出した。該種族の支族であるモーン族及クメール族は南部印度より渡來した印度移民の文化に浴して夙に野蠻の域を脱し、互に獨立せる多くの社會をなして暹羅の低地に發展した。即ち紀元七世紀頃モーン族はメナム平野一帯を支配し、クメール族は東部地方一帯を支配してゐたのである。右モーン・クメール族より遙に遅れて、約二、三千年前、西藏・緬甸族が同じく西藏高原より南移した。然し彼等は今日の暹羅國境附近に到着したのみで、其の一部が東北國境内に越入したのは最近の事である。西藏・緬甸族の南下運動と殆ど同時に支那西南部の揚子江谷底に蟠居したタイ族が、支那人に驅逐されて南進を起し、十三世紀に至り忽ち猛烈により根本的に追拂はれるに至る迄、サルウキーン、湄公の兩河に沿ひ緬甸、北部暹羅及東京地方に向つて屢々命侵入して多くの王國を建設し、次第に南下して、當時暹羅を東西に兩分して支配せる前記クメール族とモーン族の接觸點地方に侵入して、兩族勢力を東西へ驅逐すると共に、殘留種族と結合し、終に今日暹羅國民の中堅をなすタイ族(所謂暹羅人)を形成するに至つた。右タイ族は、十三世紀末に至つてクメール族の最後の根據地(スコータイ)を轉徙し、アナタヤー王朝を建設して以來今日迄當國の支配階級をなしてゐる。以上暹羅の主要種族をなすものはモーン・クメール族、四波・緬甸族及タイ族の三大種族であるが、是等は何れも數多の支族を包含し、其の他所屬不明の種族もあり、而も彼等は各地の交通發達に依つて相互又は支那移民との混血により、又古來絶えざる隣邦との戰役其の他の事情に伴ふ移動に因り、今日の暹羅住民は彌が上にも複雑多岐となつてゐる。今之を分類すれば次の如くである。

門を叩きて一時出家する(「宗教の部」参照)。此の間女子の多くは家事の手傳をする。

結婚——往時は甚だ早婚の弊風があつたが、今日では男子は二十歳以上、女子は十五、六歳以上にて結婚し、戀愛事件を見ることは少い。両親に於て息子の欲する女が社会的に釣合ふものと見れば、一老婦を頼みて先方兩親の意志を確め、意志あれば仲介人を立て、新郎新婦の運勢を占つて婚約を定める。結婚式及披露の賀宴は花婿の家にて行ひ、花婿は先方の父へ贈物をなして、彼が特設した別屋に入り、爾後兩人當分の生活費たる持參金贈呈式を執行する。賓客は主屋に於て盛宴を張り、僧侶は經典を讀誦する。暫時の後新郎新婦は宴席に現れて跪くと、賓客は米と水とを兩者に灑布する。翌日は僧侶を饗應し、夕刻初めて前記特別室にて夫婦共同の生活に入り、茲に數箇月間乃至最初の嬰兒が出生する迄蜜月を送る。又時に斯かる儀禮を省略する場合もあり、斷落結婚となす場合もある。此の場合も其の子供は法律上正出と認められる。一般に經濟の許す範圍にて多妻をなし、妻妾同棲するが、正妻は之等の統制権を有し、嫡出子は遺産分配上庶子よりも恩典がある。離婚に就ては、正妻の場合其の同意を得て財産の分與を要し、第二夫人以下は夫の意志一つで自由に離婚し得る。然し結婚に多額の費用を要するのと、社會上の信用が失墜するのを恐れて離婚は甚だ稀である。

死亡——遺骸を水で洗つて白布に包み、淨土の通門料と共に納棺する。此の間僧侶は讀經及説教をなし、樂器を奏しては惡靈を驅逐する。時に泣手を履ふこともある。次に棺架に乗せて安置し、近親者は一晝夜乃至二晝夜奏樂讀經と共に之を看守り、爾後寺院に運んで火葬に附するか、又は火葬費の集るまで此處に預け置く。時として死體に防腐防臭劑を施して裏に密封し、身分の高下によつて之を數箇月乃至數箇年自宅に安置し、後茶屋に附することがある。葬祭にては四、五月が火葬期にて、此の際前一年に死亡した者の葬儀を一時に行ふ。死者の近親者は數多の知人を案内し、死體を取出して棺屋に安置し、特設した假小屋にて宴會・音樂・芝居等を行ひたる後(二日目)棺屋に點火する。其の際景品付の抽籤を行ひ、夜間は燈火を揚げ、一隊の僧侶

は經文聖歌を讀誦し、名家にては出来る丈多くの僧侶を饗應する。火葬には最も費用をかけ、爲に全財産を盡盡するものさへあると云ふ。皇族の火葬は二、三年毎に一回行はれ、一種の社會的儀禮をなし、時に一箇月に亘ることがある。

食物——米を主食とし、副食物は主として魚及「カレイ」にて、之に調味料として鹽・胡椒・小海老・葱・香料等を調合した「ナムブリック」其の他刺戟性の香味料を盛んにする。宗教上より獸肉を用ゐることは稀である。勿論野菜類・熱帶果物等をも使用する。食物は凡て小皿に盛り、盆上に並べて指にて食し、食後水にて洗滌する。度敷は朝夕二回にて、朝は七、九時、夕は五、六時の間に之を攝るが、都會では中食を攝るものもある。酒は多く米及砂糖よみが之を用ゐ、宴席等にも酒の饗應は憚ると云ふ。但し煙草は頗る愛喫し、幼時より國産の強烈なる煙草を嗜む。檳榔子も一般に好んで嚼むが、現今この風は漸次廢れつつある。

住居——暹羅特有なる家屋は河又は運河の畔を選び、五、六呎の枕上に、正方形の三方に三つの長方形の家屋を繋ぎ合せて作り、残りの一方にはブラツトフォームを敷け、之に梯子を架けて地上との通路とする。屋下には屢家畜を飼養する。材料は竹、薪又はチーク材で、屋根は草葺(ニツパ椰子)或は瓦葺である。河又は運河上にある都會地の浮家は、普通チーク材を以て作り、ニツパ椰子を葺いた二箇の長方形の屋根の後方に、更に一つの小屋根を添附した平家で、二、三艘の平底船上に建築する。通常河に面して築留され、この方面より出入する。

言語——地理的關係上多數の異人種を包蔵するから、自然使用言語も多數に上る。其の中主要なるものは暹羅人の「暹羅語」、馬來人の「馬來語」、モン人の「モン語」、クメール人の「クメール語」等を擧げ得る。右の中暹羅語は最も廣範圍に常用され、公用語となり、初等教育の普及せる今日山間の土民も殆ど之を解し、商用語として國內異人種間にも使用されてゐる。タイ族が南進入暹した頃は少數單綴の原始語を有するに過ぎなかつたが、

3 ラオ族

本族はラオ・ブナム(黒腹のラオ人)及ラオ・ブンカーオ(白腹のラオ人)の二部族に分れてゐる。前者は北部暹羅の全地よりナコーン・サワン州に亘つて蔓延し、アナチャ、ナコーン・チャイシー地方にも散居してゐて、腰から腿膝にかけて一刺青を施してゐる。之がラオ・ブナムの部族名の起つた所以である。北部ラオ人は又ラオ・ユアン或はタイ、ユアンとも呼稱されてゐる。後者は刺青の風習なく、東部暹羅の大部分に居住し、ビスヌローク、ナコーン・サワン、ラーチブリー州等にも其の部落を見る。東部ラオ族はその使用する言語によりラオ・ヴィエンチャン及ラオ・カオの二種族に分たれる。前者は西部ウドーン、チャイヤブーム地方及ナコーン・ラーチシマー地方一帯の人口の大部分を占め、後者は東部ウドーン、ロイ・エツト一帯及ウボン地方に居住し、兩者の語風の相違は明瞭に分けられるが、語學的には大きな相違はないと言ふ。ラオ・ボアン族はウドーン地方及ロイ・エツト地方の一部に居り、ラオ・ヴィエンチャン族の語風に近いが、只一般に稍色の白い點が相違してゐる。ラオ・ソーン族はベチャブリー、ラーチブリー、ナコーン・チャイシー及ビスヌローク地方に居住する種族であるが、元來ルアン・ブラバン山脈の東部に至る平原地方にゐたタイ族で、約百年前捕虜として右の地方へ招來されたものである。

ラオ族はタイ族の先住種族なる爲之と容貌習慣共に酷似してゐる。唯外見上體格が比較的よく、多少色が白く容姿が良い點、女は頭髮を伸ばし、頭頂に束ねて花を飾る點、女子はバマムの代りに腰から足首に達する縞の腰巻と、胸から一方の肩に掛けるスカーフ(時にはチャケツ)とを著けてゐる點、言語に多少の訛があり、外來語の影響が少い點等を異にするのみである。北部のラオ人はタイ族の美點を具有すると共に、勤勉正直で落着があり、宗教的良心が豊であるが、東部のラオ人は性質が之より劣等である。殆ど佛教信者であるが、タイ人よりも活物崇拜の色彩濃厚で、迷信が強い。藝術は可成りに進歩し、銀細工、彫刻、刺繍、繪畫、音樂等はタイ族に比して遜色がないと云ふ。如上タイ人に近似してゐる爲政府は統計上タイ人として取扱つてゐる。

先住のモン・クメール族を吸收するに及び、同族語を取入れて發達し、茲に暹羅語が發祥した。爾後佛教の傳來に伴ひ、同族語に使用した「巴梨語」及「サンスクリット語」の主として抽象名詞・形容詞・動詞を多數混入常用するに至り、更に十四世紀以降、支那人渡來し商業上の勢力を占むるに及び、數多の支那語を輸入補足し、續いて歐人入暹に連れて葡語、英語等の名詞を多少混入使用するに至つた。

文字は最初印度カリシ語系のクメール文字を用ゐ、後ヌコータイ王朝時代に現用文字に改良したと云ふ。左より横書する音標文字にて、字母には凡てオに終る呼稱を有する四四箇の子音字標と、單綴一七箇、復綴二九箇の母音字標があり、子母兩字標を組立て、語とする。暹羅語には平・沈・降・去・上の五聲の抑揚がある。上記子音字標中九箇は五聲全部を有し、沈以下の聲は夫々第一乃至第四の符號を以て示し、十一箇は上・沈・降・去・上の五聲を除く二聲は夫々第一第二符號を用ゐ、殘餘二四箇は平・降・去三聲を有して上を除く二聲は第一第二符號を以て示す。但し單綴字の語尾がK・P・Tの音なれば無符號にて特種の聲に變化する。文の構成は英語に類似し、之を小節に分つて書き表すが、語間は空けず書き連ねる。

當國の人名地名等には、巴梨語又はサンスクリット語の語句を用ゐることが多いが、此の際暹羅音には無關心に原語の綴字全部を表記するから、多數のサイレントを有することとなる。例へば *King of Siam* と綴りてナコーン・サワンと讀むが如きである。又外來語には R・L の語尾が N 音に變化することがある。

尙、宗教に關しては「宗教の部」参照。

コーラト・タイ族——本族はコーラト及ナコーン・ラーチシマー地方一帯に居住し、同じく暹羅語を話すが、抑揚に稍粗野な調子がある。コーラトのタイ族は十四世紀の中葉、アナチャ王朝の初期ラーマーティイボディ(Kamathodi)一世が當時コーラト方面に遷居してゐたクメール族征討の役を起した際のアヌチャ兵とクメール族の女から發した後裔であると云はれ、平地タイ族に比して性質も非常に剛毅、果敢なところがある。

るが、今後交通の開發と相俟つてタイ人と全く同一種族化すること考へられてゐる。

往時は多くの小藩に分れ、各藩主が支配してゐたが、現今藩主は有名無實にて何等政治的特権を有さない。

其他のタイ族 シャン族(ギョウ又はタイ・ヤイ族)——北西部緬甸國境サルウイン河の流域に住み、一般に暹羅人及ラオ族をタイ・ノイ族(小タイ族)と呼ぶに對してタイ・ヤイ族(大タイ族)と呼ばれてゐるが、然しその言語は暹羅人及ラオ族と比較して大差ない。女の服装はラオ族と大差ないが、男は好んで寛い黒色のツボン及寛闊な白色の上衣を着、頭巾を冠つてゐる。又旅行に出る時は頭巾の上に更に縁の廣い帽子を冠る風を有する。シャン人は商才に長じ、雜貨行商して暹羅の各地を遍歴してゐる。

ルー族——ルー族の大部分は湄公河の西部から東岸に至る地方に擴がつてゐるが、最も多いのはナン(Chan)縣である。彼等の言語習慣はラオ族に酷似してゐる。古くは獨特の服装を有してゐたが、現今では大部分がラオ族の服装をしてゐる。主としてケン・ツーン(Keng Tung)地方に居り、チェンマイ地方に迄擴がつてゐるカン(Kan)、クーン(Kuan)族と呼ばれてゐるのは、單にルー族の一分派に過ぎないものゝようである。

プタイ族——暹羅領内の湄公河の流域に居る本族は約七萬を算するが、プタイ族の本據は湄公河西岸地方である。暹羅に於ける本族は主として東部ウドーン、カラシン及ウボン地方に居り、その語風はシャン族に似てゐる。服装、殊に女の服装はラオ族と稍異つた點があり、一種の頭巾を冠り、又非常に色の白い者がある。一般に佛敎信者であるが、迷信の風が強い。

ヨー族——本族は東部ウドーンのサコン・ナオン(Sakon Nakorn)一帶及ナコン・パノムの北部地方に居り、本據は湄公河の東岸地方である。暹羅領内のヨー族は殆どラオ族に近い服装をし、語風は一般に特殊な粗い發音が多い。ユアン族——本族も湄公河東岸に本據を有するタイ族の一派で、服装もラオ族によく似て居るが、語風に一種奇妙な歌でも歌ふやうな抑揚がある。本族の女は刺繍に巧なのを以て有名である。主としてナコン・パノムの北西

部アカート・アムヌエイ一帶に住んでゐる。

サムサム族——南部暹羅の西海が地方に居り、非常に少數である。暹羅人と馬來人の混血種で回教徒である。

4 其他の種族

ネグリート族(スマン族)及チャオナム族(オラン・ラウト族)——英領馬來羣島の「住民の項」參照。

馬來族——現在非常に複雑な混血をなしてゐるが、之は馬來半島に散在する先住馬來族たるジャクン族の一派であることは明かである。暹羅の馬來族は總て回教徒であるが、他の回教徒に比して戒律に對しては稍寛大で、例へば、女も一般に面紗無しで外出する習慣が行はれてゐる。一般に農業及漁業に従事してゐるが、大體暹羅人と同様な耕作法で米作を行ひ、特に漁業に秀でてゐる。因に、暹羅灣東岸の馬來族は半島より拉致した捕虜の末裔である。

サカイ族——本族の多數は英領馬來内に居り、少數がバタニー地方の山中に住んでゐると信ぜられてゐるが、最近の調査に依れば、暹羅國內には現在居住せざることが明かになつた。(詳細に就ては英領馬來羣島の「住民の項」參照)。

ラー族——本族は會て暹羅の最北部一帶からラヘーン(Catbeng)及カムベーンベット附近へ至る地方に亘つて廣く占據してゐたのであるが、七世紀頃モン族の移住者に征服され、之と雜婚して今日に至つたものであるから、モン族の一分派とも見做し得られるのであるが、チェンマイ・ラー族の語風は緬甸のワ(Wa)族と酷似するものがあり、恐らく之と同一祖先であると推定して間違ひないと思はれる。暹羅人よりは幾分身長低く、色黒く、蒙古族の特色も少し。男は頭髪を刈り、寛いツボンと頭巾を着け、女は髪を伸して後方に束ね、頭巾を被らず、足首迄の腰巻及寛衣に似たジャケツを着てゐる。衣服の材料には青色の綿布を用ゐる。彼等は憶病にて平和を愛し、魔術と精靈崇拜と佛敎とを混信し、竹造草鞋の家に住み、政府を代表する其の頭目に統治される。陸稻を作る外、原始的方法で鐵を製錬し、日用品物を製造販賣する。

サムレー(Samre)と呼んでゐる。言語はクメル族に酷似し、風俗・習慣は近來次第に近隣種族と大差ない迄に至つてゐる。尙本項の概要に於て言及せる如く、本族には約二〇%のネグリート族系統が認められる。彼等は樹脂油・蜂蜜・藤等の林産物を採集して食料品と交換し、又同地方の特産物たる小豆蔻及陸稻を栽培してゐる。

ソー族——本族は非常に色黒く、殆ど漆黒色に近い。言語はクメル族に酷似する。本族の本據は湄公河左岸のカムモン地方で、暹羅では大體淡水湖ノイン・ハインとナコン・パノムとの間に住んで居り、其他ソクラム河畔及プー・パン山脈の北側に居る。約二十年前のソー族は一萬を數へた。現今總て佛敎徒であるが、非常に迷信深い。服装は大體ラオ族と同じく、又ラオ族同様の耕作をし、家畜を飼養してゐる。

セーク族——本族は二の集團に分れて居り、その一はナコン・パノムの北部へ至るアサマート(Asamut)に、今一つはター・ウティン地方に住んでゐる。二十年前に調べられた總數は僅かに六百人に過ぎなかつた。本族も湄公河の左岸地方から來たものであるが、その生活様式及住居等はラオ族に似てゐる。言語學的に云へば、モン・クメル族に屬するものであるが、その言語には多分にラオ語が混入してゐる。

カリーヤン族——本族は約百年前湄公河左岸の故郷からナコン・パノム及サコン・ナコン地方へ放逐されたもので、現在では既にその母語を忘れて、専らラオ語を話してゐる。カリーヤン族と自稱してゐる者が約三萬人を數へ、主としてサコン・ナコンの南プー・パン山脈の森林地帯に住む。一見したところでは、ラオ族と區別し難い。

カー・ブラオ族——本族も湄公河左岸から來たもので、ウボン縣のケマラー地方に小部落をなして散在して居るが、總數約五百人に過ぎない。耕作や居住の様式も大體ラオ族のそれと變りはないが、言語のみは固有のものを固執してゐる。

カー・ヒンハオ族——ムーン河が湄公河に注ぐ合流點の南方地方に本族の小部落があるが、之は最近佛領から渡つて來た種族で、前項ブラオ族と同様

カムク族——本族の本據は湄公河東岸のルアン・プラバン地方であつて、毎年馱夫・樵夫としてチーク地方に出稼に來たものが、此等の地方に定住するに至つたものである。カーンブリー縣の北部にも少數のカムク族部落があるが、恐らく捕虜として招來されたものらしく、一部の者は固有の言葉も有してゐるが、大體の風俗習慣は近隣住民に同化してゐる。ナン縣北方にも少數の同族部落があり、彼等は暹羅人よりは短軀で黒く、蒙古族の特色を著しく失ひ、ラー語に似た言語を話す。男は普通申譯的な裋で局部を被ふ他は寒冷時に短いチョッキを着るのみであるが、上流又は開化した者は寛いツボンに、短衣・頭巾を着用する。女は外出時は青色の腰巻に、縁に白線を附した同色の短衣を着け、髪は伸して頭巾を巻き、銀製の腕飾及耳飾を附ける。右の他、暹羅の東北部地方、例へばチャイブリー地方、ウドーン地方、及ウボン等にもカムク族が居住してゐるが、彼等は約五十年前緬甸人の奴隷買に依て湄公河左岸のカムモン地方から招來されたもので、一名Pakung 族とも呼ばれ、其後羅馬加特力教會の手に依て解放され、現在同敎の信者となつてゐる。言語・風俗は大體近隣のタイ族或はラオ・カーオ族と同一で、既に固有の言語は忘れ去つてゐる。

チャオボン族——本族の聚落は大體二つに分つことが出来る。その一はコラーットの南東部地方、その二はベチャブーンの東北部地方である。後者は往時西方ロブリー(Lobhri)地方まで擴がり、ラーヴァブーラ人と呼ばれてゐた。政府登録種族名はラー族となつてゐるが、彼等自らは(特にコラーット地方)ニア・クオル(Nia Khol)人と呼んで居る。言語はモン族及クメル族に近似して居り、本族がチェンマイ地方のラー族とは殆ど關係ないことは疑ひない。最近迄彼等は定住地を持たず、山中を轉々して原始生活を送つて居り、一定の課税もなく、唯貢納として原始林の産物たるラック或は香木等を納めてゐた。然し現今では大部分が一定の部落をなして定住して居り、言語習俗も大體近隣種族と近似し、古老のみが固有の言語を用ひてゐる。チャーン族——本族はチャンタブリー縣山岳地帯から東埔塞地方一帶へ擴がり、東埔塞ではポル(Por)族と呼ばれ、彼等自らはタムリット(Tamret)或は

カー族に属するものである。幼稚な耕作をしてゐるが、主として狩獵や森林の果實、木の根等を寛めて食つてゐる。

スライ族(クワイ族)——本族はスリン、ターカン及ウボーン縣地方一帯の廣範圍に亘つて居住し、ロイ、ユット地方へ迄蔓延して居る。言語はクメル族のそれとは可成りの相違を示してゐるが、種族としては非常に密接な關係にあり、東埔寨及東部、北部暹羅の原住種族を代表するものである。固有の言語を使用して居る者他に、一般にラオ族と呼ばれてゐるが、單にラオ語を話してゐるクワイ族に過ぎないものが相當の數に上つてゐる。彼等は更に大體二つに區分され、その一はラオ・スライ族と呼ばれ、ウオン、ターカン及スリン縣地方一帯に居り、その二はクメル・スライ族と呼ばれ、主としてスリン縣に居住する。然し近來兩者とも夫々次第にラオ語若しくはクメル語に同化する過程にある。本族はラオ族或はクメル族に比して遙かに文化が遅れて居り、佛教徒と見做されてゐるが、萬有神教的な迷信の風がある。ラオ族若しくはクメル族の風習に従つて耕作し、或は家畜を飼養してゐるが、その家は非常に貧弱で、又不潔である。クワイ族は多數の開族に分れて居り、その内のクワイ・ムアイといふ開族は象狩りに巧みなことで有名である。十數年前の調査に依れば、東北部地方の現にクワイ語を話してゐる者のみで約十二萬人、ラオ・クワイ及クメル・クワイ族が約十四萬に上つてゐる。クワイ族はクワイ族程ではないが、一般に色が黒く、中には髪が縮れてネグリト族の系統の認めらるゝものがある。

クメル族——暹羅のクメル族は見積區々であるが、兎に角多數に上ることは疑なく、その中ラーチブリー及カンブリー諸縣の同族は捕虜として拉致された者の子孫である。因に東部暹羅には昔時多數の同族が居住し、其の文化と發展とを物語るクメル時代の遺跡が諸所に存在する。彼等の風俗・習慣・宗教は暹羅人及ラオ人と同様で、色、稍々黒く有毛者が比較的多い點の他は容貌も異ならない。大部分は今尙母國語を使用し、小農業に従事してゐる。

モーン族(緬甸ではタライン族)——本族は概要に言及せる如く、元來タイ族の前に大體現在の暹羅領域一帯に蟠居してゐたものであるが、タイ族の移

住に依て全く之に征服せられ、痕跡を留めぬ迄に同化し去つたのであつて、今日の暹羅に於けるモーン族といふのは、捕虜又は避難民として緬甸より入遷した者の子孫で、主として首都附近の河岸に部落をなし、富裕なる種族とされて居り、其他カンブリー縣の緬甸國境へ至るクエー、ノイ、溪谷地方に散在してゐる。又コーラート南方のバク・トン、チャイ及クラートク地方の各地に約二千六百人ばかりが散在してゐるが、完全に母語を忘れ、近隣のコーラート・タイ族の風習に同化して了つてゐる。容貌・服装・宗教は暹羅人に異らぬが、唯暹羅人より一般に背が高く、婦人は通常髪を伸ばして特有な鬘に結つてゐる。凡て暹羅語を話すが、其の多くは母國語も話し得る。

安南族——一九二九年の國勢調査には五、三二一人となつてゐる。本族は長年モーン・クメル族の中に雜居し言語にも多數のモーン・クメル語が混り、區別困難であるが、最近の説に依れば、タイ族に屬するものであるが、同族と東京地方のモーン・クメル族たるムオン族、及チャム族、支那人等の雜種であるとされてゐる。チャンタグリ州の同族は十七、八世紀に宗教上の迫害を免れる爲安南より來遷したカト(カト)族の一支部らしく、蒙古として拉致された者である。殆ど全部カトカト教徒で、容貌は暹羅人に以てゐるが男女とも昔ながらの寛い黒色ズボンと上衣を用ゐ、男女共頭髪を伸ばし母國語を話してゐる。彼等は皆を以て種々の色合及型の所謂「チャンタブーン(Chantabun)」を纏つて盤谷に移出する(佛蘭印度支那編の「住民の項」参照)。

ムーサー族(ラフ族)——本族は主として北部暹羅の高い山岳地帯に見られ、南方はチェンマイ縣のメト、ビン西方の山地、北緯一七度三〇分附近まで蔓延してゐる。シャン地方に居るカオ(カオ)族の一支部らしく、蒙古族的特色を明瞭に表はし、骨格頑丈である。暹羅の本族はムーサー・ラー(Muea Sa or Dan)、ア・サー・ラー(Muea Sa or Dan)の大體二支族に分れてゐるが、生活の様式は後述するムーサー族及ヤオ族に近似し、男は背又は黒の寛いズボンと上衣・褲・頭巾布を纏ひ、女は縮のある青色の腰巻・長袖のチャケツ・頭巾を着け、男女とも外出には棍棒を携帯する。女は別に銀製の腕輪・耳飾・首輪を飾る。兩支族の服装の相違するところはムーサー・ラーの女

が裾は赤や縞模様のある暗青色のズボンをつけるに對し、ムーサー・ラーの女は赤縞のズボン(Sin)をつける點である。彼等は劍と弩で猛獸を斃し、山地を開いて阿片其の他の食料嗜好品を栽培する。家は竹木にて頑丈に建て、佛教的色彩ある活物崇拜をなし、月の四定日には祈禱を、年一回犧牲を供へて祭禮とする習慣があり、又割禮を施す。死體は木棺に納めて複雑なる儀式の下に埋葬する。文字を有しないが、支那字を讀解する者がある。

カンブリー・ラー族——主としてカンブリー縣の北部地方に散在してゐるが、近來附近住民に同化する傾向にあり、風俗習慣も既に大差なき迄に至つてゐる。少數の者が固有の言語を使用してゐるが、チンマイ・ラー族の言語とは何等の關係なく、西蔵・緬甸語に酷似せるものである。然し西蔵・緬甸族中の何れの種族に屬するかは未だ決定し難い。

ムーサー族(Muea Sa or Miao-tzu, Muea Sa)——本族は北部暹羅山岳地方の諸所に部落をなして散在し、ベチャブリーの北東部北緯一七度の邊に迄至つてゐるが、その原住地は支那西南部地方で、同方面一帯に蔓延し、その南方移住運動の起つたのは、比較的最近の事に屬するが、之は支那民族の壓迫に因るものである。本族は多數の支族に分れ、男の風俗は何れも大差なく、主として女の服装に依て區別される。男は暗青色の寛いズボン、短い上衣、腰帶を着け、大型の青色頭巾布で髪を覆ひ、刺繍付の袋を下げてゐる。ムーサー・ラー族の女は膝迄の有髷腰巻、縁に刺繍を施した長袖の上衣、背及灰色の頭巾布を纏ひ、足を布で巻き、頭髪は頭上に丸めてゐる。ムーサー・ラー族の女の腰巻には髷がない。又男女共に銀製の首輪を用ゆる風がある。木材・土の壁に石床を有する家屋に住み、寝床架、腰掛、卓子を備へ、男子は山の斜面を開墾して、煙草、阿片、大麻、穀類等を栽培する。他牛・山羊・馬を飼養し、女は織物刺繍等をなす。耕地の池味衰へ、物資缺乏するに至れば、更に適當な地を選んで移住する風があり、その期間が大體十二乃至十五年である。中には五十哩以上の遠隔の地に移住するものがあり、目的地に著く迄二、三箇月を要する場合がある。彼等は支那字及支那曆を用ひ、精靈を崇拜し、一夫一妻主義で、結婚には複雑なる儀式を行ひ、死人には葬禮を行ふ。

ヤオ族(ヤオイン族)——本族の原住地はムーサー族と同じく西南部支那で、主として廣西省の山中に居る。暹羅の本族はナン縣の山中に最も多い。風習も居住の様式も略ムーサー族と同様で、多くの支族に分れてゐる點も相似てゐる。男も女も暗青色の衣服を用ひ、男の服装はムーサー族と大差ない。家屋の建て方もムーサー族と類似し、女子は支族により種々の結髪をなし、中には日除帽子の如きものを被るものもあり、足首に透す長袖の長寛衣に下袴を穿つてゐる。支那文化に浴し、支那字を讀解するものが多く、精靈を崇拜する。一夫一妻であるが、婚姻は聘金制で、約婚・結婚には少からぬ手数を要し、葬儀は支族により異り、火葬又は埋葬する。

カレン族——緬甸より移入したもので、暹羅の同族はアオー(Pao)及アエイ(Bae)の二派である。男は瘦軀強筋、狩獵に長じ、山側に陸稻・棉等を作り、錫・鹿角等を市場に搬出して必需品に換へる。縮製の短い腰巻に寛い上衣又は長寛衣を着、アエイは長髪を丸めて頭巾を被り、アオーは頭髪を刈り、常に劍・槍・鐵砲を携へて外出する。女は長寛衣の他時には腰巻をつけ、手足を漆塗の藤で飾つてゐる。少數の佛教徒及基督教徒を除き、他は精靈崇拜者で、竹造草葺のバラック式の長屋に住む。六歳未満で約婚し、幼時より耳朶に穿孔し、性道徳が非常に嚴格で、姦婦は耳朶を切断する習慣があり、死人は火葬に附する。鐵の製錬を心得、日用金物を自製する。

ティーン族(カー・ティーン族)——ナン縣の北東山中に住む種族であるが、その言語の系統は不明で、服装はラオ族に似てゐる。概してカムク族及ラメト(Lamet)族に近いと言ふことが出来るのであるが、ラメト族は湄公東岸の山中に住む種族にして、それが暹羅の國境を越入したことに關しては知られてゐない。主要な産業は茶の栽培及製造であるが、特殊な製法により茶葉を醗酵せしめて、嚼茶とするのである。

カー・トーン・ルアン族(カー・トーン・ルアン族)——本族の存在に關しては、疑問が持たれてゐるが、最近の調査に依つて略々その存在が確實となつた。主としてメナム・バーサクの水源地地方及プレー縣、ナン縣の山岳地方を徘徊してゐる。彼等は滅多に姿を見せず、獨特の方法を以てラオ族と物々交換

をしてゐる。即ち犀角・皮革・蜂蜜の如きものをラオ人に知られた一定場所に置いて姿を消すのであるが、之を發見したラオ人がその代りとして鹽・煙草・布・織物等を持ち歸る。ラオ人の部落に下りて來るのは、非常に稀であるが、湄公河を越えた地方に居る同族は屢々カムー族部落を訪問して居るやうである。彼等の體格から言へば、何等ネグロト族との連がりはないやうである。或る者は文身の風を有して、男女共に裸體であるが、稀に男は裋をしてゐるものがある。武器は鐵の穂先をつけた長槍で、之に毒を塗つてゐることもある。耕作の風を有しない。

二 宗教

暹羅は事實に於て佛教を國教とする世界唯一の國柄で、上は國王から下は庶民に至る迄殆ど全部之を信奉し、多少教義は異なるが在住支那人・緬甸人・東埔葉人及モン人等も概して佛教徒である。然し意外に信教は甚だ自由に、古來他宗教にして禁止迫害を受けたることなく、必要な土地は之を下附し、布教上には凡ゆる便宜が與へられてゐる。然し佛教は建國以來の宗教にて確固不拔の基礎を有する爲、他宗教の蠶食は至難にて、僅に印度人のヒンズー教徒・馬來人の回教徒及安南人の基督教徒を見るのみである。

1 佛教

佛教は國教にて、國王は親ら「法の擁護者」を以て任じ、一九二九年の國勢調査に據れば實に國民の九五・二四%餘(一〇、九五八、四二六人)は佛教徒である。而も其の信仰頗る篤く、貴賤貧富の差別なく男子は一生一度は必ず出家する風習があり、壯齡にして佛門を潜らねば社會上の信用薄く一門の恥辱とする。故に寺院僧侶の數夥しく、王室の儀式を始め公私の儀式及祭事は凡て佛式に範り、佛曆を採用して四月一日を正月とし、挨拶に合掌する等日常習俗に對する佛教の影響は絶大である。爲に國民は一般に慈悲博愛の念に富み、老衰不具者には合掌して施し、中流以上の家庭にては食客を多數扶養することを誇とする程にて、救恤機關の必要を感じぬと云ふ。又當國に思想問

し、同志と謀り、巴黎語經典の正解、僧侶の威儀保持、戒律の嚴守等を標榜して結社を作つたのが次第に發達し、遂に一宗派を成し、在來のマハーニカイ派に對しアマニカイ派と稱するに至つたが、元來共に錫蘭小乘佛教に屬することに變りなく、教義上の分派といふのではない。

教義——暹羅の小乘佛教は人世は苦を以て始まり、苦を以て終ると教へ、生老病死の四苦より愛別苦、怨憎苦等、假令一時的の快樂があつても人の一生は苦に充されたものであつて、かゝる所以のものは實に貪瞋痴より生ずる八萬四千の煩惱に繫縛さるゝ爲であるが故に、煩惱を滅却するは苦を免るゝ唯一の道なりとする。之が即ち佛道修業であつて、正見、正思惟、正語、正精進、正定、正念、正命の八正道の修行に依て煩惱を滅却したる寂靜境こそ極樂(ニバーナ)なりと言ふのである。かゝる暹羅佛教の特色として擧げらるゝのは、(一)保守的にして戒律を嚴守すること、(二)終身僧侶たる者は甚だ稀であつて、早いのは三箇月、遅くとも三、四年を以て還俗する。(三)寺院には炊事場の設備なく僧侶は托鉢に依つて生活する等である。

寺院——一九二九年國勢調査に據れば、佛教寺院は七、六三二箇寺(他に僧團八、〇一九あつたが、一九三四年三月現在數は總計一七、二六六箇寺、其中約二〇〇箇寺が新派に屬する寺院である。尙首都に八四、地方に三六、計一二〇箇寺(一九三〇—三一年度)の官寺がある。一九一九年國勢調査以來一〇年間に全國六七一箇寺(僧團は一、〇六三)を増したが、其の後約五箇年に更に一、五〇〇箇寺を増加してゐる。寺院は當國の美術工藝を獨占して輪奐の美を極めたものが多く、寺領よりの収入又は特定地よりの収入によつて支持されてゐる。

僧侶——僧侶は一樣に剃髮して粗布の黄衣を纏ひ、持戒甚だ堅固にて、禁慾生活を送り、庶民は勿論王侯と雖も之を尊信禮拜する。一旦世俗の快樂に心が動けば直に還俗して我も世も之を怪まず、爲めに僧侶界の神聖は良く保ち得ると云ふ。早朝托鉢して身命を保持し、朝午の二食を攝る他午後は流動物のみを口に、平常は讀經及巴黎語經典の素讀をなす。半月毎の「佛日」月の初及滿月の日一には戒を讀んで自己の行狀を反省し、雨季三箇月は一ヶ所

題の據頭を聞かぬのも、一に佛教の教導善化に歸因するものと云ふ。

沿革——傳來の第一期は佛滅二七〇年頃印度のアソーカ王が派遣せる佛教傳道隊が南部暹羅アラバトム、スパンブリー地方に達し、印度直系小乘佛教を傳播した。第二期はスマトラ、爪哇、東埔葉の經路を辿つた大乘佛教及佛滅一三〇〇年代スマトラ王シークチヤイが馬來半島バタニー、スラチヤターニー一帶を領有したる時之亦大乘佛教を傳へ、北ローブリーに至る迄弘布した。第三期は佛滅一六〇〇年代緬甸アカムの子アムルトが殆ど全暹羅を支配し、此の時緬甸系小乘佛教を傳道した。第四期は佛滅一六九六年頃錫蘭王アラカラバフが南印度タミル族を征服し、威を四隣に振ひ、傳道隊を緬甸、モン、暹羅に派遣し、アソーカ王の子マヒンダ以來一五〇〇年繼承せる純正小乘佛教を傳へ、諸國亦盛んに見學僧を錫蘭に送つて習學させた。その後佛滅一八二〇年の頃スコタイ王アラチャオ・ラームカム(ヘン錫蘭僧を南部アソーカ・シタマラトより迎へて自ら之に師事し、錫蘭佛教を研究し、大いに傳道に努めた爲、大乘佛教は僅かに殿堂、佛塔、菩薩像等に佛を遺して全滅するに至つた。小乘佛教は在來派及錫蘭派並び行はれて居り、在來派はサンスクリット文の經典を用ひ、大乘佛教義を加味してゐるが、漸次融合して錫蘭派に同化され、遂に今日にあつては暹羅佛教は全く錫蘭小乘佛教の正統に屬し、巴黎語原文を經典としてゐるものである。かくてアヌターヤ王朝のアヌターヤ王時代には國民生活の裡に既に確固たる根柢を張るに至り、例の希臘人宰相及佛王ルイ十四世の暹羅基督教化の大陰謀計畫も之に微動だも與ふることは出来なかつた。然し其後アヌターヤ王朝の滅亡と共に佛教も一大危難に遭會し、僧侶も一時墮落したが、現王朝の高祖が之を再興改善してより寺院は修復建立され、經典の編纂普及が行はれ、かくして再び佛教は大いに興隆して今日に及んでゐる。

宗派——當國の佛教は前記の如く由來王室の保護下に發達し、經典の自由研究を許さなかつた爲宗派の分裂紛争がなかつたのであるが、現王朝第六世モンクット王が出家せる當時僧徒の逸樂、威儀の敗壞、持戒の弛緩せるを慨に滯留して教理の研究及修養をなす。乾季には托鉢しつゝ、靈場舊蹟を行脚して頭陀行をなす。當國の地方を旅行する者が早朝又は薄暮に田野に點々と白布を垂れた大傘を目撃するのは之等頭陀行僧(Phra-Tong)の野營天幕である。僧侶中には少數の尼僧(Nisang)があり、主として身寄なき老嫗であるが、尼寺はなく、通常寺院附近の小屋に禁慾生活を送つてゐる。佛教僧籍にある者全國三五、九八五人(一九三三—三四年統計)中僧侶は(四五、八〇六人(同上)、同見習僧は七四、六九六(同上)及雜僧一三五、四八三(同上)の著しい數を占めてゐる。尤も其の約九七%はマハーニカイ派である。外人が當國を「黄衣の國」とは誠に當を得たものと言ふべきである。

僧侶の教育——僧侶の教育は巴黎語經典の專講で、全國の主要寺院に附屬する二八四の巴黎語學校(生徒八、九五四人)及二、九三五の佛理學校(生徒五、五四七人)にて行はれる(一九三三—三四年統計)。初級(Chak Damma、一・二年生)三級(Burien Tai、三・四・五年生)、二級(Burien Toh、六・七・八年生)、一級(Burien Ek、九・十年生)の四階級があり、試験は管長自ら委員長となり、年一同皇帝臨御の席上にて舉行する。尙初級を終へ三級三年に編入されたる者にはマハー(Maha)の稱號を授與される。

布教狀況——古來僧侶と國民教育との間には密接なる關係を有し、今日尙學童の大多數は僧侶に依り寺院にて初等教育を受けてゐる(「教育の部」參照)。之等學童は讀佛歌及讀經の一通りを教授されるのみならず、寺院は文部省と協力して、基督教私立學校以外の官公立學校には、佛教教理を簡述した修身教科書を使用せしめ、少くとも月一回相當の僧侶をして布教を行はしめてゐる。勿論此の際他宗に屬する生徒の出席は隨意である。又學校にて精神教育を受くべき特別の義務を負ふ俗人は佛理學校に出席することを許される。尙、前述の如く男子一生一度は必ず僧門を叩くが、之には未定年にて出家し(沙彌僧と呼び、二十歳未満の僧侶を云ふ)、兵役を了へて再び出家する者と、滿二十歳にして初めて出家する者(比丘二十歳以上の出家を云ふ)とあり、在僧籍年限は雨季の三箇月乃至一、二年で、中には終生在籍する者もあり、此の間普通の佛教を傳道する。

尙前記ワンプラ及其の中間二回には各寺院にて佛教講演を行ひ、政府は之に所要の援助を與へる。此の他佛教の研究・弘布の爲、寺院は印刷業をも經營してゐる。

佛教祭日——「其他の部」の項に参照。
管理——現今文部省内に宗教局(秘書官室、寺有財産課、宗教教育課、僧侶課より成る)があつて、宗教に關する行政職務を司り、縣知事も亦之を分掌する。寺院の管理は、佛教入來當初より劃然と確定されてゐる。國王は佛教信者にして佛教の擁護者たるべき旨が憲法第四條に明記されて居り、三寶の守護者を以て自ら任じ、管督の實務に當れる最高僧に管長の官(Bangkok-Iaruch)を置き、四名の管事(Somdet Phra Chao Banchana or Chao Kana Yat)中より國王が之を選任する。管事は多數の官寺の院主中より選舉され、全國を四大教團に區劃して、一人は中部の、一人は北部の、一人は南部の、一人はタマムテイカ派の管督を擔任する。又管事は各副管事を有し、一九〇三年の宗教法の規定の下に、之等八高僧を以て會議を組織し、宗教に關する一切の問題を解決し、宗教事件の最高の控訴院をなしてゐる。又管事の監督下にありて縣管事(Chao Kana Changrad)は各縣内の、郡管事(Chao Kana Kweng)は各郡内の僧徒及寺院を管督する。各寺院には、僧見習僧(Kane)及雜僧(Sayan)があり、住持之を監督する。尙、宗教局は出家・還俗の手續、寺院の財産管理、及建築修繕等の庶務を取扱ふのであるが、若し僧徒中に破戒者があれば、各地方管事又は管事長はその輕重に従て、訓戒處分若くは還俗せしめ、法律違反者は還俗せしめた上告發する。然し警察官が僧侶の破戒又は法律違反を認めても直ちに警察權を執行するを得ず、地方管事

又は管事の裁可を仰がねばならぬ。又裁判所は僧侶を證人として法廷に召喚することを得ない定めとなつてゐる。一九三三—三四年度現在の管長・管事・副管事は左記の如くである。

- 管長の官 Rajapakh 寺院の院主 Jhavana 親王殿下
- 中部 管事 管長の官
- Parmanious 寺の院主 Phra Baktana Muni
- Debsirindra 寺の院主 Somdech Phra Buddhagosa-charaya
- 北部 副管事 Maha Dhat 寺の院主 Phra Binolabham
- 副管事 Sudasana 寺の院主 Somdech Phra Vasarak
- 南部 副管事 Rajachras 寺の院主 Phra Dharna Varodon
- 副管事 Pavanavives 寺の院主 Somdech Phra Vajrasawong
- タイカ派 副管事 Makti Kshatriya 寺の院主 Phra Sasana Sobhon

2 其他の宗教
半島部に盤谷、アヌタヤ地方に在住する馬來人及印度人は回教徒又はヒンズー教徒であり、支那人移民には祖先崇拜又は儒教を奉ずる者がある。羅馬加特力教は夙に一六六〇年頃より布教せられ、主に南部暹羅及東部暹羅に安南人及支那人の信徒を有し、前世紀初葉に輸入された亞米利加長老教は主に盤谷及北部にて布教し、チエンマイにはラオ布教本部を置き、ラオ族間に熱心に布教してゐる。回教徒は慈善病院又は學校等而建て公共事業にも盡力しつゝあるが、布教成績は最近見るべきものがある。

3 統計
一九二九年の國勢調査に據る教徒・寺院・僧侶数は次の如くである。

宗教別人口・寺院・僧侶數表 (一九二九年國勢調査)

州名	佛教	回教	基督教	無宗教	計	佛寺	寺院	其他	僧侶數
クルンテープ	8,611,180	8,611,180	6,241,818	4,117,074	19,581,152	1,111	111(三減)	支那廟(San Chao)七	1,111
アヌタヤ	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	4,444,444	1,111	111	那廟(San Chao)七	1,111
パーチンブリー	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	4,444,444	1,111	111	六六(印度及馬來)	1,111
ナコーン・チャイシー	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	4,444,444	1,111	111	寺(Wat Khaek)	1,111
ラーチブリー	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	4,444,444	1,111	111	六六八(五〇増)	1,111
ナコーン・サワン	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	4,444,444	1,111	111	基督教會(Wat Falang)八二(一増)	1,111
ビツサヌローク	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	4,444,444	1,111	111		1,111
バーヤツ	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	4,444,444	1,111	111		1,111
ウドーン	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	4,444,444	1,111	111		1,111
ナコーン・ラーチシマー	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	4,444,444	1,111	111		1,111
チャンタブリー	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	4,444,444	1,111	111		1,111
ナコーン・シータムマラート	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	4,444,444	1,111	111		1,111
プーケット	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	4,444,444	1,111	111		1,111
パターニー	1,111,111	1,111,111	1,111,111	1,111,111	4,444,444	1,111	111		1,111
全 國 計	10,989,818	10,989,818	8,358,932	5,228,148	35,566,716	11,111	1,111		11,111

(註) ①ヒンズー教其他の教徒を見れば疑問である。②暹羅の Samnak Sangkharana にて、僧侶の寓居を云ふが、戒堂修練等を有す。③括弧内は前同國勢調査に對する増減。④「教育の専斷」を以て、前同國勢調査は一九一九年四月施行。⑤下記暹羅僧・支那僧・安南僧のみを含む。見習僧・雜僧を含む。最近數字は次表参照。

佛教寺院及僧侶數表

年 度	佛 寺		僧 侶		見 習 僧		雜 僧	
	暹羅寺	支那寺	暹羅人	支那人	暹羅人	支那人	暹羅人	支那人
一九二九	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
一九三〇	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
一九三一	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
一九三二	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
一九三三	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
一九三四	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
一九三五	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111
一九三六	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111	1,111

教育

總説—教育行政—學制—諸學校—其他施設

一 總説

過去現在を通じて、當國の教育は寺院と密接なる關係を有することは前述の如くである。即ち往時教育は僧侶の掌中にあつて、恰も我が邦に於ける寺小屋の如く、一般家庭より子弟を引受け、寺院に於て餘暇に極く初歩の讀方・書方・算術及倫理等を教授した。ラーマ四世登極の頃、既に外人宣教師に依る教育が行はれ、續いて盤谷には僧侶に依らざる私立學校出現し、寺院教育よりも少しく進歩した教育を施した。一方海外留學生の派遣を始めたのもこの時代であつた。併し今日所謂教育なるものは、次帝チュラロンコーン王治世の初期(一九一七年)に、高級官吏の子弟に對し暹羅語・算術及官吏學を教授したるに創まるものと云ひ得る。次いで同帝は國民教育普及の聖旨により首都及其の周圍諸郡の寺院に學校を設け、僧侶を教師とし、俗人をして之を援助せしめ、暹羅語及算術を教授したが、該制度は甚だ好成績を示し、進んで之に當らんとする寺院續出するに及び、必要に迫られて一八八七年教育局を創設した(一八九二年に之を文部省と改稱)。一八九一年ダムロン親王歐洲の教育御視察の後、皇太子の家庭教師たりし英人ロバート・モーランド(Robert Morant)と協力して現今の教育制度を立案し、翌年久しく要望されてゐた師範學校の設立を見た。併し同親王が内務大臣に轉任され、一方右英人も歸國したる爲、右計畫は一時頓挫したが、後ジョンソン(N. G. Johnson)氏顧問となるに及び、同計畫は復活されて今日の制度を見るに至つたものと云ふ。兎に角一八九八年には詔勅により寺院學校に一般知識及倫理をも教授することとし、地方官をして該事業を援助せしめた。續いて一九〇九—一二年に亘り、各州縣に教育主任官吏を派遣し中心地には模範學校を設立し、學科目も先進國のものに當國の必要とするものを加味して定められた。

次いで一九二一年十月一日初等義務教育令の發布を見るに至り、初め地域を限つて實施されたものであるが、逐次地域を擴大して、全國町村數の約八割五分に及ぼしたのであるが、一九三五年十一月、新初等教育令を發布して、舊法の改正を行ひ、全國の八歳より十五歳に至る兒童は總て初等教育を受くべきことに定められた。同法に依れば、兒童は理由なくして一週間以上の缺席を許さず、十五歳にして初等教育修了試験を通過し得ざる者も、同試験を通過し得る迄通學するを要することとなつてゐる。

尙、從來特に教育税を徵收して、教育に當てゐるが、一九三〇年同税を廢止し、一般國庫より支辨することとなつた。憲法には人民代表會議議員投票權者の過半數が普通初等教育を了へた者に依て占められるに至つた時、人民代表會議は全部民選議員を以て組成する旨を定めてあるので、政府は之を目標として初等教育の普及に大童になつてゐる。

文部省豫算額表

Table with columns for fiscal years (1935-1937) and various educational categories like Secretariat, Religious Bureau, Physical Education Bureau, and University. Includes sub-headers for '臨時費' and '經常費'.

單位：千圓 出所：南洋情報 出所：南洋情報

二 教育行政

州別教育費表

Table showing educational expenses by province for 1931-1932. Columns include Province Name, Public Schools, and Total Expenses. Lists provinces like Krung Thep, Anantara, etc.

文部省内の教育關係各局の所管事務は(一)全國官立學校の監督、學校の設立、職員配置・許可、登錄せる公・私立學校の監督、(二)課程の立案及認可、(三)同課程に依る檢閲及監督、(四)教科書の編纂・刊行・認可、公開圖書閱覽室及講演會等の組織、(五)大學教育、(六)宗教行政事務の扶助等であつて、省内に次官室、官房、經理、地方教育等の各課がある、體育局(體育、競技、學校衛生、ボイスカウト、赤十字少年團等に關する諸課を有す)、美術局(調査、美術、建築、博物館及考古學、圖書館等に關する諸課を置く)、大學局・教育局(教育課、實業教育課、智育課等を置き、一般教育、實業教育、教科書、教程、考試、視學、督學等に關する事務を分掌す)があり、他に宗教教育を管轄するものに宗務局内宗教教育課がある(宗教の部参照)。

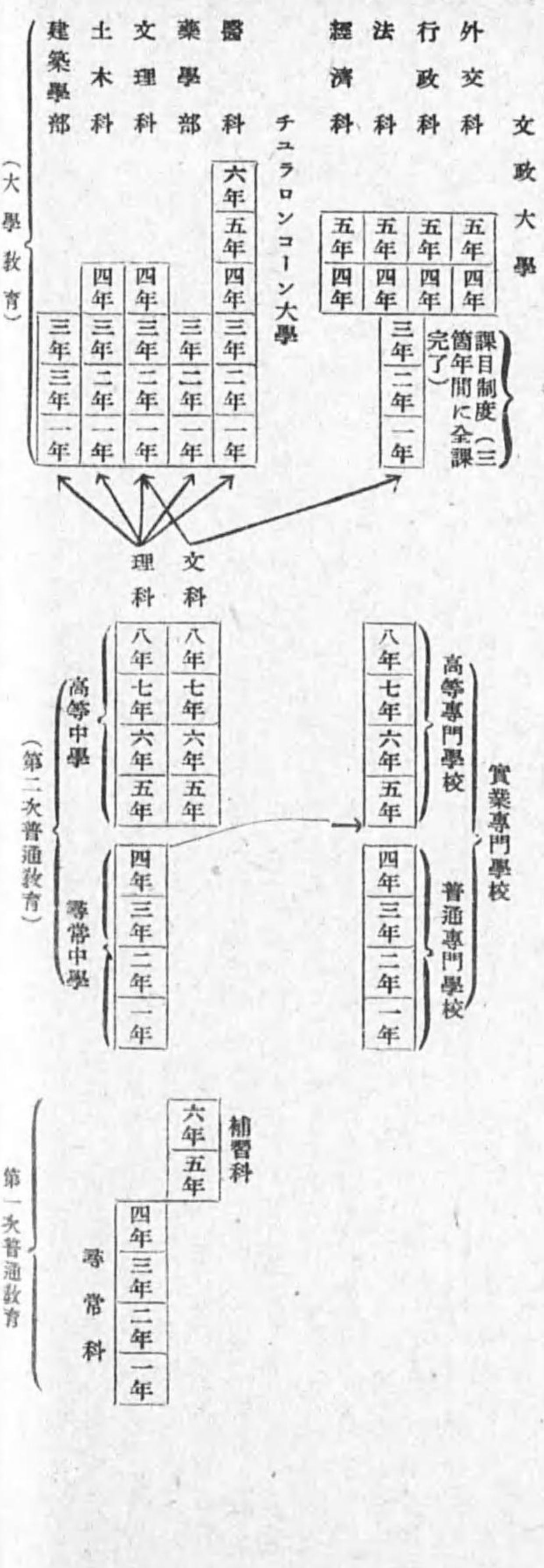
單位：千圓 出所：暹羅統計年報

一九三二—三三年

クルンテープ	八,111	NO. 701	八,111	一,401	三,111	四,901	二,111
アユタヤ	6,900	NO. 710	三,900	五,111	七,800	一,800	三,111
バーチンプリ	6,900	NO. 711	三,900	五,111	七,800	一,800	三,111
バーヤップ	4,101	NO. 712	二,101	三,901	五,111	七,801	一,801
ビスヌローク	5,101	NO. 713	二,101	三,901	五,111	七,801	一,801
ウドーン	5,101	NO. 714	二,101	三,901	五,111	七,801	一,801
ナコーンラーチシマー	9,111	NO. 715	四,111	五,111	六,111	七,111	八,111
ナコーンシータムマラート	8,310	NO. 716	三,310	四,310	五,310	六,310	七,310
ラーチプリ	7,710	NO. 717	三,710	四,710	五,710	六,710	七,710
ブリーケット	2,811	NO. 718	一,811	二,811	三,811	四,811	五,811
計	1,510,110	NO. 719	710,110	710,110	710,110	710,110	710,110

(註) ①舊制度の教育局にして、略教育費全額である。②文部省の管轄學校に於ける生徒数。

三 學 制



第一次普通教育

第一次普通教育 男女四年制にて、Parlham (小學校)と云ひ、初等教育令に規定せる最小限度の義務教育を施す。上級學校に進まぬ者は更に二箇年の補習科を修了することとなつてゐる。補習科は一般教育の他に地方に適應せる職業(一般に農業)又は手藝等の學科を加味してゐる。

第二次普通教育 (i) 一般教育 八年間の課程を有し、中等普通教育を施し、卒業資格を大學入學程度とする。之を尋常・高等の二期に分ち、高等科は文科及理科に分つ。優秀なる成績を以つて卒業せる者から年々數多の在外研究給費生を選抜し、又首席二人には滿十九歳迄の者に限り王室獎學金を與ふることとなつてゐる。

(ii) 專門教育 課程八年、之を二期に分つこと前項と同様である。文部省直轄の專門學校教育の課目は(一)教員養成(第一次及第二次普通教育) (二)工業 (三)商業 (四)農業 (五)演藝 内家政學等である。

大學 大學程度のものである。之は從來チュラロンコン綜合大學あるのみであつたが立憲革命後の高等政策が加味され、一九三四年六月、同大學の分科中法律・政治・經濟に關する部門を離れて、他に獨立の一國立大學を創設した。即ち文政大學 (University for Moral and Political Science) と言ひ、總長は内務大臣が兼ね、暹羅國高級行政官登龍門としての實質を具へたものである。而して從來のチュラロンコン大學は醫科、土木科、文理科の三學部に限定され、之に半獨立の學部として藥學部と建築學部を加へてゐる。

チュラロンコン大學は一九一七年三月二十六日の勅令に依りチュラロンコン官吏養成所 (King Chulalongkorn's Civil Service College) 中に政治學部及工學部があつたと王室醫學校とを合併して綜合大學組織としたものである。醫學科はロツクフェラー獎學基金の援助にて組織され、解剖學、生理學、病理學、藥學、外科、産科、婦人科、看護科等の講座があり、附屬の看護婦、産婆學校及シューチャ病院を擁してゐる。文理科の一部はロツクフェラー獎學基金の援助を受けて居り、暹羅語、古典語、地理、歴史、及物理、化學、生物學、數學等の講座から成つてゐる。工學科は土木工學、機械工學、電氣工學の講座から成つてゐる。因に、本大學の分科中標準大學程度

として許さるゝのは、醫學科、文理科、工學科の三分科のみであると言はれてゐる。

特種學校 陸軍學校、海軍學校、憲兵及警官學校、郵電學校等があり、當該管轄各省に依り經理さるゝもので、入學資格は第二次普通教育六年修了乃至卒業程度である。

四 諸 學 校

官立學校 文部省の維持管轄に係る學校を云ひ、模範學校として認められ、其の組織及方法は出來得るだけ公立學校の採用する所となつてゐる。官立學校の主なるものは各州の行政中心地に置き、此の種の學校の職員は大多數有資格者である。有望なる生徒は初等教員として養成され、卒業後は公立小學校に奉職するが、其の中最優良生は整谷に送りて更に上級の教育を受けしめる。一般に此の種の學校々々は堅牢なる建築物にて、概して十分なる運動場を有してゐる。因に其の設立費は原則として地方有志の自發的寄附金に俟ち、必要あれば政府が補助金を下附するが、政府が全費を支出することは寧ろ例外に屬してゐる。

公立學校 初等義務教育令に依る第一次普通教育を施す學校にして、大多數は現在寺院内に設けられてゐる。暹羅は古來佛教國で、既に寺院を中心とする寺小屋式の教育が普及し、國民一般は從來普通教育を受け得る状態にあつたのであるが、義務教育が施行せらるるに至つてもそれが繼承せられ、國民の初等教育に對する寺院の役割は大きく、最近の統計を示せば次の如くである。

寺院學校數表

年 度	寺院數	官立學校	公立學校	私立學校	計
一九二八—二九	一六,四七六	一四〇	四,五七九	七八	四,六五七
一九二九—三〇	一六,五七一	一三三	四,五〇一	七九	四,六〇三

出所 暹羅統計年鑑

暹羅……教育

Table with 4 columns: Year, Number of Schools, Number of Students, Number of Teachers. Data for years 1930-1933.

五五二

地から代表者を集めて、教授法・學校管理等に關する講習を實施してゐる。
教員聯合會は教育關係者の團體にして教育の進歩に貢獻するを目的とし、
開會中は教育の諸問題に關する講演をなす外、教育以外の専門家及學者を招
いて公開講演會をも開催してゐる。尙、同會に依り月刊『Teacher's Magaz-

ine』が發行されてゐる。
一般教育補足機關 次に一般教育補足機關として特筆すべきはボーイス
カウト及赤十字少年團である。

ボーイスカウト ボーイスカウト暹羅聯盟は、ボーイスカウト運動の初
期に當り一九二二年ラーマ六世に依り早くも創立を見たもので、社會精神
の涵養と共に特に暹羅人の祖先より傳承せる國民精神の鞏化を目的としてゐ
る。當國の學校教育には軍事教練の課目なく、又青年團及青年訓練所の如き
組織を缺くから、之等を綜合したるボーイスカウト社會教育を施さんとす
るもので、指導者の大部分は教職にある者が多い。中央には總本部常務委員
が設置され、其の總裁には創設者たる先帝自ら就かれたが、その後國王が
之を繼承することとなつてゐる。地方には各地方長官を長とする本部常務
委員があり、殆ど全國にスカウト委員を設けて文部省と連絡を取りつゝ團務
を行ふ。本運動は殆ど全國に行ひ、一九三五年三月現在團員總數約九七、
五七六人を有する。又、一九三五年には沿岸地方在住者によつて海洋少年團
が結成された。尙、當國のボーイスカウトは日本少年團と早くより特殊の親
善關係を有して居り、數回に亘り代表を派遣して交禮を行つてゐ
る。

赤十字少年團 暹羅赤十字社の事業の一部にて、現今全國に會員を有し、
一九三三年三月末には全國會員數一〇〇、八五八名を算してゐる。

國立圖書館 (The National Library) 一九〇五年の創設に係るが、一九
二六年四月十九日の勅令にて國立文學考古美術院 (Royal Institute of Litera-
ture, Archaeology and Fine Arts) の設置と共に、改組して其の一部をなすに
至つた。従來本館は二部に分れ、一はラーマ四世の僧籍時代(登位前)の御名を
記念し、ヴァチラナ (Vajirana) 圖書館と稱して、佛敎・文學・歴史・法律等に

五 其他施設

教員の養成と教員聯合會 教育當局は、出來得る限り有資格の教員を養
成せんとして、盤谷に男女師範學校三校を設置してゐる外暹羅は農業國であ
る關係上農業専門家の養成は特に重視されてゐる。農業の部一農業教育施設
の項參照。尙、美術及體育の専門教員を養成する文部省直轄の美術學校及
中央體育學校がある。
一九二八年以來盤谷に暑中休暇を利用する教員講習會が開催され、全國各

處に自治制の布かれた處では地方政府に依り初等教育が施されることとな
つてゐる。
省立學校 既述せる陸軍學校、海軍學校、文政大學、憲兵學校、郵電學
校等で、當該管轄省に依り經營され、文部省の管轄外にあるが、經費は總て
國庫に仰いでゐる意味で、同じく官立學校である。

國立博物館 (The National Museum) 圖書館と同じく右文學考古美術院
の管下にある。舊副王 (Wang Na) の宮殿を其の儘使用してゐる。入口第一
の建物は右ヴァチラナ圖書館に當り、右側の建物(プアチサワン)には美術品

州別・官公立別小學校・教員・生徒數表

Table with columns for State Name, Public Schools, Students, Teachers, Private Schools, Students, Teachers. Lists various states like Krung Thep, Ayutthaya, etc.

暹羅……教育

を藏してゐる。室の中央には錫蘭にて古代に鑄造されたるプタシンの佛像
を安置し、其の後方には各種の信者奉納美術品を陳列してゐる。其の後方の
建物(イサラウキニチャイ)には印度佛・婆羅門佛・東埔寨及暹羅の青銅佛及日
用器具等を藏置し、暹羅美術の變遷及様式が窺はれる。最後の建物には暹羅
近代美術の逸品たる玉座・乗物・家具・武器・面・樂器・布類等を收め、其のウエ
ランダには、大佛像及印度・爪哇より入來せし參考品を陳列し、又前者の建
物との間の小室には各種佛像の破片を藏置してゐる。

出所 暹羅統計年報

州別・官公立別中等學校及實業專門學校教員・生徒數表

州名	官立學校				公立學校				實業專門學校			
	學校數	生徒數	教員數	學校數	生徒數	教員數	學校數	生徒數	教員數	學校數	生徒數	教員數
クルンテプ	1	100	10	1	100	10	1	100	10	1	100	10
アユタヤ	1	100	10	1	100	10	1	100	10	1	100	10
バーチンブリー	1	100	10	1	100	10	1	100	10	1	100	10
チャンダブリー	1	100	10	1	100	10	1	100	10	1	100	10
バーヤツ	1	100	10	1	100	10	1	100	10	1	100	10
ビサヌロク	1	100	10	1	100	10	1	100	10	1	100	10
ウドーン	1	100	10	1	100	10	1	100	10	1	100	10
ナコーン・サワ	1	100	10	1	100	10	1	100	10	1	100	10
ナコーン・チャ	1	100	10	1	100	10	1	100	10	1	100	10
イシ	1	100	10	1	100	10	1	100	10	1	100	10
ナコーン・ラー	1	100	10	1	100	10	1	100	10	1	100	10
ナコーン・シ	1	100	10	1	100	10	1	100	10	1	100	10
ナムマラト	1	100	10	1	100	10	1	100	10	1	100	10
ラーヂブリー	1	100	10	1	100	10	1	100	10	1	100	10
バーヤ	1	100	10	1	100	10	1	100	10	1	100	10
ブーケツト	1	100	10	1	100	10	1	100	10	1	100	10
計	10	1000	100	10	1000	100	10	1000	100	10	1000	100

文部省直轄外諸學校教員・生徒數表

出所同前表

出所同前表

種別	學生數		年度末卒業學生數		中途退學生數		教員數		特殊講師數	
	男	女	1920	1921	1920	1921	1920	1921	1920	1921
陸軍學校	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
法學學校	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
海軍學校	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
士官學校	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
海軍學校	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
憲官及警官學校	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
郵便電信學校	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(註) ①一九二一—二三年一時閉鎖。

衛生

總説—衛生行政—醫療施設—各種團體—諸疾病

一 總説

概要 抑々暹羅に歐風醫療方法が紹介されたのは、十七世紀の初め暹羅に在留せるジエスイット派宣教師に依るもので、其の後十九世紀の前半來暹したる米人宣教師等は間もなく醫療事業を起し、其の一派が北都チエンマイに根據を置いたのが始まりで、今では此處が暹羅に於ける醫業の中心地たる觀を呈してゐる。此等の宣教師は、一八四〇年に於ける天然痘の蔓延に際し、弘く種痘を施し、又チエンマイに癩瘡養所を設置したが、現在に於ては政府より若干の補助金を得て優秀なる成績を擧げてゐる。此の外盤谷附近アラブラデンに、暹羅赤十字社の經營する癩瘡養所がある。次に一八九〇年醫學校が開設され、當國の醫務教育は茲に一新紀元を劃するに至つた。而してその進歩發達は、一にロツクフエラー財團の醫學教育部の協力補助に俟つものなることは教育の項に言及せが如くである。斯くて暹羅赤十字社、萬國保健委員會及ロツクフエラー財團醫學教育部は、近世暹羅に於ける醫務保健界の進展上重要且つ多大の功績を擧げ、其の後一八九七年保健に關する法律が發布され、暹羅に於ける衛生上の根本法が定めらるゝに至つた。更に検査に關する勅令は一九〇一—〇五年に亘り屢々發布を見、遂に永久的の海港検査所がアラ島(Ko Phra)に設けられた。時を同じうして文部省内に政府種痘研究所が出来たが後内務省に移管せられ、一九一一年新設、バスターウール・インステイチニートに併合された。五年後暹羅赤十字社が之を經營することとなり、此の基礎の下に現在のソワバア皇后記念館が新築せられ、暹羅政府の種痘及血清試験所と成つてゐる。一九一八年勅令によつて現在の衛生局が創設され、盤谷に於ける保健醫務事業と共に從來地方長官によつて行はれてゐた萬般の衛生事務をも管轄するに至つた。斯くの如く政府は、比較的着實に而も年々施設上の進歩改良を行ひつゝあ

るが、人民の衛生思想は頗る幼稚であるのみならず、一方公衆衛生に無頓着なる多數の下級支那人及印度人が雜居する爲、千の豫防心得も百の取締規則も毀壞看過せられ、ベスト、コレラの傳染病患者を出しても出来る限り之を隠蔽する者多く、其の排泄汚物は運河溝渠に投棄せられつゝある狀況に在る。従て、今後は一方之等文化低き住民の疾患に對する傳統的惡風習及舊思想の除去に努めると共に、他方政府の施設補助と相俟つて當國衛生方面は次第に改良せられて行かなくてはならない。之が暹羅に於ける衛生保健界の現状である。

次に暹羅は建國の歴史可なり古いにも拘らず人口密度稀薄、平方軒當僅かに二五・五人(一九三六年三月現在)にして、本邦の約六分の一の密度である。之は暹羅も他の熱帶國の例に洩れず多産多死の國で、殊に乳兒死亡率が非常に高く、爲に人口の自然増加率が非常に低いことに原因せるもので、本問題も今後當局衛生施設の改善と共に國民の衛生思想の涵養に俟つべき問題である。

出生・死亡 暹羅の出生・死亡及人口自然増加率を示せば次の如くである。出生・死亡及乳兒死亡率對日本比較表

Table with columns for Year (年次), Birth (出生), Death (死亡), and Infant Mortality (乳兒死亡率). It compares Thailand (暹羅) and Japan (日本) across various years from 1926 to 1933.

Table titled '暹羅人口自然増加對日本比較表' (Comparison of Natural Population Increase of Siam and Japan). It shows population growth data for Siam and Japan from 1929 to 1936.

史が之を適當と認むる時は、官よりこれを賣下げて出願者の家に於て吸煙を許可される。斯かる吸煙を特別許可と云ふ。阿片は政府の任命する官吏又は免許したる販賣人のみが之を販賣し、煙館は之より購入した阿片以外を所有し得ず、且つ實際に館内に喫煙する者他には阿片を供給し得ない。又十八歳以下の者は煙館に立入り又は留ることを禁じ、何人に拘らず、政府に於て納めたる容器から他の容器に移すことも堅く禁ぜられてゐる。

醫師の開業 一九三七年十月一日以後暹羅に於ける醫藥・齒科醫藥・藥劑業・助産業・看護業・其他各種の方法を以て疾病の治療に當る者は一九三七年四月官報を以て發表せられた佛曆二四七九年醫師法に依ることとなつた。その主要規定を摘記すれば次の如くである。

- (一) 醫藥及齒科醫藥に對する免許證下附手数料は二十銖とし、藥劑業に對するものは十銖、其他の分科に對するものは五銖、舊式醫藥に對するものは四銖とす。免許證記載事項變更又は追加は一回毎に一銖とす。
(二) 醫藥委員會(同委員會の項参照)に依り醫藥業者たる免許を受け登録を了したる者に非ざるものは、報酬又は給付を受ける目的を以て醫藥業を行ひ又は醫藥業者たることを廣告することを得ず。但し以下の場合は此の限に非ず。
(三) 官立學校又は政府の認定せる學校に於て生徒が醫藥業を實習し若しくは免許及登録を受けたる者の監督の下に其の實習を爲す場合
(四) 流行病豫防等緊急の場合衛生局より特に委嘱を受けたる者が種痘又はワクチン、血清の注射、其他或種の醫療を爲す場合
(五) 外國人醫師にして三箇月を超へざる期間臨時顧問として醫療を爲す場合
(六) 免許證發給及登録は新式醫藥業並に舊式醫藥業の二種に分つ、新式醫藥業中醫藥、齒科醫藥、藥劑業並に助産業の各科は夫々一級及二級に細別す。
(七) 醫藥業者の免許及登録を受けんとする者は以下の資格を有すること。
(八) 醫藥業者たる名譽を毀損するが如き不徳行爲なきことを醫藥委員會に於て認められたる者なること
(九) 醫藥業委員會が醫藥業者たる名譽を毀損するものと認むるが如き刑事事件に於て有罪の判決を受け懲役に處せられたることなきこと
(十) 記憶力薄弱、身體

發育不完全又は疾病を有し、醫藥委員會に於て醫藥業者として不適當と認めらるゝが如きことなきこと。

(四) 醫藥業者たり得る者は以下に該當する本業に關する知識を有すること
を要す (1) 新式醫藥業者、並に看護業及其他各種の方法を以て疾病の治
療に當る者は、各醫藥分科に對しチュラロンコン大學又は暹羅國內に
於て醫藥委員會がチュラロンコン大學と同程度以上と認定する課程を
教授する學校より卒業證書を受けたる者、但しチュラロンコン大學に於
て未だ開設せざる醫藥分科に對しては醫藥委員會は本人の知識を考査す
る爲適當なる標準を設くることを得。外國學術研究所の學位又は開業資格
を有する者に對しては、同委員會はその資格及履歴を調査の上、之を許可
す、但し本人が暹羅國籍を有する時はその研究せる國に於て開業許可を受
けたる者なることを要せず (2) 新式醫藥業者は本法施行の際既に二級
新醫藥業者として登録し居り新業に登録を受け居る者及官・公立の病院又
は學校其他暹羅國內に於ける教育機關に於て齒科醫藥、藥劑業又は助産業
の各分科に關する教育を受け且つ内務參議が其の知識を推定して省令に依
り登録を許したるもの (3) 舊式醫藥業者は本法施行の時既に舊醫藥業者とし
て登録を了し其の知識を有する者、及免許を受け登録を了したる舊式醫藥
業者より省令を以て定められた期間並に方法に依り教授を受けたる者。
(四) 一級新式醫藥業者の免許を受け登録を了したるものは他の分科の醫藥業
を爲すことを得、但し此の場合藥劑業に就ては自己の患者に對してのみ藥
劑を調合販賣することを得、若くは一級藥劑業の免許を受け登録を了した
るもの、營業し居る場所より五軒以上を離れたる場所に於てのみ一般に藥
劑の調合販賣を爲すことを得。二級新式醫治の分科又は齒科醫の分科に於
ける醫藥業者又は舊式醫治の分科に於ける醫藥業者は自己の患者のみに對
して調劑販賣することを得。

暹羅には尙邦人醫師發展に十分なる餘地があり、上記の如く開業容易なる
と共に、本邦に於て醫術を修得せるに拘らず開業の資格を有せざる者に採り
ては前記二級醫師開業の如き便宜もある。殊に本邦醫學の進歩に對する尊敬

二、醫藥委員會は次の權限並に職務を有す (1) 藥醫法乃至省令の規定に
依り醫藥業者たり得べきものに對し開業免許の發給、並に登録を爲す (2) 同
じく醫藥免許の停止又は取消を命ず (3) 醫藥の各分科の教育課程に關し、
大學又は他の研究所に對する顧問、指導 (4) 醫藥に關し危險を生ずる虞あ
る人民の誤解を防止する目的を以てする必要な各種の宣傳。

三 醫療施設

醫師 暹羅に於ける醫師の總數は約五百人(一九三〇年現在)にして、醫
師一人に對する人口は約二萬六千人である。以上五百人の醫師は一級醫と二
級醫に分れ、一級醫は暹羅又は外國に於て正規の教育を受け資格を得た者、
二級醫は病院或は一級醫の下に五年以上勤務し、實際經驗ある者の中から特
に醫師たることを免許された者である。一級醫を資格取得國別に表示すれば
次の如くである。

一級醫資格取得國別表 (一九三〇年現在)

Table with columns for countries (暹羅, 米, 英, 獨, 佛, 丁, 瑞, 露, 香, 日, 支, 印, 白, 比, 耳, 度, 支, 律, 計) and medical professions (醫師, 齒科醫師, 助産婦, 看護婦). It lists the number of qualified doctors from each country for each profession.

病院・醫院 病院の數は盤谷以外は極めて少く、醫師も殆ど總て
が官廳又は病院勤務者であつて、開業醫師は外國人を除けば、極めて少數で

と東洋人たるの親しみとは、當國に於ける本邦醫の活動を著しく容易ならし
むるものと認められる。

二 衛生行政

内務大臣は醫藥委員會の援助の下に、衛生局長をして衛生行政を管掌せ
しめてゐる。衛生局の創設(一八九七年)當初は、唯官吏・軍人・囚人等のみに
關する衛生事務を司り、後一九一五年公衆衛生局に改め、更に一九一八年に
至つて現在の名稱となし、盤谷市内の衛生事務並に畿甸省所管の衛生事務を
管掌する所となつた。爾後漸次所管事務を擴張し、終に畿甸・内務兩省の合
併と共に全國の衛生事務をも司掌するに至つた。

衛生局は、衛生教育課、傳染病課、地方衛生課、都市衛生課、施療課等に
分れ、ワチラ病院、中央病院、精神病院、簡易診療所、癩病院等を直接經營
してゐる。
地方衛生行政は内務大臣の監督の下に地方長官が方法令に從て施行す
る。一九〇八年の衛生組織法に據り、各市町村は衛生局の監督下に地方自治
の權限を附與され、國家の衛生施設と協力し、衛生思想を鼓吹すると共に自
ら醫師・産婆等を雇入れ、病院、藥局等を支持する等公衆衛生上多大の貢獻
をなしたる。

醫藥委員會 (Committee Controlling the Art of Healing) 一九二三年
醫師法により、省令の起草、醫師及藥劑師等の開業免狀の下附及取消並に其の
登録・登録者の適否調査等をなし、又教育に關する文部大臣の諮問機關とし
て醫學會議 (Medical Council) が設立、一九三四年醫師法改正法に依て改
組、更に一九三七年四月醫藥法改正法に依て改正せられたものである。同委
員會關係法規を摘記すれば次の如くである。

一、衛生局長を委員長とし、衛生局、チュラロンコン大學醫學部、軍醫
局の各代表者各二名、齒科、藥劑、助産、看護の各分科に於ける醫藥業者中よ
り各一名、舊式醫藥業者中より二名の委員を選任す。委員會は委員の中より
副委員長を選任す。

ある。主要病院を列挙すれば、次の如くである。

- (一) 暹羅國赤十字社管轄
のチュラロンコン記念病院 (1) ソムデット病院
(2) 教育局管轄
シリラット病院 (チュラロンコン大學醫學部附屬)
(三) 衛生局管轄
の中央病院 (1) ワチラ病院 (2) 精神病院 (3) 傳染病院 (4) 癩病院 (5) 健
康相談並簡易診療所

地方に於ける病院は外國人の經營又は援助に依るものが多く、殊に活潑な
活動をしてゐるのは米國長老教會で、其の本部病院はラムバインに在り、チ
エンマイ、ベチャブリー等にも病院を經營し、チエンマイの癩療養所は世界
一と誇稱されてゐる。

邦人經營のものは、小川病院(院長小川藏太博士)、武田病院(院長有延憲
一學士)、神林醫院(院長神林佛一博士)、太田醫院、江尻醫院(女醫)等の外、
松尾・新野の齒科醫師がある。

醫育・研究機關 醫育機關としてはチュラロンコン大學醫學部が唯一
のもので、暹羅に初めて設立されたのが一八八九年、一八九三年に初めて九
人の卒業生を出した。修業年限は初め三年であつたが、一九〇二年には四年
に、一九一一年には五年に延長され、一九一五年現制の六年に改められ、最
初の四年間は基礎醫學を、後の二年間はシリラット病院に於て臨床醫學を授
けられる。一九二三年以來ロッタフェラー基金の協力を得て、建物を一新
し、各部門を整備する爲め米國より六人の教授を招聘し、更に各部門より二
名以上の教師を海外に留學せしめ、醫育機關の整備向上を計つた。現在に於
ては是等海外より歸つた暹羅青年學徒が教育指導の第一線に立ち、前記米人
教授は次第にその數を減じて、現に病理學教授エリス博士が醫學部長並附
屬病院長として残つてゐるに過ぎない。學部に於ては男女共學となつてゐる
が、學生の數は三十名内外である。現在では學生の教育が主であつて、研究

方面の施設は未だ充實せず、適當な指導者、研究者を缺き、業績にも餘り見... 醫事刊行物として醫學雜誌(盤谷一月刊)がある。

四 各種團體

暹羅赤十字社 暹羅赤十字社は世界各地にある赤十字社と類似の基礎及... ロックフェラー財團國際保健局 「人類の三敵」即ち疾病・饑饉・戦争の中...

エンザ、コレラの豫防及暹羅醫師會の設置等各般の衛生事業に携はらざるな... 暹羅醫師會及暹羅看護婦會 暹羅醫師會(Medical Association of Siam)は...

五 諸疾病

傳染病の種類は非常に多いが、政府で法定傳染病として届出の義務を規定... 虎疫病・死亡者表 出所：南支那及南洋情報

Table with columns for Year (年), Disease (種痘者), and Death Count (死亡者). Rows include 1918-19 and 1927-28.

Table with columns for Year (年), Disease (種痘者), and Death Count (死亡者). Rows include 1921-22, 1922-23, 1923-24, 1924-25, 1925-26.

寄生蟲病罹病表

Table listing parasitic diseases (e.g., Trichonias, Strongyloides, Oxyuris, Taenia) and their prevalence (罹病率).

法定傳染病患者發生及死亡數表

Large table showing the number of patients and deaths for various diseases (e.g., Measles, Typhoid, Cholera) from 1920 to 1929.

チヌラロンコン赤十字病院疾病別入院患者及死亡者数

疾病別	入院患者数		入院中死亡患者数		百分比		盤谷地方に於ける死亡者数	
	一九三一	一九三二	一九三一	一九三二	一九三一	一九三二	一九三一	一九三二
呼吸器結核	三九	三二	一五	二〇	三三・一	三三・三	一〇六	一三二
其他の結核	五	八	五	九	一・二	一・七	三	五
肺炎	三	一	一	一	〇・七	〇・三	一	一
マラリア	三三	一四	一	一	七・七	三・七	一〇六	一〇六
腸チフス、バラチフス	四〇	一四	一	一	一〇・〇	六・〇	一三	一三
赤痢	二二	一三	一	一	五・八	三・〇	一〇	一〇
脚性	二	一	一	一	〇・五	〇・三	一	一
化膿性	三九	一	一	一	一〇・〇	一・一	一	一
破傷	一	一	一	一	〇・三	〇・三	一	一
淋病	一	一	一	一	〇・三	〇・三	一	一
チフス	三三	一	一	一	七・七	一・一	一	一
インフルエンザ	二〇	一	一	一	五・四	一・一	一	一
瘧疾	三三	一	一	一	七・七	一・一	一	一
其他の伝染性疾患	三	一	一	一	〇・八	〇・三	一	一
麻痺	一	一	一	一	〇・三	〇・三	一	一
丹毒	一	一	一	一	〇・三	〇・三	一	一
狂犬	一	一	一	一	〇・三	〇・三	一	一
寄生性腫瘍	一	一	一	一	〇・三	〇・三	一	一
良性的腫瘍	一	一	一	一	〇・三	〇・三	一	一
悪性的腫瘍	一	一	一	一	〇・三	〇・三	一	一
傷病	一	一	一	一	〇・三	〇・三	一	一
その他	一	一	一	一	〇・三	〇・三	一	一
合計	一三三	一三三	二〇	二二	一四・二	一六・五	一三二	一三二

出所：暹羅統計年鑑

王室・社會

王室—王族—人民の位階及稱號—敬稱—勳章、徽章、國旗制度—宮内事務

一 王室

國王 國王陛下はアナタ・マヒドーン陛下 (Sondech Phra Chao Ya Hua Ananda Mahidol) にして、一九二五年九月廿日御降臨、一九三五年三月二日御叔父ブラチャティボック陛下の御退位と同時に御踐祚、チャクリー (Chakri) 王朝第八世即ちラーマ八世也。

御父はラーマ五世チュラロンコン (Chulalongkorn or Chulalongkaram) 陛下の王子にして、先帝の異母兄且つ假皇太子であつた故マヒドーン親王殿下 (Sondech Phra Raja Kirta Chao Par Mahidol Atulej Kron a Luang Songk-hla Nagachinda 米國醫博) で、一八九二年元旦御誕生、一九〇五—一三年間英獨にて陸海軍教育を受けて暹羅海軍に御勤務、後米國にて醫學を御研鑽、醫學及衛生への御功績顯著であつたが、一九二九年六月二十四日御病没。御母君たるサンワーン妃殿下 (Phra Raja Janani Sri Saengalya) は一九〇〇—〇一年御誕生、シーラーチヤ産婆學校御卒業後米國に御留學、一九二〇年マヒドーン殿下と御結婚。

國王陛下は御幼時整谷のワット・テブシリシリン學校 (Wat Debsirindh Zichai) に英語を御研究、御父君の薨去後、一九三〇年以來御母君及御姉・御弟と共に瑞西のローザンヌに御留學中、國民は御歸國の上御戴冠を熱望してゐるが、御勉學中なると不健康とを御理由に今尙御歸國遊ばされない。従て王權は王族・重臣よりなる攝政會議が代行してゐる(後述)。

王太后陛下 スワン・ワタナ陛下 (H. M. Queen Dowager Swang Wathana or Soudech Phra Srasavachinda Paramarajja Devi Phra Bannasa

暹羅……王室・社會

Ayaka (Chao) 陛下にして、一八六二年九月十一日御誕生、ラーマ五世の御妃、現帝の御實祖母、暹羅赤十字社總裁として老軀を御厭ひなく國家の爲に御活動遊ばされてゐる。

御姉殿下 御姉アミボーン・アトウインテット親王殿下 (H. R. H. Prince Bhambhol Anulej) は一九二七年に御誕生、御姉カーンヤニー・ワタナ内親王 (H. R. H. Princess Kalayati Wathana) は一九二三年五月御誕生、共に現帝と共に瑞西に御留學中にして、一九三五年五月十日ソムデット・チャオ・ソナー (Sondech Chao Pa) 後妃「王族の稱號(參照)に昇叙された。

國王の概念 所謂暹羅人たるタイ (Thai) 族がクメールの羈絆を脱してスコタイに最初の獨立王國を建設して後、蒙古人種としての遺物たる族長制社會をなし、國王を人民の父とする一大家族の觀を呈してゐた。然しスコタイ期の後半以降、國王を菩薩と認める小乗佛教が國教として輸入され、他方クメールのテワラット (Devata) or Royal God 崇拜觀念に接觸するに及び、王位神聖の觀念が漸次擡頭し、アナタヤ一期に入り著しく濃厚となるに至つた。即ち國王をヒンズー神の迦婆及提婆とする古代印度の觀念が著しく特化されたもので、一四三一年アンコール・トムを降して數多のクメール人婆羅門教徒及官吏をアナタヤに拉致するに及び、この觀念は益々強化され、前記佛教上の觀念と結合して發達した。右兩説は暹羅人の國王に對して抱ける従来の觀念に深甚なる影響を與へたことは勿論、可なり著大な專制主義をも生むに至つた。爾後國王に對する諸種の接觸禁制の制定、クメール人捕虜官吏による特殊宮廷用語の創作、更に國王に關する外觀及儀式の完成等は國王を神祕的存在たらしめ、以てその權能を一層強化せしめるに寄與した。

斯くて後印度時代以外その類例を見ない極端な專制が行はれ、國王は上は王族より下は奴隸に至る臣民の生命財産上に絕對權を有し、又臣民はこれに絕對服従するの慣習を有した。然し一方此の過大なる王權も外には叛亂陰謀の恐怖、内には自ら三寶の護持者を以て任ずる佛教の影響、及古代印度のダサラーチタム (王の行爲を律する十則) の影響等に依てその濫用を阻止せら

然じタイ族本來の君臣父子論は全然その跡を絶つことなく、整谷王朝の到來と共に著しく復活して、ラーマ五世に至りその最高潮に達した。爾後國王は威徳を並び行ふ傾向を生じ、殊に先帝ラーマ七世の如きは専ら德行に重きを置く風があつたが、近時歐式教育の普及と民主思想の浸潤とは終に一九三二年の立憲革命となり、完全なる民主主義を採用して、國王は國家の元首として統治權を代行する機關であると認めらるるに至つた。

王位繼承 王位繼承は一四五八年王室典範に制律されたもので、同法に據れば、正后の長男、正后多數ある場合は最高位階の正后の長男を優先順位に置いてゐる。然るに爾後屢屢ある貴族による王位篡奪や王子間於ける王位爭奪が行はれ、又は王子幼少なる場合に必要上王の兄弟を繼承者に指名する等、事實は著しく違背擧げられてゐたが、整谷王朝に至つて右法が復活嚴守され、一八八七年には國王在位中に立太子式を行ふことを定めて右法の擧げを防ぎ、佛曆二四六七年には右に則る現行王室典範が公布された。斯くて現王朝八世中五世は父より王位を繼承し、先帝は御正兄たるラーマ六世に王子なき爲御登極になつたが、王子なく、現帝の御父故マヒドン殿下(先帝の異母兄)を皇太子に立てられたが、御在位中薨去されたので、その子現帝がラーマ八世を御繼承になつた。唯正嗣たる兄君ラーマ四世より王位を篡奪したラーマ三世(ラーマ二世の庶子)のみは異例である。

二五 族

王族の階級 暹羅は印度文化の影響を受けたが、佛教と極端な國王專制の發達とに因り、ヒンズー四姓の如き固定的社會階級を見なかつた。然し王の血統及宗教に對する尊敬、國土の擴大による政務の膨脹等は王・貴族、官吏、僧侶等の階級を生むに至つたが、その階級は甚だ非固定的なもので、印度の善美風習の輸入による血統の亂脈の爲、王の子孫も五代目には平民となり、世襲的貴族もなく、僧侶及奴隸も大部分は暫時的なものであつ

た。

一四五八年王室典範によると親王のみにても次の五階級に分つてゐる。
(一)國王及最高位階の正后間の親王はソムデット・ロー・プッタ・チャオ(Samdech kro Phra Phudtha Chao) 年長者が太子。(二)國王と次下位階の正后との親王はプラ・マハー・ウパラート(Phra Maha Uparaja) 前者なき時はこの長子が太子。(三)國王と下配ルーク・ルワンたる内親王との親王はルーク・ルワン・エータ(Luk Luangek)。(四)國王と王孫子(ラーン・ルアン)との親王はルーク・ルワン(Luk Luang)。(五)國王と妃嬪(プラ・サナム)との親王はプラ・ヤウワラート(Pha Yawaraja)。現今王族の最高階級たるチャオ・プア(天降り王子又は王子の統治者の意、高級者は之にソムデットを冠頭するに至つた)は、右の第三及第四階級者にて實際に地方統治に當つた者に使用されたが、その後一時王后を高位階に昇叙することを中絶した爲、王族の最高階級に適用されるに至つた。斯くて早くも十六世紀の中葉以前に下記に抄述せるが如き複雑なる現制の王族階級を見るに至つた。尤も前記の如く悉く一代制で、代を經るに連れて低下し、遂に平民となる。

(一) ソムデット・チャオ・プア(Samdech Chao Pa) 國王と正后又は王女との親王又は内親王
(二) プラ・オーン・チャオ(Phra Awngka Chao) 國王と妃嬪との親王又は内親王

親王
英語にては(His (Her) Royal Highness と敬稱し、丁年に達すると更にロイヤル・プア(Royal Phya) ロイヤル・プア(Royal Phra) ロイヤル・ルアン(Krom Luang) ロイヤル・クワン(Krom Kwan) ロイヤル・ミン(Krom Min)の五階級の稱號の何れかを受ける。右は往昔親王を名義上ロイヤル・ミンの長に任じた習慣から生れたもので、ロイヤル・プアを最高とし、順次低下してロイヤル・ミンを最低とする。

(三) モーム・チャオ(Mom Chao) 前二者の息子女即ち國王の孫にして、英語にては(His (Her) Serene Highness と敬稱す。然しモーム・チャオにして功績先皇后 御名ラムバイマンニー(Kaunbharani) 陛下、一九〇四年十二月廿日御降臨、サワト(Sawat) 親王の王女にして一九一八年八月廿六日御成婚。
現帝の伯叔父及大伯叔父 ナコーン・サワン親王(His Royal Highness Prince Paribatra of Negor Sranga 御伯父) 一八八一年御誕生、陸海軍元帥、目下爪哇バンドンに閉居。
ナリスラ親王(H. R. H. P. Narisra 御大伯父) 一八六三年四月廿八日御誕生、陸軍大將。
タムロン親王(H. R. H. P. Damrong 御大伯父) 一八六二年六月廿一日御誕生、陸軍元帥。
シン親王(H. R. H. P. Vudhijai of Sinala 御伯父) 一八八三年十二月五日御誕生、陸海軍大將。
チャイナート親王(H. R. H. P. Rangsit of Jaland 御伯父) 一八八五年十一月十二日御誕生、陸軍中佐。
其他の男子王族にして His Royal Highness 其他の階級稱號を有する御方々を列示すれば左の如くである。

Table with 2 columns: 御名, 父名. Lists royal names and their fathers.

His Royal Highness の階級稱號を有せらるる御方:—
ラーマ三世の御孫 ナナワーン(Finavara) 佛教僧長の宮
チヌムボト(Chunbort)
チヌーンチャカセン(Chulachakrasong)
ラーマ五世の孫 ハンムバン(Bhanubandhu)
チャロムホーン(Chaloemphala)
アヌサーラ(Anusara)

His Highness の階級稱號を有せらるる御方:—
プララーチワン・パワラ(Varavudhi)
ウキチャイチャンの御子(ウタヤローロン(Bidyasankaram))
暹羅……王室・社會
五六五

を有する者、及ソムデット・チャオ・プアの息子女にて父が高位の官職にある者はプラ・オーンチャオの階級稱號を受けることがあり、之を英語にて His (Her) Highness と譯す。
(四) モーム・チャオの息子女をモーム・ラーチャウオーン(Mom Rajawong) 後者の息子女をモーム・ルアン(Mom Luang) と稱するが、モーム・ルアンの息子女には階級稱號を定めてゐない。而も右二者と雖も唯單に王の血統を示すに過ぎず、憲法上に於ても實際上に於ても何等王族と認めない計りでなく、自らも特に之を用ふることをなく、官途に就て官吏階級の稱號を得れば之を用ふるのを嘗とする。

右階級稱號を生來具有する者の外、王位を繼承し又は王朝を起した者の親族、又は太子に選任された者も右階級稱號に選叙される。
先國王 御名プラチャティボック陛下、一八九三年十一月八日御降臨、御父ラーマ五世、御母正后サオワボンジー(Saovabhangsi)陛下にて、御正兄ラーマ六世の御崩御と共に一九二五年十一月廿六日ラーマ七世に御登極、一九三五年三月二日御退位、現今先皇后と共に倫敦郊外ヴァージニア・ウオータにプリンス・スコータイの御幼名を以て御閉居。

ラーマ二世の御孫

ラーマ四世の御孫

- ブロンコーン(Alanakara)
- ブロンボン・クタイラー(Bronbong-Athira)
- サントボン(Santabong)
- カムロブ(Gamro)
- タムンワイ・カタナ(Tamunwathana)
- トツシリウオン(Dositwong)
- アバーサラオン(Abha-Saravong)
- ピラボン・パー・クタイ(Phra Bhanong Bhanatej)
- ナラステ・ムリヤラシン(Naraseth Surayalaksana)
- チラサク・スプラバナー(Chirsakti Suprabhas)
- ホウリン・サット(Paratej)
- アロン・コナ(Along-Kod)
- テイワウオン・ボタナ(Dewawong Varolaya)
- タニー・コロ(Than-Mivat)
- ワラーナン・スワット(Varamnda Dhvaj)
- スクマー・ビナン(Sukhunnabhinanda)
- アード・タイ・ブ・ノーン(Adityath-Abha 攝政會議々長の宮)
- プレム・プラチャヤ(Prempunachatra)

ラーマ五世の御孫

His Serene Highness の階級稱號を有せらるる御方：—其の數甚だ多く一九三二—三六年版「暹羅及盤谷ディレクトリ」に據ると一三七名を記載してゐる。

女子王族 ラーマ六世の王妃——ナム・ト・ナリン・チャオ・イン
 タラサク・サチー(Sandech Phra Nang Chao Indrasakti Sachin)、ブラ・ナー
 ン・チャオ・ヌマタナー(Phra Nang Chao Sumadana)、ブラ・ナーン・トニー
 ラクサミー・ラーワン(Phra Nang Thee Lakshani Lavanya)の三方
 其他の女子王族——左表は全、Her Royal Highness Princess を有せられ
 る現帝と御血縁深き方である。

御關係	御名	御誕生
御大伯叔母	Pushpabunphan	一八六三

御大伯叔母	Dhira-ratna	一八六四
同	Prasithasari	一八六五
同	Bhangerosari	一八六六
御伯叔母	Vasit Alangkara of Bejrapuri	一八八四
同	Phong	一八六七
同	Prasavatharnai	一八七九
同	Bhimsahmolsatya	一八八一
同	Prabhabari-bilai	一八八五
同	Adornidbyanibha	一八八九
同	Ahimsasuriyabha	一八九〇
同	Vajirasuphakarani	一八九一
同	Hemavati	一八九二
御從妹	Bejra-ratna	一九二五

其他のブラ・ラー・チワン・パワリン・ウイ・チャイ・チャンの息女及御姉妹五方、現帝と御伯叔母の御關係にある者七方、御從姉妹の御關係ある者九方ある。

有力王族の現状 革命政府は憲法第十一條にてモーム・チャオ以上の皇族の政治參與を禁じてゐる。右は王族の名譽及尊嚴を維持する所以としてゐるが、王族が政治の權を占めた時代の秕政に鑑みた結果であるとも見られる。然し王族に何等の法的又は社會的壓迫を加へてゐないに拘らず、先帝を初め舊政府時代の有力王族中富裕なる者は海外に閉居し、暹羅の進展への協力を吝んでゐる。斯かる環境中にあつて、新舊政府共に國民幸福を理想とする暹羅人の政府であるとの御信念の下に、老練を厭はず御活動の現王の御祖母陛下、卓越せる政治・法律・外交上の手腕を以て現政府に絶大なる協力をなしてゐられる國務院顧問ワーン・ワイ・タヤ・コーン・ウオー・ラーワン(Van-aidyakara Voravara)殿下(御父故ナラー・ラツ・親王)、並にその兄弟にして農村經濟並に自治及衛生行政の權威者内務省顧問サコーン・ワナー・コーン・ウオー・ラーワン(Sakol Varakara Voravara)殿下の如きは、王族の爲萬丈の氣を吐いて居られるものと云ふべく、その貴重なる奉仕に對し暹民は非常な感謝を捧げてゐる。

三 人民の階級及稱號

タイ族は本來の人民の階級稱號としてはチャオ・ムーン(Chao Mun)チャム
 ーン(Chamun)タン(Khru 古形 Okhru)チャー(Cha)ーン(Mun)マン
 (Ban)があり、前二者及チャーは王の近侍に與ひ、其の他は官吏に與へら
 れたが、後官吏の階級稱號としてタムル・ムル・ルン(Luang 古形 Okluang
 タンの上位)が、印度・ヒン・ノ(Phra 古形 Okhira 古形 Okhira)の位)及
 プラヤー(Phya 古形 Okya 又は Oya 古形 Oya)の位)が輸入使用さ
 れ、更に比較的近代にプラヤーの上位にチャオ・プラヤー(Chao Phya)その
 上位に攝政官に相當するナム・デット・チャオ・プラヤー(Sandech Chao Phya)
 を置くに至つた。然し現今使用されてゐるのは左の五種で、而も立憲政體樹
 立後は一切新たに附與しないこととし、後更に政府は、人民の權利平等なる

憲法精神から、一九三五年九月從來附與されたる者も自發的に之が使用を遠慮するやう示達した。尙右稱號は總て一代制で、官吏以外の者でも國家に功勞があれば之に叙せられた。

- (一)チャオ・プラヤー—大臣又は大臣同級の官吏が受け、本邦の親任官に相當す。
 - (二)ブラヤー—本邦の勳任官より大佐級に相當する。
 - (三)ブラー—本邦の中佐及少佐級に相當する。
 - (四)ルアン—大尉乃至中佐級に相當する。
 - (五)タン—中尉及少尉級に相當する。
- チャオ・プラヤー人名錄 因に一九三七年一月現在チャオ・プラヤーに叙せられてゐる者は左の十數名に過ぎなき(稱號は省略)。

氏名	職	要
リテイ・ソントクラーム(Riddi Sontkram)	ケダー土侯	
ヨトラート(Yomarat)	攝政會議々員、元内相	
スラシー・ウキミン・サート(Surasit Visait Sakti)	元内相	
ウオン・サー・クン・ラット(Wongsa Niprabath)	元官相、陸軍大將	
アビ・ラー・チャヤー・クン・ラット(Abhai Raja Malayudharadorn)	元法相	
タム・タイ・ローン・タイ・ゴキイ(Dharmak-arava Dhibodi)	元官相、陸軍少將	
タヤ・サン・ギン・ロー(Dharmasakti Morit)	元文相	
フー・ヤ・ラック(Bama Rajlob)	陸軍大將	
ボン・ラテープ(Baladeb)	元農相	
ボ・ディン・デー・チャヤー・メット(Badin Dejanujit)	陸軍元帥、元陸相	
マ・ムーン(Mahidorn)	元内大臣、現法相	
ビチャイヤヤー(Bijayvat)	元法相及農相、赤十字社副總裁	
スラ・ン・タイン・スリ・ン・ル・チャイ(Sura-padana Surindra Lajal)	元内相	
ウオー・ラ・ボン・ベントット(Varabong Bhand)	元官相	

ビヤヤイ・ヒン・モータイン (Bhivayendra Yod-Hin) 陸軍大將、元侍從武官長、攝政會議々員
シーコト (Sri Chakrabandana) 元内蔵頭
シー・タト・タイ・ソーン (Sri Dharma Dithsa) 元蔵相

五 敬・賤・稱

吾が閣下・殿等に相當する敬稱は甚だ複雑であるが、其の主要なるものを列示すると次の如くである。陛下に相當するものには「プラー・チャオ・ニー・フア (Phra Chao Yu Hua 國王) 及「プラー・ノカ・ノイ・シー」又は「プラー・ノーン・チャク (Phra Akkana Heisi or Phra Nang Chao 王后) があり、殿下には「マア・ノーン・キート (Fa Phra Bat 男子) 及「モート (Mom 女子) がある。前記官吏の位階中「プラー」以上を有する者には閣下に相當する「チャオ・クン (Chao Khun その夫人は「クンシン (Khunying) プラ及ルアンを有する者には「クン (Khun) を冠して「クン・プラ及クン・ルアンがあり、一般に高官の夫人には「クン・ナイ (Khun Nai) を適用する。階級稱號を有しない一般男子には「Mr. に相當する「ナイ (Nai) 及「女子は「メ (Mae) を適用する。又「賤稱としては男子に「アイ (Ai) 女子に「イー (Yi) が使用される。

六 勳章・徽章・國旗制度

勳章 一、チャクラー王室最高勳章 (The Most Illustrious Order of the Royal House of Chakri) 一種類にして、一八八二年四月廿一日の創始に係る。暹羅王族(普通男子)に與へられるが、外國の君主皇族も名譽ナイトに叙せられる。邦人は通常王族勳章と云ふ。
二、最古最瑞九寶勳章 (The Most Ancient and Auspicious Order of the Nine Gems) 一種類にて一八五一年創設され、佛教教徒に限り授與せられる。
三、チュラ・チョム・シラオ最高勳章 (The Most Illustrious Order of Chula Chom Klao) 一八七三年十一月十六日に創設せられたもので、二部に分れ、一部は男子に、他は貴婦人に授與せられる。男子用の部は三等に分れ、各等

は二級に分れ(都合六級)、元首に忠誠を效した者に授與せられる。但し三等二級は別であつて、該章は一等二等佩用者の世嗣用として保留せられ、一等佩用者の世嗣は其の父存在中に、二等佩用者の世嗣は父の死後に當該級勳章の佩用を許される。貴婦人用の部は四等に分れ、第二等のみを二級に分割してある。因に外人にして該勳章を授與された者も少数ある。
一等一級(特別大勳章) 徽章及鎖・星章・懸章並に胸に佩用する特別徽章より成る。

一等二級(大勳章) 胸に佩用する特別徽章がない、他は前者に同じ。
二等一級 頸に佩用する徽章及鎖及星章より成る。
二等二級 徽章及鎖よりなり、前者同様首に佩用する。
三等一級 徽章及ロゼットを有する綬より成り、左胸に佩用する。
三等二級 徽章は同前、綬にはロゼットを缺く。
四、ラタナ・ウォーラポーン (Ratna Varabhorn 功勞勳章) 一九一一年八月一日の創設に係る。一種類のみで、徽章及鎖より成り頸に佩用する。外人に授與せられたものはない。
五、ラーマ名譽勳章 (Honorable Order of Rama) 一九一八年七月廿二日に創設せられ、四等級及二種の徽章より成る。陸海軍務に服する者に授與せられる。
一等セーナンカパテイ (Senangpatti) 徽章・大綬及星章より成り、綬は右肩より左脇へ佩用する。
二等マハー・ヨーティン (Maha Yodlin) 頸に佩用する徽章及鎖並に右胸に佩用する星章より成る。
三等ヨーティン (Yodlin) 頸に佩用する徽章及鎖より成る。
四等アサウィン (Aswin) 徽章及鎖より成り、左胸に佩用する。
六、白象勳章 (The Most Exalted Order of the White Elephant) 最高勳章一と第一等より第七等に至る普通勳章との八等級より成り、一八六一年の創設に係るもので一般功績あるものに授與せられる。

最高大勳章 徽章・鎖・大綬及星章より成る。

一等大勳章 徽章・大綬・星章より成る。

二等勳章 頸に佩用する徽章及鎖と星章より成る。

三等勳章 徽章と綬とより成り、頸に佩用する。

四等勳章 徽章とロゼットを有する綬より成り、左胸に佩用する。

五等勳章 同右、但しロゼットを缺く。

六等勳章 金メダル及綬より成り、左胸に佩用する。

七等勳章 銀メダル及綬より成り、左胸に佩用する。

七、暹羅王冠勳章 (The Most Noble Order of the Crown of Siam) 一八六九年十二月に創設せられ、等級・徽章共に前記白象勳章と同様である。

八、ワラポーン勳章 (Order of Varabhorn) 一種類のみにて、一九一九年三月廿二日に創設されたもので、徽章及綬よりなり左胸に佩用する。

九、ワチラマラー勳章 (Order of Vajirajada) 一九一一年五月廿八日の創設にて、一種類にして、國王に對し個人的に奉仕したるものに授與せられる。外人にて授與せられたる者は未だ曾てない。徽章と綬よりなり左胸に佩用する。

徽章 三種ありて其の間に上下の區別なく、且つ國王略名徽章(各徽章共五等級がある)を除き、他は二種共各徽章佩用者の上に何等の差別を設けてゐない。

一、國王略名徽章 一般に國王御寵愛の表徴として授與されるもので、リボンと共に胸上に佩用し、徽章にて其の等級を區別する。

(イ) モンクット王徽章—チュラロンコン王に依り、一九〇四年モンクット王の降誕百年祭に際して創設され、男子王族及モンクット王に仕へたる官吏九寶章佩用者たる官吏に授與されたもので、拜受者は比較的少數で爾來拜受した者はない。綬は黄色で縁に赤及緑の細縞があり、徽章には花環の中にモンクット王の略名がある。五等級に分れてゐる。

(ロ) チュラロンコン王略名徽章—一九〇一年チュラロンコン王の創設に係り、綬には各等幅を有する赤縞二線の中に白縞一線があり、徽章には楯

圓形花環の中に同陛下の略名を刻み、五等級がある。

(ハ) ラーマ六世略名徽章—一九一〇年に創設、綬は黄色で両端に近く細き黒縞があり、徽章には楯圓形花環の中にラーマ六世の略名を配し、五等級よりなり。

(ニ) プラナチャイボック王略名徽章—一九二六年に創設、黄色綬の兩縁端に細き黒縞を附し、現王の略名を花環で囲みたる徽章にて、五等級がある。

二、特別勳章 (イ) ラーマ徽章 (Rama Medal) 一九一八年七月廿二日に創設され、楯圓形の銀製徽章にて、表面に Karavirya 王を征服せる Parasu Rama の繪があり、裏面は國王の略名 R・R・及其の字間に6なる数字を括みて王冠を廻らし、綬は黒色にて兩縁に赤色の細縞を附してある。此の一種に之より上級の勇侠行爲ラーマ徽章 (Rama Medal for Gallantry in Action) とも稱すべき徽章があるが、綬にワチラ(雷光)を附する外前者と同様である。

(ロ) ドウサデー・マラー徽章 (Dusdhi Mala Medal) 一八八二年五月チュラロンコン王の創設に係り、金及銀製にて同王の半面像を印し、武官用には赤色及白色の綬、文官用には薔薇色及白色の綬を附してある。クラスプには(a)個人的奉仕、(b)技藝及學術、(c)官職、(d)慈善行爲、(e)顯著なる勇敢行爲の五種がある。

(ハ) チャクラ・マラー徽章 (Chakra Mala Medal) 陸海軍に十五箇年勤続した者の爲に、一八七三年九月創設されたものである。

(ニ) チャクラバット・マラー徽章 (Chakrabatti Mala Medal) 二十五箇年勤続せし文官に授與する爲、一八九六年三月創設された徽章である。

右兩者ともチュラロンコン王の創設に係る。後者は故ラーマ六世に依り變形再設され、兩者の中何れかを授與された者は他を重ねて授與されることはない。

(ホ) プサバ・マラー徽章 (Pushba Mala Medal) 一八七三年九月チュラロンコン王の制定に係り、畫家・寫眞師に與へられる。

(ハ) ラーチャルーチ徽章 (Rajatruchi Medal) 故ラーマ六世の創設に係り、宮内官及近衛聯隊附將校下士官に授與せられる。金銀にて造られ、其の上に

同王の半面像を印し、授は濃青色である(此の外一八九七年にチュラロンコン王により創設せられた同名の徽章がある。同章には同王の半面像を彫み、赤綬に附して佩用せられる)。

(ト) ラーチヤニョム徽章(Rajanyon Medal)——生命救助者に與へられるものにて、一九一二年九月二十九日ラーマ六世の制定に係る。銀製にて王の半面像を帯び、綬は黄黒半々である。

三、記念徽章 (イ) 百年記念徽章——盤谷市百年記念の爲一八八一年制定された。

(ロ) ホー戦役徽章——ホー(Haw)南部の支那人(匪賊征討に参加したる者に報賞として一八八四年創設せるものである)。

(ハ) 二十五年記念徽章——チュラロンコン王御即位二十五年記念の爲一八九三年十月創設された。

(ニ) プラバート・マラー徽章(Prabha Mala Medal)——チュラロンコン王最初の御渡歐を記念して、一八九七年創設。

(ホ) 皇后徽章——チュラロンコン王御渡歐中皇太后陛下の御攝政を記念する爲、一八九七年に創設された。

(ヘ) ドウウイタビセク徽章(Dvithabisek Medal)——チュラロンコン王の治世年数がモンクット王の治世年数に倍加したるを記念する爲、一九〇三年十月創設。

(ト) 治世レコード徽章——チュラロンコン王の治世年数が、各先王の治世年数を突破したるを記念する爲、一九〇七年十一月創設。

(チ) 治世四十年徽章——チュラロンコン王の治世四十年に達したるを記念する爲、一九〇八年創設。

(リ) ラーマ六世戴冠式記念章——一九一一年創設。

(ヌ) 佛曆二四六一年戦役記念章——歐洲大戦に勤務したる者の爲、ラーマ六世陛下が特に創設されたもの。

(ル) プラチャティボック王戴冠式記念章——一九二六年創設。

(ヲ) 佛曆二四七六年護憲章——一九三三年に制定され、十月兵亂鎮壓を援助した者に與へられた。

國旗制度 一九一七年の國旗に關する法律に依り、國王、皇后、皇太子、皇太子妃、親王及内親王の各旗及長旗が規定された。

國王旗——黄色地の中央に王室御紋章クルット(佛典に見る迦樓羅天の事に於てガルダとも稱す)を赤色に染出したる長方形旗である。

一九一七年九月二十八日の國旗に關する法律改正に依れば次の如く規定されてある。

國旗——縱横各三及二の割合なる長方形にて、其の中央に旗の全長に亘りて旗幅の三分の一を有する濃紺の横線を劃し、其の兩側に旗幅の六分の一なる白線を平行に、更にこの白線の兩側に旗幅の六分の一の赤横線を劃する。該旗はトライロン(Tricolor)旗即ち三色旗と稱する。

海軍旗——他は暹羅國旗と同様であるが、中央に兩側の赤線に接する赤地の圓があり、圓内には飾を施し旗竿に向ひ臺の上に立つた白象の像を染抜いてある。該旗は同國海軍所屬の全船艦の艦及所屬地全部に掲揚し得る。

政府旗——暹羅國旗と同様であるが、其の中央部に之を使用する局を示す表章を附してある。

水先案内旗——暹羅國旗と同様であるが、唯白色の線をとつてある。該旗は水先案内用であつて、前橋頭に之を掲揚する時は、水先案内を求めつゝあることを示すものである。

七 宮内事務

往時は軍事に當る大臣と一般行政を司る大臣とがあつて玉座の左右に侍り、宮内事務をも併掌したもので、宮内及府内の區別稍判然するに至つたのは前世紀の末葉の事である。爾後官府の一省として宮内省が設置されてゐたが、一九三二年の革命後はその機構が著しく縮少され、宮内大臣は之を宮内長官(Governor of the Royal Household)と改稱した。一九三四年末世情に

政治

鑑みて宮内省を復活したが、翌年先帝が退位され、御留學中の幼帝が御即位になつたので、同年八月一日再び之を廢して、院(省)と局との中間の地位を有する宮内事務室(Bureau of Royal Household)とし、國務總理の管下に置いた。その人事は國王の御裁可を得て總理之を行ふ。

宮内事務室には最高機關として宮内事務委員會(The Board of Royal Household)があり、宮内事務長官(Grand Master of R. H.: 陸軍中將 Phya Ujirwongse Yuddhikrai)を藏頭(Grand Master of H. M.'s Privy: Phya Manaraj Serj)を式部長官(Grand Master of Ceremonies: Phya Devese Vongsayudhanna)を宮内長官(Grand Master of the Palace: Phya Prajakij Korachakra)を近衛長(Chief of the Royal Pages: Phya Isanulhraj Serj)を内大臣(H. M.'s Private Secretary: 代理 Khun Niranarajaya)及宮内事務次官を委員として委員會秘書を置き、其の下に宮内事務室・秘書官室・近習課・王宮及式部課・内蔵寮の五課を設けてゐる。

一 總 說

暹羅は現今立憲君主政體である。暹羅には元君臣父子主義政治が行はれたが、後小乗佛教、婆羅門教の影響等による王位神聖が極端なる專制政治を生み、國土及國民は總て國王の所有となし、代々威壓政策を以て人民を統御するに至つた。こも拘らず下に不平不満の聲なく、内政上何等の困難に遭會しなかつたのは、國民が佛教により好く精神統一され、且つ久しきに亘る恐怖政策と絶対服従の強制に慣れて本能的に従順となつてゐたのと、一般國民は無智にして、有識者は悉く官途にあつたのみならず、熱帶的氣温と富源による衣食住の豊易は革新の氣力を奪つたのと、一方叛亂に對する恐怖、佛教精神、ダサラーチタムマ等極端な王權の濫用を制限する要素が加味されてあつた事實に歸因する。然るにラーマ四世以降は、暹羅太古の父子主義觀念を多少復活した一方、外國文明を採入れて諸般の改革をなしたが、憲法も議會もなく、司法及行政機關は置くが、總理大臣なく、閣議其他の會議は國王が親裁すると共に、官吏の任免、大赦、榮譽及恩給授與等の諸權に至る迄悉くその專斷下であり、名實共に君主專制政治を形成してゐた。

斯くの如く官府官府の區別の劃然しない政體が一九三二年六月二十四日迄持續されたが、澎湃たる民主思潮の浸潤は終に同日の立憲革命となり、數日後臨時憲法が、次いで同年十二月十日恒久憲法が公布され、革命と同時に設置されたる第一期人民代表議會は一九三三年十二月十日に民選議員を交へて第二期に入り、一九三五年刑法の改正により司法權の獨立を完成した結果、現今治ど完全な立憲政體を形成するに至つた。(一)王室の項及(二)歴史の部(參照) 政綱と憲法 一九三二年立憲革命を成就した人民黨は、舉事と同時に(一)法權・財政・經濟の獨立擁護 (二)治安の維持及犯罪の防止 (三)堅實な經濟政

策の樹立實施に依り各人に職業を興へて國民生活の安定を期し、以て國民の福祉増進を圖ること (四)國民平等權の確立(國民に對する王族の權力を認めず) (五)上記四項に概觸せざる範圍内に於て國民の自由確保 (六)國民教育の完全なる普及よりなる六大政綱を宣言したが、右は今日も勿論施政の指針として忠實に遵守されつゝある。

一九三二年六月二十七日施行の臨時憲法は全編三九箇條、總則(國王・人民代表議會・人民委員會・裁判所の五編に分割されてゐたが、國民の兵役及納税の義務、身體居住の安全、信書の秘密・言論及信教の自由、所有權の保障に關する規定を設けない等甚だ不完全であつた上、國王の權能を著しく制限してゐる點があつたが、同年十二月十日實施の恒久憲法は著しく右缺點を補足した。恒久憲法は總則(二箇條)、第一章國王(九箇條)、第二章國民の權利及義務(四箇條)、第三章人民代表議會(三〇箇條)、第四章國務院(一二箇條)、第五章司法(三箇條)、第六章補則(三箇條)、第七章憲法の施行及超過規則(五箇條)、總計六八箇條より成り、簡潔なる點、其他本邦の憲法に酷似してゐる。右の第一章、第三一五章、第七章は其の大意を後述するから、茲にはその總則、第二章及第六章に付て略述する。先づ劈頭に暹羅王國は一體不可分なること及人民は人種又は宗教の如何を問はず平等に憲法の保護を享受する權利を有する旨(一條)を規定してゐるが、最も注目されるのは本憲法の根本精神である第二條にして、主權の淵源は國民にあり、國家の元首たる國王は本憲法の條規に遵由して之を行ふと定めて居り、極端な議會中心主義を示してゐる。又王族の尊嚴と榮典とを保持する爲め(二條)も爾前の國情に徴して注目される。人民は本憲法に定めある場合を除き、凡て平等に法律の適用を受け、尊稱により何等の特權も賦與されることなく(二條)、又人民は國民の義務に背き又は秩序風紀を紊さざる限り信教及禮拜形式の自由を有し(一三條)、合法的な身體・居住・所有・言論・著作・印行・教育・集會・結社・職業の自由を有するが(一四條)、法律を尊重し國家を防衛し、納税其他法律の定むる條件及方法にて政府を支持する義務を有する(一五條)。第六章補則に於

ては憲法と他の法規、憲法の解釋及改正を規定してゐる。憲法に違背する法律は無効とし(六一條)、憲法解釋の絕對權は人民代表議會にある(六二條)。憲法改正の動議は、國務院若しくは人民代表議會總議員數の四分の一を下らぬ議員の賛成を得たる場合にのみ之を提出し得、右動議が議會を通過するも一箇月間は未決とし、同期間を経て之を議會に提出再議に附し、氏名點呼による表決により議員總數の四分の三を超過する票數を以て再び通過した時初めて普通法通りの手續を行ふ。

二國 王

暹羅國憲法を見るに國王の人格は神聖不可侵とし(三條)、國王は軍の總帥であり(五條)、法律により正當に設立された裁判所を経て司法權を行ひ(八條)、人民代表議會の召集・閉會(三〇條、三一條)、解散(三五條)、會期延長及停會(二九條)を命じ、正副議長を任命(二二條)し、同議會の勸告に依り及協賛を経て立法權を行ひ(六條)、國務院(内閣)を任命し(四六條)、之を経て行政權を行ひ(七條)、戒嚴を宣し(五三條)宣戰・媾和をなし、條約を結び(五四條)、大赦を行ひ(五五條)、法律に矛盾せぬ勅令を發する(五六條)點等は吾が國憲法と大同小異であるが、前記の如く統治權は暹羅國民より發出することとして、その中心を人民代表議會に置く點は、日本憲法と根本的相異がある。故に國王は立法權を行ふが、議會が再審議に附した法案に對しては拒否權なく、議會は裁可がなくとも之を法律として發布する權利があり(三九條)、國王は國務院を任命するが、國務院は議會の信任を要し(五〇條)、王位繼承は佛曆二四六七年王位繼承法によつて行はれるが、人民代表議會の承認を要し(九條)、國王が國を離れ又はその職權を行ひ得ない場合は攝政又は攝政會議を置くが、その任命にも議會の承諾を要するのみならず、國王自ら之を任命しなかつた場合は任命し得ない場合は任命の手續をする(一〇條)。尙人民には信教の自由を許すが、國王は三寶の擁護者であるとの暹羅古來の傳統觀念から國王には佛敎の信奉を強制して居り(四條)、宣戰は國際聯盟規約に悖らざる場合に於てのみ之をなすこと(五四條)としてゐる

點も異例である。

國王 「王室の項」參照。

攝政會議 ラーマ七世は御渡殿(一九三四年一月)に當り大叔父ナリスラ(Varisa)親王を攝政に任ぜられたが、翌年三月七日同王御退位、幼帝アナンタ陛下の御登極を見るに及び、一八九七年ラーマ五世が最初の御渡殿の際攝政會議を置かれた故事に倣ひ、且つ時局柄強力な攝政會議を置くの必要を認め、アヌワタナ親王(H. R. H. Prince Anuwatana Chakravarti)陸軍大佐、ラーマ五世の御正兄弟ソムデット・クロム・ブラ・チャカボン親王の御息、アーティット・テーパー・アーバー殿下(H. H. Prince Aditya Dhibha Abha)海軍少佐、故チヌムボン親王の御長男、故マランシー親王の長女マム・チャオ・テーパー・サーバンを御母として一九〇四年七月二十四日御誕生、一九〇八年ブラ・オン・チャオに御昇格、英國で御勉學、立憲革命當時はナコン・パトムの縣知事であられた、チャオ・ブラヤー・モハート(Chao Phya Yomarat; Pan Sukhum)一九二六年迄暹甸大臣及内務大臣を勤めた重臣)より成る攝政會議を置いた。後(同年八月十二日)右首座の宮アヌワタナ親王は御自害にかり、アーティット殿下が首座に御就任、新に陸軍大將チャオ・ブラヤー・ピチヤイエン(Chao Phya Bhiyayanda Yodhan)ブラヤー・テーパー・アラチエンの息、元侍從武官長)が攝政に任ぜられ今日に及んでゐる。

三立 法

沿革 一八九五年ラーマ五世は盤谷にて最も識見卓絶した人士七五〇名を指名議員として立法會議を置いたが、議員に議政能力が殆どないのを認め、間もなく廢止され、重要政務は王族及閣議に諮詢されるに至つた。爾來革命迄右立法會議は再開されることなく、法令は最高顧問會議・閣議・樞密院に諮詢して發布され、主管事務に就ては各關係省又は特別の委員等が法案を作成し、右諸會議の審議を経て後國王の裁可を仰いで公布した。然し右立法會議も帝親ら司裁され、甚だ不完全なものであつたが、一九三二年の立憲革命と共に第一期(後期)人民代表議會が置かれ、一九三三年末其の第二期に入り、

立法會議として略完成するに至つた。

人民代表議會 組織—暹羅の立法機關は一院制で、人民代表議會(Amba-ly of People's Representatives)を置く。憲法の經過規則によると三期に分劃

第一期は官選議員七〇名より成り(憲法第六八條)、第二期は官選・民選半々の議員を以て(同六五—六七條)、第三期は民選議員のみを以て組成される(同六五條)。一九三三年十二月十日以來第二期に入り、官選(第二種議員)、民選(第一種議員)各七八名計一五六名の議員を以て組織されてゐる。右官選議員は形式上は勅選であるが、事實は閣議が選任する。然し選舉有權者の過半數が初等教育試験に合格する時期、但し臨時憲法實施(一九三二年六月二十七日)の時より十年以内に第三期に入ることとし、現今政府は初等教育の普及に努力してゐる。

一九三二年十二月十六日裁可の「佛曆二四七五年暹羅憲法經過規則實施期間中に於ける人民代表會議議員選舉法」即ち「佛曆二四七五年選舉法」及其の後の勅令によると、民選議員は二重選舉制で一村内の選舉權者は各村一名の村代表を選出し、一縣内の村代表は縣内の人口二〇萬又はその端數毎に一名の人民代表即ち人民代表會議の議員を選挙する。村代表選舉資格は (一)暹羅國籍を有する者 (二)父が外國人であれば、父母が法律上結婚せると否とを問はず、中等教育三年を修了するか、兵役を服したるか、又は五箇年以上官吏として有給書記以上の地位に常備された者 (三)滿二〇歳に達した者 (四)精神病に非ざる者 (五)選舉の時拘留中に非ざる者 (六)僧侶其他の聖職に在らざる者 (七)裁判所により選舉權を剝奪されざる者とされて居り、村代表及人民代表の被選舉資格は右の外 (八)滿二五歳に達した者 (九)常習的放蕩者又は麻酔劑常用者に非ざる者 (十)小學校卒業程度の知識を有する者 (十一)憲法により政治關與を禁ぜられざる者等の資格を要す。故に女子も完全な選舉及被選舉權を有す。因に現今人民代表選舉を直選制に改めよとの輿論が高い。

議員の任期は四箇年で、補缺議員の任期は前任議員の殘餘任期中で(同一八條)、任期の満了、議會の解散、死亡、辭任、被選舉資格の喪失、議會がその利益を害する者として、出席議員の三分の二以上の賛成を得て除名の決議